

史跡陣ノ内城跡 保存活用計画



令和6年(2024)3月

甲佐町教育委員会

序 文

甲佐町は熊本県の中央部に位置し、熊本市の約 20 km 南方にあり、町の中央を一級河川緑川が貫流しています。歴史的には中世から現代に至るまで緑川舟運の出発地点として重要視された水陸交通の要衝であり、緑川舟運の起点に建立された甲佐神社（肥後国二宮）には鎌倉時代に肥後国の御家人竹崎季長が「蒙古襲来絵詞」（国宝）を奉納したとされるなど、豊かな自然と歴史的文化資源にあふれた地域です。

令和 3 年(2021)10 月 11 日、陣ノ内城跡は甲佐町の文化財として初めて史跡に指定されました。甲佐町では昭和 9 年(1934)天然記念物に指定された麻生原のキンモクセイ以来 87 年ぶりの 2 件目の国指定文化財となりました。

陣ノ内城跡は昭和 55 年(1980)に「陣ノ内館跡」として甲佐町指定文化財となりました。その後、平成 20 年(2008)からの発掘調査と関連史料調査の結果、陣ノ内城跡は小西行長が築城した、堀を含めた規模が東西 210m 以上、南北 190m 以上の北西と南東に虎口を持つ方形の城跡であることが明らかになり、令和元年(2019)7 月に遺跡の名称を「陣ノ内城跡」に改めています。

陣ノ内城跡は、17 世紀前半以前に築城された城郭の遺構が良好な状態で保存されているとともに、その規模は肥後国における中世城館の中でも突出しています。また、水陸交通の要衝に長期間にわたって継続的に城が維持されたと考えられ、陣ノ内城跡と隣接する松尾城跡（甲佐町指定文化財）の位置関係は豊臣系大名が新たな領国に入部した際の地域支配の在り方を示している可能性があり、阿蘇氏から豊臣系大名による肥後国支配へと転換する時期の政治的、社会的状況を考える上でも重要な意味を持つ城跡であることが分かっています。

そしてこの度、陣ノ内城跡の本質的価値を明らかにし、その適切な保存・管理や整備・活用の方性等を示すこととし、「史跡陣ノ内城跡保存活用計画」を策定しました。

今後は本計画に基づいて適切な保存・活用・整備等を行い、陣ノ内城跡の本質的な価値とその魅力を次世代に伝えていくとともに、皆様のご理解とご協力を賜りながら、末永く陣ノ内城跡の保存・活用と継承のための取り組みを進めてまいります。

最後となりましたが、本計画の策定にあたり、多大なご指導とご協力を賜りました史跡陣ノ内城跡保存活用計画策定委員会、文化庁、熊本県教育委員会ほか関係者の皆様に心より御礼申し上げます。

令和 6 年 3 月

甲佐町教育委員会

教育長 田上 浩輝

例 言

- 本書は、熊本県上益城郡甲佐町に所在する、史跡陣ノ内城跡の保存活用計画書である。
- 本計画は、国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金の交付を受け、令和4年度～令和5年度の2ヵ年で策定した。
- 本計画の策定にあたっては、有識者及び地元代表者からなる「史跡陣ノ内城跡保存活用計画策定委員会」を設置し、本計画について検討・審議を行い、文化庁文化財第二課、熊本県教育庁教育総務局文化課の指導・助言を受けた。
- 本計画の策定に係る事務は、甲佐町教育委員会社会教育課が行った。また、本計画策定に関連する一部を株式会社エスティ環境設計研究所へ委託した。
- 本書は、史跡陣ノ内城跡保存活用計画策定委員会や文化庁文化財第二課、熊本県教育庁教育総務局文化課、甲佐町総務課、企画課、くらし安全推進室、農政課、建設課、健康推進課、学校教育課の指導・助言に基づき、株式会社エスティ環境設計研究所の協力を得て、甲佐町教育委員会が執筆編集を行い、上高原聡（社会教育課）が担当した。
- 本書で使用した肥後国絵図（正保国絵図）は、熊本大学永青文庫研究センターの承諾を得て掲載している。
- 本書では、史跡陣ノ内城跡の所在する地名「豊内」について、歴史的用語としては「どい」、行政区や住所としては「とようち」と読んで区別している。
- 本書では、岩下1区や岩下2区、緑町区周辺の甲佐町の商業地域について「在^{ざい}町岩下」と記載している箇所がある。この「在^{ざい}町岩下」は、細川藩政期の甲佐手永^{こうさてなが}の唯一の在町であった岩下町を指しており、歴史的用語で使用する際に用いている。
- 本書で用いる県内の城郭のうち、宇土城（宇土市）、麦島城（八代市）、愛籐寺城（上益城郡山都町）の3遺跡は、肥後国絵図（慶長国絵図）に記載されている名称である宇土城、八代城、矢部城と表記する。
- 本書では、「^{もしゅう}衰衆」と呼ばれる、益城郡東北部一帯に割拠する阿蘇惟豊の家臣の中小在地領主の連合体について記載している。この「（上からウカンムリ、口、衣と書く）」の字は存在しない文字であるが、戦国時代に相良氏家臣によって記載された『八代日記』に「衰衆」についての記事が登場するため、本書でもそのままの文字を使用する。
- 本書に関わる図面・写真・遺物は、甲佐町教育委員会において収蔵・保管し、本書に係る全ての成果は甲佐町教育委員会に所属する。

目 次

第1章 計画策定の経緯・目的

1-1. 計画策定の経緯.....	1
1-2. 計画策定の目的.....	2
1-3. 計画の対象範囲.....	3
1-4. 委員会等の設置・経緯.....	4
(1) 検討体制.....	4
(2) 策定委員会の開催経過.....	4
(3) 庁内ワーキング会議の開催経過.....	5
(4) 土地所有者等からの意見聴取.....	6
1-5. 関係法令と関連計画.....	7
(1) 関係法令.....	7
(2) 関連計画.....	12
(3) 関係法令及び関連計画と本計画の位置づけ.....	17
1-6. 計画の実施.....	18

第2章 史跡の概要

2-1. 甲佐町の概要.....	19
(1) 沿革.....	19
(2) 人口.....	20
(3) 産業.....	20
(4) 交通.....	21
(5) 主要施設の分布.....	22
2-2. 位置と環境.....	23
(1) 地理的環境.....	23
(2) 地形・地質的環境.....	23
(3) 自然環境・気候.....	26
(4) 歴史的環境.....	28
(5) 関連遺跡について.....	40
(6) 甲佐町における文化財.....	51
2-3. 指定に至る経緯.....	54

2－4. 指定状況.....	55
(1) 史跡名	55
(2) 所在地	55
(3) 遺跡の種類	55
(4) 指定年月日	55
(5) 告示番号	55
(6) 指定面積	55
(7) 指定基準	55
(8) 指定理由	55
(9) 所有関係	57
(10) 管理団体	57
(11) 管理団体の指定年月日	57
(12) 管理団体の告示番号	57
2－5. 史跡指定地の状況.....	58
(1) 史跡指定地及び周辺の地形	58
(2) 史跡指定地及び周辺の現況・眺望	59
(3) 史跡指定地及び周辺の植生	61
(4) 史跡指定地及び周辺の災害危険性	62
(5) 地籍と地目	63
(6) 土地所有区分	69
(7) 史跡指定地内の農業振興地域	71
2－6. 発掘調査等の履歴と調査成果.....	72
(1) 発掘調査等の履歴	72
(2) 調査の内容・結果	73
(3) 調査成果の総括	88

第3章 史跡の価値

3-1. 陣ノ内城跡と緑川の関係性	89
3-2. 本質的価値	91
(1) 小西氏時代の城郭の様相を顕著に示す遺構・遺物	91
(2) 豊臣系大名による肥後国支配へと転換する時期の政治的、社会的状況を知るための価値	92
(3) 阿蘇氏時代の様相を窺える遺構・遺物	92
(4) 継続的に利用された緑川筋の水陸交通の要衝としての価値	93
(5) 緑川の流れと緑川により形成された地形	93
3-3. 本質的価値に準ずる価値	94
(1) 縄文～古墳時代の遺構・遺物	94
(2) 近世以降の陣ノ内城跡を示す遺構・遺物・史料	94
(3) 太平洋戦争期の戦争遺構	94
3-4. 史跡指定地及びその周辺を構成する要素	95

第4章 現状と課題

4-1. 保存管理	101
(1) 現状	101
(2) 課題	103
4-2. 活用	105
(1) 現状	105
(2) 課題	107
4-3. 整備	109
(1) 現状	109
(2) 課題	112
4-4. 運営・体制	114
(1) 現状	114
(2) 課題	115

第5章 大綱・基本方針

5-1. 大綱	116
5-2. 基本方針	117

第6章 保存管理

6-1. 基本的な方向性	118
6-2. 地区区分	118
(1) 地区区分の考え方	118
(2) 対象範囲の地区区分及び保存管理方針	119
6-3. 具体的な方法	121
(1) 公有化の推進・追加指定の検討	121
(2) 調査研究の推進	121
(3) 日常的な維持管理の方法	122
(4) 自然災害への対応	123
(5) 現状変更の区分と対象	124
(6) 現状変更等の取扱い方針と取扱い基準	128
(7) 史跡指定地及び周辺環境における景観保全・形成	130
(8) 甲佐町民への広報	130

第7章 活用

7-1. 基本的な方向性	131
7-2. 活用の戦略	132
7-3. 具体的な方法	133
(1) 史跡の価値についての情報発信	133
(2) 史跡見学への対応	133
(3) 学校教育・社会教育の充実	133
(4) 町民の日常的な利用の促進	134
(5) 避難場所としての活用方策の検討	134
(6) 来訪コンテンツの充実	134
(7) 周辺文化財等の地域資源と連携したまちづくりへの発展	135
7-4. I期から取り組む活用方策	135
7-5. フィールドミュージアムの推進	136
(1) 考え方	136
(2) フィールドミュージアムコース（例）	136

第8章 整備

8-1. 基本的な方向性	137
(1)-1 I期から行う整備	137
(1)-2 保存のための整備	138
(2) 活用のための整備	138
8-2. 具体的な方法	139
(1)-1 I期から行う整備	139
(1)-2 保存のための整備	139
(2) 活用のための整備	140

第9章 運営・体制

9-1. 基本的な方向性	143
9-2. 具体的な方法	145
(1) 庁内体制の強化	145
(2) 土地所有者との連携・協力	145
(3) 地域住民・関係団体等との協働の取り組み	145
(4) 国・県・その他関係機関との連携	145
(5) 事業の体制強化	146
(6) 調査研究体制の強化	146
(7) 事業者及び関係団体との連携	146
9-3. 緊急時の対応	147

第10章 施策の実施計画の策定・実施

10-1. 実施項目	148
10-2. 実施期間、実施計画	148

第11章 経過観察

11-1. 方向性	150
11-2. 方法	150

資料編

1. 文化財保護法（抜粋）	1
2. 文化財保護法施行令（抜粋）	7
3. 官報告示（抜粋）	10

主要参考文献

挿図目次

図 1-1	史跡指定地及び周辺の計画対象範囲	3	図 4-1	整備・復旧工事の状況	110
図 1-2	甲佐町遺跡地図	8	図 4-2	各トレンチ(試掘坑)の土層断面模式図	110
図 1-3	甲佐町の農業振興地域の範囲	9	図 6-1	対象地の地区区分	120
図 1-4	甲佐町の鳥獣保護区の範囲	11	図 7-1	陣ノ内城跡に関わる人々の意識・行動変容 イメージ	132
図 1-5	関連計画と本計画の位置づけ	17	図 7-2	フィールドミュージアムコースのイメージ	136
図 2-1	人口と世帯数の推移	20	図 8-1	き損状況図	137
図 2-2	産業別就業者の推移	20	図 9-1	運営体制のイメージ	144
図 2-3	甲佐町までの交通網	21	図 9-2	庁内連携体制のイメージ	144
図 2-4	主要施設の分布	22	図 9-3	緊急時の対応フロー	147
図 2-5	甲佐町の位置	23			
図 2-6	甲佐町周辺の地形と活断層の位置	24			
図 2-7	陣ノ内城跡付近の地形	25			
図 2-8	甲佐町の浸水想定区域	25			
図 2-9	甲佐町の植生	26			
図 2-10	矢部周辺県立自然公園の範囲	27			
図 2-11	旧石器時代～近代以降の陣ノ内城跡周辺 変遷図	39			
図 2-12	袞衆の城郭縄張図及び分布図	41			
図 2-13	小西氏の城郭支城網	46			
図 2-14	小西氏の城郭測量図及び縄張図	47			
図 2-15	甲佐町のおもな文化財の分布	52			
図 2-16	陣ノ内城跡周辺の地形図	58			
図 2-17	陣ノ内城跡周辺の地形断面図	59			
図 2-18	現況写真の地点	59			
図 2-19	史跡指定地及び周辺の植生	61			
図 2-20	陣ノ内城跡周辺における土砂災害リスク	62			
図 2-21	陣ノ内城跡の地番と地目	67			
図 2-22	陣ノ内城跡の土地所有区分	69			
図 2-23	陣ノ内城跡周辺の農業振興地域	71			
図 2-24	トレンチ(試掘坑)配置図	76			
図 2-25	基本層序	76			
図 2-26	陣ノ内城跡調査成果図1	77			
図 2-27	陣ノ内城跡調査成果図2	78			
図 2-28	逆修碑1実測図(左)・逆修碑2実測図(右)	81			
図 2-29	安養寺関連遺物 水輪実測図	81			
図 2-30	登城道図	82			
図 2-31	戦国期拠点城郭及び小西氏の城郭	85			
図 2-32	地名の聞き取り調査図	86			
図 2-33	調査成果の総括図	88			
図 3-1	甲佐町での出来事と史跡の価値の関係を 示す年表	90			
図 3-2	本質的価値を構成する要素(A)の位置図	96			
図 3-3	本質的価値に準ずる価値を構成する要素(B) の位置図	98			
図 3-4	史跡の保存・活用に資する要素(C)の位置図	99			
図 3-5	史跡周辺に所在する史跡の活用に資する 要素(E)及び本質的価値を支える基盤(G)	100			

表目次

表 1-1	策定委員名簿	4
表 1-2	庁内ワーキング会議出席者名簿	5
表 2-1	甲佐町の沿革	19
表 2-2	国及び甲佐町指定文化財	51
表 2-3	未指定文化財	53
表 2-4	現況写真	60
表 2-5	史跡指定地の地番及び面積・地目	63
表 2-6	発掘調査等の履歴	72
表 3-1	史跡及びその周辺を構成する要素の分類	95
表 6-1	現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関する許可等	124
表 6-2	現状変更等の許可を必要とする行為	126
表 6-3	現状変更等の許可を必要としない行為	127
表 6-4	第1種地区(史跡指定地)の現状変更に関する取扱い基準	129
表 10-1	実施計画の概要	148
表 10-2	施策一覧	149
表 11-1	経過観察チェックシート	151

写真図版

写 1-1	北東側からみた陣ノ内城跡の全景	2
写 1-2	庁内ワーキング会議の様子	6
写 1-3	庁内ワーキング会議での意見	6
写 2-1	堀の壁に見られる砂レキ層	24
写 2-2	陣ノ内城跡から見た東側山地	26
写 2-3	「免の山」西側斜面	61
写 2-4	堀の測量調査の様子	74
写 2-5	試掘で検出された石列	74
写 2-6	地下分布範囲確認作業の様子	75
写 2-7	出土遺物(12世紀～14世紀)	80
写 2-8	出土遺物(15世紀後半～17世紀)	80
写 2-9	上豊内地区での石造物発掘状況	81
写 3-1	堀・土塁	97
写 3-2	虎口	97
写 3-3	登城道	97
写 3-4	削平された土塁の基部	97
写 3-5	埋め戻された堀	97
写 3-6	下豊内横穴群・防空壕	98
写 3-7	稻荷大明神	98
写 3-8	のぼり旗	99
写 3-9	標柱	99
写 3-10	順路を示す看板	99
写 4-1	眺望景観	101
写 4-2	台地の平坦部	101
写 4-3	堀斜面のき損箇所	102
写 4-4	標柱	102
写 4-5	里道	105
写 4-6	学校向け現地説明の様子	105
写 4-7	舗装された里道	109
写 4-8	復旧工事箇所	109
写 4-9	解説の様子	114
写 6-1	陣ノ内城跡の特集	130
写 7-1	高校での地域学習の様子	133
写 7-2	ウォーキングコースのイメージ	134
写 7-3	災害時にかまどに活用できるベンチ	134
写 7-4	緑川河川敷での花火大会	134
写 7-5	在町岩下での蚤の市	135
写 7-6	町内でのクイズウォークイベント	135
写 7-7	春の陣ノ内城跡	135
写 8-1	西側堀の獣道	139
写 8-2	土塁上の樹木及びき損の様子	139
写 8-3	「免の山」西側の集落	140
写 8-4	サインの整備事例	141
写 8-5	広場と休養施設の整備事例	142
写 8-6	現在の平野への眺望	142

第1章 計画策定の経緯・目的

1-1. 計画策定の経緯

熊本県甲佐町に所在する史跡陣ノ内城跡^{しせきじんのうちじょうあと}は、甲佐町役場東側、「陳ノ内」^{じんのうち}の字名を残す丘陵地上につくられた、長さ400mに及ぶ堀や土塁を備えた城跡である。1970年代に行われた熊本県教育委員会による中世城郭の悉皆調査以降^{しつがい}、「陣ノ内館跡」^{じんのうちやかたあと}は現地に堀や土塁等の遺構を良好に残す中世の阿蘇大宮司^{あそだいぐうじ}の館跡として注目され、昭和55年(1980)2月には甲佐町指定文化財に指定された。しかし具体的な調査は行われることなく、その範囲や構造は不明のままであった。その後、平成14年(2002)～平成16年(2004)にかけて地形測量や確認調査を実施した。その結果、平成17年(2005)に甲佐町は「陣ノ内館跡」は阿蘇大宮司の館跡とする発掘調査報告書(甲佐町教育委員会2005)を刊行し、遺跡の重要性が初めて町内外に認められた。

しかし、阿蘇大宮司の館とする根拠である文献史料が江戸時代中頃以降のものである点や、陣ノ内館跡が中世の肥後国内にはみられない直線的な塁線^{るいせん}を持つ構造であったことから、中世城館^{ちゅうせいじょうかん}とする考え方が疑問視された。

そこで、「陣ノ内館跡」の範囲や構造を明らかにし、遺跡の適切な保存・管理・活用をはかることを目的として、平成20年度から発掘調査等を実施し、平成26年度末に発掘調査報告書を刊行した(以下、「26年度報告書」という。)(甲佐町教育委員会2015)。この報告書では、発掘調査により明らかになった縄張りの状況や出土遺物等の調査の結果から、「陣ノ内館跡」は中世館跡ではなく織豊系城郭^{しよくほうけいじょうかく}であることを指摘した。

さらに、類似遺跡との比較による相対化やそれを基にした遺跡の価値づけのために調査を継続し、令和元年(2019)7月に遺跡の名称を「陣ノ内城跡」と改め^{*}、同年9月には調査成果を文化庁の「中世城館・近世城郭遺跡等の保存に関する検討会」で報告した。そして、その場で受けた指摘事項についてあらためて調査・検討し、陣ノ内城跡の県内での位置づけや歴史的価値を明確化することを目的として令和2年(2020)12月に総括報告書を刊行した(甲佐町教育委員会2020)。

その後、令和3年(2021)6月に国の文化審議会が文化財保護法第109条第1項に基づく史跡に指定するよう、文部科学大臣に答申し、同年10月11日の官報告示をもって正式に史跡に指定された。

一方で、国の制度としての保存活用計画^{**}は、平成30年(2018)の法改正により、保存・活用を図るために必要な施策・事業の実施計画の記載が求められているとともに、当該計画の国による認定を申請できるようになった。

このような状況をふまえ、甲佐町は管理団体(令和4年2月3日)として史跡を適切に保存・管理・活用することを目的として、令和4年度より、史跡陣ノ内城跡保存活用計画(以下、「本計画」という。)の策定に着手した。

※遺跡の名称について

令和2年(2020)の総括報告書の刊行を機に、本遺跡の名称を「陣ノ内館跡」から「陣ノ内城跡」にあらためた。理由としては、平成20年(2008)以降の調査によって本遺跡は阿蘇大宮司の館跡ではなく織豊系城郭であったことが明らかとなったため、名称をあらためることを令和元年(2019)7月の陣ノ内館跡調査専門委員会に諮り了承を得た。

※※保存活用計画とは

個々の国指定文化財及び登録文化財を対象に、所有者・管理団体等が作成する保存・活用の考え方や具体的な取組の内容を定めた基本的な計画である。

1－2．計画策定の目的

本計画は、令和3年(2021)10月11日に史跡に指定された陣ノ内城跡の本質的価値を構成する諸要素を把握し、その適正な保存・管理の基本方針、方法、公有化の方向性や現状変更等の取扱い方針、整備・活用の基本的な考え方や適切な管理運営体制整備等の方向性を取りまとめることを目的とする。

陣ノ内城跡は甲佐町としては初めての史跡であり、令和3年(2021)3月に策定された第7次甲佐町総合計画基本構想・前期基本計画には、新たな観光拠点として観光客の増加を図る対策を推進することや、周辺の文化財と併せて歴史学習や地域活動の場として幅広く積極的に活用する方向性が記された。また、本町における災害としては平成28年(2016)4月の熊本地震や、同年6月に発生した1時間に150ミリの記録的豪雨が記憶に新しいが、古くから浸水や土砂災害による被害に悩まされた地域であり、記録的な豪雨による支川の氾濫や内水滞留が生じている。これから「強靱な甲佐町」をつくりあげていくためにも、陣ノ内城跡そのものの強靱化及び町の中での地形的特徴を活かした位置づけも考えていきたい。

以上のことから地域住民及び後世の世代に対し「甲佐の財(たから)」としての価値を高め、歴史学習や地域活動の場、甲佐町を代表する地域資源としての価値付けを行い、次世代に継承することを目指して本計画を策定する。

なお、史跡陣ノ内城跡は約78,000㎡に及ぶ史跡指定地の大部分が民有地であり、整備活用に向けては長期的な事業計画に基づく実施を視野に入れる必要があることから、町民・土地所有者・関係各課・関係機関・関係団体等、多岐にわたる利害関係者との連携・調整を図りながら陣ノ内城跡の保存・活用を推進していくこととする。



写 1-1 北東側からみた陣ノ内城跡の全景

1-3. 計画の対象範囲

計画の対象範囲は、史跡指定地とする。ただし、昭和55年(1980)に「陣ノ内館跡」の名称で甲佐町指定文化財になっていた範囲及びこれまでの調査により想定される縄張りの範囲を「遺跡の範囲」と位置づけ、今後の保存・活用を視野に入れた検討の対象とする。

さらに、今後の活用と整備に向けて、甲佐町の観光拠点や地域活動の場として位置づけていくために、史跡を中心により広域的な範囲も視野に入れた計画とする。

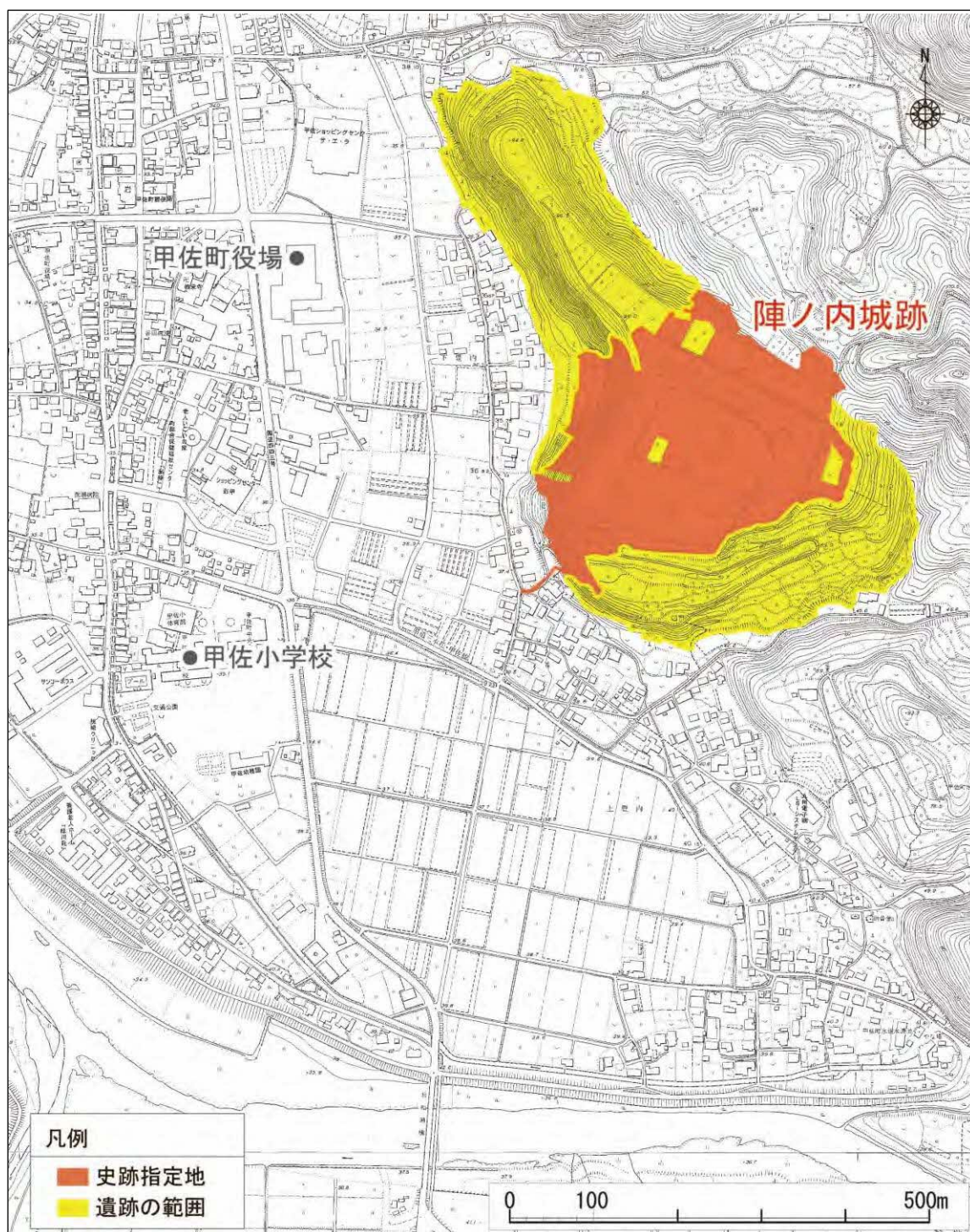


図 1-1 史跡指定地及び周辺の計画対象範囲

1-4. 委員会等の設置・経緯

計画の策定にあたっては、史跡陣ノ内城跡保存活用計画策定委員会を設置し、保存及び活用・整備にかかる基本方針に関することや、保存活用計画の策定に関することなどを2ヵ年計画で検討・審議を行った。

(1) 検討体制

史跡陣ノ内城跡保存活用計画策定委員会委員及び事務局を以下に示す。

表 1-1 策定委員名簿

	氏名	専門分野	所属
委員長	山尾 敏孝	土木構造物	熊本大学名誉教授・熊本県文化財保護審議会会長
委員	小野 正敏	考古学	国立歴史民俗博物館名誉教授・陣ノ内城跡調査専門委員
	稲葉 継陽	日本史	熊本大学永青文庫研究センター長・陣ノ内城跡調査専門委員
	田中 尚人	文化的景観	熊本大学大学院先端科学研究部准教授
	赤星 眞照	郷土史	甲佐町文化財保護委員長
	甲斐 隆	地元代表	下豊内区長
	佐藤 直樹	地元代表	NPO法人自然楽舎みやうち、農業・まちづくり関係者
オブザーバー	清村 一男	-	前甲佐町文化財保護委員長
	野木 雄大	-	文化庁文化財第二課史跡部門文化財調査官(令和4年度)
	滑川 敦子	-	〃 (令和5年度)
	木庭 真由子	-	熊本県教育庁教育総務局文化課参事
事務局	後藤 喜治	-	甲佐町教育委員会社会教育課長
	上高原 聡	-	甲佐町教育委員会社会教育課社会教育係長
	岩井 直樹	-	甲佐町教育委員会社会教育課社会教育係

(2) 策定委員会の開催経過

史跡陣ノ内城跡保存活用計画策定委員会の開催経過と各回における議事を以下に示す。

第1回 史跡陣ノ内城跡保存活用計画策定委員会

開催日時 : 令和4年11月24日(木) 9:30~16:00

場所 : 甲佐町役場 甲佐町生涯学習センター 研修室

内容・議事 : 現地視察 計画策定のスケジュール 計画策定の経緯・目的 史跡の概要・価値
計画策定における課題

第2回 史跡陣ノ内城跡保存活用計画策定委員会

開催日時 : 令和5年3月16日(木) 9:30~14:30

場所 : 甲佐町役場 甲佐町生涯学習センター 視聴覚室

内容・議事 : 計画策定のスケジュール 計画策定の経緯・目的
史跡の概要・価値 計画策定における課題 大綱・基本方針 保存管理

第3回 史跡陣ノ内城跡保存活用計画策定委員会

開催日時 : 令和5年6月8日(木) 9:30~14:00

場所 : 甲佐町役場 甲佐町生涯学習センター 研修室

内容・議事 : 計画策定のスケジュール 活用 整備 運営・体制

第4回 史跡陣ノ内城跡保存活用計画策定委員会

開催日時 : 令和5年8月3日(木) 9:30~11:30

場所 : 甲佐町役場 甲佐町生涯学習センター 研修室

内容・議事 : 計画策定のスケジュール 施策の実施計画の策定・実施 経過観察

第5回 史跡陣ノ内城跡保存活用計画策定委員会

開催日時 : 令和5年12月13日(水) 9:30~12:00

場所 : 甲佐町役場 甲佐町生涯学習センター 研修室

内容・議事 : 計画策定のスケジュール 文化庁からの確認結果の共有 計画全体の確認

(3) 庁内ワーキング会議の開催経過

関連計画や関連事業との整合性を図りながら計画策定を進めるための庁内ワーキング会議を以下のように開催し、これらの意見を計画に反映させた。

表 1-2 庁内ワーキング会議出席者名簿

	氏名	所属
出席者	羽祢田 直美	総務課財務係長
	吉川 英徳	地域振興課商工観光係長(令和4年度)
	美濃田 知也	企画課商工観光係長(令和5年度)※組織改編により企画課に統合
	西口 貴志	企画課企画政策係長
	久米 修永	くらし安全推進室くらし安全推進係長(令和4年度) 農政課経営係長(令和5年度)
	佐藤 大治	農政課経営係長(令和4年度) くらし安全推進室くらし安全推進係長(令和5年度)
	木村 徹	建設課管理係長
	木村 真澄	健康推進課健康推進係長(令和5年度)
事務局	早崎 伊津子	学校教育課学校教育係長
	後藤 喜治	社会教育課長
	上高原 聡	社会教育課社会教育係長
	岩井 直樹	社会教育課社会教育係

第1回庁内ワーキング会議

開催日時:令和4年10月5日(水) 10:00~12:00

場所:甲佐町役場 甲佐町生涯学習センター 研修室

概要:本計画の概要を説明した後、現在、町にある課題や保存・活用へのアイデアについてトークセッション形式で自由に話し合った。



写 1-2 庁内ワーキング会議の様子



写 1-3 庁内ワーキング会議での意見

第2回庁内ワーキング会議

開催日時:令和5年4月27日(木) 13:30~15:30

場所:甲佐町役場 甲佐町生涯学習センター ホール

概要:今後の陣ノ内城跡の保存・活用に向けた課題解決やそのための連携体制について、話し合った。

第3回庁内ワーキング会議

開催日時:令和5年11月14日(火) 13:30~15:00

場所:甲佐町役場 甲佐町生涯学習センター 研修室

概要:本計画の内容に関して確認・意見交換を行った。

(4) 土地所有者等からの意見聴取

陣ノ内城跡地権者説明会

開催日時:令和5年7月30日(日) 10:00~10:50

場所:甲佐町役場 甲佐町生涯学習センター ホール

内容・議事:保存活用計画の目的・保存管理(維持管理・現状変更の取扱い基準)について説明を行った。

1－5. 関係法令と関連計画

陣ノ内城跡の保存・活用を図っていくためには、関係法令の枠組みの中での開発行為等に対して、十分な措置がなされていない事項を把握し、本計画における現状変更の取扱い基準の中で対応措置を講じることが必要である。さらには、史跡指定地の周辺部における景観の保全を図っていくための景観コントロール等の措置も考えられる。

また、活用・整備においては、陣ノ内城跡の位置づけを明確にして、県、町の関連計画との整合を図りながら、まちづくりの将来像のシナリオを想定し、文化財やその周辺環境が担うべき役割や目指すべき方向性を導き出していく必要がある。

陣ノ内城跡とそれを取り巻く甲佐町の姿や、町民の暮らしとの共存・共生を実現させるために、総合計画等の上位関連計画との整合を図っていく。さらには陣ノ内城跡の活用・整備が、甲佐町全体のまちづくりにおいて、効果をもたらすための展開を図っていく。

(1) 関係法令

本計画の策定にあたって考慮すべき関係法令を以下に示す。

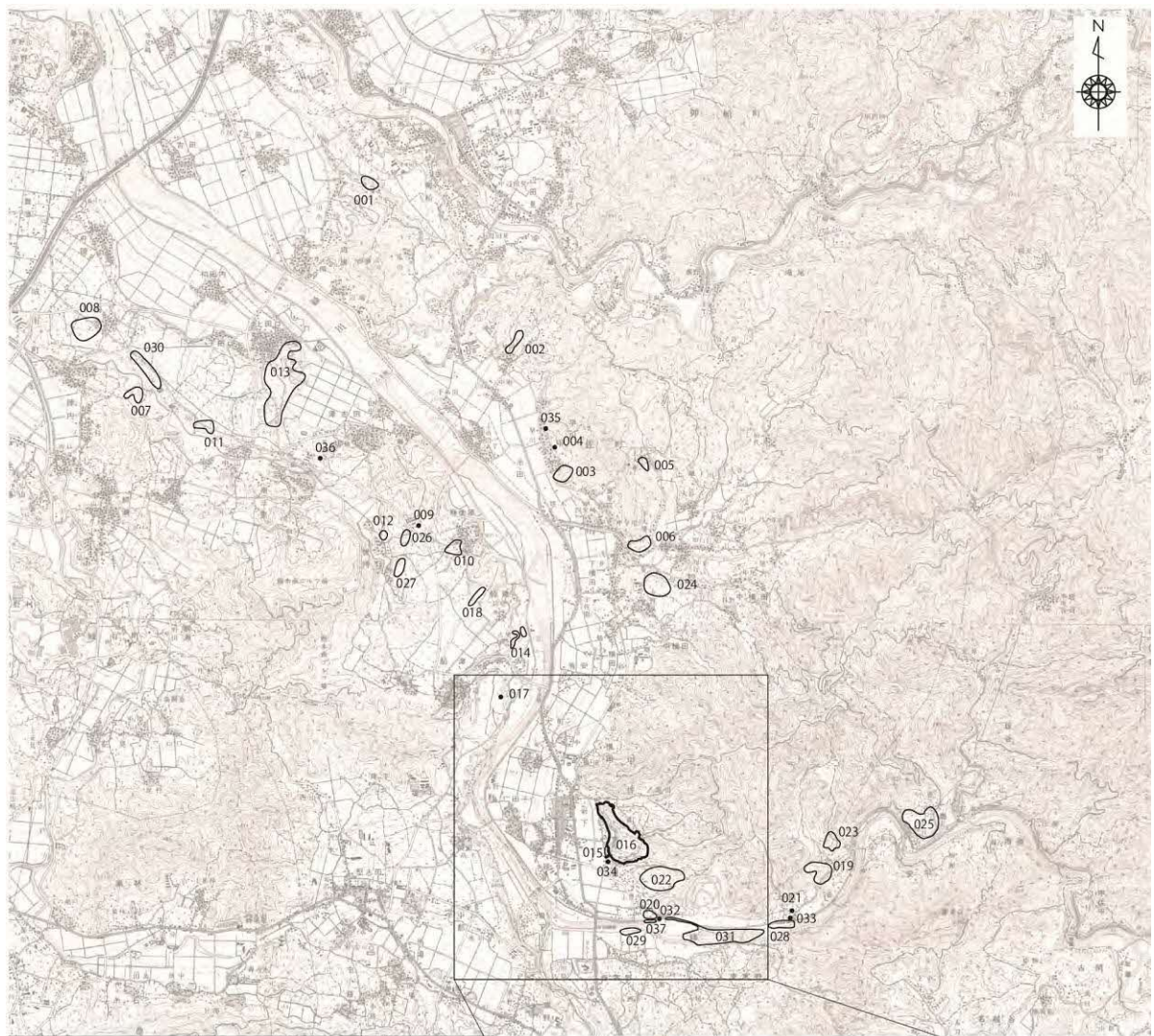
1) 文化財保護法

本計画の対象である陣ノ内城跡は、文化財保護法第 109 条第 1 項に基づき指定された国指定史跡である。そのため、史跡に指定された土地は文化財保護法の規制を受け「その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合」は文化財保護法第 125 条第 1 項に基づき文化庁長官の許可（国の機関である場合は法第 168 条第 2 項の同意）が必要となる。

また、文化財保護法第 129 条の 2 では、「史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、文部科学省令で定めるところにより、史跡名勝天然記念物の保存及び活用に関する計画を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。」とされている。

さらに、史跡指定地外についても、陣ノ内城跡の周辺は周知の埋蔵文化財包蔵地であることから、開発行為等の土地の現状変更を行う際は、文化財保護法第 93 条第 1 項に基づく届出または第 94 条第 1 項に基づく通知が事前に必要である。

なお、文化財保護法第 113 条第 1 項に基づき、甲佐町は管理団体に指定されている。



番号	名称	種別	時代	所在地
001	中尾原	包蔵地	弥生	白旗 中尾
002	北早川横穴群	古墳	古墳	白旗 北早川
003	早川城跡	城	中世	早川 下小塚
004	円福寺跡	寺社	中世	早川
005	大峰	包蔵地	旧石器	上早川
006	南早川城	城	中世	早川 城下
007	中山字下道横穴群	城	古墳	中山 下道
008	沈目五山	包蔵地	縄文～中世	田原
009	塔の木さん古墳	古墳	古墳	麻生原 坂の上
010	麻生原	包蔵地	縄文・弥生	麻生原 坂の上
011	中山横穴群	古墳	古墳	中山
012	世持	包蔵地	縄文～中世	世持
013	田口東原	包蔵地	縄文	田口 東原
014	船津東横穴群	古墳	古墳	船津 (通称谷)
015	下豊内横穴群	古墳	古墳	下豊内
016	陣ノ内城跡	城	中世	豊内 陣の内
017	磨崖五輪塔・磨崖	石造物	中世	船津 南原
018	八つ割	埋葬	弥生	船津 八つ割
019	御手洗	包蔵地	古代・中世	安平 (通称御手洗神社)
020	緑川製糸場跡	包蔵地	近代	豊内
021	宝籠印塔	石造物	中世	上揚
022	甲佐城跡	城	中世	豊内 南谷川
023	安平城跡	城	中世	小鹿 屋敷野
024	津野原	包蔵地	旧石器	下横田
025	小鹿	包蔵地	縄文・弥生	小鹿
026	世持・石沸	包蔵地	古代	世持 石沸
027	世持・道免	包蔵地	古代	世持 道免
028	上揚往還	石造物	近世	上揚 宮上
029	日和瀬	建造物	近世以降	寒野 千才丸
030	中山錦川	集落	弥生・古代	中山 錦川
031	霧ノ瀬堤	建造物	近世	豊内
032	築の樋門	建造物	近世	豊内
033	緑川上流通橋碑	歴史資料	近世	上揚
034	下豊内の逆修碑	歴史資料	中世	豊内
035	薬王寺の宝籠印塔	歴史資料	中世	早川
036	津志田の逆修碑	歴史資料	中世	津志田
037	豊内堤防	石畳	近世	豊内

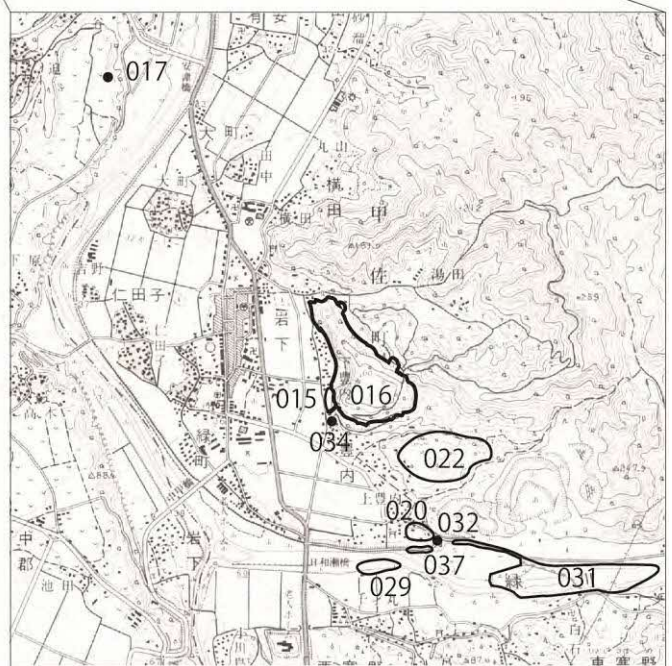


図 1-2 甲佐町遺跡地図

『陣ノ内城跡 -総括報告書- 』（甲佐町教育委員会 2020）より引用

2) 農業振興地域の整備に関する法律による規制

甲佐町では、昭和 44 年度に「農業振興地域の整備に関する法律」の適用を受け、農業振興地域整備計画を策定した。農業振興地域内にある土地の農業以外の目的（住宅・商業施設・駐車場・資材置場等）への転用は、「農業振興地域の整備に関する法律」及び農地法によって厳しく制限されている。史跡指定地周辺の拡大図は図 2-23（71 ページ）に掲載する。

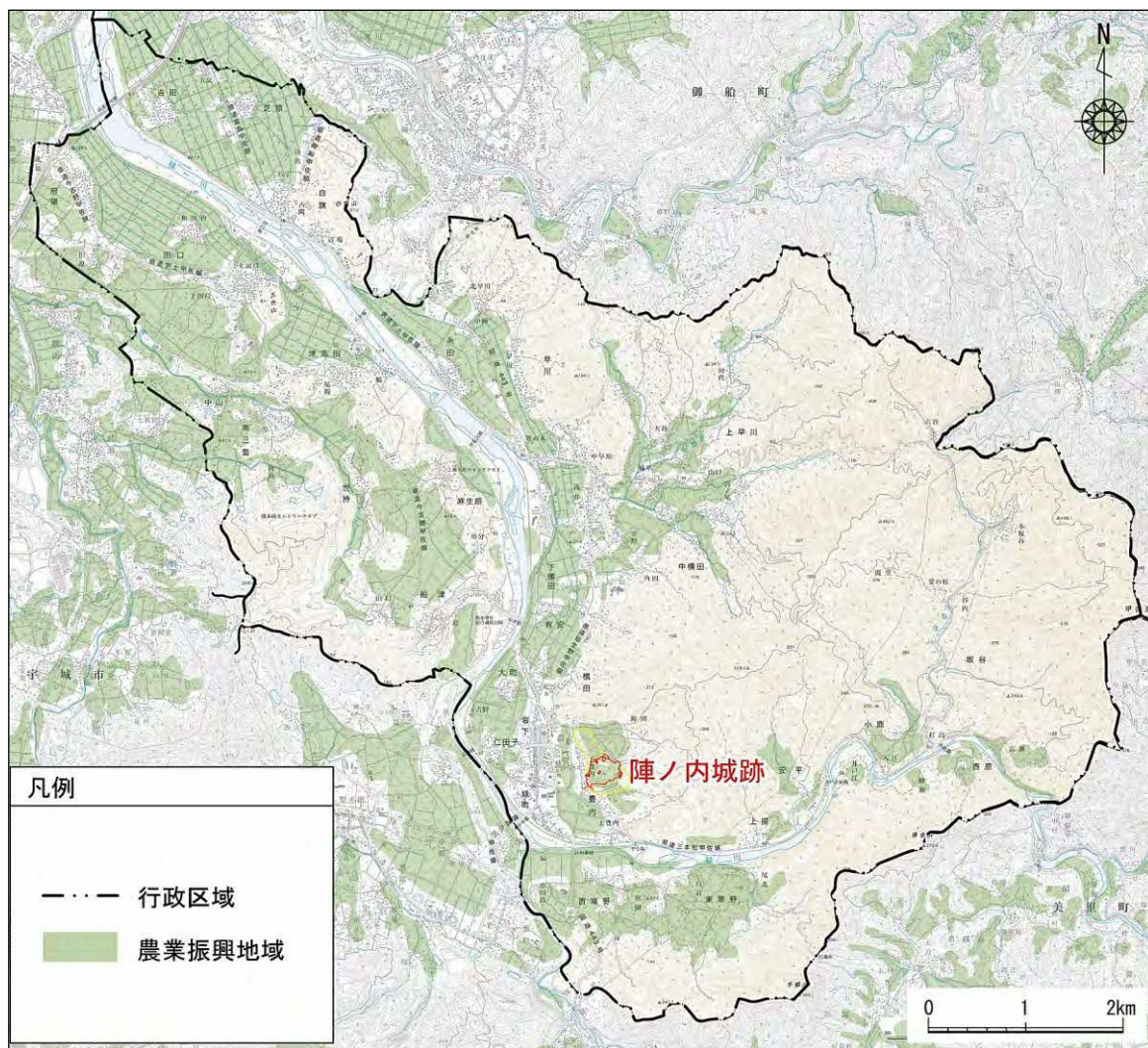


図 1-3 甲佐町の農業振興地域の範囲

3) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

土砂災害のおそれのある区域について危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進しようとするものである。特に土砂災害特別警戒区域では、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われる。

史跡指定地及び周辺には、土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域がある。

4) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律

急傾斜地崩壊危険区域として指定された土地は、急傾斜地の崩壊を助長・誘発するおそれのある一定の行為について制限がなされる。同法第7条に基づき、水の浸透を助長する行為や立竹木の伐採、土石の採取又は集積等の行為を急傾斜地崩壊危険区域内で行おうとする場合には、都道府県知事の許可が必要となる。

史跡指定地及び周辺には、同法第3条第1項の規定に基づき熊本県知事が指定した危険指定区域として指定された区域がある。

5) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

鳥獣の保護を図るため、必要があると認められる地域を鳥獣保護区として指定するもの。鳥獣保護区内においては、狩猟が認められないほか、特別保護地区内においては、工作物の新築等や木竹の伐採等の一定の開発行為が規制される。ただし、狩猟免許及び狩猟者登録を得て狩猟鳥獣を捕獲する場合や、鳥獣による生活環境・農林水産業又は生態系に係る被害防止等の目的で鳥獣保護管理法の捕獲許可を得た場合（有害鳥獣捕獲）などは、捕獲することができる。

狩猟により野生鳥獣を捕獲できるのは、狩猟免許を所持し毎年度の狩猟者登録を行った人が、狩猟期間内に狩猟可能区域で、法定猟法により狩猟鳥獣を捕獲する場合に限られている。

狩猟期間(熊本県の場合)

イノシシ:毎年11月1日～3月15日まで(県内全域)

ニホンジカ:毎年11月1日～3月15日まで(県内全域)

上記以外の狩猟鳥獣:毎年11月15日～2月15日まで

狩猟可能区域:鳥獣保護区や休猟区等を除く区域

法定猟法:銃器、網又はわな

狩猟鳥獣:キジバト・ヒヨドリ・カワウ・ゴイサギ・マガモ等の鳥類28種と、イノシシ・ニホンジカ・タヌキ・アナグマ・アライグマ・タイワンリス等の獣類20種の併せて48種。

甲佐町内においては、史跡指定地内及び周辺の区域が鳥獣保護区に指定されている（特別保護地区ではない）。また、町として鳥獣保護管理法の捕獲許可を得ていることから、令和4年度から通年での有害鳥獣駆除が可能である。

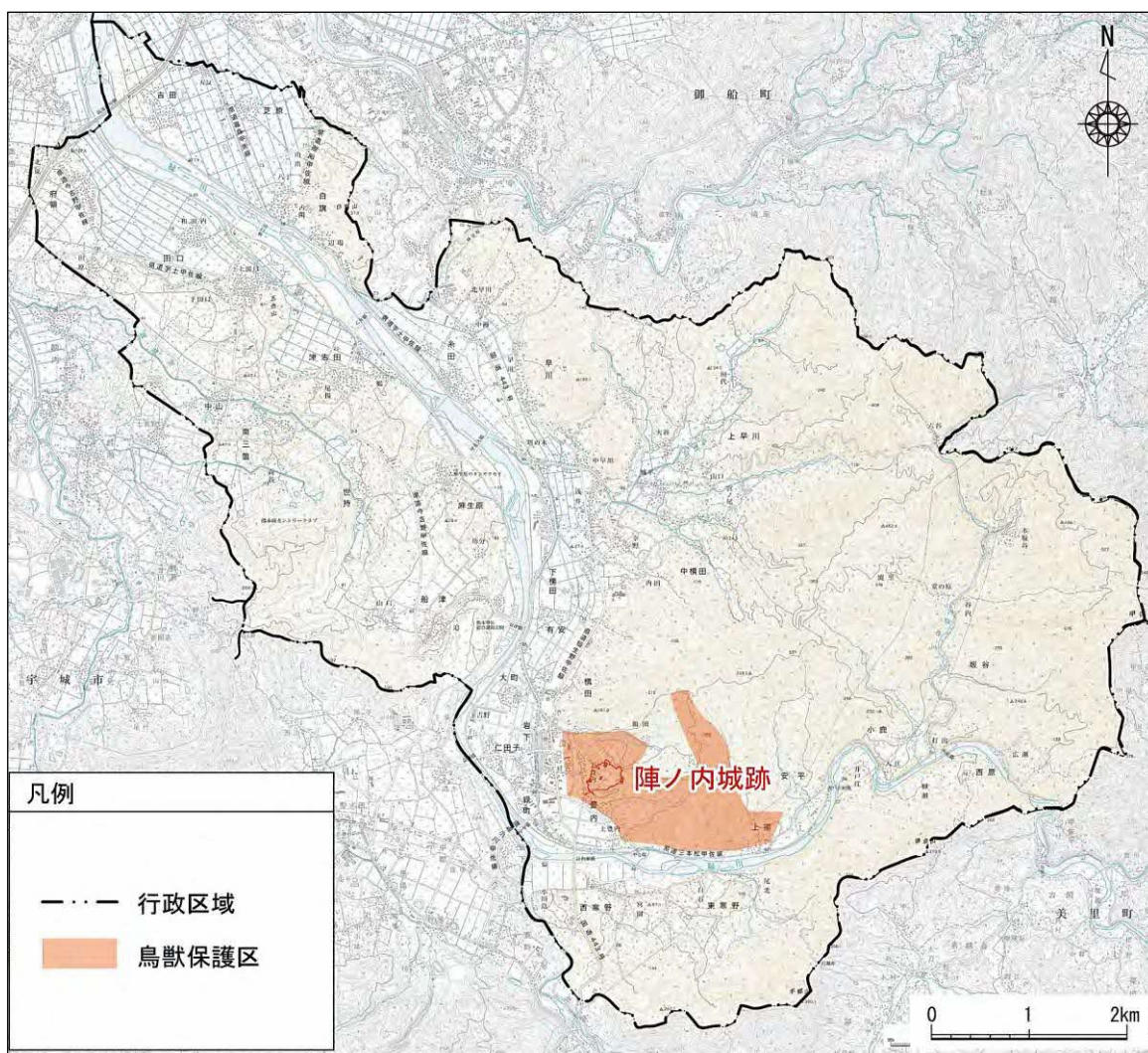


図 1-4 甲佐町の鳥獣保護区の範囲

(2) 関連計画

本計画の策定にあたって整合を図るべき関連計画を以下に示す。

1) 第7次甲佐町総合計画基本構想・前期基本計画（令和3年3月策定）

○施策の方向（本計画に関連する箇所を抜粋）

第1編 産業の振興

第1章 農林業

1. 農業の振興

(1) 農業生産基盤の整備 (3) 鳥獣被害対策の強化 (4) 担い手の確保育成

2. 林業の振興

(3) 森林の有効活用 (4) 森林環境の保全

第4章 観光・イベント

1. 観光の振興

(1) 地域資源の活用 (2) 広域的観光ルートの整備 (3) 広報・宣伝及び推進体制の整備

2. イベントの充実

(2) 新規イベントの開催

第2編 都市基盤の整備

第1章 土地利用

1. 土地利用の促進

(1) 戦略的かつ計画的な土地利用の促進 (2) 乱開発の防止

第3編 生活環境の整備

第2章 公園・緑地

1. 公園の整備

(1) 公園などの環境整備 (2) キャンプ場などの利用促進

第5編 教育・文化の向上

第1章 学校教育

3. 子どもたちの「生きる力」「豊かな心」を育む教育の充実

(3) 豊かな心を育む教育の充実

第2章 社会教育

2. 生涯を通じた学習活動の推進

(2) 多様な学習機会や学習情報の提供

第4章 芸術・文化

1. 地域文化の継承

(3) 町史の活用

2. 文化財の保護・保存と活用

(1) 文化財の周知及び公開と活用 (2) 地域の文化財への保護意識の育成と地域との連携

第7章 交流

1. 民間交流の推進

(1) 様々な交流の推進 (2) 交流の場の確保

第6編 協働による施策の推進

第1章 住民との協働

1. 住民主体の協働のまちづくりの推進

(1) 地域活動の活性化 (2) 協働によるまちづくりの推進 (3) 住民参加による各種計画策定

2) 第2期まち・ひと・しごと創生甲佐町総合戦略（令和3年3月策定）

○計画の理念・方針

「まち・ひと・しごと創生法」に基づき策定されたもので、「甲佐町人口ビジョン」を踏まえ、甲佐町の人口減少に歯止めをかけ、持続可能な地域づくりを行っていくための基本目標や基本戦略、具体的な施策等をまとめたものである。

「第6次甲佐町総合計画」（計画期間：平成23年度～令和2年度）の計画期間に合わせ延長した第1期総合戦略が令和2年度をもって終了することを受け、「第2期まち・ひと・しごと創生甲佐町総合戦略」（以下「第2期総合戦略」という。）を策定した。第2期総合戦略の計画期間は、令和3年度～令和7年度の5年間としている。

「まち・ひと・しごと創生甲佐町人口ビジョン（改訂版）」で示した令和42年（2060）における目標人口8,300人を実現するため、取り組むべき4つの基本目標を設定し推進していく。

○施策の方向（本計画に関連する箇所を抜粋）

基本目標1 安定した「しごと」を創出する基盤づくり

基本戦略① 地域の産業振興の強化

（イ）担い手の確保育成

- ◆耕作放棄地を調査し、貸し付けや譲渡可能な土地をバンクに登録し、町事業や就農希望者による活用を促進します。

基本目標2 新しい「ひと」の流れによる交流人口の拡大、関係人口の創出と定住促進

基本戦略① 交流人口の拡大、関係人口の創出

（ア）地域資源を活用した交流人口の拡大

- ◆井戸江峡交流拠点施設及び古民家交流拠点施設の魅力を発信しつつ、他の地域資源との連携を図り、町内での宿泊と観光の充実を推進します。
- ◆未活用の地域資源を活用して、集客できる施設の整備や交流人口拡大のための仕組みづくりを実施します。
- ◆まちづくり協議会や上益城地域観光推進協議会などと連携して、観光ルートの開発や観光メニューの多様化などに取り組むとともに、既存観光施設集客増、さらには、外国人誘客に向けた施設の整備などを実施します。

基本目標4 「ひと」が集う、安心して暮ることができる魅力的な「まち」づくり

基本戦略① 協働のまちづくり

（ア）住民主体の協働のまちづくりの推進

- ◆本町の魅力に関する情報発信・地域ブランドづくり・移住・定住支援などの各分野で地域コーディネーターとして活躍する地域おこし協力隊や集落支援員などにより、各分野でのまちづくり支援を行います。

3) まち・ひと・しごと創生甲佐町人口ビジョン(改訂版) (令和3年3月策定)

○計画の理念・方針

本町における人口の現状を分析し、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を提示するものとして、平成27年(2015)12月に策定された前期計画が令和2年度をもって終了することを受けて、計画期間を令和3年度～令和7年度の5年間として改定版を策定した。人口減少が続く中、減少傾向を抑制し安定化を図ることに向けた本町の取組の方向性を定めた。

○目指すべき将来の方向 (本計画に関連する箇所を抜粋)

人口流出を防ぎ、流入促進を図る取組の推進

- 流入促進を図るため、本町の地域資源などを活用した交流人口の拡大、関係人口の創出を図る取組の推進。

4) 甲佐町過疎地域持続的発展計画（令和3年4月～施行）

○計画の理念・方針

「第7次甲佐町総合計画」「第2期まち・ひと・しごと創生甲佐町総合戦略」等と連動し、「人口ビジョン」で掲げた目標人口に向けた施策を通し、住民が誇りと自信、愛着を持ち、本町の「持続可能な地域社会の形成」及び「地域資源等を活用した地域活力の向上」を実現させることを基本方針とする。

計画期間は、令和3年度～令和7年度までの5年間とする。

○施策の方向（本計画に関連する箇所を抜粋）

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

②地域間交流

地域間交流を促進するため、既存施設や、今後完成する熊本甲佐総合運動公園を核に、宮内地区社会教育センター等の地域資源とも連携を図りながら、施設改修や宿泊、体験プログラム等の交流システムの構築に対する支援を行い、地域活性化を図る。

③人材育成

地域活性化に資する活動を推進する団体(行政区等)へ支援を行い、組織の育成・強化に努めるとともに、行政区等における地域活動の担い手となる人材の確保・育成に繋がる取組みを支援し、地域コミュニティの持続的活性化を推進する。

3 産業の振興

②林業

森林施業を効率的に行うために必要な道路網の維持管理に努め、整備を行うとともに、「甲佐町森林整備計画」に基づき、地域林業の育成、整備に対応するような施策を積極的に推進する。

土砂の流出や山崩れ等の危険性がある森林については、県と連携し治山事業を推進する。

④観光又はレクリエーション

今まで整備を進めてきた「やな場」や「麻生原のキンモクセイ」、「津志田河川自然公園」、「井戸江峡交流拠点施設」、「古民家交流拠点施設」を中心に、新たな観光拠点として「陣ノ内城跡」を加え、観光客の増加を図る対策を推進していく。

具体的には、チラシや広報紙等を使つてのPR活動の強化及び公式ウェブサイト等を利用した観光情報の発信強化に努め、主要観光施設への外国語表示を兼ねた案内板の設置を進める。

11 地域文化の振興等

③文化財の保護（保存と活用）

町指定文化財や未指定文化財の継続的な調査、価値付けを行うとともに、地域文化の掘り起こしやそれらの保護・保全に努め、これら文化財等の資料や調査成果等を発信し、住民共有の財産である文化財の保護意識の醸成に努める。

特に町指定文化財「陣ノ内城跡」は、国文化審議会より文部科学大臣に国指定史跡に指定するよう答申されており、今後は積極的に周知・広報を行い、周辺の多くの文化財と併せて歴史学習や地域活動の場として幅広く積極的に活用していく。

5) 甲佐町国土強靱化地域計画（令和2年3月策定）

○計画の理念・方針

国の「国土強靱化基本計画」に基づき、県では「熊本県国土強靱化地域計画」が策定され、あらゆる「大規模自然災害」に対して、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を持った「国土強靱化」の実現に向けた取り組みが進められている。

本町においても、あらゆるリスクに対して「強靱な甲佐町」をつくりあげていくため、国土強靱化に関する施策を計画的に推進することを目的に「甲佐町国土強靱化地域計画」を策定した。

計画期間は、令和2年度～令和7年度までの6年間とする。

○施策の方向（本計画に関連する箇所を抜粋）

1-4 大規模な土砂災害等により、多数の死傷者が発生する事態

1-4-① 土砂災害警戒区域等の対策の推進

- 関係機関との連携のもと、災害の発生抑制に向けた施設整備や危険箇所の周知等、計画的な土砂災害警戒区域等の対策に取り組みます。

1-4-② 危険箇所の周知

- 県が進めている土砂災害(特別)警戒区域の指定状況を踏まえつつ、危険箇所の周知に努めます。また、土砂災害防止法の対象とならない危険箇所においても災害が発生する可能性があることから、自主防災組織における自主的な危険箇所の確認の活動支援や防災学習会の開催支援に努めます。

1-4-④ 森林の適正管理

- 間伐事業の推進をはじめ、多様な林業振興施策の推進を図り、森林の適正管理に努めます。関係機関との連携のもと、森林における危険箇所の定期的な点検や必要に応じた対策を行います。

7-3 農地・森林等の荒廃により、被害が拡大する事態

7-3-① 森林の適正管理（1-4-④と同様）

7-3-② 農地の保全・適正管理

- 多様な農業振興施策の推進を図り、農地の適正管理に努めます。

6) 甲佐町地域防災計画書（令和4年6月策定）

○計画の理念・方針

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、甲佐町において防災に関し必要な体制を確立するとともに、防災行政を総合的かつ計画的に推進することにより、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的として計画を策定した。

○施策の方向（本計画に関連する箇所を抜粋）

第1章 総則

第4節 災害対策本部

3 災害対策班の分掌事務

災害対策事務局および10の班の中で、文教対策班が「文化財の保護に関すること」を分掌することが記されている。

別冊資料編 P8 土砂流出危険地区一覧表

(3) 関係法令及び関連計画と本計画の位置づけ

本計画の策定にあたっては、「第7次甲佐町総合計画基本構想・前期基本計画」、「第2期まち・ひと・しごと創生甲佐町総合戦略」、「まち・ひと・しごと創生甲佐町人口ビジョン（改訂版）」、「甲佐町過疎地域持続的発展計画」、「甲佐町国土強靱化地域計画」をはじめとした関連計画との整合・連携を図る。さらに、史跡を取り巻く様々な環境を一体的に保存・活用していくために、景観保全の具体的な施策や町の文化財全体の位置づけを明確にし、活用を図っていくための文化財保護法第183条の3第1項に定められた文化財保存活用地域計画の策定等を視野に入れながら、検討を進めていくこととする。

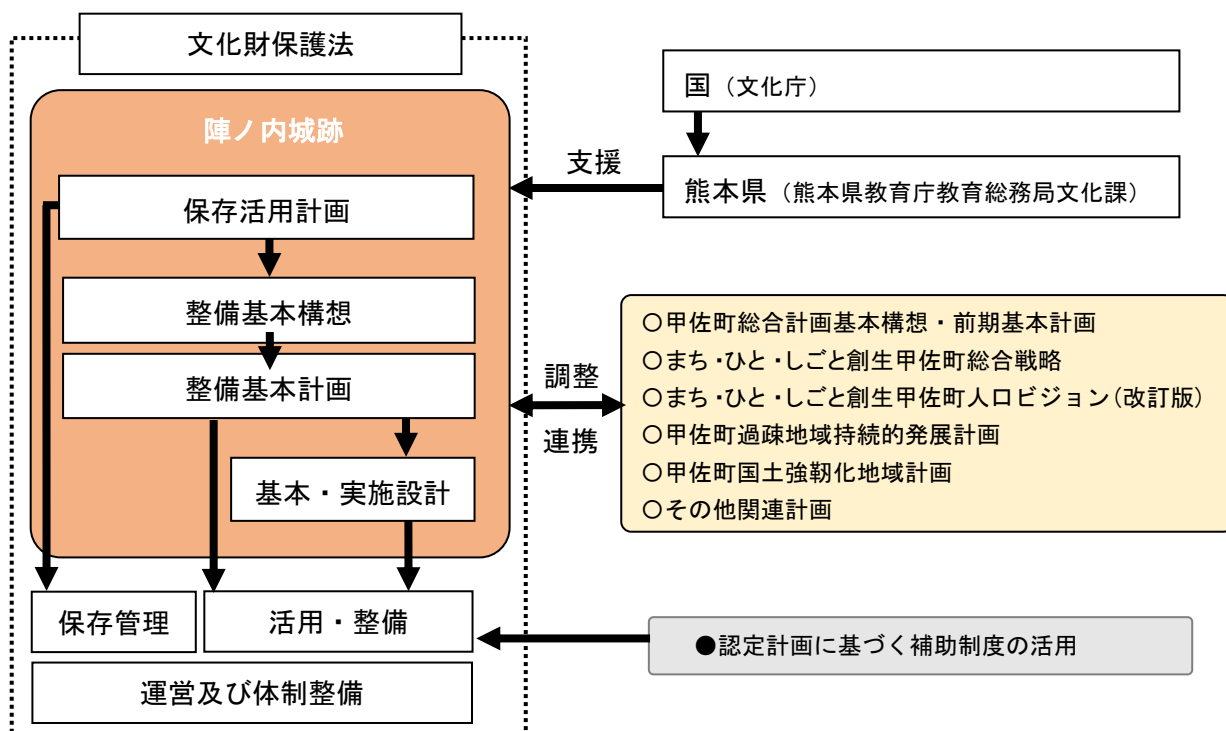


図 1-5 関連計画と本計画の位置づけ

1－6．計画の実施

本計画の計画期間は、令和6年(2024)4月1日～令和16年(2034)3月31日まで(10年間)とする。なお、周辺地域の状況、社会情勢の変化等への対応を考慮し、必要に応じて計画の内容を見直しながら、中長期的な将来目標に向けて、引き続き検討を進める。

計画期間の中で、令和6年度～令和10年度までの5年間をⅠ期、令和11年度～令和15年度の5年間をⅡ期、令和16年度以降をⅢ期に位置づける。

具体的には、「第10章 施策の実施計画の策定・実施」に示す。

第2章 史跡の概要

2-1. 甲佐町の概要

(1) 沿革

甲佐町は、昭和30年(1955)1月1日に旧5ヵ町村（甲佐町・宮内村・龍野村・白旗村・乙女村）が合併し、人口約19,000人の新生「甲佐町」として発足した。

表2-1 甲佐町の沿革

年	内容
昭和30(1955)	合併と同時に新庁舎を建築
昭和47(1972)	町営バス運行開始
昭和59(1984)	トレーニングセンター完成
昭和60(1985)	町花、町木、町民憲章制定
平成2(1990)	ごみ処理施設完成（御船町と共同）
平成10(1998)	甲佐町ロゴマーク制定
平成12(2000)	総合保健福祉センター「鮎緑」完成
平成13(2001)	安津橋健康広場「グリーンパル甲佐」オープン（グラウンドゴルフ場） 農業研修センター「ろくじ館」完成 甲佐大橋完成
平成15(2003)	御船町・甲佐町合併協議会設置
平成16(2004)	御船町・甲佐町合併協議会廃止 地籍調査事業完了
平成17(2005)	甲佐町役場新庁舎及び生涯学習センター「輝（かがやき）」完成
平成19(2007)	防災行政無線運用開始
平成21(2009)	宮内小学校と甲佐小学校が統合 統合甲佐小学校、学校給食センター完成
平成25(2013)	甲佐中学校新校舎完成
平成28(2016)	熊本地震発生 豪雨災害発生
平成31/令和元(2019)	災害公営住宅（白旗団地・乙女団地・甲佐団地）完成 子育て支援住宅「ヴェルデ甲佐」完成 甲佐地区防災公園完成 熊本甲佐総合運動公園「緑川リバーサイドパーク」サッカーエリア完成
令和2(2020)	井戸江峡交流拠点施設・古民家交流拠点施設完成 熊本甲佐総合運動公園「緑川リバーサイドパーク」テニスコートエリア完成
令和3(2021)	「陣ノ内城跡」史跡指定
令和4(2022)	熊本甲佐総合運動公園「緑川リバーサイドパーク」野球場・ソフトボール場・管理棟完成
令和5(2023)	豪雨災害発生

(2) 人口

本町の人口は、昭和 30 年(1955)の 18,610 人をピークに減少をはじめ、令和 2 年(2020)には 10,132 人となっている。人口減少、少子高齢化が進んでおり、令和 2 年(2020)の高齢化率は 39.4%となっている。

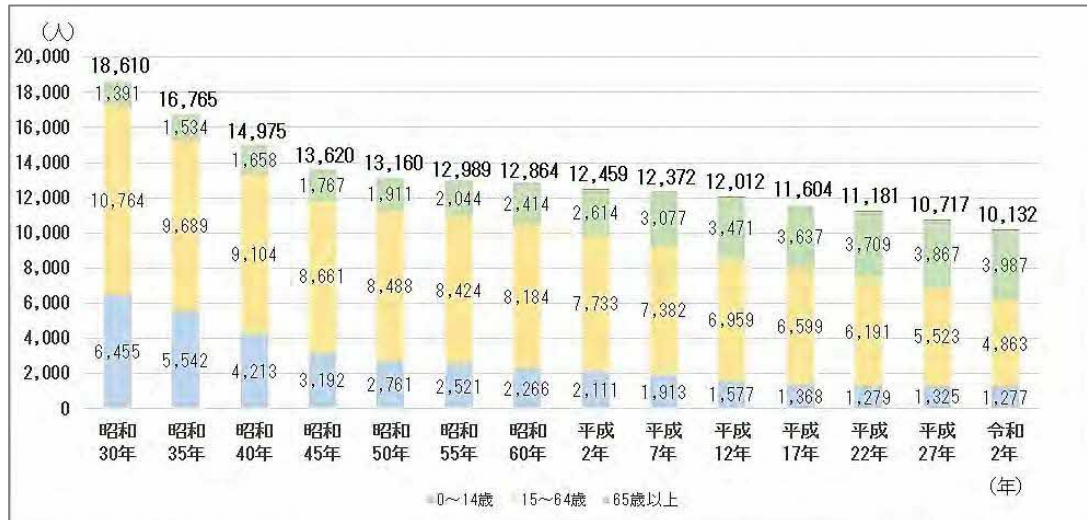


図 2-1 人口と世帯数の推移
令和 2 年国勢調査参照

(3) 産業

本町の基幹産業は農業で、主に米・麦等の土地利用型作物や野菜類、花き・花木等が生産されている。肥沃な土地、温暖な気候により、甲佐町の産業を支えてきたが、近年、就農者の高齢化や後継者不足、有害鳥獣被害等の影響により、農業従事者の生産意欲や農業収入の低下に繋がる等、厳しい経営状況が続いている。

また、商工業においても、近隣市町村における大型商業施設等の進出による地元購買率の低下や後継者不足等による商店街の空洞化が続いている。

本町の就業者総数は、平成 7 年(1995)の 6,293 人から年々減少し、平成 17 年(2005)には 5,896 人、平成 27 年(2015)以降は 5,219 人となっている。産業別では、農業等の第 1 次産業及び製造業・建設業等の第 2 次産業の就業人口が減少しており、運輸通信・商業・サービス業等の第 3 次産業の就業人口は平成 22 年(2010)までは増加傾向にあった。就業人口割合は、第 1 次産業及び第 2 次産業における人口割合の減少が進んでいる。

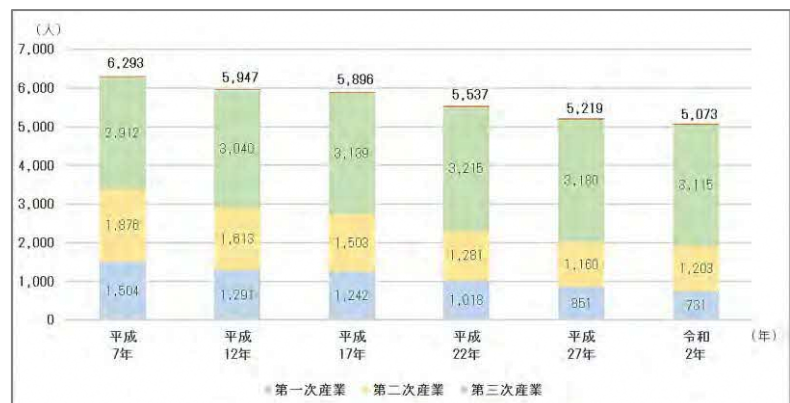


図 2-2 産業別就業者の推移
令和 2 年国勢調査参照

(4) 交通

交通網については、町北西部を九州縦貫自動車道が横断する（本町から御船ICまで約 11km、城南スマートICまで約 11km、松橋ICまで約 13km）ほか、国道 443 号が南北に縦断し、北は国道 57 号、南は国道 218 号に接し、西部に延びる主要地方道宇土甲佐線は国道 3 号に接する。広域的な道路ネットワークが整備されているほか、熊本市までは車で 40 分の距離にあるなど、熊本市への通勤・通学圏内にある。

公共交通機関は、熊本市内の他、美里町・山都町等と行き交う民間路線バスがあり、甲佐営業所から桜町バスターミナルまでは約 1 時間で接続される。また町内では、交通空白地の解消に向け町営のコミュニティバスが運行し、宮内・竜野地区住民の交通手段の確保が図られている。

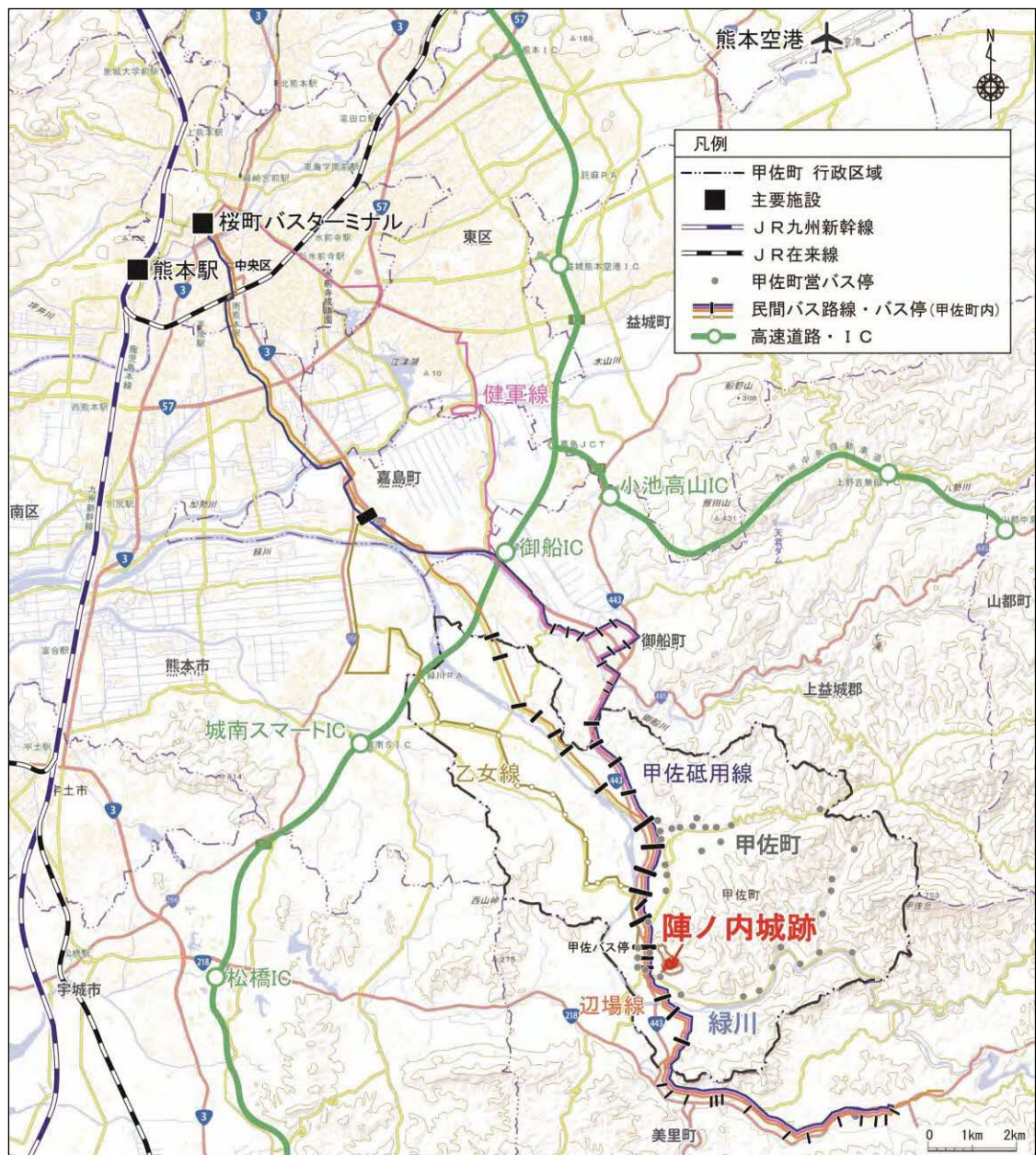


図 2-3 甲佐町までの交通網

(5) 主要施設の分布

本町の主要施設を以下の図に示す。主に町の低地に多く所在している。



図 2-4 主要施設の分布

2-2. 位置と環境

(1) 地理的環境

熊本県は九州の中央に位置し、福岡・大分・宮崎・鹿児島^{ようしやう}の各県と接するなど、古来より交通の要衝である。東部は阿蘇カルデラを有する阿蘇に代表される山々がそびえ、西部は熊本平野及び八代平野などが広がり、宇土半島の先には天草諸島が続く。主な一級河川は県北部の菊池川、県央部の白川・緑川、県南部の球磨川の4大河川が東西に貫流する。また、熊本県は熊本地方、阿蘇地方、天草・芦北地方、球磨地方の4つに大きく区分することができ、山地型気候から海洋性気候まで多様な自然環境下にある。

甲佐町は、熊本県のほぼ中央、熊本市の約20km南方にあり、町の北部は御船町、南部を美里町、そして西部は熊本市と接している。町の中央を貫流している緑川は源流域の山都町から有明海に注ぐまで総延長は76km、流域面積は1,100km²であり、甲佐町は中流域に位置している。



図 2-5 甲佐町の位置

(2) 地形・地質的環境

甲佐町周辺の地形は、甲佐岳（標高 753m）をはじめとした険しい東側の山地と、集落が集中する緑川沿いに広がる低地が対照的であり、緑川の西部は台地状の地形である。

緑川の上流域は、中央構造線（部分的には緑川断層）に沿って流れているが、これは構造線を境として南北の地質の違いによるものである。構造線の南側では数億～数千年前の古い時代の地層が帯状に幾重にも重なって複雑な地質構造となっており、古い時代の地層は硬く浸食にも強い。構造線の北側には花崗岩類が帯状に分布していて、この部分は風化・浸食されやすい。そのため緑川の上流域では、ほぼ構造線北側の花崗岩地帯に沿って流れている。

現在の甲佐町中央部付近の平坦な地域一帯は、元来より砂岩や泥岩からなる低地で比較的浸食されやすい地層となっていたことが考えられる。阿蘇火山が約 27 万年前に誕生し大噴火を起こした際には、すでに平坦な低地になっていた上を火砕流が埋めたと考えられるが、再び雨水が集まって緑川による浸食が始まる。また約 9 万年前の阿蘇 4 火砕流で低地を埋めたものの、再び緑川が浸食し、現在も阿蘇 4 火砕流を削りながら流域を広げようとしているが、強溶結部^{きやうようけつぶ}が強固な壁となって、甲佐町大字豊内^{とようち}周辺で急に北向きに流れを変えているようである。この大字豊内の上流（大字上揚^{かみあげ}）からは川の流れが急に穏やかとなって、川幅も広がるのがこの地域に何度も洪水を発生させた原因でもある。令和 2 年(2020)発行の甲佐町総合防災マップによると、陣ノ内城跡西側の洪水浸水想定区域（想定最大規模）※は 10m 未満と示されている。

※洪水浸水想定区域(想定最大規模)について

緑川の浸水想定区域として、現在の河道の整備状況等を勘案して、水防法の規定により指定された想定し得る最大規模の降雨により緑川が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測したもの。

陣ノ内城跡は東から伸びる尾根の先端部にあつて、周辺の切り立った地形とは対照的にこの部分のみが平坦な地形をしている。この地形の骨格も阿蘇4火砕流であり、河川による浸食の削り残しの部分と考えられる。特に、陣ノ内城跡内の堀の断面には砂レキ層が見られるが、通常は、水の作用によって堆積した地層であることから、このような孤立した高い場所に存在することは考えにくい。分析の結果からこの砂レキ層の成因は、約9万年前の阿蘇4火砕流で、現在と似たような凹凸がある周辺の地形が平坦に埋められた直後から、上流（基本的には東方）からの水の流れて様々な岩石が堆積し、周辺はさらに浸食を受けたため、陣ノ内城跡付近の丘が作られ、砂レキ層が取り残されたと指摘されている（池辺 2015）。



写 2-1 堀の壁に見られる砂レキ層

なお、町北西部には^{ふたがわ}布田川・^{ひなぐ}日奈久断層帯、南側には緑川断層帯が横断しており、平成 28 年(2016)熊本地震時、甲佐町役場庁舎(大字豊内)内の震度計は、4 月 14 日の前震では震度 5 弱、4 月 16 日の本震では震度 5 強を示した。

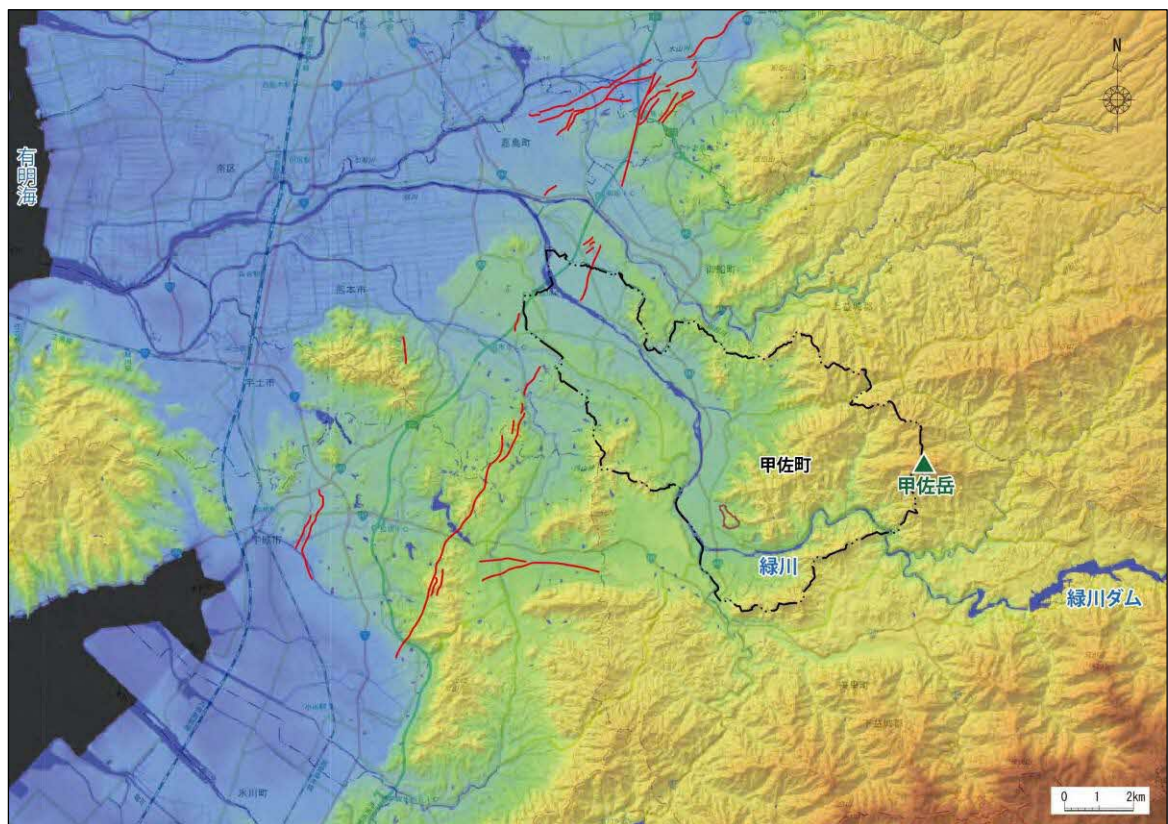


図 2-6 甲佐町周辺の地形と活断層の位置

国土地理院地理院地図

自分で作る色別標高図及び 1:25,000 活断層図「熊本（改訂版）」より引用・編集

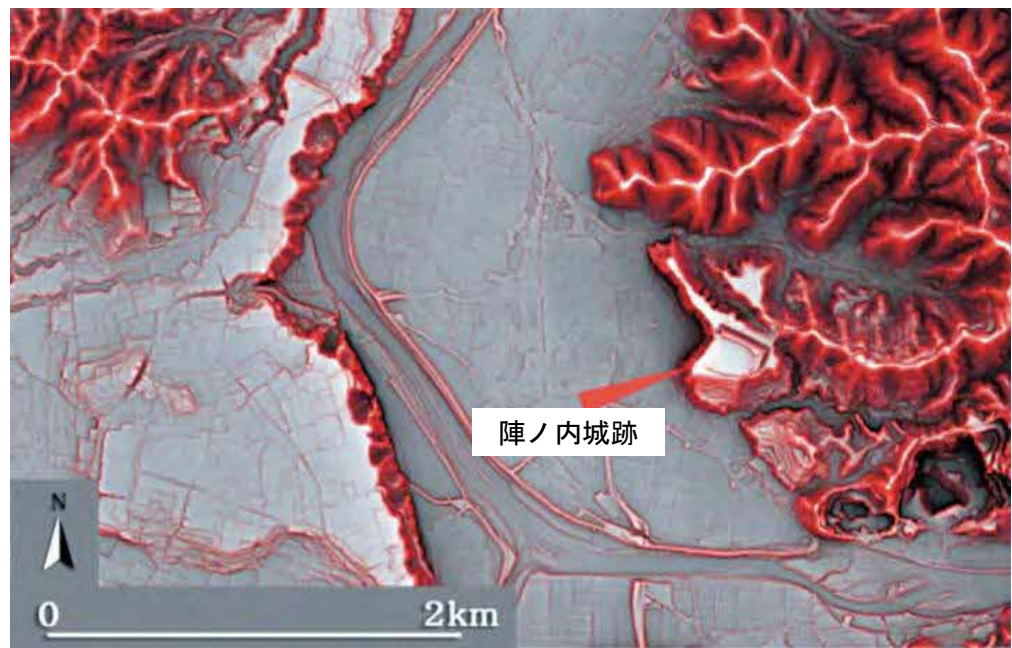


図 2-7 陣ノ内城跡付近の地形

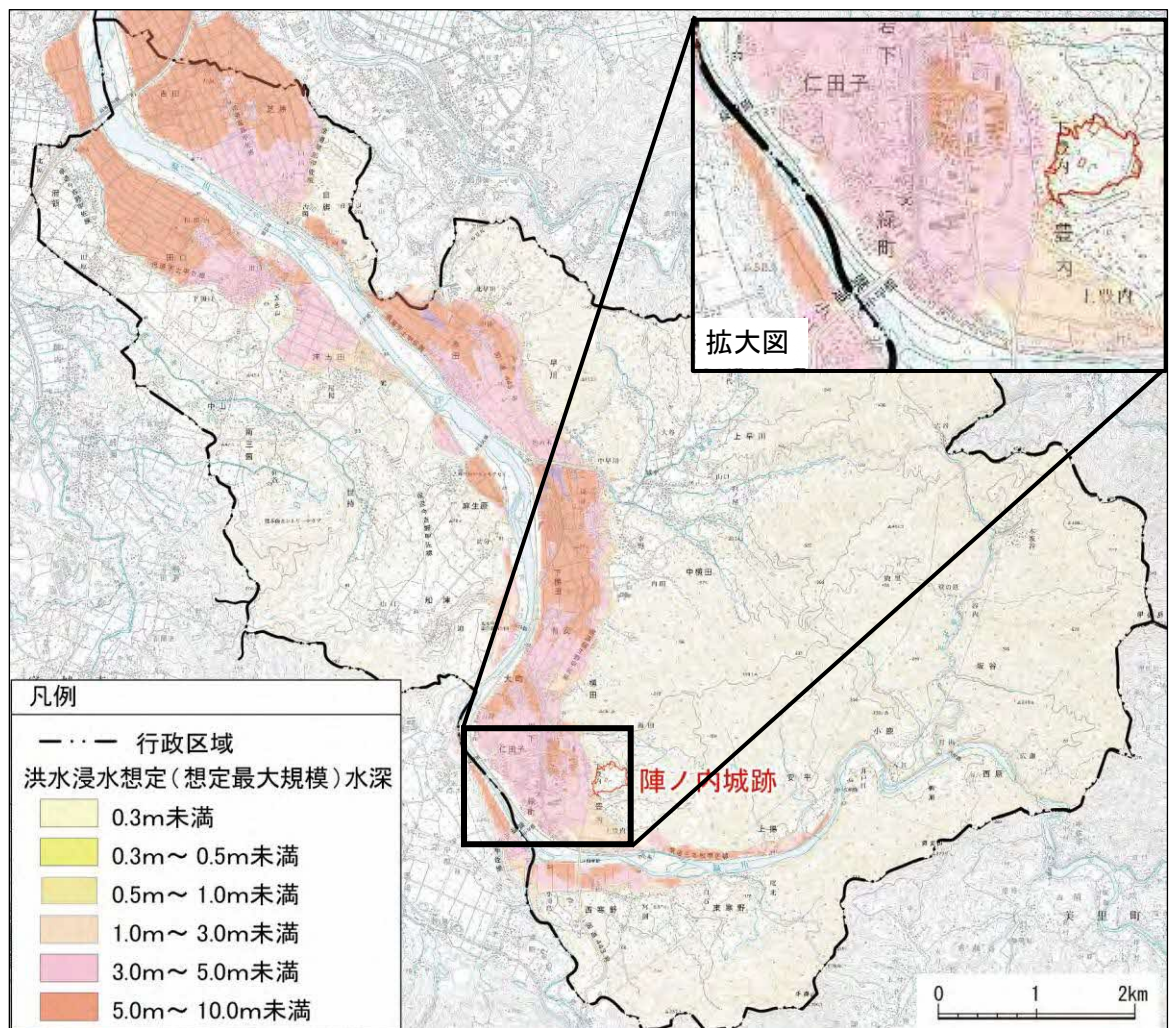


図 2-8 甲佐町の浸水想定区域

WEB サイト甲佐町防災マップ(洪水土砂)より引用・編集

(3) 自然環境・気候

本町の植生については、甲佐町周辺で最も高い山は甲佐岳(標高 753m)であるため、九州の標高 1,100~1,200m を超える地域で見られるブナクラス域(落葉広葉樹林域)植生は存在していないと考えられる。町内の多くはヤブツバキクラス域(常緑広葉樹林域)であり、なだらかな丘陵地が多いため、人の手が入りやすく自然植生は少ない。そのため、ヤブツバキクラス域代償植生であるコナラ群落が多くを占めている。甲佐岳山頂付近には一部、ヤブツバキクラス域自然植生が残されているが、山間地では植林されたスギやヒノキを主体としたスギ・ヒノキ群落が多く見られ、シイノキやアラカシからなるシイ・カシ萌芽林も存在する。また、薪炭等の人の生活と密接に関わりのある雑木林として活用されたクスギ、コナラを主体とするコナラ群落、崖や傾斜地等にマダケやモウソウチク等を主体とするヤダケ・メダケ群落、常緑果樹園や桑園が存在している。



写 2-2 陣ノ内城跡から見た東側山地

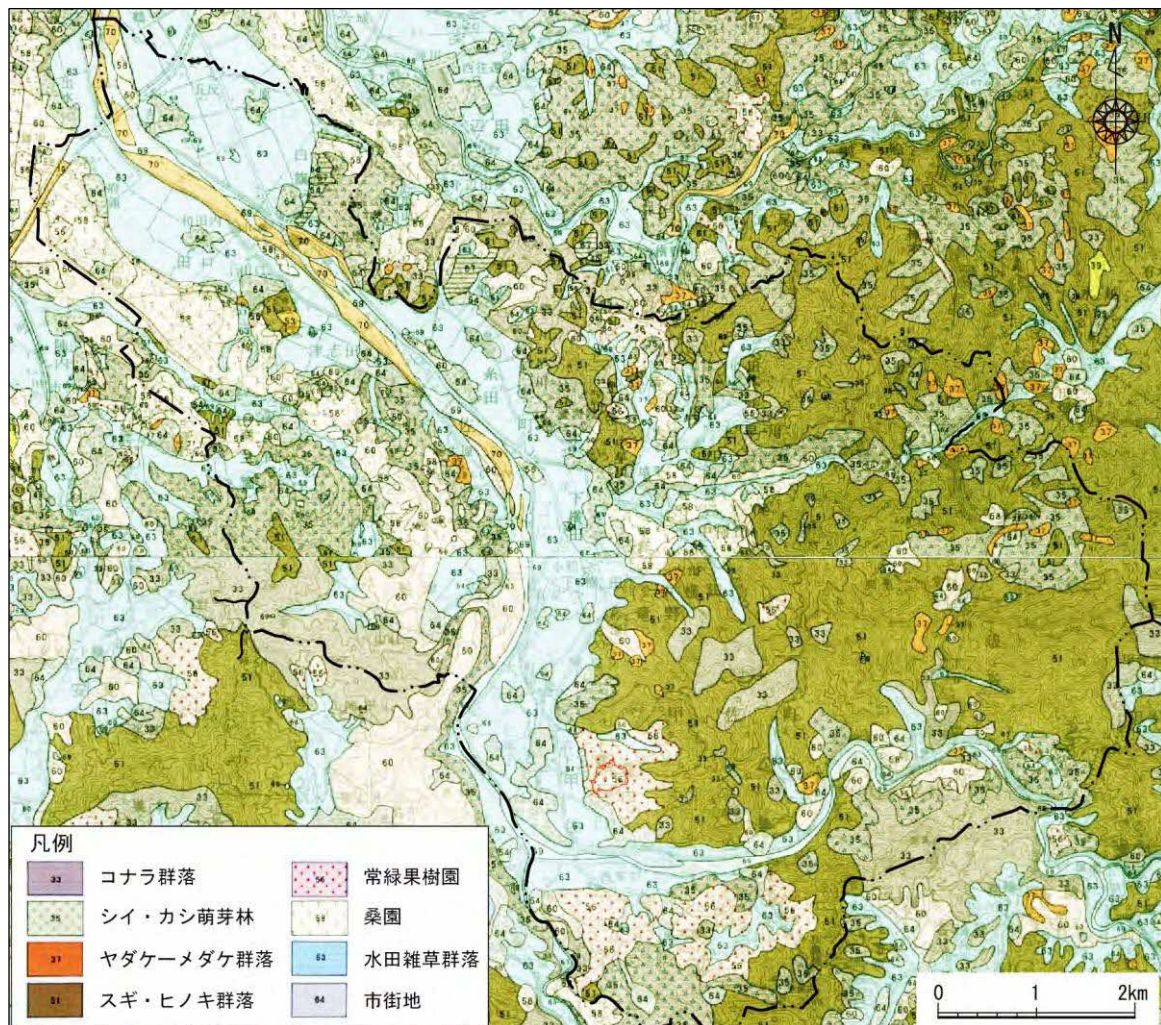


図 2-9 甲佐町の植生

昭和 54 年度実施 第 2 回自然環境保全基礎調査(植生調査)より引用・編集

一方、緑川流域の平野部には水田や商業施設、住宅地が多く存在し、水田雑草群落、市街地が主体となっている。甲佐町で特筆すべき種として、「レッドデータブックくまもと 2019」には、甲佐町緑川河川域に、県内でもわずかな地域でのみ確認されていた維管束植物であるカラサイコが見られていたが、近年の確認情報はなく、絶滅もしくは絶滅寸前と考えられる。

また、甲佐町大字麻生原には樹齢 770 年以上、幹囲約 3 m の、国内最大級と言われているウスギモクセイがあり、「麻生原のキンモクセイ」として国の天然記念物に指定されている。そのほかにも、町内の至る所にイチヨウ・ケヤキ・クスノキ等の巨木が生育しており、大切に保護されているとともに地域に親しまれている。

昭和 32 年(1957)指定の矢部周辺県立自然公園は、町の南東部の甲佐岳から御船町・美里町・山都町をまたぎ、全体の面積は 14,021ha である。なお、陣ノ内城跡は自然公園区域に該当しない。



図 2-10 矢部周辺県立自然公園の範囲

熊本県自然公園区域図より引用・編集

甲佐町を流れる緑川の河川敷には、津志田河川自然公園をはじめとして、運動公園やキャンプ場が整備されるなど、川とのふれあいの拠点もある。

本町の気候は、年平均気温 16.1 度、年間降水量 2,096mm 程度で、概して温暖多雨地帯といえる。一方で、昼夜の温度差が比較的大きい特性も見られる。平成 28 年(2016) 6 月には 1 時間あたり 150mm の雨量を観測し、多くの家屋で被害が発生した。

(4) 歴史的環境

甲佐町の歴史的環境を語る上で、町内を貫流する「緑川」を抜きにして語ることはできない。この「緑川」を中心に甲佐町の歴史は紡がれており、「緑川」は甲佐町のシンボルであるといえよう。そのため、ここでは緑川を中心に陣ノ内城跡が形成された甲佐の歴史的環境を概観し、末尾に物語形式の図としてまとめる。

1) 旧石器時代

甲佐の歴史で最も遡ることが出来る遺跡は、大峯遺跡・幸野原遺跡でいずれも後期旧石器時代に位置づけられる。この時期の遺跡は緑川右岸の河岸段丘上にあり、大峯遺跡では石核石器・剥片石器等が出土する。左岸の中山錦川遺跡でも旧石器時代の遺物が出土しており、緑川を挟んだ丘陵地上での生活が想定できる。

2) 縄文時代

縄文時代は旧石器時代と比較して温暖な気候であった。そのため、縄文海進によって海岸線は熊本市南区（城南町）や御船町の標高約 10m 以下の地域まで広がっていたことが貝塚の分布から明らかになっている。しかし、甲佐町の低地（以後、「甲佐谷」という。）ではこれまで貝塚は発見されておらず、この時期の甲佐谷は緑川の氾濫原で狩猟場としては利用されたが、生活の場としては適さなかったとみられる。これに対して緑川右岸の陣ノ内城跡の発掘調査では縄文時代早期（約 1 万年前）の遺物が出土し、緑川左岸の台地上では早期（約 1 万年前）～中期（約 4,000 年前）の土器や石鏃（矢じり）、石匙（刃物として使用された石器）等が確認されている。これらのことから、縄文時代も緑川兩岸の台地や丘陵で人々が生活していたことが窺える。特に、緑川右岸は台地状の地形をなす左岸と比べて険しい山地であり、陣ノ内城跡周辺の平坦部は貴重なものであったと考えられる。

3) 弥生～古墳時代

弥生時代になると、海岸線は現在と同様となり湿地は自然に陸化していった。しかし前時代に引き続き、現在までに甲佐谷では弥生時代の遺跡は確認されておらず、緑川右岸の陣ノ内城跡の発掘調査では弥生時代中期～後期の甕^{かめ}が出土し、緑川左岸の河岸段丘^{かがんだんきゅう}では前期末の壺^{つぼ}や甕^{しせきぼ}も確認されているなど、緑川の両岸で生活の痕跡が認められている。

古墳時代になると県内には数多くの墳墓^{ふんぼ}が造られているが、甲佐町では後期（約 1,400～1,500 年前）の墳墓が確認されている。緑川左岸の河岸段丘上に位置する麻生原地域にある塔の木さん古墳は 6 世紀頃の横穴式石室^{よこあなしきせきしつ}をもつ円墳^{えんぼん}である。また、後期～終末期には、緑川両岸の崖に横穴墓^{よこあなぼ}が造られる。これは阿蘇溶結凝灰岩^{あそようけつぎょうかいがん}の崖面を掘りくぼめたもので、緑川左岸の崖には船津東前横穴群^{ふなつひがしまえよこあなぐん}（甲佐町指定文化財）、緑川右岸の崖には下豊内横穴群^{しもとようち}が造られている。

陣ノ内城跡西側斜面にある下豊内横穴群は、防空壕によって壊されたものもあるが、『上益城郡村誌』（熊本県立図書館蔵）には近世後期に開削された崖面下の上井手^{うわいで}（下豊新井手）の隧道工事の際に横穴墓にあたったという記録も残されている。

甲佐町では当該期の集落遺跡は確認されていないが、陣ノ内城跡周辺や船津など、墳墓が造られた地域の周辺には多くの人に住んでいたと考えられる。

4) 古代

古代になると畿内を中心に全国一律の土地区画（条里制^{じょうりせい}）が行われ、熊本県内の各平野においても条里制に基づく地割地形^{ちわり}がみられるが、甲佐谷では現在のところ地割地形は確認されておらず、甲佐町の平野部は条里制が施行できない程に緑川の流路が安定していなかったものと指摘されている（島津 2013）。

この時期の甲佐には明確な集落遺跡は確認されていないが、緑川左岸の乙女台地の大字世持^{よもち}周辺や右岸の大字安平^{やすひら}周辺で生活していたものとみられている。

5) 中世

中世における肥後国は、12 世紀末の平安後期から始まる全国的に行われた律令制の解体に伴い、鎌倉期から南北朝期にかけて各地に私領^{しやうえん}や荘園を確認することができる。この時期の代表的な在地領主には、菊池郡の在庁官人出身で開発領主の菊池氏、古来より阿蘇郡に本拠をもつ阿蘇神社の大宮司職の阿蘇氏、宇土郡の在地領主の宇土氏、八代庄地頭職の名和氏、遠江国から球磨郡へ下向した相良氏などが分立していた。肥後国は中世から近世の時流に沿い、情勢も大きく揺れ動いていた。

その中であって甲佐は一貫して阿蘇氏の支配領域であった。阿蘇氏は肥後国一宮、阿蘇神社の大宮司職の家である。大和朝廷^{しせいせいど}氏姓制度下の国造^{くにのみやつこ}、律令制下の郡司^{りつりやうせい}の伝統を負い、古代末から明白な系統を持ち、中世には武家として主に阿蘇・益城郡を統治した肥後国有数の在地領主であった。

①甲佐社と竹崎季長^{たけざきすえなが}

矢部（現山都町）や阿蘇の山間部を領域とした阿蘇氏にとって、山間部を流れる緑川が平野に注ぎ込む地である甲佐は熊本平野への進出拠点として重要であり、阿蘇氏の益城郡統治の拠点となっていた。

その拠点の一つとして甲佐（大字上揚）には甲佐社が建立された。甲佐社は山間から流れ出る急流緑川が川幅も広く、流れも緩やかとなる舟運の出発点に位置している。甲佐社は、鎌倉時代には八代海沿岸地域に所在する港小河^{おがわ}（宇城市小川町）、勾野^{まがの}（宇城市松橋町曲野）とそれらをつなぐ道筋の要所海東^{かいとう}（宇城市小川町）や堅志田^{かたしだ}（美里町）を社領としており、緑川と海からの道を通じて緑川流域＝益城郡地域の山と海とを組み込んだ交易の核（結節点）として重要であった。そして、その核には郡内の様々な階層の人々の結びつきの中核としての甲佐社の祭礼があり、甲佐が中世の初めから重要な地域であったと指摘されている（稲葉 2022）。

甲佐社は郡浦社^{こうのうらしや}（宇城市）・健軍社（熊本市）と共に原則的に阿蘇社の末社^{まつしや}として位置づけられ、康治2年(1143)2月付「阿蘇大宮司宇治惟宣解」（『大日本古文書 阿蘇文書之一』2号）からは少なくとも保延3年(1137)までには末社となっていることが確認できる。

甲佐社は12世紀中頃には緑川流域（益城郡内）一帯に勢力を持っていた木原氏などの武士団の勢力展開と密接に結びつきながら、12世紀後半～14世紀中頃の史料には「当国第二宮靈験殊勝社壇也」（承安3年(1173)1月18日付「木原顕実寄進状」（『大日本古文書阿蘇文書之一』3号）や「我神者忝阿蘇大明神御嫡子、南郡管領之鎮守也」（正平16年(1361)8月付「甲佐社片集写」（『大日本古文書 阿蘇文書之二』阿蘇文書写二十九）等の記載がみられるように、益城郡（緑川流域）の信仰を一身に集める鎮守である、と主張するようになる。そのような意味で甲佐社は益城郡以南の一定の地域においては、阿蘇社から一定程度独立的な益城郡の鎮守へと展開し、中世的な郡の世界の象徴として崇敬を集める存在であったと指摘されている（稲葉 2022）。

そうしたことが13世紀には海辺の港と甲佐社の中に位置する竹崎を本貫地とする肥後国の御家人竹崎季長が、モンゴル襲来^{もうこしゅうらい}の後に竹崎と甲佐社の間に所在する海東を領地として与えられ、甲佐社に蒙古襲来絵詞^{もうこしゅうらいえことば}（令和3年国宝に指定）を奉納したことにもつながっている。

②南北朝の動乱期の甲佐地域と城

南北朝の動乱期は年代的には14世紀に該当する。この時期の甲佐も阿蘇氏の益城郡統治の拠点として、南朝方阿蘇氏の拠点であり続けた。南北朝初期には大宮司惟時が甲佐を本拠として益城郡を統治し、阿蘇・益城における北朝方勢力を一掃している。『肥後國誌』では「豊内村ノ上ニ陣ノ内ト云城構ノ迹アリ阿蘇大宮司惟時ノ館迹ニテ…」と記されており、最晩年の阿蘇惟時は甲佐に居を定めたとの指摘もある（阿蘇品 2005）。

大宮司惟時の女婿である恵良惟澄も甲佐地域及び益城郡を根拠として活動し続けた。征西府に提出した軍忠状（正平3年(1348)9月付「恵良惟澄軍忠状」『大日本古文書 阿蘇文書之一』122号）によれば、15年間で35回にわたる合戦の功を連ねている。その中で惟澄は延元2年(1337)2月、砥用（美里町）、尾北（甲佐町）、甲佐、堅志田（美里町）といった甲佐社領を守るために甲佐嶽に登り、侵入してくる北朝方の勢力を攻め、翌延元3年(1338)3月には北朝方の勢力に攻められた際の自らの城を「甲佐城」と表現するなど甲佐城・甲佐嶽を拠点に甲佐社領を死守したことが明らかとなっている。この甲佐城については近年の調査の結果から、陣ノ内城跡の可能性が高いと考えられている。

また、甲佐には臨時的な城郭である田口向城（現甲佐町田口だが所在未詳）・甲佐立早要害（甲佐町内だが所在未詳）が築かれるなど、甲佐を中心に益城郡一帯で激しい合戦が繰り返されたことが分かっている。

敵城を攻めるための臨時的な城である「向城」、当知行（在地領主による所領の実効支配）を主張するための「城」、そして益城郡支配の拠点としての「甲佐城」が築かれた甲佐は、この時期においても益城郡を確保しようとする惟澄の本拠地であり、郡内の経済的・政治的地位は不動であったことがわかる。

③戦国期阿蘇大宮司家臣団と甲佐地域

この時期の阿蘇氏は阿蘇・益城の二郡と宇土半島の郡浦庄^{こおのうらのしょう}を統治する戦国期の有力地域領主となり、矢部（山都町）を拠点として大宮司惟豊^{これとよ}が阿蘇神社と共に統括していた。

また、阿蘇に隣接する益城郡地域には、「^{もしゆう}袞衆」と呼ばれる阿蘇大宮司惟豊の家臣団のうち中小在地領主の連合体があった。「袞衆」は阿蘇外輪山の裾野を領しており、その居城には津森城・木山城（益城町）^{みちがみ}、道上城（嘉島町）^{くまのしょう}、隈庄城（熊本市）、御船城（御船町）^{そうがわ}、早川城・松尾城（甲佐町）、傍島馬入城（美里町）が考えられている（鶴嶋 2002）。「袞衆」は、菊池義武^{よしたけ}を担いで隈本^{くまもと}に進出し、一国大名へ前進しようとした相良氏^{さがら}に対して、一貫して矢部の阿蘇大宮司惟豊に従属する立場から、激しい軍事攻撃を浴びせつづけており、甲佐もこの「袞衆」本拠地の一つであったと指摘されている（稲葉 2022）。

相良氏の重臣が当時の八代で書いた『八代日記』によると、天文 19 年(1550)10 月 29 日条に、この袞衆が早川（甲佐町）の内、長谷^{ながたん}で軍議を開いたとの記述がみられる。この長谷は早川と大宮司惟豊が拠点とする矢部との中間点にあたり、早川には「城平」や「知行」といった地名や、「早川六地藏」（甲佐町指定文化財）や「円福寺跡阿弥陀如来坐像」（甲佐町指定文化財）などの文化財が残り、当該期の阿蘇家臣団の活動の様子が窺える。このことから、早川地域は阿蘇氏の本拠矢部から緑川中流域に出てくる阿蘇氏の家臣団の拠点であったと指摘されている（稲葉 2022）。

また、当該期の甲佐にも、陣ノ内城跡の麓にあたる下豊内集落^{しもと内}に天文 16 年(1547)と同 22 年(1553)に村山惟益^{むらやまこれやす}という阿蘇氏家臣の名を名乗る武士の夫妻の名を刻んだ「下豊内の逆修碑」^{ぎやくしゅうひ}（甲佐町指定文化財）が残っており、戦国期の甲佐城主・甲佐領主につながる、実在の阿蘇氏家臣の宗教的な活動を示している。こうしたことから、甲佐も益城郡における矢部を拠点と起点とした山間地域と緑川下流の平野地域との結節点であったことから、阿蘇氏にとって重要な地域であったものと考えられる。

しかし天正 13 年(1585)閏 8 月 13 日、薩摩の島津氏により甲佐・堅志田（美里町）の城が落とされる。『上井覚兼日記』には島津氏が甲佐と堅志田を攻略し、「甲佐之圀」を落としたとの記録が確認されている。この「甲佐之圀」^{こうさのかこい}とは豊内地域^{とようち}に所在する松尾城跡又は陣ノ内城跡とみられる。また、同日記には「甲佐本地頭伊豆野方」^{こうさほんじとういずのかた}（天正 14 年 8 月 23 日条）がみえ、「古城考」^{こじょうこう}で松尾城には「伊津野山城守」^{いづのやましろのかみ}が在城したと伝えられ、現地には「本丸」や「味噌蔵」の地名が伝わる。

島津氏により益城郡の平野部を占拠された阿蘇氏は没落し、島津氏が肥後を統治下に置く。その後、豊臣秀吉により「九州惣無事令」^{きゅうしゅうそうぶじれい}が出され、天正 15 年(1587)豊臣大名佐々成政^{さつさなり}の統治となる。

④安土桃山時代（織豊期）の甲佐と小西行長

佐々成政は天正 15 年(1587) 6 月 2 日に入国し、甲佐を含めた肥後一国を統治した。しかし、翌 7 月 10 日～天正 16 年(1588) 1 月までの間、肥後国全土にわたって蜂起した国衆一揆の鎮圧に注力している。一揆鎮圧後は摂津尼崎で幽閉の後、閏 5 月 14 日に切腹を命じられている。したがって、佐々成政の実質的な肥後統治は約半年であった。

佐々氏の没落後、天正 16 年(1588)閏 5 月 15 日、豊臣秀吉は肥後国の北半国を加藤清正、球磨郡を除く南半国を小西行長に領有させた。

小西行長は永禄元年(1558)に和泉・堺の商人の次男として生まれたとされる。行長は宇喜多氏に仕官した後、天正 8 年(1580)頃には豊臣秀吉の家臣となっている。その直後から行長は瀬戸内海の海上交通で活躍し、天正 10 年(1582)には瀬戸内海の交通の要衝である小豆島の管理を任せられ、天正 13 年(1585)にはこの地を所領とし、天正 16 年(1588)の肥後入部まで領主を務めた。

この間、紀伊攻め、四国攻め、九州攻めでも水軍の主力として活躍し、天正 15 年(1587) 7 月に勃発した肥後国衆一揆の事後処理では、派遣された 9 人の上使衆の一人に行長も名を連ね、福島正則・加藤清正と共に宇土郡・八代郡・葦北郡・天草郡を検地している。その傍ら、行長には秀吉の朝鮮出兵の根拠地と瀬戸内海、そして堺を結ぶ海上ルートの掌握の意図の下、肥前松浦氏や有馬氏、大村氏、対馬の宗氏など九州北部沿岸部の諸大名に対して秀吉の命令を伝達・補足する「取次」の任務も与えられたとされている（鳥津 2010）。

このように、行長は自領の統治に加えて、軍事・外交の両面においても秀吉から高く評価されており、天正 15 年(1587) 3 月には秀吉より「日向守」、8 月には「摂津守」を受領している。

そして、天正 16 年(1588) 閏 5 月 15 日に、肥後国南部（宇土郡・益城郡・八代郡・天草郡）約 14 万 6 千石の大名として入部した。行長は本拠である宇土城を築城し、八代城（麦島城、八代市）、矢部城（愛藤寺城、山都町）、隈庄城（熊本市）等を支城として整備した。行長の肥後国南部への入部は豊臣政権の中枢に連なる大名として、朝鮮出兵を見据えて入国したことが様々な文献資料から明らかになっている。中でも、行長がキリシタン大名であったことから宣教師ルイス・フロイスに「海の司令官」（『日本年報』）と評されたように、水軍や海賊の編成や兵站の輸送に長けており、沿岸部の港から兵糧米や人員、軍事物資を朝鮮半島に大量かつ連続的に送り出すことが秀吉から期待されたものと考えられる。そのため行長にとって緑川筋の支配は必要不可欠であり、緑川の舟運の出発地点である甲佐の重要性は中世からさらに高まったものと考えられる。このことが、甲佐に陣ノ内城が造られた理由の一つとしても考えられる。

天正 20 年(1592) 4 月には行長は日本の第一軍を率いて朝鮮に出兵し、軍事・外交の両面でその主力を担ったが、慶長 3 年(1598)の秀吉の死去に伴い帰国する。

慶長 5 年(1600) 9 月 15 日の関ヶ原合戦では西軍の主力として参戦したが、石田三成、安国寺恵瓊と共に処刑され、小西氏の肥後国統治は 12 年間で終了している。

肥後国南部の大名であると共に、豊臣政権の大名であった行長の在城期間は 2 年程度であったと考えられている。

以上のように、豊臣政権の大名として活躍した行長であったが、関ヶ原合戦で敗北したために、近世以降における行長の評価は低かったことが指摘されている（鳥津 2010）。

その要因として、江戸時代に禁教令が敷かれたことや清正顕彰の中での加藤清正との比較が挙げられる。中でも禁教令関連として『肥後国誌』では、キリシタンであった行長に破壊された神社仏閣は宇土郡で 8 箇所、益城郡で 16 箇所、八代郡で 15 箇所を数えるとされ、甲佐の神官渡辺玄察による『拾集物語』でも行長による甲佐の寺社の焼失等が記載されており、近世以降、行長の「寺社を焼いた者」としての評価は通説となっていた。

これらは小西氏関連の資料の少なさが起因していたが、平成 17 年(2005)『小西行長基礎資料集』（宇土市教育委員会編）の刊行によって、資料に基づく行長研究がなされるようになった。近年では、寺社破壊は行長のキリスト教信仰に基づいて強行されたものではなく、豊臣政権の検地政策の結果、寺社領が奪われて没落した寺社が発生したことが明らかになりつつある。その証左として、木原六^{ろくでんぐう}殿宮（熊本市南区）の楼門のように、今日まで旧小西領の寺社に多くの建造物や美術品が伝来していることが挙げられている（花岡 2013a）。

これまで行長は、寺社を焼いた者として、あるいは清正との対比の中で語られていたが、現在は資料に基づいた研究の進展によって、その実像が明らかになりつつある。

6) 近世

慶長 5 年(1600)の関ヶ原合戦で小西氏は滅亡し、甲佐は関ヶ原合戦の軍功で肥後国一円知行に加増された加藤清正が統治した。清正は肥後国内に熊本城を本城とした 7 支城、すなわち南関城（鷹ノ原城、南関町）、内^{うちのまき}牧城（阿蘇市）、矢部城（山都町）、宇土城（宇土市）、八代城（八代市）、佐敷城（佐敷花岡城、芦北町）、水俣城（水俣市）を整備している。支城は交通網（豊前街道・薩摩街道・豊後街道・日向往還など）の要所に設置され、清正の領国支配の基礎が築かれる。

慶長 16 年(1611) 7 月 23 日、清正が死去し、三男の忠広が家督を継いだ。翌年、幕府から九ヶ条の統治策が出され、宇土城・矢部城・水俣城が破却される。さらに元和元年(1615)一国一城令により南関城・内^は牧城・佐敷城が破城となり、肥後国は本城である熊本城と八代城の二城体制となる。その八代城も元和 5 年(1619)の大地震で被災し、元和 8 年(1622)に对岸の松江城に新築移転している。そして寛永 9 年(1632)に謀^む叛^{ほん}の疑いで忠広が改^{かい}易^{えき}され、44 年間の加藤氏による肥後国統治は終焉を迎える。

その後、細川忠利が入国し、明治に至るまで肥後国は細川氏によって統治された。

①城下「^{どいのうち}豊内」と在町「^{ざいちよう}岩下」

陣ノ内城跡の西側は、それまで東から西へ流れていた緑川が北側に向きを変える変化点であり、緑川の乱流域に該当する。この乱流域に運ばれた山地からの堆積物によって陣ノ内城跡の麓は安定した土地となり、城下「豊内」が形成された。図 2-8 甲佐町の浸水想定区域図（25 ページ）からも確認できるとおり、「豊内」周辺は洪水・浸水の範囲外である。また、乱流域中の微高地には市（後の岩下）が立ち、陣ノ内城跡の西側は城下町的様相を呈したものと指摘されている（稲葉 2022）。

現在、豊内は大字や行政区名としては「とようち」と表現されるが、古来より「どい」または「どいのうち」と呼ばれていたことから、江戸初期には「どいのうち」と称されていたことが確認されている。「どい」は、屋敷や集落の周りをめぐらした土塁等をさし、小字名「陣ノ内」とともに現地を土塁で囲った城郭の存在を強く示唆するものである。

豊内には「^{ふねじ}法然寺」や「^{あんによじ}安養寺」などの寺を想起させる地名が残り、「安養寺」からはトロコ鉄道工事（大正末年～昭和初期）の際に大量の中世の五輪塔が出土するなど、寺町があったと考えられ、豊内は阿蘇氏時代からの城下町であったと考えられる。

また、寛永 10 年(1633)、加藤氏から細川氏に替わった直後の肥後国の状況を把握するために幕府の巡検使（^{じようししゅう}上使衆）が派遣されている。この時の上使衆の宿泊地は肥後国内の各地域における中世以来の町場であり、その中に「土井之内（豊内）」もあることから、当該期の豊内は町场的性格であったと考えられる。上使衆の熊本藩領内巡視の目的の一つは、戦国～織豊期の古城跡の現状調査であり、当時の陣ノ内城跡が調査対象となった可能性が指摘できる。さらに、豊内には承応元年(1652)から明暦元年(1655)にかけて幕府の国廻り上使が 4 度も宿泊したことが確認されており、近世初期の中心も豊内であったと考えられる（稲葉 2015）。

豊内から数百メートル西方はかつて緑川の乱流域であり、その微高地には市が立っていたと考えられる。この市は天正 18 年(1590)には岩下村と呼ばれていた。慶長 13 年(1608)年の鵜ノ瀬堰の造営や甲佐井手（大井手）の竣工によって周辺の農業生産力が高まり、人口も増えた。その後、寛文 5 年(1665)手永（^{てなが}細川藩独自の行政制度）再編で甲佐手永が成立した。甲佐にはもともと豊内手永があったと考えられており、豊内地域の重要性が隣接地の岩下の発展に大きな影響を与えたと考えられる。そして、寛文 9 年(1669)、岩下村は岩下町と称し、細川藩政期の甲佐手永における唯一の在町となり、今日にいたるまで甲佐の中心となっていた。在町とは、経済活動を制限された農家の需要にこたえ、交通の要地の集落に対して制限付きで商業を認め、町に準じる扱いが行われた集落を指す。

②緑川の治水と洪水

加藤清正は、肥後各地で灌漑治水工事として、城下町の建設や菊池川・白川・緑川・球磨川の河川改修を行い耕地の拡大を図った。緑川の治水工事は中世では確認されておらず、甲佐の本格的な治水は加藤清正の鵜ノ瀬堰の築造によって始まったとされる。

鵜ノ瀬堰（甲佐町指定文化財）は、甲佐社のある上揚地区から下流 500m 付近（河川交通の出発点）に築造された。慶長 12 年(1607)に着手し、翌年に竣工したとされるこの堰は、全長 660m、幅 95m の範囲で石畳が敷き詰められた。

また、鵜ノ瀬堰の築造に伴って用水路の開削も行われた。この用水は甲佐井手（大井手）として江戸時代以降の甲佐の中心であった岩下町を貫流し、緑川に至る。その規模は幅 2 間、総延長は 11,320 間、灌漑面積は 400 町（花岡 2013b）に及び灌漑用水に利用されるとともに、地域の生活用水として欠くことのできないものとなった。甲佐井手（大井手）の取水口近くには細川忠利によって造られたとされる鮎築^{あゆやな}があるが、近年の研究では加藤清正の頃に「川狩りの茶屋」があったとの記録が発見されており、その起源が見直されつつある（稲葉 2015）。

文政 7 年(1824)には、甲佐手永惣庄屋木原寿八郎^{そうじょうやきはらじゅはちろう}によって上井手（下豊新井手）用水が完成する。上井手は陣ノ内城跡の西側の麓を通り、緑川右岸の丘陵地帯の 10 町 9 反余りの用水として利用されている（花岡 2013b）。陣ノ内城跡が所在する「免の山」北端の麓には長さ 200m に及ぶ隧道が掘られ、穴井手^{あないで}と呼ばれている。

この他にも、麻生原堰や糸田堰、早川井手などが築造され、中世までは緑川の氾濫原であった甲佐谷はこれら河川の治水対策によって、平野部の安定をもたらし、それにより新田開発が可能になった。

その一方で甲佐地域は江戸時代の役人、渡辺官太（寛太）が文化十年(1813)八月に

「それ河ありて堤防あり、堤防ありて田あり、田ありて村落あり、堤防なくハ甲佐はなきにちかからん（甲佐堤防根帳）」（古今収覧（緒方家文書））

と叙述したように、緑川と共生してきた甲佐地域にとって緑川の水害は宿命的なものであり、江戸時代以降もたびたび水害の記録が残されている。

主なものでも慶長 14 年(1609) 6 月 10 日の記録を皮切りに、宝永 5 年(1708) 5 月 23 日（子の年の大洪水）、享保 17 年(1732) 5 月 23 日、元文 4 年(1739) 6 月 17 日～19 日、そして熊本藩でも未曾有の大洪水とされた寛政 8 年(1796) 6 月 11 日のいわゆる「辰の年の大洪水」が記録されており、近代になっても明治 17 年(1884)に鵜ノ瀬堰決壊、明治 23 年(1890)の洪水と続き、明治 45 年(1912) 7 月 13 日の大洪水は被害甚大のものであり、「大正元年の大水害」として記録されている。

③緑川の舟運

前述してきたように、甲佐はその地理的特性から、中世から現代に至るまで緑川舟運の出発点として重要であった。中世には甲佐社の存在もあり、緑川と海からの道を通じて緑川流域＝益城郡地域の山と海とを組み込んだ交易の核（結節点）として、小西氏統治期には兵糧米や人員、戦時物資を朝鮮半島に大量かつ連続的に送り出すため、甲佐は重要視されてきた。

近世になると、甲佐手永の経済の中心地としてにぎわった岩下町と、緑川河口の川尻町（熊本市南区）との物資流通は舟運が担い、甲佐で造られた酒や流域の村々の年貢米等多くの物資が川尻まで送られている。

近代に入っても、米・酒・石灰・木炭・材木（筏）等が、川を下っていった。そして、川尻からは様々な生活物資、海産物等が上がってきた。

筏流しも重要な水運の一つであり、西原の淀淵^{にしはら よどぶち}は甲佐地域の筏組の基地であった。緑川上流で伐採された木材や竹材は貴重な資源であり、明治・大正・昭和前期と緑川は材木の輸送路の役割を果たした。筏流しは、昭和25年(1950)の九州電力甲佐発電所の塚瀬ダム（美里町）の建設によって終止符が打たれる。

なお、緑川水運は令和元年(2019)に文化庁選定「歴史の道百選」に選定されている。

7) 近代以降

近代以降においても甲佐を貫流する緑川は多くの恵みをもたらしている。

緑川の水質は繭から生糸を取り出す際に使用する水に適していた。そのため、豊内村の築場に隣接した場所に明治8年(1875)、西日本で最初にして最大の民営製糸場であった緑川製糸場が設立される。この製糸場の設立は、官営富岡製糸場に遅れること僅か3年後のことであった。緑川製糸場は7年で閉鎖されたものの、その後昭和にかけて上益城郡は生糸の原料となる繭を育てる養蚕業の盛んな地域となっていく。この地域出身の住民への聞き取り結果から、陣ノ内城跡の土地にも桑畑が広がっていたことが記憶されている。

大正時代に入ると、熊本大林区署(後の熊本営林局)によって緑川上流の矢部郷の^{ないだいじん}内大臣一帯の伐採事業が本格的に開始された。大正5年(1916)には伐採した木材搬出のため、内大臣から砥用村船津(現美里町)まで軌道敷林道が完成したが、船津以降の馬車での運搬効率は悪く、軌道敷林道は大正9年(1920)に宮内村上揚(現甲佐町)、昭和8年(1933)には甲佐まで延伸された。伐採された木材は甲佐の貯木場(現甲佐町役場)まで運ばれ、熊延鉄道で南熊本まで運ばれるようになった。その中継地としての甲佐の地理的な重要性は不変であった。

太平洋戦争末期の昭和19年(1944)～昭和20年(1945)には、陣ノ内城跡西側崖下斜面には軍需工場が造られた。軍需工場は空襲を避けるために地下に横穴を掘削したものであった。横穴は幅3.6m、高さ3.6m、延長75・100・90mの3本が南北に掘られており、幅2m、高さ2mの縦坑で連結された。一部は機械が設置され、外部から高压電線も引かれたが、未完のまま終戦を迎え使用されることはなかった。また、現地周辺には古墳時代の横穴墓を改変した防空壕も造られている。

昭和47年(1972)7月、甲佐町では集中豪雨によって甚大な被害が発生している。その際、陣ノ内城跡西側斜面も大きく崩落し、陣ノ内城跡北側登城道や下豊内横穴群の一部が消失した。

平成に入るまでは陣ノ内城跡の平坦部や堀の中は農地として利用されており、イモや花きの生産が盛んであった。

8) 歴史的環境の総括

ここまでに示した甲佐町の歴史的環境について、陣ノ内城跡の周辺の変遷を抜粋し、以下の図に示す。

旧石器時代 ～縄文時代

～弥生・古墳時代 ～古代

緑川の流路は安定せず、人々は緑川の兩岸の台地上に住んでいたと考えられる。古墳時代には、斜面に横穴墓が多く作られた時代でもある。



中世

甲佐社が建立され、緑川と益城郡の山間部の結節点に位置していた。南北朝期には、豪衆の本拠地の一つであった。

戦国末期は、佐々成政の約半年の統治後、小西行長が緑川の統治にあたった。



近世

慶長5年(1600)からの加藤清正の統治時代には河川工事が行われ、農業生産力が高まり、人口が増加した。

江戸時代になると、在町岩下が川尻町(熊本市南区)への舟運の拠点として発達した。



近代以降

明治時代には緑川製糸工場が設立し、太平洋戦争末期には軍需工場用として掘られた横穴がある。

大正4年(1915)～昭和39年(1964)には熊延鉄道が甲佐町を通っていた。



図 2-11 旧石器時代～近代以降の陣ノ内城跡周辺変遷図

(5) 関連遺跡について

1) 松尾城跡

陣ノ内城跡の南東約 200m に谷を挟んで対峙した標高 93.3m、比高差が約 50m の独立丘にある戦国時代の平山城である。文献では、阿蘇氏家臣の伊津野秀勝と、その子の山城守^{やましろうのかみ}が在城したと伝わる。「城跡」と言われる一帯が城跡地と考えられ、『熊本県の中世城跡』（熊本県教育委員会 1978）には、「四区画の削平地を中心に、周囲に階段状地形（小段）が連なる。土塁や堀等は無い。昭和 30 年前後に、南西麓の「法念寺」に老人ホームが建設された時に、多くの五輪塔が出土した」との記述がある。

2) 甲佐神社

甲佐神社は中世には「甲佐社」、近世には「甲佐宮^{こうきぐう}」、そして近代になると「甲佐神社」と改称された。

甲佐社は郡浦社^{こおのうらしや}（宇城市）・健軍社（熊本市）と共に原則的に阿蘇社の末社として位置づけられており、康治 2 年(1143) 2 月付「阿蘇大宮司宇治惟宣解」（『大日本古文書 阿蘇文書之一』 2 号）によれば、少なくとも保延 3 年(1137) までには末社となっており、「肥後国の二宮」であったことが窺える。また、12 世紀後半～14 世紀中頃には、「当国第二宮靈驗殊忝阿蘇大明神御嫡子、南郡管領之鎮守也」（正平 16 年(1361) 付（『大日本古文書 阿蘇文書之二』阿蘇文書写二十九））等の記載がみられ、甲佐社は益城郡以南の一定の地域においては一宮の阿蘇社から一定度独立しかつ最高の尊敬を集めていたことが窺える。

また、甲佐社は舟運の出発点に所在しており、鎌倉時代には八代海沿岸地域やそこに所在する港と甲佐をつなぐ道筋の要所を社領としており、緑川流域＝益城郡地域の山と海とを含み込んだ交易の核（結節点）として重要であった。

こうしたことが 13 世紀には本貫地^{ほんがんどち}を「竹崎（宇城市松橋町）」に持ち、「海東（宇城市小川町）」を元寇の恩賞として賜った肥後国御家人竹崎季長が『蒙古襲来絵詞』を奉納したことにつながっている。

3) 阿蘇家臣団（衰衆）の城郭

中世の甲佐は一貫して阿蘇氏の統治下にあり、豊臣秀吉による九州平定以前は、「衰衆^{もしゅう}」と呼ばれる阿蘇惟豊^{これとよ}の家臣で中小在地領主の連合体の本拠地の一つであった。衰衆は益城郡の東北部一帯に勢力をもち、阿蘇外輪^{すその}の裾野を拠点としていた。これら衰衆の城郭は山稜や丘陵の末端に位置し、自然地形を巧みに利用し、切岸^{きりぎし}や堀切^{ほりまり}、堅堀^{たてぼり}等を用いた縄張り^{なわばり}を呈している。それぞれの城郭の主郭の規模を概観すると、衰衆の中心的存在であった御船城を除いた各城郭の主郭は長径 40m 前後、短径 20～30m の近似した規模を呈する。

以下、阿蘇氏居館であった浜の館とその家臣団の城郭について概観する。

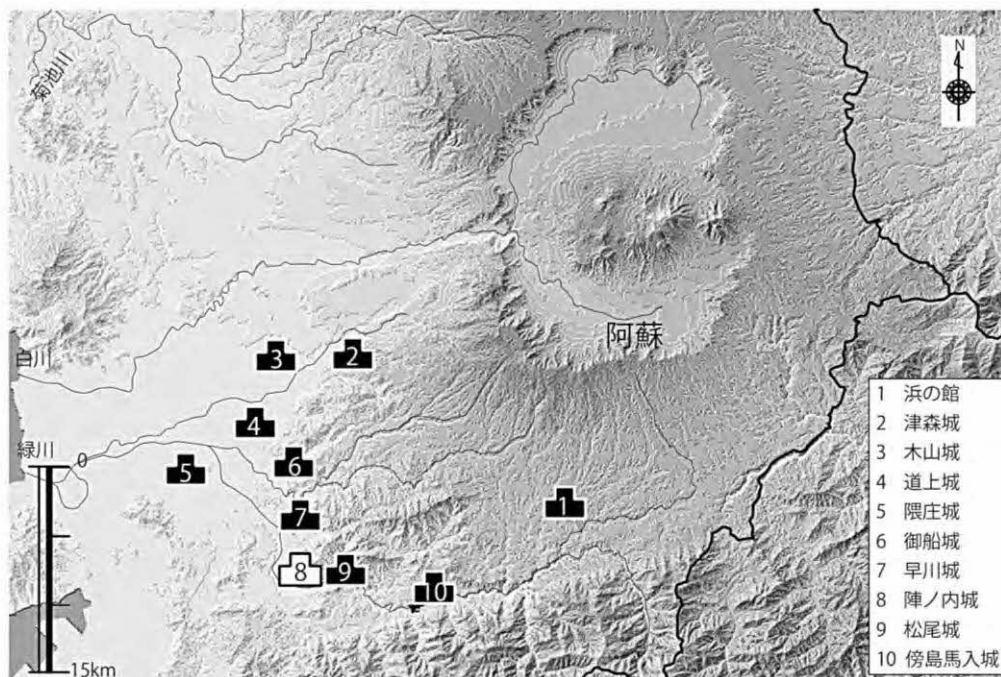
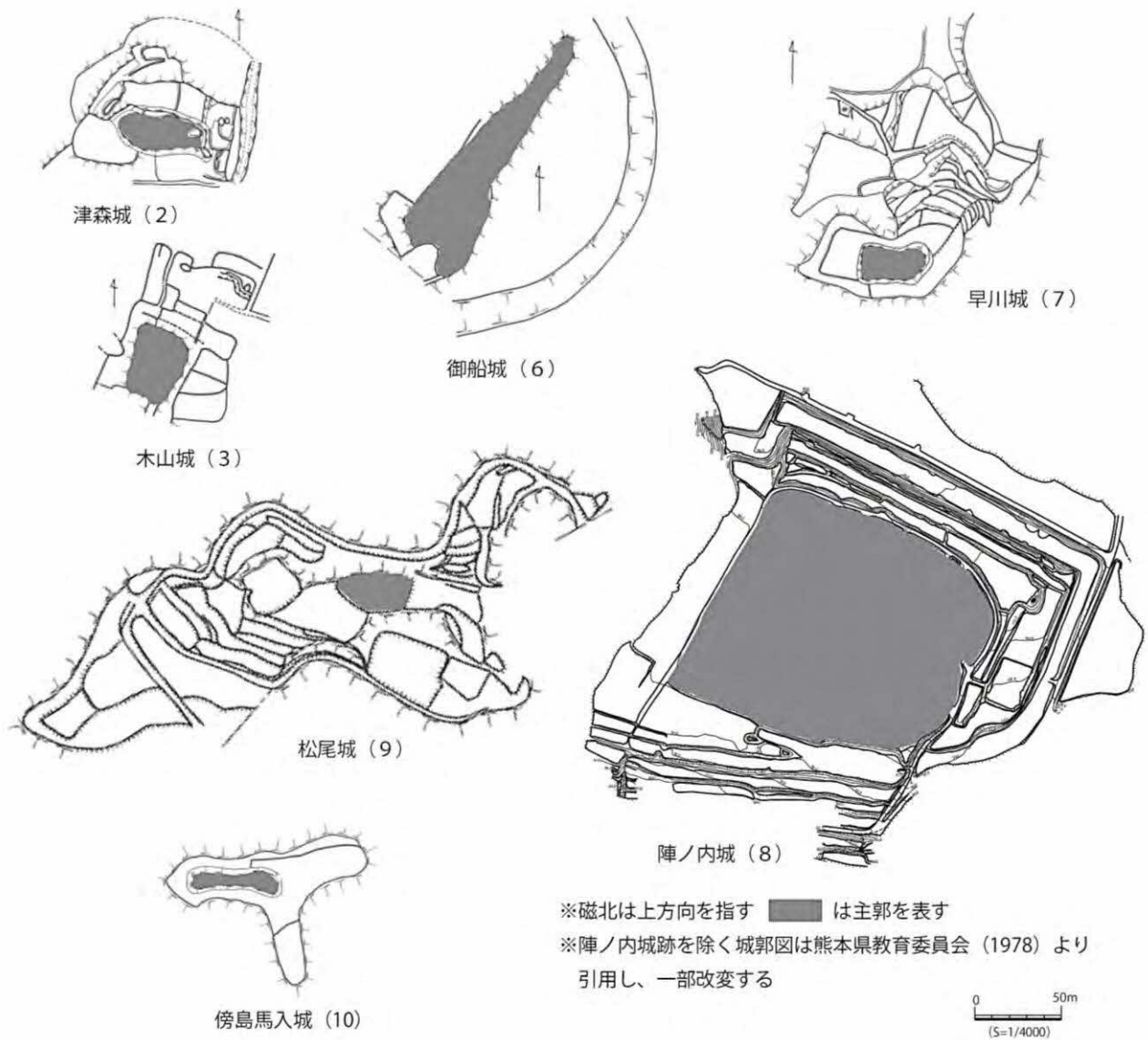


図 2-12 豪衆の城郭縄張図及び分布図

『陣ノ内城跡 -総括報告書- 』(甲佐町教育委員会 2020) より引用

①浜の館

山都町大字城平に所在する。轟川右岸の河岸段丘上に立地する。

室町時代以降、大宮司居館は南阿蘇村（旧白水村）から山都町（旧矢部町）に移転し、天正 13 年(1585)の島津氏の侵攻を契機にその歴史を終える。

その規模は東西 220m、南北 180mとされているが、全域が熊本県立矢部高等学校の建設等により旧地形を失っており、詳細は不明である。現在の地表面からは矢部神社がある丘陵部とそれより 12m 低い段丘部分に縄張り^{縄張り}は分類されると推定されている。丘陵部には堀切（幅 7 m、深さ 3 m）の痕跡がみられる。

昭和 48(1973)～昭和 51 年(1976)の校舎改築に伴う発掘調査では、礎石建物跡や庭園遺構^{そせきたてもの}が検出されている。

②津森城

益城町大字下陳字吉田に所在する。「城山」と呼ばれる山稜末端部（標高 116.6m、比高約 56m）に立地する。

阿蘇大宮司家の家老光永中務惟宗が弟惟純とともに居城していたが、天文 12 年(1551)に大友義鎮によって攻め落とされた。

山頂は「一の天守」と呼ばれる楕円形状の平坦部となっており、その下方には 3 箇所^{くろ}の曲輪^{まが}状の平坦部がみられ、「二の天守」の小名や小規模な土塁・堀が残る。また、東側には二重の堀切もみられる。

③木山城

益城町大字寺迫字城の本に所在する。「城の本」という字名を残す丘陵地末端部（標高 55m、比高約 25m）に立地する。

代々、木山氏の居城であったが、天文 16 年(1585)に赤井城が築城されると、木山氏は赤井城に移り、その後は家老の竹崎筑後をはじめとした城代^{じょうだい}が置かれたとされる。また、小西氏の統治時には伊藤興左衛門が城代とされている。なお、康正 3 年(1457)10 月付「大宰少貳頼尚書状」（『阿蘇文書』）より「松丸城」と称された時期があったことがわかっている。

中央部に「本丸」と称される長方形形状の高台（長径 40m・短径 25～32m）があり、その西側には堅堀の残存部を有する曲輪（長 45m・幅 7～15m）、北側の民家敷地内には土塁（幅 2m・長約 20m）と空堀（幅 3 m）がみられる。本丸と北側の民家敷地の間には堀切もみられる。

④道上城

嘉島町大字下六嘉字泉の上に所在する。「城の屋敷」と称される微高地（標高 10～15m）に立地する。

永禄・天正期には阿蘇氏の家臣、西氏一族の越前守と加賀守が在城したとされる。

現在、遺構は認められず、「中通り」「内屋敷」などの小名が残る。

⑤隈庄城

熊本市南区城南町大字隈庄に所在する。緑川と浜戸川に挟まれた平野を一望できる舞の原台地の最西端に突出している「城の鼻」と呼ばれる標高 25.7m の高台に立地する。

元中 4 年(1387) 7 月 4 日付「征西將軍良成親王令旨」(『相良家文書』)に「隈牟田城落居」とあり 14 世紀末には存在していたが、詳細な築城時期は不明である。

戦国期に入ると、相良・阿蘇氏による係争の地となり、天文年間(1532～1555)には阿蘇氏家臣の甲斐氏の統治下に置かれ、天正 16 年(1588)小西行長の入国時期には弟の小西主殿助が配置されたとされる。

城域は、本丸のある高台から東へ約 350m 地点に「新堀」「薬研堀^{やげんぼり}」と称される堀跡が認められることから、周囲約 850m に及ぶと考えられている。本丸は方形を基調として南北 92m、東西 71m を測る。その周囲は横堀と切岸が囲み、西側の塁線には「折れ」が、東・南側には横堀が確認され、その外側に二ノ丸等の他の曲輪が配置されると推定されている。周囲には「天守跡」「二ノ天守跡」「二ノ丸」と呼ばれる区画もあるが、「天守跡」だけが公園として整備されているほかは、熊本市南区城南総合出張所・中学校等の敷地になっており、旧地形をとどめていない。

⑥御船城

御船町大字御船字下圀に所在する。「城山」と称される独立丘陵地(標高 34m・比高 25m)に立地する。

応安年間(1368～1375)から天文年間(1532～1555)にかけて阿蘇家家臣である御船盛安ら一族が居城し、その後、甲斐宗運が入城した。

山頂は城山公園として整備されており、後世の削平等により、明確な遺構は不明である。

⑦早川城

甲佐町大字早川字下小塚に所在する。「城山」と称される山稜末端部(標高 50m、比高約 35m)に立地する。

建長 5 年(1253)渡辺近江守秀村が築城して早川氏を名乗り、以後早川氏が代々居城したとされる。

山頂部分は長方形の平坦部(長径 35m、短径 16～19m)となっており、その 2.5～3 m 下方を曲輪が取り囲む。東側の鞍部には階段状の地形が幾段にも重なり、迫には自然地形を利用した堀切がみられる。

⑧陣ノ内城跡

2-4. 指定状況(8) 指定理由(55 ページ)に記載のとおり。

⑨松尾城跡

(5) 関連遺跡について 1) 松尾城跡 (40 ページ) に記載のとおり。

⑩傍島馬入城

美里町大字涌井字城平に所在する。「城平」の字名を残す山稜 (標高 230m、比高約 70m) に立地する。

砥用丹後守が天正年間 (1573～1592) まで在城していたとされるが、篠原丹後守の居城説もあり定かではない。

山頂は T 字形の平坦部となっており、その上面には高さ 2～3m の長方形の高台 (長径 50m、短径 6～11m) が築かれている。西側尾根の一部には幅 9.5m の堀切もみられる。

⑪堅志田城

美里町大字中郡宇城山に所在する。榕集落の上方にある尾根筋 (標高 256m・比高約 160m) に立地する。

大永 3 年 (1523) に甲佐や堅志田を拠点にした阿蘇^{これさき}惟前が築いた居城であったが、天文 12 年 (1543) の惟前滅亡後には阿蘇惟豊が統治した。天正 13 年 (1585) 閏 8 月 13 日には緑川対岸の「甲佐の^{かこい}圀」と共に島津によって攻撃され、^{はきやく}破却されている。

11 箇所^{うねじょうたてぼりぐん}の郭で構成され、13 本の堀切や切岸、畝状^{うねじょうたてぼりぐん}堅堀群など重厚な縄張りを呈しており、熊本県内でも有数の大規模な山城であった。

平成 18 年 (2006) 1 月 26 日に史跡に指定されている。

4) 小西氏の城郭

小西氏の城郭の記述は国内の一次史料には存在せず、宣教師によって作成されたイエズス会の史料中に宇土城（宇土市）と八代城（八代市）、隈庄城（熊本市）、矢部城（山都町）の4城が確認されている。また、近世中後期に編纂された文献資料『国郡一統志』、『古城考』、『肥後國誌』からは前出の4城に加えて岩尾城（山都町）と木山城（益城町）の2城が確認されている。さらに、近年の織豊系城郭及び縄張り研究の進展によって、豊福城（宇城市）と赤井城（益城町）も小西氏の城郭と考えられている（鶴嶋 2003・森 2010）。

ここで近世中後期の史料にのみ認められる岩尾城、木山城について検討する。

岩尾城は矢部城の北方約4 km に所在しており、矢部城と近接する城郭である。しかし、矢部城がイエズス会関係史料や慶長9年(1604)～慶長10年(1605)に作成された「肥後国絵図（慶長国絵図）」においてその存在が確認される一方、岩尾城の記載は認められないことから、後世の記録類の誤りと判断されており、岩尾城は小西氏の城郭と捉え難い（山都町教育委員会 2012）。

また、木山城は赤井城の北方約1 km に所在しており、赤井城と近接する城郭である。細川の統治期に作成された「肥後国絵図（正保国絵図）」及び「肥後国絵図（天保国絵図）」には「木山古城」の記載が認められる。しかし、「木山古城」と記載された位置は現在の赤井城の場所であり、木山川の右岸に所在する木山村周辺には「古城」の表記は認められない。したがって、当時は現在の木山城ではなく、赤井城が「木山古城」として認識されていたものと考えられ、木山城は小西氏の城郭とは捉え難い。

なお、小西領には宇土・益城・八代郡に加えて天草郡もあるが、現在のところ天草の城郭については詳細が不明であるため、今回は掲載しない。

以下、小西氏の城郭について概観し、図 2-13（46 ページ）に国絵図を基に作成した位置図を示す。

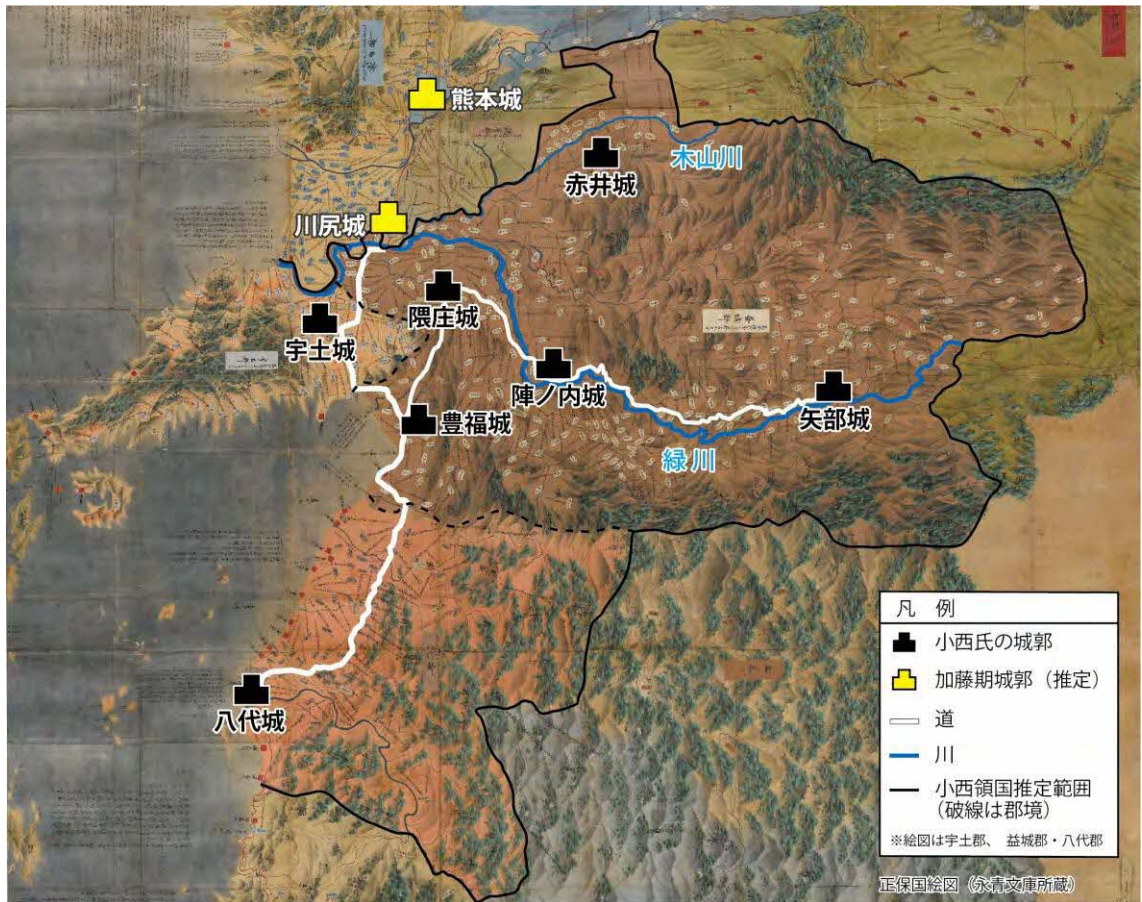
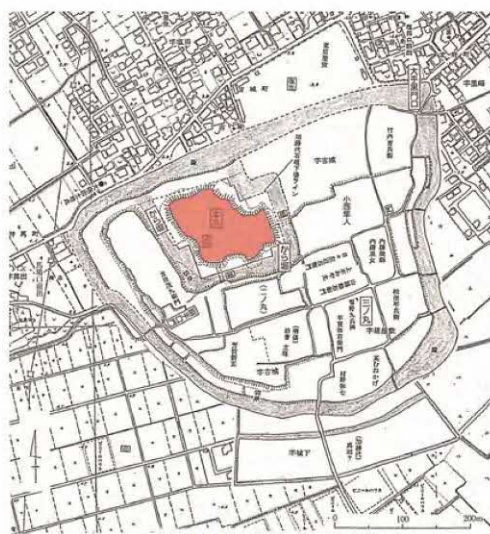


図 2-13 小西氏の城郭支城網
正保国絵図（永青文庫所蔵）を元に編集



宇土城（鶴嶋俊彦氏作成）



豊福城（鶴嶋俊彦氏作成）



赤井城



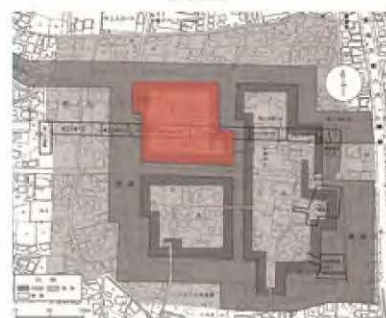
陣ノ内城（鶴嶋俊彦氏作成）



隈庄城（鶴嶋俊彦氏作成）



矢部城



八代城

※磁北は上方向を指す ● は本丸を表す

※八代城・矢部城・赤井城は各報告書より引用し、一部改変する

図 2-14 小西氏の城郭測量図及び縄張図

『陣ノ内城跡 -総括報告書- 』（甲佐町教育委員会 2020）より引用

①宇土城

宇土市古城町・神馬町に所在する。宇土半島の基部に広がる沖積平野西部の独立丘陵上に立地し、最高所の本丸跡は標高 16.3m（比高 13m）を測る。現在は西側に広がる沖積平野の北西約 6 km に有明海の汀線が認められるが、小西氏が統治した時期には城下近くまで船寄が可能であったとみられ、本丸の北側には緑川に通じる運河が存在し、有明海を通過する船が行き来したと推定されている。

小西行長は、入国直後には近世宇土城の西方 660mの独立丘陵（標高 39m）にある中世宇土城を居城とした。中世宇土城は、南北朝時代から戦国時代にかけて宇土を統治した名和氏の居城であった。しかし、翌年には新たな本城として、近世宇土城の築城に取りかかったとされる。小西氏の滅亡後、近世宇土城は加藤清正の支城として整備されたが、清正死去の翌年慶長 17 年(1612)に幕府により矢部城（愛藤寺城）・水俣城と共に破却を命じられた。

現存する城郭は、加藤氏が統治した時期のものである。城の構造は方位軸に沿った本丸を横堀が囲み、その外側に配置された他の曲輪群をさらに横堀が囲む。城域は東西 550m、南北 500m、本丸は東西 150m、南北 130mを測る。本丸跡の発掘調査の結果、上層期遺構（加藤期）と下層期遺構（小西期）の 2 時期の存在が明らかとなった。上層期遺構では門跡や礎石建物跡、排水溝跡、石垣等の城郭遺構や、瓦や陶磁器（16 世紀末の白磁等）、土師器等の遺物も出土した。下層期遺構では自然石を利用した石垣や礎石建物跡等が検出された。

下層期遺構は上層期の盛土や石垣によって埋没しており、下層期の詳細な縄張りの復元は困難である。

②八代城（麦島城）

八代市古城町に所在する。球磨川と前川に挟まれた海拔 2～4 m の中洲に立地する。築城当時は現在の前川はなく、麦島城の北側には大きな入江があり、徳津津が設けられた水運の拠点であった。

小西行長の肥後入国後から築城され、小西行重が城代として入城したとされる。小西氏の滅亡後、八代城（麦島城）は加藤清正の支城として整備され、元和元年(1615)「一国一城令」後も存続したが、元和 5 年(1619) 3 月に起こった地震によって倒壊し、元和 8 年(1622)に八代城（麦島城）から北東へ約 1 km の松江の地に移る。

平成 18 年(2006)の発掘調査及び絵図等の検討によって、城の構造は方位軸に沿った本丸を横堀が囲み、その外側に配置された他の曲輪群をさらに横堀が囲むことが推定されている。城域の規模は南北 350m、東西 400m、本丸は東西幅 131m、南北幅 120mを測ることが想定されている。しかし発掘調査によって、現在の城域は加藤氏の時期のものであり、小西氏の本丸の東西幅は 120mであったことから、小西氏から加藤氏への城主交代によって本丸の東西幅は 10m拡張したことが確認されている。また、小西氏に関連するものとして、加藤氏の時期の遺構に埋設された石垣や礎石建物跡が検出され、滴水瓦、李朝系瓦等が出土している。

③矢部城（愛藤寺城）

上益城郡山都町大字白藤に所在する。緑川と支流である千滝川の合流点に近い台地先端部の丘陵上に位置し、三方を高低差約 100m 以上の峡谷に囲まれており、河川からの比高差は約 250m である。眼下には緑川を望む。

16 世紀前半以降に阿蘇氏による築城と推定され、天正 16 年(1588)には小西氏の支城として改修されたと考えられる。矢部城にはキリシタンの結城弥平次が城代として入城し、矢部にて布教活動を行っていたことがイエズス会の関係史料から確認され、城内ではイエズス会の紋章をモチーフとした十文字瓦が表面採集されている。小西氏の滅亡後、加藤清正の支城として整備されたが、清正死去の翌年慶長 17 年(1612)に幕府の指示により宇土城・水俣城と共に破却された。

城の構造は南北 600m、東西 550m の範囲にやや東にずれた南北方向に延びる丘陵尾根を主軸とし、東西に派生する尾根に曲輪を設ける構造である。小西氏による改修以降、織豊系城郭の縄張りが導入され、本丸の西側には他の横堀とは異なる直線的な横堀が普請されている。加藤氏の時期の本丸は長軸 72m、短軸 59m を測り、石垣や虎口等が確認され、中世の形態を留める曲輪群を虎口の内側に取り込んでいる。

④隈庄城

3) 阿蘇家臣団（衰衆）の城郭（43 ページ）に記載のとおり。

⑤赤井城

上益城郡益城町大字赤井に所在する。赤井川（緑川水系木山川支流の一級河川）の左岸、標高 32m の独立丘に所在する。

天文年間(1532～1555)頃まで益城一帯は阿蘇氏家臣の木山氏が統治しており、天文 16 年(1547)木山城主の木山惟久が築城して移り住んだとされ、天正 13 年(1585)島津氏に攻められて落城する。

本丸は方形を基調とした南北 50m、東西 40m を測り、その南・西側に配置された他の曲輪群の北・東側を横堀が廻る。

⑥豊福城

宇城市松橋町大字豊福に所在する。現在の豊福城は近世以降の干拓によって海岸線から約4km東方の標高15mの段丘上に立地するが、築城当時は旧海岸線に近い場所に立地していた。豊福の地は宇土・益城・八代三郡の境にあり、肥後中北部の平野地域から宇土・八代をへて葦北・薩摩へと通じる要道と内陸部から宇土半島へ通じる要道の結節点にあった。また、宇土半島南部の基部は干拓以前には広い入り江をなしており、松橋津が設けられるなど水陸交通の要衝であった。そのため、豊福は15世紀～16世紀後期まで名和・相良・阿蘇氏による領土紛争が絶えない地であった。

豊福城は14世紀に名和氏によって築城されたとされ、その後名和・相良両氏によって略奪・奪還が繰り返されていった。

本丸は方形を基調とした南北42m、東西68mを測る。本丸には当該地を東西に分けていた段差があったが、昭和49年(1974)にゲートボール場の造成のために消滅した。その南を除く三方には横堀が廻り、その外側に配置された他の曲輪群をさらに横堀が囲む。特に土塁状の形態を呈した東側は大きく削平され、多量の中世の遺物が確認されている。現在、周辺是水田・レンコン畑となっていることから、堀は水堀であった可能性がある。また、豊福城には石垣があったが、昭和3年(1928)の三軒屋新地(干拓)の築堤に利用されたとの伝承も残されている。

(6) 甲佐町における文化財

甲佐町には、以下に示すとおり、国及び町指定の貴重な文化財がある。

表 2-2 国及び甲佐町指定文化財

国指定天然記念物 麻生原のキンモクセイ 樹齢750年以上の大樹。枝張りが広いキンモクセイの巨樹としてわが国でも有数のもの。		国指定史跡 陣ノ内城跡 肥後国における織豊期の城郭の中でも突出した規模を持つ保存状態が良好な城跡。	
町指定文化財 1 船津東前横穴群 古墳時代後期に造られた町内で最も原形を留める3基の横穴墓。		町指定文化財 2 早川城跡 建長5年(1253)、阿蘇家家臣渡辺近江守秀村が築城したとされる。	
町指定文化財 3 早川六地藏 文明12年(1480)、阿蘇家家臣早川邦秀によって建立された。		町指定文化財 4 鵜ノ瀬堰 慶長13年(1608)、加藤清正によって築かれたとされる石畳の堰。	
町指定文化財 5 円福寺跡阿弥陀如来座像 永正10年(1513)、阿蘇家家臣早河式部少輔政秀によって建立された。		町指定文化財 6 目野薬師如来及び十二神将像 薬師如来像は室町時代の作で完全に現存する。十二神将像は江戸時代の作である。	
町指定文化財 7 松尾城跡 戦国時代に阿蘇家家臣伊津野秀勝が在城したとされる。		町指定文化財 8 木造如来形座像(薬師如来) 室町時代前期の作。	
町指定文化財 9 緒方家文書 熊本藩甲佐手永糸田村の惣庄屋、緒方家に伝来した、熊本藩最大の村庄屋文書群。		町指定文化財 10 築の樋門 文化14年(1817)から天保3年(1832)頃に築かれた灌漑用水の水量調節用に造られた樋門。	
町指定文化財 11 緑川上流通漕碑 文化11年(1814)、江戸時代の役人渡邊寛太によって建立された石碑。		町指定文化財 12 下豊内の逆修碑 天文16年(1547)、阿蘇大宮司惟前の家臣宇治惟益夫婦が建立した。	

町指定文化財 13 葉王寺の宝篋印塔 文明8年(1476)、町内に残る石造物資料として現存最古の資料の一つ。		町指定文化財 14 津志田の逆修碑 天文 20 年(1551)、「無忠大徳」によって建立された。	
町指定文化財 15 豪淳の碑 永禄 11 年(1568)、肥後の名僧豪淳が生前に建立した逆修碑。		町指定文化財 16 陣ノ内城跡 ※昭和 55 年(1980)指定。史跡指定地外においても町指定文化財に該当する土地がある。	

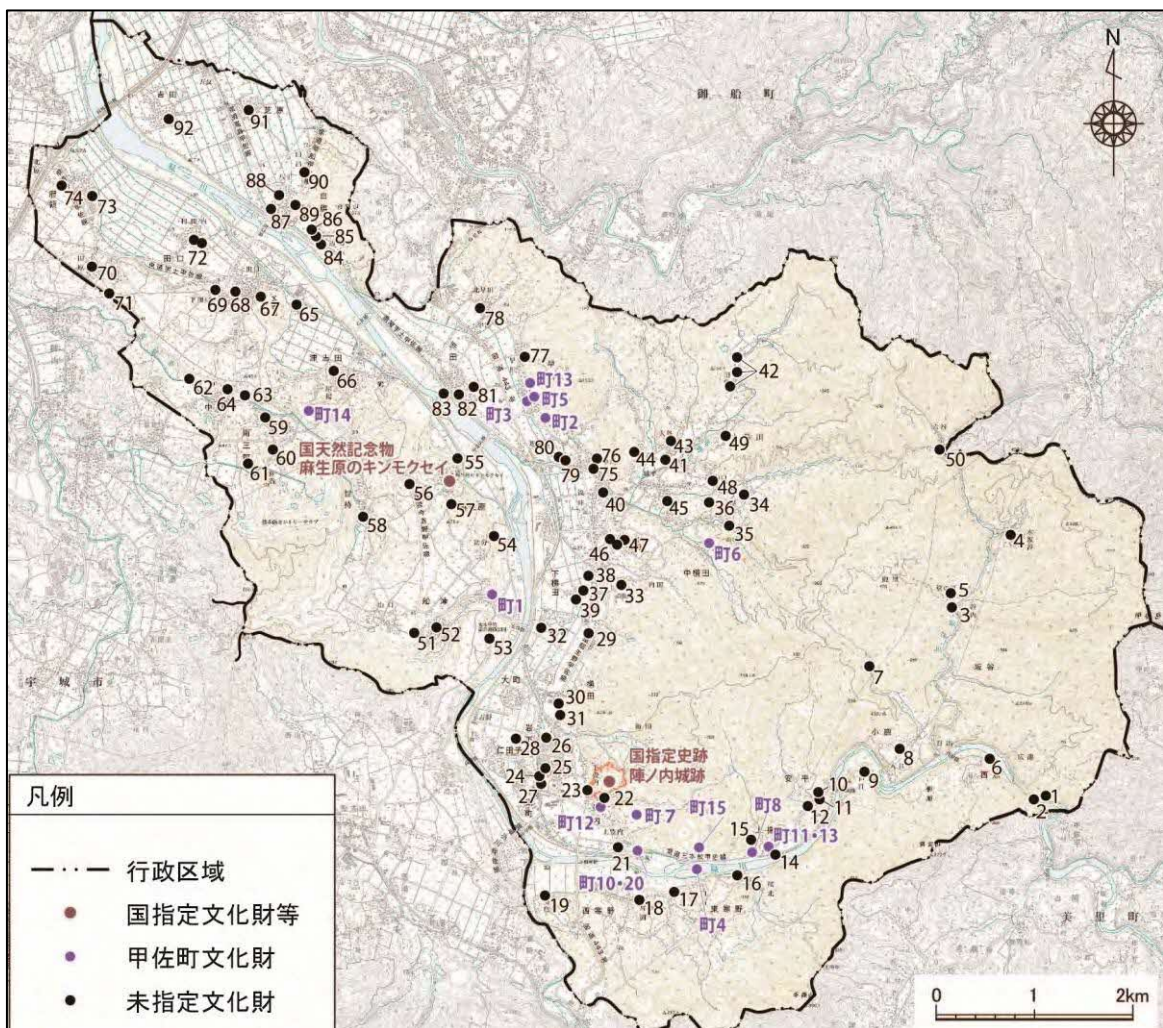


図 2-15 甲佐町のおもな文化財の分布

表 2-3 未指定文化財

1	広	瀬	旧道眼鏡橋(旧浜町街道)	47	上早川 3 区	幸野地藏堂
2	広	瀬	トロッコ林道鉄橋	48	上早川 4 区	山口の観音堂
3	谷	内	阿弥陀如来	49	上早川 4 区	伝承阿蘇惟前墓(おたつちよさん)
4	本 坂 谷		天満宮	50	上早川 5 区	六谷地藏
5	堂 ノ 原		観音堂	51	船 津	六地藏
6	西	原	薬師堂	52	船 津	迫の大乘妙典一部石
7	小	鹿	小鹿の堤	53	船 津	谷の磨崖五輪塔・板碑
8	小	鹿	大王神社	54	船 津	坊分の船津阿蘇神社・仏像堂
9	井 戸 江		地藏堂	55	麻 生 原	金八水神
10	安	平	甲佐明神降座の碑	56	麻 生 原	塔の木さん古墳
11	安	平	阿弥陀堂	57	麻 生 原	菅原神社
12	安	平	御手洗神社・御手洗橋	58	世 持	妙見社
13	上	揚	甲佐神社	59	南 三 箇	荒人神社
14	上	揚	弁天堂	60	南 三 箇	阿弥陀堂
15	上	揚	日枝神社・仁王堂	61	南 三 箇	六地藏
16	東 寒 野		尾北の眼鏡橋	62	中 山	横穴群
17	東 寒 野		白石の板碑	63	中 山	板碑
18	西 寒 野		大祇神社	64	中 山	中山天神社
19	西 寒 野		小川島の六地藏	65	津 志 田	なまず塚
20	上 豊 内		やな・製糸場跡・雨情歌碑	66	津 志 田	津志田八幡宮
21	上 豊 内		西宮八幡宮	67	上 田 口	田口菅原神社
22	下 豊 内		薬師堂	68	下 田 口	田口小一領神社
23	下 豊 内		下豊内横穴群	69	下 田 口	六地藏・観音堂
24	岩 下 1 区		甲南橋地藏	70	田 原	観音堂
25	岩 下 1 区		恵比寿神社	71	田 原	板碑
26	岩 下 2 区		地藏堂	72	和 田 内	阿弥陀堂・天神社
27	緑 町		甲佐井手(大井手)	73	府 領	府領神社
28	仁 田 子		西住小次郎の墓	74	府 領	首塚
29	大 町		立岩神社	75	中 早 川	辛崎神社
30	横 田		観音堂	76	早 川	養寿院
31	横 田		岩鼻神社(加藤神社)・八角塔	77	早 川	早川巖島神社
32	有 安		水神・地藏・猿田彦大神	78	北 早 川	菅原神社
33	中 横 田		木原寿八郎記念の碑	79	糸 田	四堂崎の逆修碑
34	中 横 田		宮ノ尾の馬頭観音	80	糸 田	四堂崎の阿弥陀堂
35	中 横 田		中尾の釈迦堂	81	糸 田	植木阿蘇神社
36	中 横 田		中尾の若一王神社	82	糸 田	観音堂
37	下 横 田		寿専寺	83	糸 田	水神
38	下 横 田		猿田彦・明治 45 年洪水記念碑	84	辺 場	柿原水神
39	下 横 田		天神社	85	辺 場	阿弥陀堂
40	浅 井		猿王権現堂・若宮神社・将軍堂	86	辺 場	火伏金堂
41	上早川 1 区		大谷歳神	87	古 閑	古閑菅原神社
42	上早川 1 区		田代の歳神・阿弥陀堂・地藏堂	88	八 丁	十一面観音堂・八丁神社
43	上早川 1 区		大谷観音堂・横井戸	89	山 出	大武宮
44	上早川 2 区		下大峯(おみね)の四方仏	90	山 出	薬師堂
45	上早川 3 区		上知行の天神社	91	芝 原	巖島神社
46	上早川 3 区		幸野の海陸大明神・幸野の出水さん	92	吉 田	吉田神社

2-3. 指定に至る経緯

陣ノ内館跡は、1970年代に行われた熊本県教育委員会による中世城郭の悉皆調査以降、中世の阿蘇大宮司の館跡として注目され、昭和55年(1980)2月には甲佐町指定文化財となった。その後、平成14年(2002)～平成16年(2004)に地形測量や確認調査を実施し、平成17年(2005)には阿蘇大宮司の館跡とする発掘調査報告書を刊行し、遺跡の重要性が初めて町内外に認められた。

しかし、阿蘇大宮司の館とする根拠である文献資料が江戸時代中頃以降に書かれている点や、城郭の構造が中世には見られない点等から、中世館跡であるとする考え方が疑問視され改めて平成20年度から発掘調査等を実施し、平成26年度末に発掘調査報告書を刊行した。この報告書で、陣ノ内館跡は中世館跡ではなく織豊系城郭であることを明らかにした。

この調査については、平成に入り離農者の増加が加速してきた時期に、町の社会教育指導員で文化財保護を担当していた清村一男が、発掘調査の実現に向けて、土地所有者との交渉、堀の廃棄物の除去や藪の伐採等を先頭に立って実施し、調査への地ならしを行ってきた。平成16年からは文化財保護委員に就き、平成20年度からの調査に関しては様々な支援を実践するなど、史跡の価値の解明とその後の国指定への道すじをつくった。

平成26年度末に発掘調査報告書を刊行した後も、町で調査を継続し、令和元年(2019)7月に遺跡の名称を「陣ノ内城跡」と改め、令和元年(2019)9月には調査成果を文化庁の「中世城館・近世城郭遺跡等の保存に関する検討会」で報告、改めて陣ノ内城跡の県内での位置づけや歴史的価値を明確化することを目的として令和2年(2020)12月に総括報告書を刊行し、史跡指定の意見具申を行った。

その後、令和3年(2021)6月に国の文化審議会が国の史跡に指定するよう、文部科学大臣に答申し、同年10月11日の官報告示をもって正式に指定された。

指定後は、「陣ノ内城跡」国指定記念シンポジウムの開催や、パンフレットの配布、町公式ウェブサイトや動画での広報を積極的に行っている。

2-4. 指定状況

令和3年10月時点の陣ノ内城跡の指定状況を以下に示す。

- (1) 史跡名 陣ノ内城跡
- (2) 所在地 熊本県上益城郡甲佐町大字豊内
- (3) 遺跡の種類 史跡
- (4) 指定年月日 令和3年10月11日
- (5) 告示番号 令和3年文部科学省告示第164号（資料編に掲載予定）
- (6) 指定面積 78,422.89 m²
- (7) 指定基準 二、城跡

(8) 指定理由

陣ノ内城跡は熊本県中部を流れる緑川が平野部に流れ込む付近の甲佐岳から延びる尾根の先端部に立地する阿蘇氏の居館と伝えられる城跡である。城跡は平野を見下ろす標高約100mの平坦部に位置し、麓との比高は64mである。平坦部の東側と北側には堀と堀の内側に沿って土塁が明瞭に残る。東側の堀は延長98m、上端幅16mで、土塁は幅13～15m、平坦部からの比高3～4m、延長100mである。北側の堀は延長212m、上端堀20mで、土塁は幅23m～30m、平坦部からの比高5m、延長170mである。この二つの堀と土塁は直角に繋がり、平坦部をほぼ方形に区画している。

1970年代に行われた熊本県教育委員会による中世城郭の悉皆調査以後、本遺跡は江戸時代中期以降に記された『拾集昔語』や『古城考』、『肥後國誌』の記載から阿蘇大宮司の館跡の可能性のある遺跡として注目され、昭和55年に「陣ノ内館跡」の名称で甲佐町指定文化財に指定された。しかし、調査はほとんど行われることなく、その範囲や構造は不明のままであった。

甲佐町教育委員会は平成14～16年度にかけて遺跡の時期や内容を明らかにするために、地形測量と発掘調査を実施した。その際に築城主体については阿蘇大宮司家とする見解を示したが、このときの調査では遺跡の時期を特定する根拠が得られず、また、堀や土塁などの規模がほかの肥後国内の中世城館をはるかにしのぐことなどから、陣ノ内城跡を中世城館とする見解については疑問視された。そのため、平成20年度から再度、発掘調査と関連史料調査を実施した。その結果、堀で囲まれた区画の中央付近と北側の土塁上で時期不明の石列遺構を、区画の南側と西側で埋没していた堀や土塁、虎口を検出した。南側の堀は最大幅8.5m、検出面からの深さ2.7mであり、延長は120mであるが北側の堀とは接続しておらず、その部分が区画内への出入口の一つと想定されている。また、それぞれの堀の内側には土塁が造られていたようで、19世紀以降にこの土塁を崩すことにより南と西の堀が埋め立てられたことが明らかになった。さらに、方形区画の南東隅では幅2.4mの硬化面を伴う土塁の跡切れが確認され、虎口の可能性が指摘されている。これらの成果と地表に残る堀や土塁から、陣ノ内城跡は堀を含めた規模が東西210m以上、南北190m以上の北西と南東に虎口を持つ方形の城跡であることが明らかになった。

出土遺物の中には築城時期を明確に示すものはないが、その時期は12～14世紀、16世紀前半から後半、16世紀末から17世紀前半、19世紀以降の四時期に大別される。19世紀のものを除くと、いずれの時期も華南産の白磁、景德鎮窯の染付、漳州窯系の陶磁器など、高級輸入陶磁器が主体となることから、有力者の居住が想定される。

陣ノ内城跡を直接示す一次史料はなく、その沿革は不明であるが、正平3年(1348)の「恵良惟澄軍忠状」には、甲佐嶽、甲佐城の名がみえ、『上井覚兼日記』天正13年(1585)閏8月13日条には「甲佐之圀」がみえるなど、16世紀後半まで甲佐には阿蘇氏の城館が置かれたことが知られる。

阿蘇氏の本拠地は日向、豊後、熊本平野への陸路が結節し、また緑川水運が利用できる緑川上流の現在の山都町に置かれた。そのため、緑川が平野部へ注ぎ込む甲佐の地は、阿蘇氏の領域支配において極めて重要な場所であったと考えられる。

阿蘇氏は天正13年の島津氏の侵攻により滅亡し、甲佐の地は天正15年に佐々成政、翌16年に小西行長、慶長5年(1600)には加藤清正の支配を受けることになる。

出土遺物と文献史料から12世紀以降にはこの場所に、阿蘇氏に関わる有力者が居住したと考えられるが、現在、確認される城跡の規模や構造は、浜の館をはじめとする阿蘇氏関係の城をはるかにしのぎ、小西期の宇土城の主郭に匹敵する。また、平面矩形のプランや堀や土塁の規模などは、織豊系城郭の影響を強く受けていると考えられること、また16世紀末から17世紀前半の遺物が出土することから、現在確認できる陣ノ内城跡の築城時期は、豊臣系大名の肥後入部以降とする見方が有力である。さらに加藤氏関係の城が記載されている慶長12年頃に成立した『肥後国絵図』には、陣ノ内城は記されていないこと、実質的な肥後支配が半年程度の佐々氏の築城とは考えにくいことから、小西氏による築城とする見方が示されている。

これらのことから、陣ノ内城跡は阿蘇氏関連の城館を、小西氏が大規模に改変した可能性が考えられ、小西期の遺構を良好に残す数少ない城郭と考えられる。小西氏の城については、国内の一次史料にはほとんど記載がなく、イエズス会史料から宇土城、八代城、隈庄城、矢部城の四城が知られているにすぎないが、いずれの城も阿蘇氏や国人領主が拠点を置いた場所に近接しているという傾向がみられる。このことは豊臣系大名が、新たな領国に入部した際の地域支配の在り方を示している可能性がある。

陣ノ内城跡は17世紀前半以前に築城された城郭の遺構が良好な状態で保存されているとともに、その規模は肥後国における中世城館の中でも突出し、特異な構造をとっている。また、緑川が平野部に注ぎ込む付近を見下ろす水陸交通の要衝に長期間にわたって継続的に城館が維持されたと考えられるなど、阿蘇氏から豊臣系大名による肥後国支配へと転換する時期の政治的、社会的状況を考える上でも重要な意味を持つ。よって史跡に指定し、保護を図ろうとするものである。(『月刊文化財』令和3年9月号)

(9) 所有関係

国有地	193.00 m ²
町有地	4,899.26 m ²
県有地	3,510.63 m ²
民有地	69,820.00 m ²

令和3年(2021)10月現在

(10) 管理団体

甲佐町

(11) 管理団体の指定年月日

令和4年(2022)2月3日

(12) 管理団体の告示番号

令和4年(2022)2月3日付文化庁告示第1号

2-5. 史跡指定地の状況

(1) 史跡指定地及び周辺の地形

陣ノ内城跡は、平均標高 100m、周辺平地との比高差が 64m の台地状の地形である。

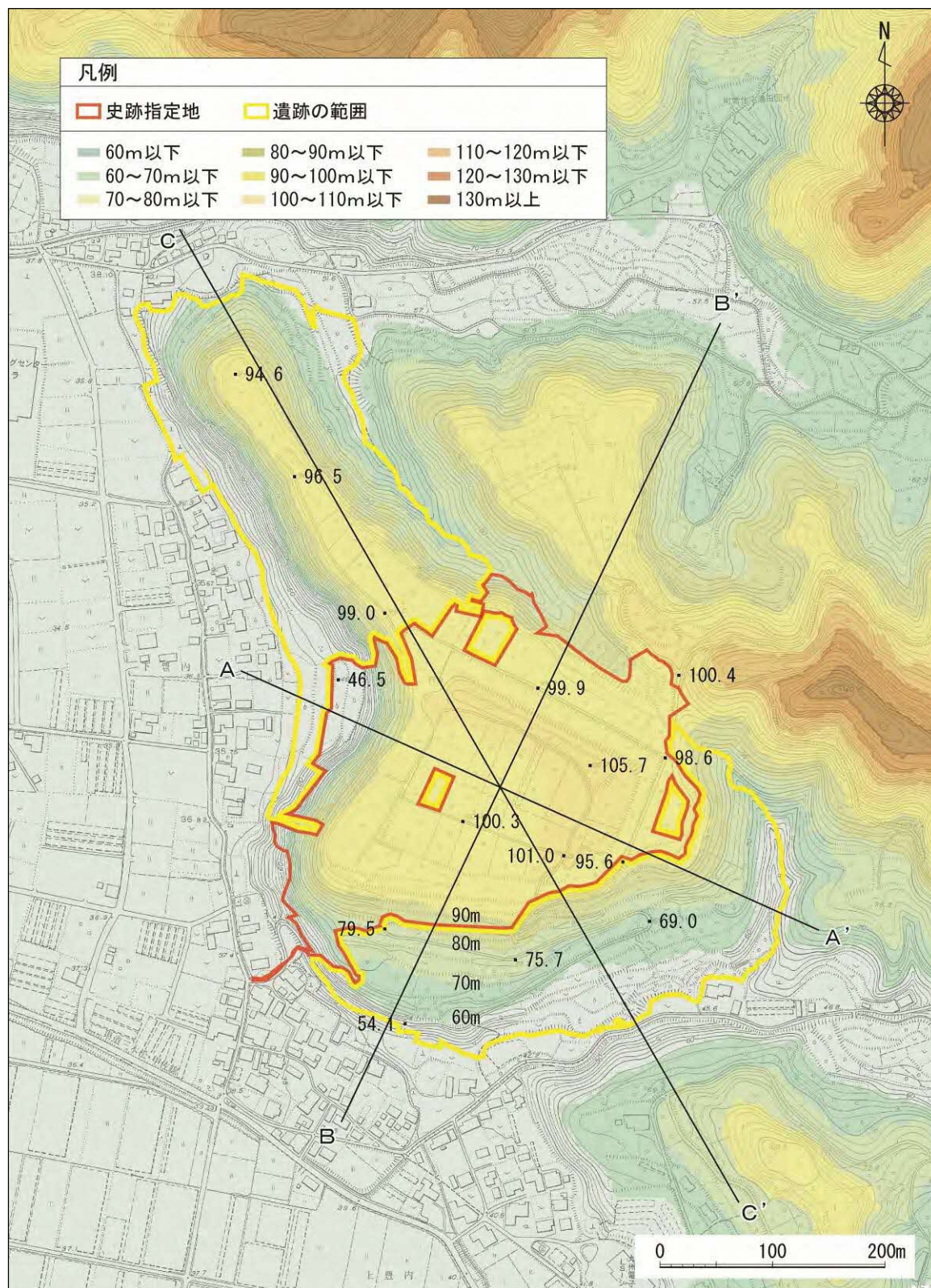


図 2-16 陣ノ内城跡周辺の地形図

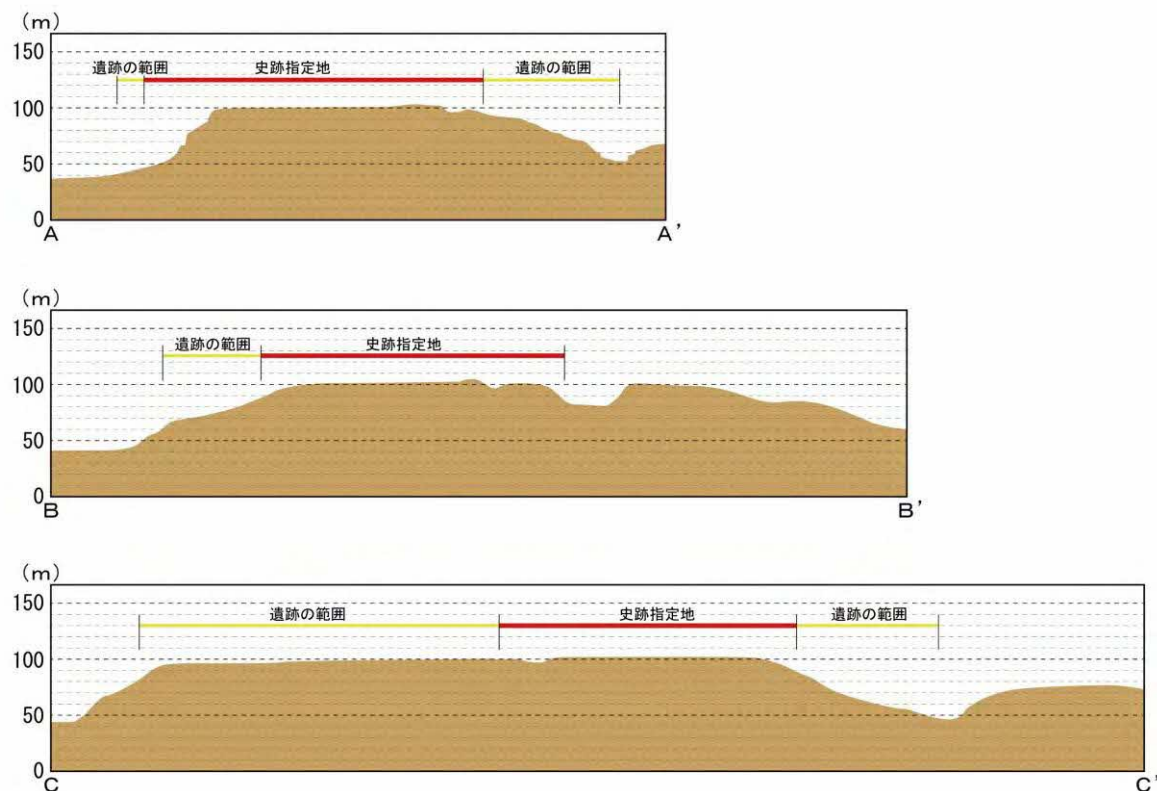


図 2-17 陣ノ内城跡周辺の地形断面図

(2) 史跡指定地及び周辺の現況・眺望

現在の史跡指定地の現況と史跡指定地からの眺望を、表 2-4 (60 ページ) に示す。

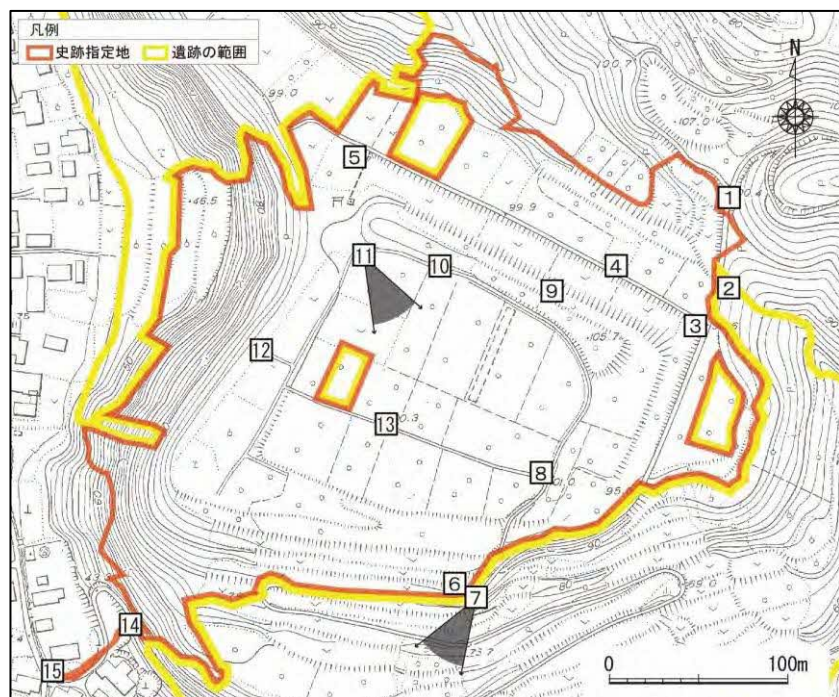


図 2-18 現況写真の地点

表 2-4 現況写真

		
地点1 北側入口	地点2 崩落箇所	地点3 堀・土塁と標柱
		
地点4 桜の木と碑	地点5 稲荷大明神	地点6 入口の看板等
		
地点7 史跡指定地西側の眺望	地点8 解説マップの入口箱	地点9 土塁上から堀を見る
		
地点10 里道と標柱	地点11 畑及び台地上の風景	地点12 平成28年(2016)熊本地震被災後の斜面工事箇所
		
地点13 庭木のほ場	地点14 南側登城道の入口(推定)	地点15 下豊内集落内の入口

(3) 史跡指定地及び周辺の植生

史跡指定地を含む「免の山」一帯には、スギ・ヒノキ群落や、シイ・カシ萌芽林、傾斜地ではモウソウチク林が見られ、その中にはマダケやクスノキが確認できる。遺跡の土塁には植樹と考えられるクスギやケヤキがある。また、遺跡平坦部には一部にユーカリ・カキ・クリ等が植栽されているものの、多くの場所は夏季にはセイタカアワダチソウやメリケンカルカヤなどを主体とする畑地雑草群落となっている。現在、年数回の除草作業が行われており、道端や果樹園、耕作地で見られる雑草群落へ遷移しつつあると考えられる。また、遺跡の堀の部分も耕作はされておらず、畑地雑草群落となっている。



写 2-3 「免の山」西側斜面

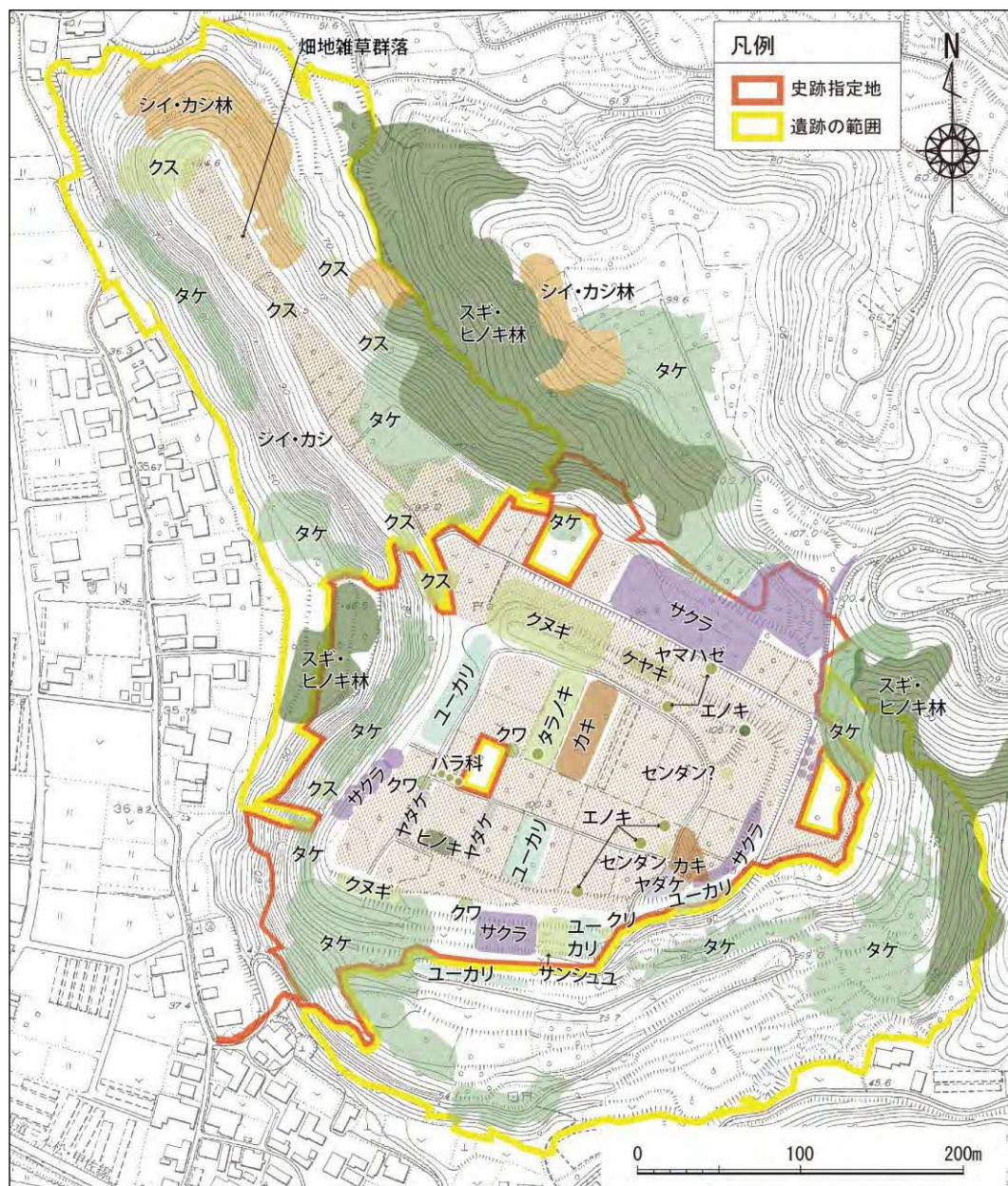


図 2-19 史跡指定地及び周辺の植生

(4) 史跡指定地及び周辺の災害危険性

史跡指定地南部の斜面は、土砂災害警戒区域・特別警戒区域に指定されている。なお、浸水区域については図 2-8 (25 ページ) に記載している。

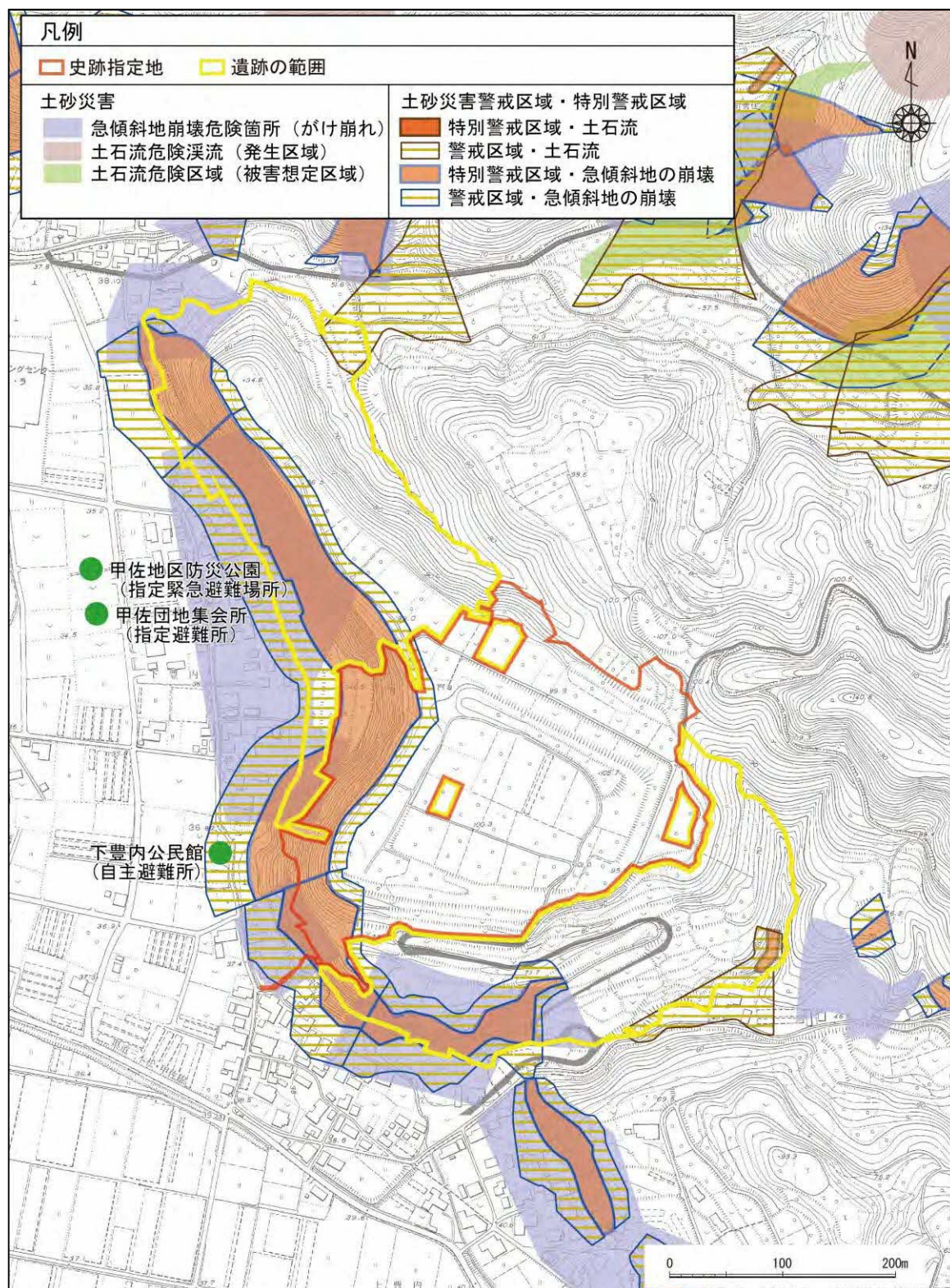


図 2-20 陣ノ内城跡周辺における土砂災害リスク
WEB サイト甲佐町防災マップ (洪水土砂) より引用・編集

(5) 地籍と地目

史跡指定地の地番及び面積を以下の表に示す。おもな地目は、畑が 66.99%と最も大きく、次に山林が 21.38%である。その他は、里道が 6.25%、原野が 3.21%、公衆用道路が 2.00%、雑種地が 0.17%である。

表 2-5 史跡指定地の地番及び面積・地目

地番	面積(m ²)	地目
上益城郡甲佐町大字豊内字塘ノ内 9 2 6 番 3	230	山林
上益城郡甲佐町大字豊内字塘ノ内 9 2 7 番	1,334	畑
上益城郡甲佐町大字豊内字塘ノ内 1 1 0 4 番	644	山林
上益城郡甲佐町大字豊内字塘ノ内 1 1 0 9 番 1	713	山林
上益城郡甲佐町大字豊内字塘ノ内 1 1 1 0 番	472	山林
上益城郡甲佐町大字豊内字塘ノ内 1 1 1 2 番	717	山林
上益城郡甲佐町大字豊内字塘ノ内 1 1 1 3 番 1	951	山林
上益城郡甲佐町大字豊内字塘ノ内 1 1 1 3 番 2	2,995	山林
上益城郡甲佐町大字豊内字塘ノ内 1 1 1 3 番 3	550	山林
上益城郡甲佐町大字豊内字塘ノ内 1 1 1 3 番 8	271	山林
上益城郡甲佐町大字豊内字塘ノ内 1 1 1 3 番 9	731	山林
上益城郡甲佐町大字豊内字塘ノ内 1 1 1 2 番 1 1	762	山林
上益城郡甲佐町大字豊内字塘ノ内 1 1 1 3 番 1 3	252	山林
上益城郡甲佐町大字豊内字塘ノ内 1 1 1 3 番 1 4	253	山林
上益城郡甲佐町大字豊内字塘ノ内 1 1 1 3 番 1 6	712	山林
上益城郡甲佐町大字豊内字塘ノ内 1 1 1 3 番 5 4	338	山林
上益城郡甲佐町大字豊内字塘ノ内 1 1 1 3 番 5 5	874	山林
上益城郡甲佐町大字豊内字塘ノ内 1 1 1 3 番 5 6	503	山林
上益城郡甲佐町大字豊内字塘ノ内 1 1 1 3 番 5 7	119	山林
上益城郡甲佐町大字豊内字塘ノ内 1 1 1 3 番 5 8	107	山林
上益城郡甲佐町大字豊内字塘ノ内 1 1 1 3 番 5 9	69	山林
上益城郡甲佐町大字豊内字塘ノ内 1 1 1 3 番 6 1	135	山林
上益城郡甲佐町大字豊内字塘ノ内 1 1 1 3 番 6 2	87	山林
上益城郡甲佐町大字豊内字塘ノ内 1 1 1 3 番 6 3	154	山林
上益城郡甲佐町大字豊内字塘ノ内 1 1 1 3 番 6 4	139	山林
上益城郡甲佐町大字豊内字塘ノ内 1 1 1 3 番 6 5	469	山林
上益城郡甲佐町大字豊内字湯田 1 1 6 8 番	339	畑
上益城郡甲佐町大字豊内字湯田 1 1 6 9 番	183	畑
上益城郡甲佐町大字豊内字湯田 1 1 7 0 番 1	661	畑
上益城郡甲佐町大字豊内字湯田 1 1 7 0 番 2	51	公衆用道路
上益城郡甲佐町大字豊内字湯田 1 1 7 1 番	229	畑
上益城郡甲佐町大字豊内字湯田 1 1 7 2 番	389	畑
上益城郡甲佐町大字豊内字湯田 1 1 7 3 番	402	畑
上益城郡甲佐町大字豊内字湯田 1 1 7 6 番	734	畑
上益城郡甲佐町大字豊内字湯田 1 1 7 7 番	217	畑
上益城郡甲佐町大字豊内字湯田 1 1 7 8 番	454	畑
上益城郡甲佐町大字豊内字湯田 1 1 7 9 番	565	畑
上益城郡甲佐町大字豊内字湯田 1 1 8 0 番	480	畑
上益城郡甲佐町大字豊内字湯田 1 1 8 1 番	100	畑
上益城郡甲佐町大字豊内字湯田 1 1 8 2 番	334	畑
上益城郡甲佐町大字豊内字湯田 1 1 8 4 番	402	畑
上益城郡甲佐町大字豊内字湯田 1 1 8 5 番	212	畑
上益城郡甲佐町大字豊内字湯田 1 1 8 6 番	585	畑
上益城郡甲佐町大字豊内字湯田 1 1 8 7 番 1	351	畑

上益城郡甲佐町大字豊内字湯田 1 1 8 7 番 2	1, 531	畑
上益城郡甲佐町大字豊内字湯田 1 1 8 7 番 4	144	畑
上益城郡甲佐町大字豊内字湯田 1 1 8 7 番 6	172	公衆用道路
上益城郡甲佐町大字豊内字湯田 1 1 9 0 番	1, 631	畑
上益城郡甲佐町大字豊内字湯田 1 1 9 6 番	1, 700	山林
上益城郡甲佐町大字豊内字湯田 1 1 9 6 番 2	214	畑
上益城郡甲佐町大字豊内字湯田 1 1 9 7 番 2	24	山林
上益城郡甲佐町大字豊内字陳ノ内 1 8 4 7 番 2	201	畑
上益城郡甲佐町大字豊内字陳ノ内 1 8 6 7 番	580	畑
上益城郡甲佐町大字豊内字陳ノ内 1 8 6 8 番	660	畑
上益城郡甲佐町大字豊内字陳ノ内 1 8 7 0 番 1	1, 303	畑
上益城郡甲佐町大字豊内字陳ノ内 1 8 7 0 番 2	33	公衆用道路
上益城郡甲佐町大字豊内字陳ノ内 1 8 7 1 番	1, 444	畑
上益城郡甲佐町大字豊内字陳ノ内 1 8 8 8 番 1	49	畑
上益城郡甲佐町大字豊内字陳ノ内 1 8 8 8 番 2	12	公衆用道路
上益城郡甲佐町大字豊内字陳ノ内 1 8 8 8 番 3	193	公衆用道路
上益城郡甲佐町大字豊内字陳ノ内 1 8 8 9 番 1	722	畑
上益城郡甲佐町大字豊内字陳ノ内 1 8 8 9 番 2	14	公衆用道路
上益城郡甲佐町大字豊内字陳ノ内 1 8 9 0 番 1	697	畑
上益城郡甲佐町大字豊内字陳ノ内 1 8 9 0 番 2	310	公衆用道路
上益城郡甲佐町大字豊内字陳ノ内 1 8 9 1 番	217	畑
上益城郡甲佐町大字豊内字陳ノ内 1 8 9 2 番	508	畑
上益城郡甲佐町大字豊内字陳ノ内 1 8 9 3 番	978	畑
上益城郡甲佐町大字豊内字陳ノ内 1 8 9 5 番	698	山林
上益城郡甲佐町大字豊内字陳ノ内 1 8 9 7 番	983	畑
上益城郡甲佐町大字豊内字陳ノ内 1 8 9 7 番 2	84	原野
上益城郡甲佐町大字豊内字陳ノ内 1 8 9 9 番	317	畑
上益城郡甲佐町大字豊内字陳ノ内 1 9 0 0 番	323	畑
上益城郡甲佐町大字豊内字陳ノ内 1 9 0 1 番	1, 073	畑
上益城郡甲佐町大字豊内字陳ノ内 1 9 0 2 番 1	72	畑
上益城郡甲佐町大字豊内字陳ノ内 1 9 0 2 番 2	39	公衆用道路
上益城郡甲佐町大字豊内字陳ノ内 1 9 0 3 番 1	529	畑
上益城郡甲佐町大字豊内字陳ノ内 1 9 0 3 番 2	64	公衆用道路
上益城郡甲佐町大字豊内字陳ノ内 1 9 0 4 番	500	畑
上益城郡甲佐町大字豊内字陳ノ内 1 9 0 5 番	392	畑
上益城郡甲佐町大字豊内字陳ノ内 1 9 0 6 番	448	畑
上益城郡甲佐町大字豊内字陳ノ内 1 9 0 7 番	741	畑
上益城郡甲佐町大字豊内字陳ノ内 1 9 0 8 番	750	畑
上益城郡甲佐町大字豊内字陳ノ内 1 9 0 9 番	1, 226	畑
上益城郡甲佐町大字豊内字陳ノ内 1 9 1 0 番	503	畑
上益城郡甲佐町大字豊内字陳ノ内 1 9 1 1 番	160	畑
上益城郡甲佐町大字豊内字陳ノ内 1 9 1 2 番	97	畑
上益城郡甲佐町大字豊内字陳ノ内 1 9 1 3 番	478	畑
上益城郡甲佐町大字豊内字陳ノ内 1 9 1 4 番	508	畑
上益城郡甲佐町大字豊内字陳ノ内 1 9 1 6 番	362	畑
上益城郡甲佐町大字豊内字陳ノ内 1 9 1 7 番	696	畑
上益城郡甲佐町大字豊内字陳ノ内 1 9 1 9 番 1	608	畑
上益城郡甲佐町大字豊内字陳ノ内 1 9 1 9 番 2	603	畑
上益城郡甲佐町大字豊内字陳ノ内 1 9 2 0 番	415	畑
上益城郡甲佐町大字豊内字陳ノ内 1 9 2 1 番 1	1, 252	畑

上益城郡甲佐町大字豊内字陳ノ内 1 9 2 1 番 2	213	公衆用道路
上益城郡甲佐町大字豊内字陳ノ内 1 9 2 2 番 1	308	畑
上益城郡甲佐町大字豊内字陳ノ内 1 9 2 2 番 2	23	公衆用道路
上益城郡甲佐町大字豊内字陳ノ内 1 9 2 3 番 1	362	畑
上益城郡甲佐町大字豊内字陳ノ内 1 9 2 3 番 2	24	公衆用道路
上益城郡甲佐町大字豊内字陳ノ内 1 9 2 4 番 1	1, 236	畑
上益城郡甲佐町大字豊内字陳ノ内 1 9 2 4 番 2	99	公衆用道路
上益城郡甲佐町大字豊内字陳ノ内 1 9 2 5 番 1	409	畑
上益城郡甲佐町大字豊内字陳ノ内 1 9 2 5 番 2	32	公衆用道路
上益城郡甲佐町大字豊内字陳ノ内 1 9 2 6 番 1	155	畑
上益城郡甲佐町大字豊内字陳ノ内 1 9 2 6 番 2	11	公衆用道路
上益城郡甲佐町大字豊内字陳ノ内 1 9 2 7 番 1	1, 149	畑
上益城郡甲佐町大字豊内字陳ノ内 1 9 2 7 番 2	86	公衆用道路
上益城郡甲佐町大字豊内字陳ノ内 1 9 2 8 番 1	1, 159	畑
上益城郡甲佐町大字豊内字陳ノ内 1 9 2 8 番 2	66	公衆用道路
上益城郡甲佐町大字豊内字陳ノ内 1 9 3 0 番	1, 204	畑
上益城郡甲佐町大字豊内字陳ノ内 1 9 3 2 番 1	565	原野
上益城郡甲佐町大字豊内字陳ノ内 1 9 3 2 番 2	62	公衆用道路
上益城郡甲佐町大字豊内字陳ノ内 1 9 3 3 番 1	258	畑
上益城郡甲佐町大字豊内字陳ノ内 1 9 3 3 番 2	27	公衆用道路
上益城郡甲佐町大字豊内字陳ノ内 1 9 3 4 番 1	264	畑
上益城郡甲佐町大字豊内字陳ノ内 1 9 3 4 番 2	38	公衆用道路
上益城郡甲佐町大字豊内字陳ノ内 1 9 3 5 番 1	623	山林
上益城郡甲佐町大字豊内字陳ノ内 1 9 3 5 番 2	48	山林
上益城郡甲佐町大字豊内字陳ノ内 1 9 3 6 番	142	山林
上益城郡甲佐町大字豊内字陳ノ内 1 9 3 7 番	2, 700	畑
上益城郡甲佐町大字豊内字陳ノ内 1 9 3 8 番	1, 700	畑
上益城郡甲佐町大字豊内字陳ノ内 1 9 3 9 番	123	畑
上益城郡甲佐町大字豊内字陳ノ内 1 9 4 0 番	230	畑
上益城郡甲佐町大字豊内字陳ノ内 1 9 4 1 番	1, 061	畑
上益城郡甲佐町大字豊内字陳ノ内 1 9 4 2 番	1, 787	畑
上益城郡甲佐町大字豊内字陳ノ内 1 9 4 2 番 2	85	原野
上益城郡甲佐町大字豊内字陳ノ内 1 9 4 3 番 1	981	畑
上益城郡甲佐町大字豊内字陳ノ内 1 9 4 5 番	1, 215	原野
上益城郡甲佐町大字豊内字陳ノ内 1 9 4 6 番 1	279	山林
上益城郡甲佐町大字豊内字陳ノ内 1 9 4 6 番 2	135	雑種地
上益城郡甲佐町大字豊内字陳ノ内 1 9 4 6 番 3	4. 63	山林
上益城郡甲佐町大字豊内字陳ノ内 1 9 4 7 番 1	1, 425	畑
上益城郡甲佐町大字豊内字陳ノ内 1 9 4 7 番 2	149	畑
上益城郡甲佐町大字豊内字陳ノ内 1 9 4 8 番 1	565	畑
上益城郡甲佐町大字豊内字陳ノ内 1 9 4 8 番 2	69	畑
上益城郡甲佐町大字豊内字陳ノ内 1 9 4 9 番 1	648	畑
上益城郡甲佐町大字豊内字陳ノ内 1 9 4 9 番 2	21	畑
上益城郡甲佐町大字豊内字陳ノ内 1 9 5 0 番 1	218	畑
上益城郡甲佐町大字豊内字陳ノ内 1 9 5 0 番 2	29	畑
上益城郡甲佐町大字豊内字陳ノ内 1 9 5 1 番 1	586	畑
上益城郡甲佐町大字豊内字陳ノ内 1 9 5 1 番 2	56	畑
上益城郡甲佐町大字豊内字陳ノ内 1 9 5 2 番 1	531	畑
上益城郡甲佐町大字豊内字陳ノ内 1 9 5 2 番 2	207	畑
上益城郡甲佐町大字豊内字陳ノ内 1 9 5 2 番 3	82	畑

上益城郡甲佐町大字豊内字陳ノ内 1 9 5 2 番 4	23	畑
上益城郡甲佐町大字豊内字陳ノ内 1 9 5 3 番	750	畑
上益城郡甲佐町大字豊内字陳ノ内 1 9 5 4 番	281	原野
上益城郡甲佐町大字豊内字陳ノ内 1 9 5 7 番	207	畑
上益城郡甲佐町大字豊内字陳ノ内 1 9 5 8 番	286	原野
上益城郡甲佐町大字豊内字塘ノ内 9 2 6 番 1 と同字 9 2 7 番に挟まれ同字 1 1 1 3 番 1 8 と同字 1 1 1 3 番 5 9 に挟まれるまでの道路敷	192.04	里道
上益城郡甲佐町大字豊内字塘ノ内 9 2 6 番 3 と同字 1 1 1 3 番 2 に挟まれ同字 9 2 7 番 と同字 1 1 1 3 番 2 に挟まれるまでの道路敷	59.30	里道
上益城郡甲佐町大字豊内字塘ノ内 1 0 4 8 番 と同字 1 0 5 1 番に挟まれ同字 1 0 9 4 番 1 と同字 1 1 1 0 番に挟まれるまでの道路敷	418.66	里道
上益城郡甲佐町大字豊内字塘ノ内 1 1 0 4 番 と上益城郡甲佐町大字豊内字陳ノ内 1 9 5 8 番に挟まれ同字 1 9 3 4 番 2 と同字 1 9 4 7 番 1 に挟まれるまでの道路敷	454.91	里道
上益城郡甲佐町大字豊内字塘ノ内 1 1 1 0 番 と上益城郡甲佐町大字豊内字陳ノ内 1 9 6 1 番 1 に挟まれ同字 1 8 8 5 番 2 と同字 1 9 5 8 番に挟まれるまでの道路敷	96.79	里道
上益城郡甲佐町大字豊内字塘ノ内 1 1 1 2 番 と上益城郡甲佐町大字豊内字陳ノ内 1 9 5 2 番 1 に挟まれ上益城郡甲佐町大字豊内字塘ノ内 1 1 1 3 番 5 9 と上益城郡甲佐町大字豊内字陳ノ内 1 9 4 6 番 1 に挟まれるまでの道路敷	258.38	里道
上益城郡甲佐町大字豊内字湯田 1 1 6 5 番 と同字 1 1 6 8 番に挟まれ同字 1 1 8 6 番 と上益城郡甲佐町大字豊内字陳ノ内 1 9 4 2 番に挟まれるまでの道路敷のうち実測 1 5 3 9 . 7 4 m ²	1,539.74	里道
上益城郡甲佐町大字豊内字湯田 1 1 8 6 番 と上益城郡甲佐町大字豊内字陳ノ内 1 7 9 9 番 2 に挟まれ同字 1 8 4 7 番 2 と同字 1 8 7 1 番に挟まれるまでの道路敷のうち実測 7 0 0 . 3 4 m ²	700.34	里道
上益城郡甲佐町大字豊内字湯田 1 1 8 6 番 と同字 1 1 8 7 番 2 に挟まれ同字 1 1 9 2 番 と同字 1 1 9 6 番に挟まれるまでの道路敷	254.05	里道
上益城郡甲佐町大字豊内字湯田 1 1 8 7 番 4 と上益城郡甲佐町大字豊内字横道 1 6 5 5 番 1 に挟まれ上益城郡甲佐町大字豊内字湯田 1 1 8 7 番 4 と上益城郡甲佐町大字豊内字陳ノ内 1 7 9 9 番 2 に挟まれるまでの道路敷	51.09	里道
上益城郡甲佐町大字豊内字陳ノ内 1 8 7 1 番 と同字 1 8 9 3 番に挟まれ同字 1 9 5 2 番 2 と同字 1 9 5 2 番 3 に挟まれるまでの道路敷	256.76	里道
上益城郡甲佐町大字豊内字陳ノ内 1 9 0 1 番 と同字 1 9 0 2 番 1 に挟まれ同字 1 9 0 3 番 1 と同字 1 9 0 4 番に挟まれるまでの道路敷	46.78	里道
上益城郡甲佐町大字豊内字陳ノ内 1 9 0 2 番 1 と同字 1 9 0 3 番 1 に挟まれ同字 1 9 3 9 番 と同字 1 9 4 1 番に挟まれるまでの道路敷	256.64	里道
上益城郡甲佐町大字豊内字陳ノ内 1 9 0 3 番 2 に西接し同字 1 9 1 1 番 と同字 1 9 1 2 番に挟まれるまでの道路敷	259.26	里道
上益城郡甲佐町大字豊内字陳ノ内 1 9 4 9 番 1 と同字 1 9 5 0 番 1 に挟まれ同字 1 9 4 9 番 1 と同字 1 9 5 1 番 1 に挟まれるまでの道路敷	54.52	里道

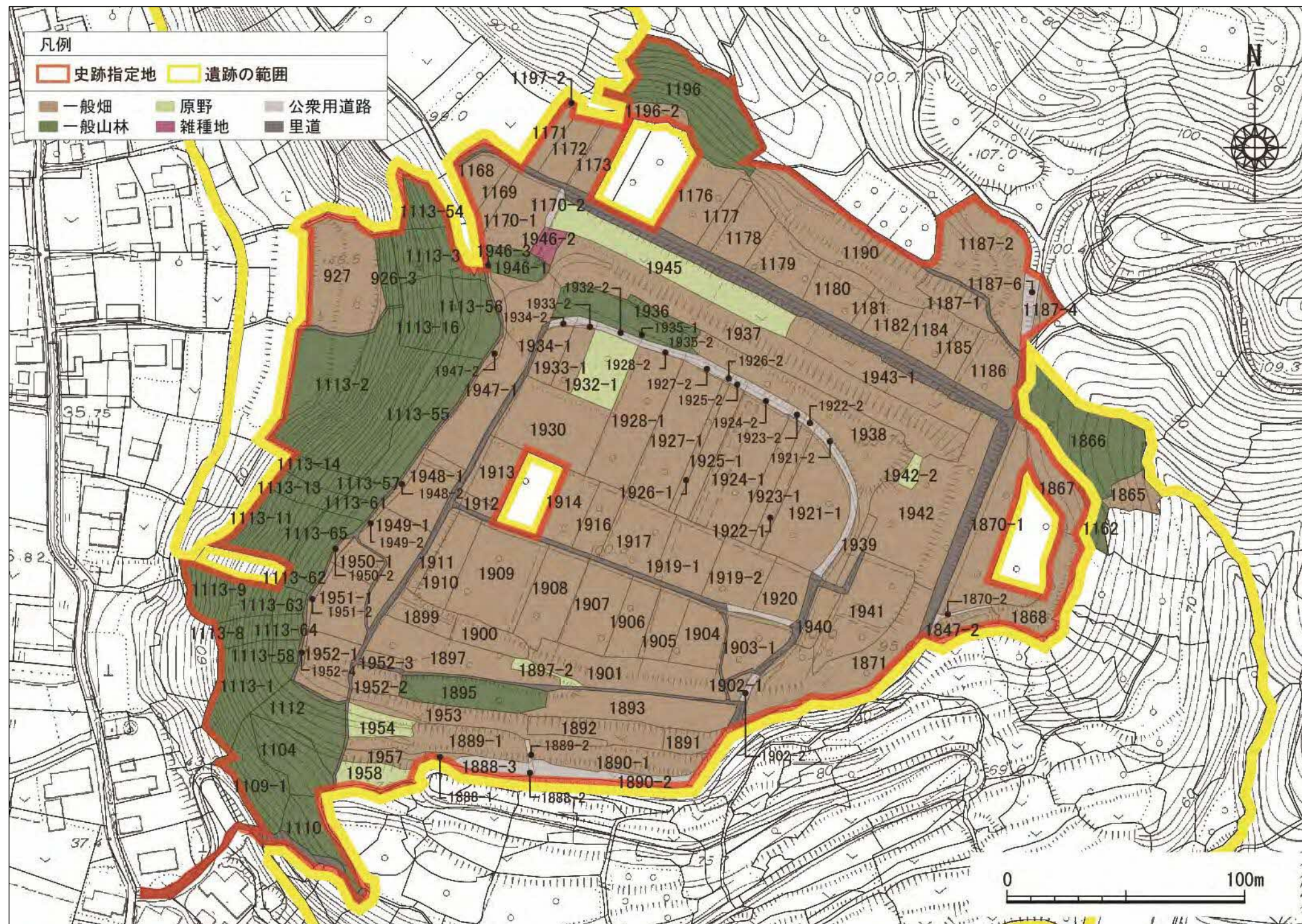


図 2-21 陣ノ内城跡の地番と地目

(6) 土地所有区分

令和3年(2021)10月時点における史跡指定地内の土地所有の状況は、以下のとおりである。民有地が89.03%を占め、約150筆である。国有地(財務省所轄)が0.24%で原野及び山林、県有地が6.25%でおもに山林及び公衆用道路、町有地が4.48%ですべて里道である。

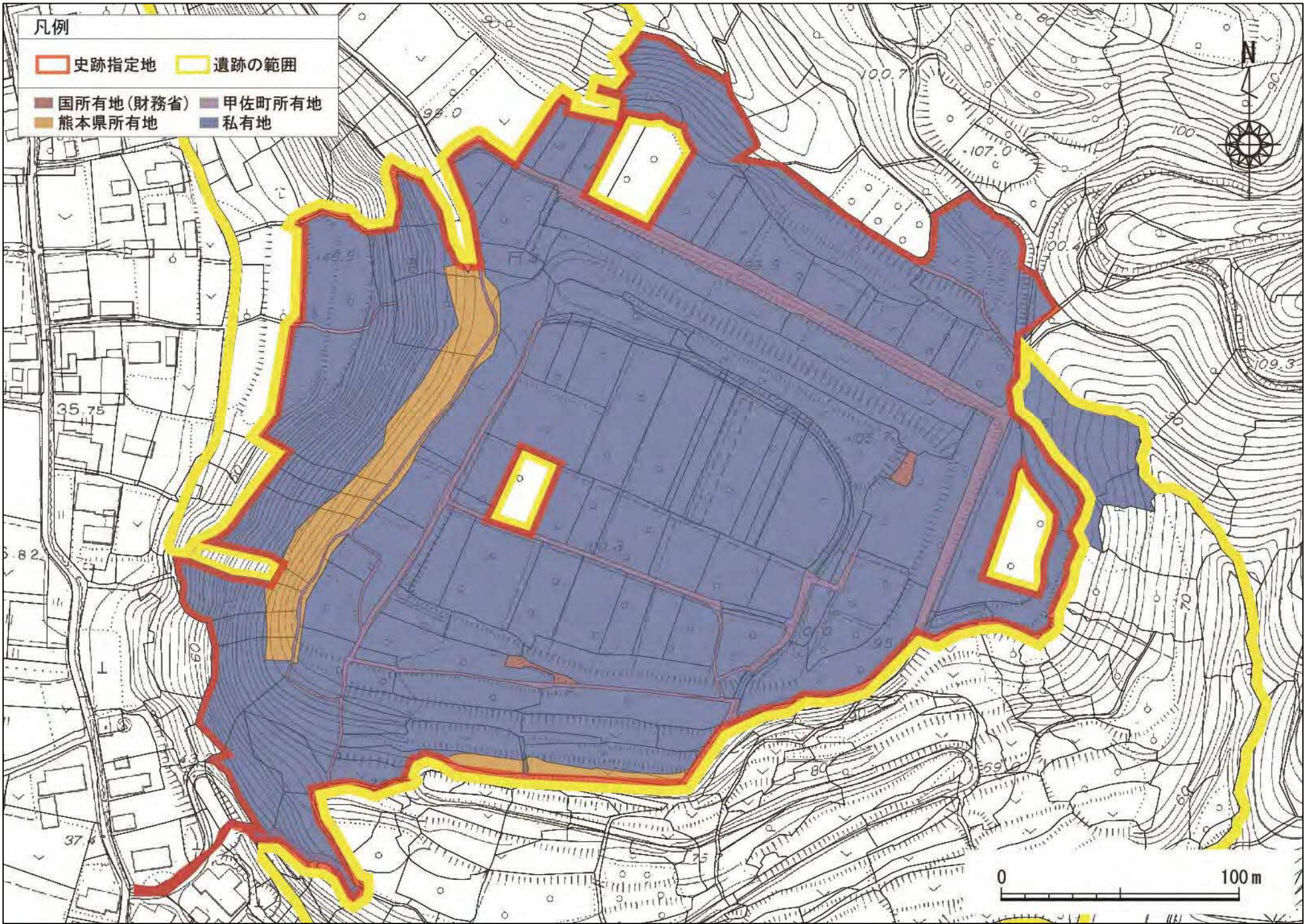


図 2-22 陣ノ内城跡の土地所有区分

(7) 史跡指定地内の農業振興地域

史跡指定地及び遺跡の範囲の大半が農業振興地域に該当している。

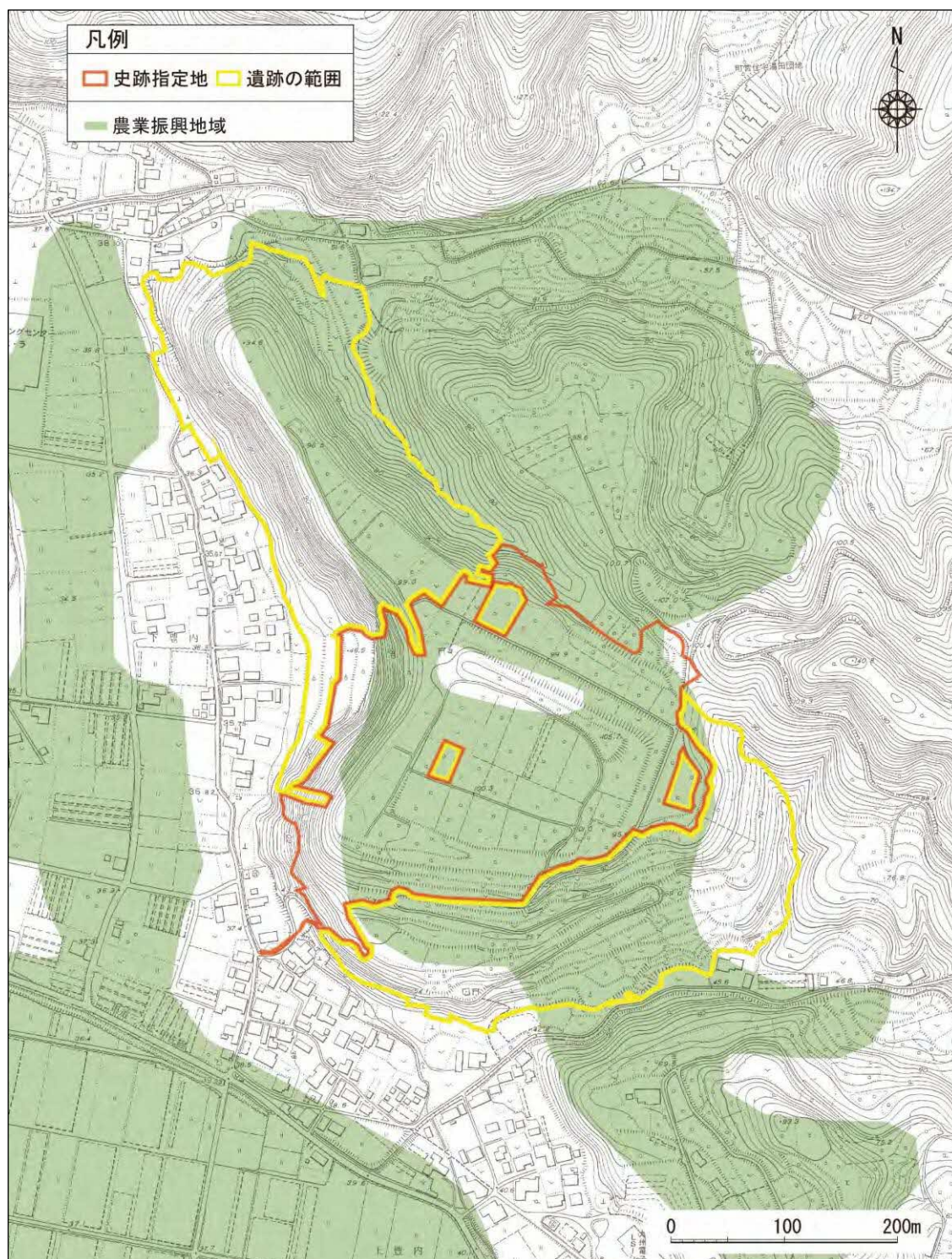


図 2-23 陣ノ内城跡周辺の農業振興地域

2-6. 発掘調査等の履歴と調査成果

これまでに実施した発掘調査等について、刊行した報告書や研修・成果報告の履歴等を以下にまとめる。

(1) 発掘調査等の履歴

表 2-6 発掘調査等の履歴

年 次	事 項
昭和 55 年 2 月 23 日	・町指定文化財に指定
平成元年度	・町文化財保護委員による掘削調査(4 月)
平成 13 年度	・公民館講座開催(5 月) 「甲佐町中世史跡の歴史的意義 特に、陣内館跡について」 講師：大田幸博氏(副館長)
平成 14 年度	・熊本県立装飾古墳館大田幸博副館長へ調査依頼(9 月) ・陣ノ内館跡確認調査実施
平成 15 年度	・陣ノ内館跡の竹木伐採・地形測量・確認調査を実施
平成 16 年度	・陣ノ内館跡の竹木伐採、地形測量を実施 ○発掘測量調査報告書を刊行
平成 20 年度	・陣ノ内館跡発掘調査事業 5 ヶ年計画(国庫補助)開始 ・陣ノ内館跡調査専門委員会開催(10 月・2 月) 館跡中心の平坦部を調査、石列遺構が出土
平成 21 年度	・緊急雇用創出事業(県補助)を併せて実施 ・陣ノ内館跡調査専門委員会開催(6 月) 伐採、発掘調査及び地下遺構確認作業実施 南側で堀を確認
平成 22 年度	・陣ノ内館跡調査専門委員会開催(7 月) 土塁上を発掘調査、石敷き遺構出土 ・講演会「新発見!こうさのお城!!」 講師：稲葉継陽氏(熊本大学文学部教授)
平成 23 年度	・陣ノ内館跡調査専門委員会開催(7 月) 南側斜面の堀が東西に延長されることを確認 ・レーダー・電気探査(5 月 27 日) 協力 熊本大学工学部 ・研修会(12 月 10 日) 「電波と電気で地中を探る一熊大生による地中レーダー探査法と電気探査法を用いた陣ノ内館跡の遺構調査報告」 発表：熊本大学工学部社会環境工学科 3 年生 13 名
平成 24 年度	・陣ノ内館跡調査専門委員会開催(8 月・2 月) 西側斜面横に堀、土塁が出土 南東端に入口を確認 ・研修会(3 月)「縄張り図からみた甲佐の城跡」 講師：鶴嶋俊彦氏(人吉城歴史館長)
平成 25 年度	・陣ノ内館跡調査専門委員会開催(8 月) 周囲の発掘を伴う確認調査及び整理作業を実施 ・肥後考古学会と共催し、陣ノ内館跡をテーマに研究会開催
平成 26 年度	・陣ノ内館跡調査専門委員会開催(10 月) ・南九州城郭談話会主催現地見学検討会 ・補足測量及び調査報告書執筆 ○調査報告書刊行(3 月)

平成 28 年度	・熊本地震により陣ノ内城跡西側の崖面に亀裂が発生 ・町建設課によって応急工事实施
平成 29 年度	・第 7 回文化財研修会開催「陣ノ内の実像」 熊本県文化財保護協会と共同 講師：鶴嶋俊彦氏（熊本市経済観光局 熊本城調査研究センター文化財保護主幹）
平成 30 年度	・さらなる価値づけのための調査を再開 ・パネル展「復興が教えてくれる！地域の歴史」 熊本県教育庁文化課と共同主催 ・熊本地震で被災した西側斜面の復旧工事完了
令和元年度	・永青文庫で保管されている肥後国絵図（正保国絵図）の調査を実施 協力：熊本大学永青文庫研究センター ・「陣ノ内館跡調査専門委員会」開催（7 月・3 月） 7 月には「陣ノ内館跡」から「陣ノ内城跡」への遺跡名称の変更について委員会に諮り、了承を得る。 ・「中世城館・近世城郭遺跡等の保存に関する検討会」にて陣ノ内城跡の調査成果を報告（9 月 於文化庁） ・第 19 回新甲佐町史歴史研修会（12 月） 「戦国時代の甲佐と陣ノ内城跡」 講師：稲葉継陽氏（熊本大学永青文庫調査研究センター長・陣ノ内館跡調査専門委員）
令和 2 年度	○陣ノ内城跡の調査研究事業をまとめた総括報告書を作成・刊行 ・史跡指定に係る意見具申を文部科学大臣宛てに提出（1 月 18 日）
令和 3 年度	・答申（6 月 18 日） ・告示（10 月 11 日） ・「陣ノ内城跡」国指定記念シンポジウム「甲佐の財の魅力を探る」(11 月 13 日) ・管理団体指定告示（2 月 3 日）

（２）調査の内容・結果

昭和 50 年(1975)から 3 ヶ年計画で熊本県教育庁文化課が実施した中世城跡悉皆調査により、甲佐町豊内に県内最大級の城跡が存在することが判明し、『熊本県の中世城跡』（熊本県文化財調査報告第 30 集・1978）の中で「陣内の館」として報告している。さらに昭和 59 年(1984) 7 月・11 月に文化庁で行われた「中世城館遺跡保存検討委員会」に熊本県が出席し、県内の国指定候補の中世城跡の調査成果を報告した際に、陣ノ内館跡を県内最大級の館跡として取り上げた。その後、平成 14 年(2002)以降に 3 冊の報告書を刊行しており、その内容の抜粋として以下にまとめる。

1) 甲佐町教育委員会 『陣ノ内館跡』 甲佐町文化財調査報告（平成 16 年度）

平成 14 年(2002)10 月より 3 ヶ年、周囲を覆う低木等の伐採からはじめ、平坦部を中心とした地形測量調査、5 日間の試掘を実施し、最終年度に報告書をまとめた。この調査による成果は以下のとおりである。

- ①平坦区域は東西 172m、南北 130m の規模で、内部に一切の微高地もなく、名実共に県内最大級の館跡である。
- ②堀は、館本体の裾部を直に掘り窪めた人工地形と推定され、大規模な土木工事がなされた。
- ③館本体への出入口は、「木戸丸^{きどまる}」の小名の箇所とし、登城道は現在の農道のルートと近く、その痕跡もたどることができた。西側からは稲荷大明神への参道と考えられ、搦手（城の裏門）は北東側の鞍部が考えられる。
- ④館本体の斜面部として、南側・南東側一帯には小段群が連なり、「石垣」と同じ施設と考えられる。
- ⑤館跡から中世遺物の表面採集はされず、土地所有者からも「記憶に残る遺物の出土は無い」とのことであった。
- ⑥文献調査から、「陣ノ内館」と「松尾城」が同時代のものとは考え難い。
- ⑦陣ノ内館跡は県内で 533 を数える中世城館跡の中で、隈部館跡と共に、トップクラスの館跡で、遺構の残存は良好である。



写 2-4 堀の測量調査の様子



写 2-5 試掘で検出された石列（幅約 1 m、長さ約 57m）

2) 甲佐町教育委員会『陣ノ内館跡』甲佐町文化財調査報告第3集（平成26年度）

平成20年度～平成25年度に実施した発掘調査・石造物調査・登城道調査・聞き取り調査・文献史料による調査についてまとめた報告書である。それぞれの調査の概要と成果をまとめる。なお、聞き取り調査については報告書刊行後も継続して行っていることから、4)にて説明する。

①発掘調査

平成20年以降の発掘調査では、「陣ノ内」の字を残す平坦部及び土塁の32箇所を確認調査を行った。図2-24に位置を示す。調査にあたっては、調査専門委員会において調査の目的・方法・内容を審議し、調査区を選定、土地所有者の承諾を得た後、届け出を行い実施した。



写2-6 地下分布範囲確認作業の様子

表土から遺構面までの深度が不明であったため、調査方法は、重機により表土のみを掘削し、移植ゴテによる手掘りで遺構検出を繰り返しながら掘り下げた。あわせて地形の測量を行った。

陣ノ内城跡の基本層序は、比較的堆積が安定した平坦部の堆積状況から、図2-25のとおりとなる。2層は19世紀以降の遺物や、農作業時の攪乱^{かくらん}が入り、旧耕作層・造成層である。3層（黒褐色土）は14世紀の遺物が出土する中世の包含層であり、4層（明褐色粘質土）は地山層である。堀や土塁は3層を掘りこむか、同層に築かれていることが明らかとなった。3層は2トレンチ（試掘坑）以北のトレンチでのみ堆積し、3トレンチ以南は堆積しないことから、3トレンチ以南は4層上層までを後世に削平されていることを確認した。

調査の結果、中心平坦部で石列遺構、土塁上で石敷き遺構、平坦部南側及び西側で堀・土塁、平坦部南東側で虎口を確認した。

なお、堀の内側は砂レキ層で脆弱なため、調査専門委員会で検討した結果、遺構の保護を優先して未調査としている。

石列遺構は平坦部中央部（Ⅰ区及びⅡ区）で確認した。遺構は溝状遺構に伴うもので、大半の石材は自然石で構成されているが、一部に加工痕が残る石材が認められる。その規模は幅約1.0m、全長約16.0mを測る。出土遺物は13世紀後半の陶磁器が中心であるが、磨滅が著しい破片のみで時期の確定は判断し難い。

石列遺構は陣ノ内城跡平坦部の北西部分を囲むように出土しているが、全体を囲うものではない。隣接地より建物遺構等は検出されていないが、出土状況から建物等の区画を示す遺構と考えられる。

石敷き遺構は北側土塁上（16・20・23 トレンチ）で確認した。確認調査及び分布範囲確認調査、レーダー探査（協力：熊本大学工学部）の結果、遺構は土塁上を東西方向に連続することが確認できたが、土塁東端には至らない。また、明確に時期を特定する遺物の出土もみられなかったため、その性格は不明である。

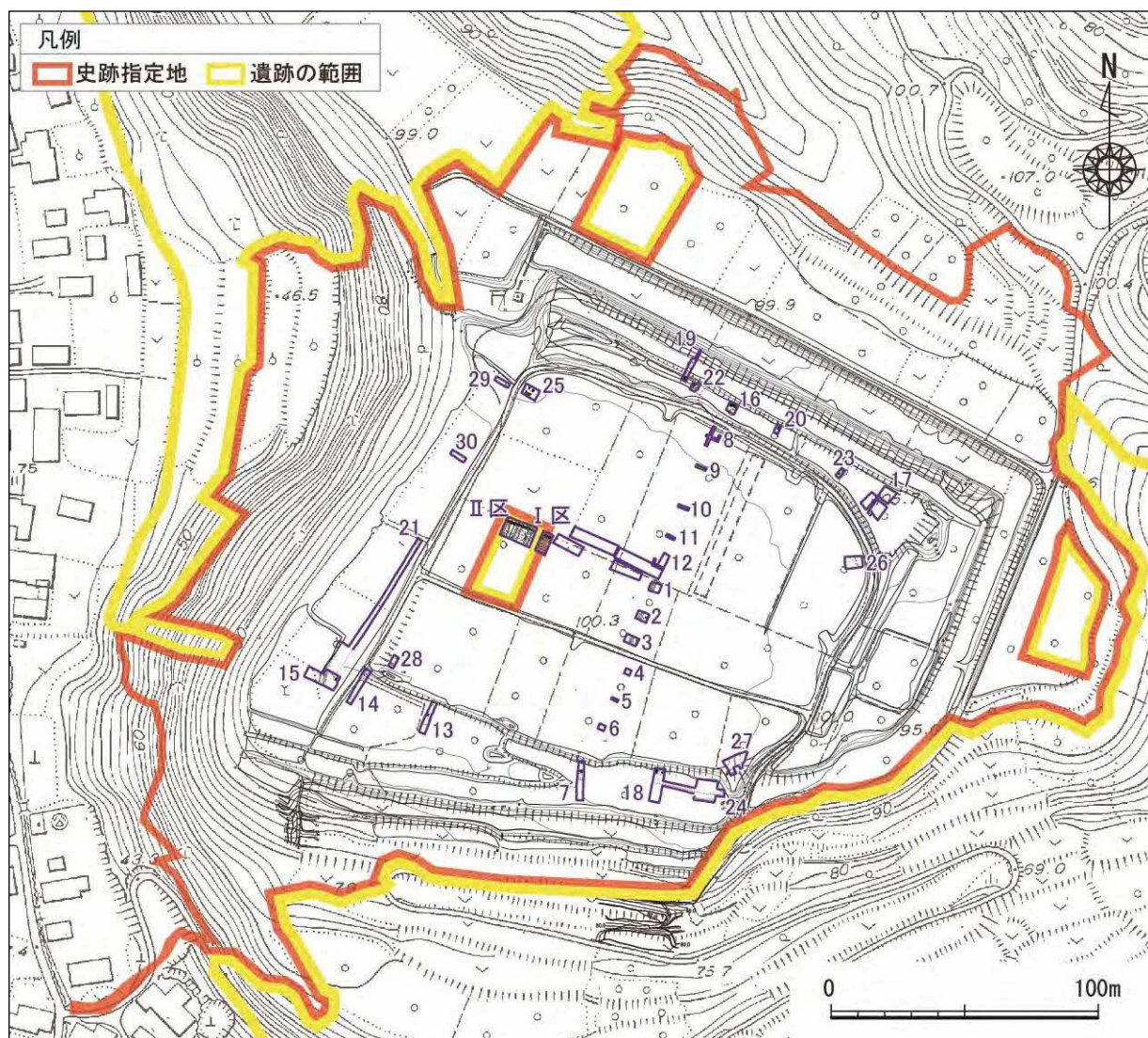


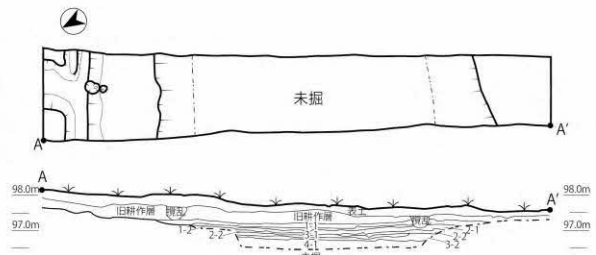
図 2-24 トレンチ（試掘坑）配置図

1層	灰黄褐色土 (表土)
2層	にぶい灰黄褐色土 (旧耕作層・造成層)
3層	黒褐色土 (中世の包含層)
4層	明褐色粘質土 (地山層)

図 2-25 基本層序
(S=1/10)



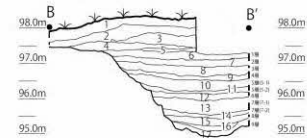
14トレンチ 堀検出状況 西から



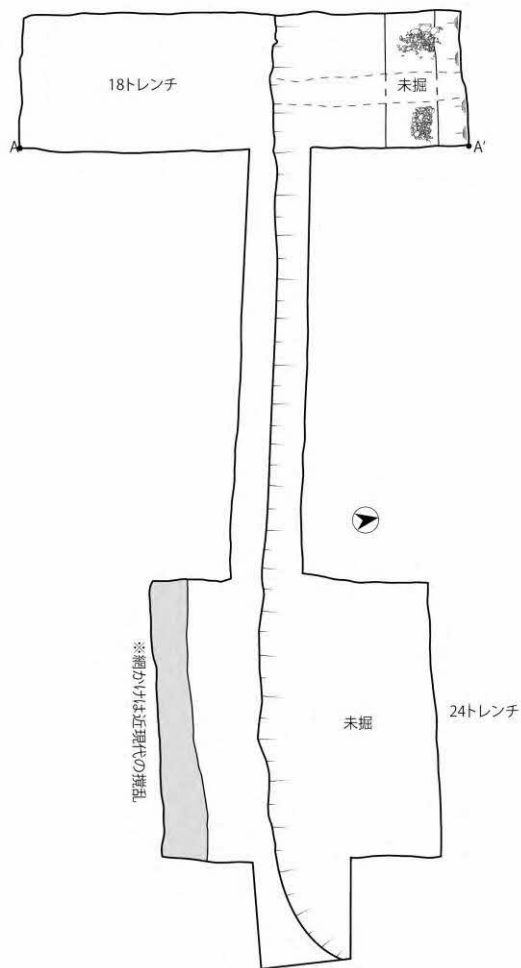
14トレンチ平面・土層断面図 (S=1/200)



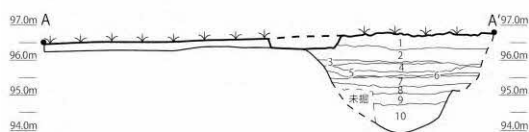
21トレンチ 堀埋土堆積状況 南から



21トレンチ土層断面図 (S=1/200)



18・24トレンチ平面図 (S=1/200)



18トレンチ土層断面図 (S=1/200)



24トレンチ堀検出状況 東から

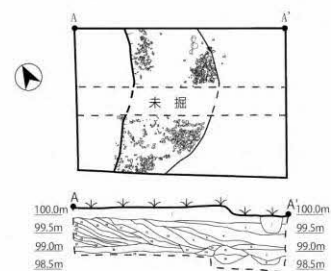
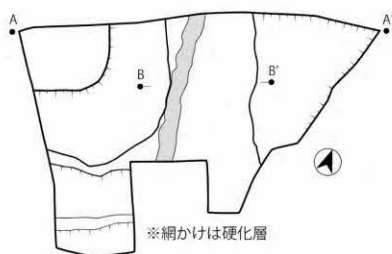
図 2-26 陣ノ内城跡調査成果図 1
『陣ノ内城跡 総括報告書』(甲佐町教育委員会 2020) より引用



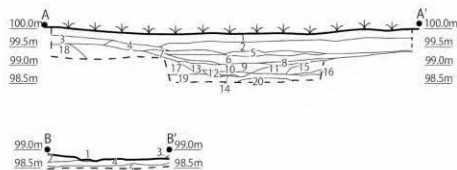
25 トレンチ 土壘検出状況 北東から



25 トレンチ 土壘堆積状況 南から



25 トレンチ 平面・土層断面図 (S=1/200)



27 トレンチ 平面・土層断面図 (S=1/200)



27 トレンチ 虎口出土状況 南から



27 トレンチ 虎口出土状況 東から



27 トレンチ 土壘堆積状況 北から

図 2-27 陣ノ内城跡調査成果図 2

『陣ノ内城跡 総括報告書』(甲佐町教育委員会 2020) より引用

出土遺物は縄文時代～近現代まで広く出土している。陣ノ内城跡では 14 世紀以降の遺物を含む包含層が平坦部南側（3 トレンチ以南）では後世に削平されているため、遺物の出土量は平坦部南側が極端に少なく、土塁上を除く外周部にまとまって出土する傾向にある。しかしながら、これらの遺物の出土量は僅少であり、いずれも破片がほとんどであった。また、明確に遺構に伴って出土するものも少なく、必ずしも遺構の時期を示すものではない状況にある。そのため、遺物を遺構と関連付けてその組成や出土量を組み合わせて、陣ノ内城跡の時代性や地域的様相を図ることは難しい。しかし、遺物を総体的にみるといくつかの時期の遺物群に分けることができ、これは陣ノ内城跡が所在する台地上における人々の活動を知るための重要な根拠となりうると考えた。

そのような視点から検討することで、遺物を 4 期に大別した。

1 期は 12 世紀～14 世紀を主体とした遺物群である。貿易陶磁器では同安窯・龍泉窯系の青磁、華南産の白磁が出土している。また、高麗象嵌青磁も 1 点出土している。国産のものとしては、東播系の須恵器の他、古瀬戸の陶器も出土している。器種は、いずれも碗・鉢が主で今回調査した土塁上を除くトレンチ全体から出土するが、当該期の遺構は確認できていない。

2 期は 16 世紀前半から後半の遺物群である。主に景德鎮窯の染付が出土する。いずれも破片であるが、器種は碗が主である。

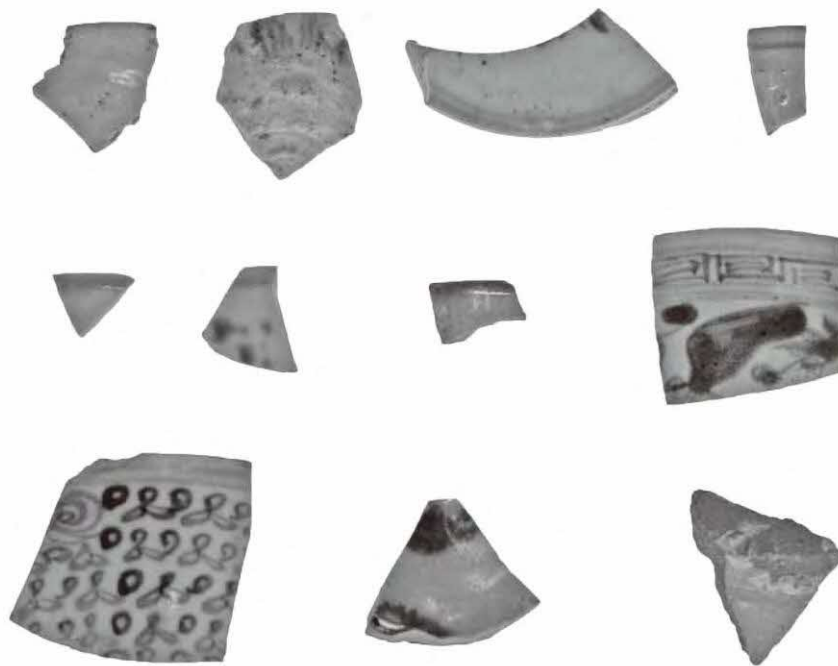
3 期は 16 世紀末から 17 世紀前半の遺物群である。漳州窯の陶磁器が出土する。器種は皿が主体である。

4 期は 19 世紀以降の遺物群である。当該時期の肥前系の陶磁器が旧耕作層や堀の埋土から多く出土する。旧耕作層や堀の埋土から多く出土している。

以上のことから、陣ノ内城跡の所在する台地上では、中世から長期間にわたって断続的に土地利用され続けていたことが確認できた。



写 2-7 出土遺物（12 世紀～14 世紀）



写 2-8 出土遺物（15 世紀後半～17 世紀）

②石造物調査

陣ノ内館跡南側斜面麓にある甲佐町指定文化財の下豊内の逆修碑（表 2-2 51 ページ）を対象に、遺跡の中世段階の存在を裏付ける資料であるため、関連遺物として実測・拓本・翻刻等調査を行った。銘文として残る村山^{むらやま}刑部^{ぎょうぶ}大輔^{だいほ}宇治^{うじ}惟益^{これやす}は阿蘇氏の有力一族であり、戦国時代中期、16 世紀において阿蘇氏勢力の拠点^{きょてん}が豊内地域に置かれたことを示し、遺跡の存在と大きく関連するものと考えられる。

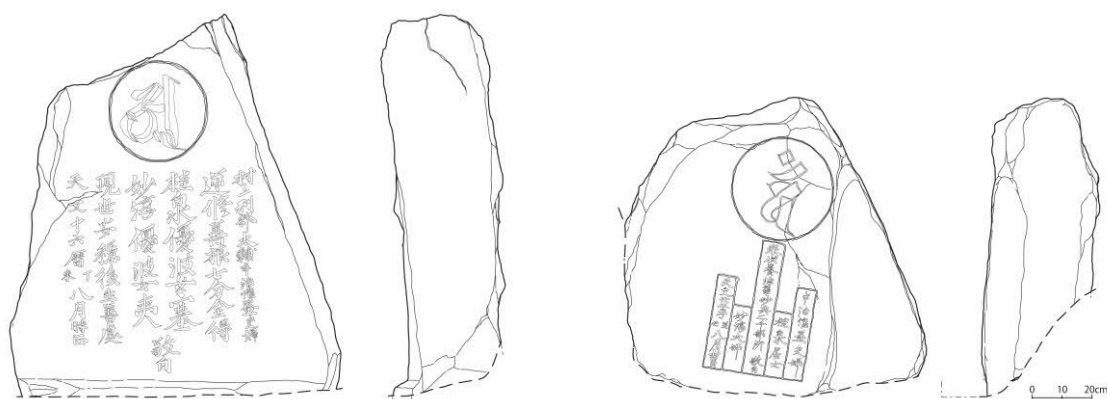


図 2-28 逆修碑 1 実測図(左)・逆修碑 2 実測図(右)

また、上豊内地区^{かみどい}で昭和初期に行われた森林軌道工事の際に撮影された工事写真には、壊された大量の五輪塔群が写されている。周辺地形を含め詳細に踏査したところ五輪塔の一部を表採することが出来た。寺院跡の遺構に直接伴うものではないが、表採状況や前川清一氏による中世の五輪塔（水輪^{すいりん}）である可能性が高いとの指摘から、安養寺関連遺物と考えられる。



写 2-9 上豊内地区での石造物発掘状況

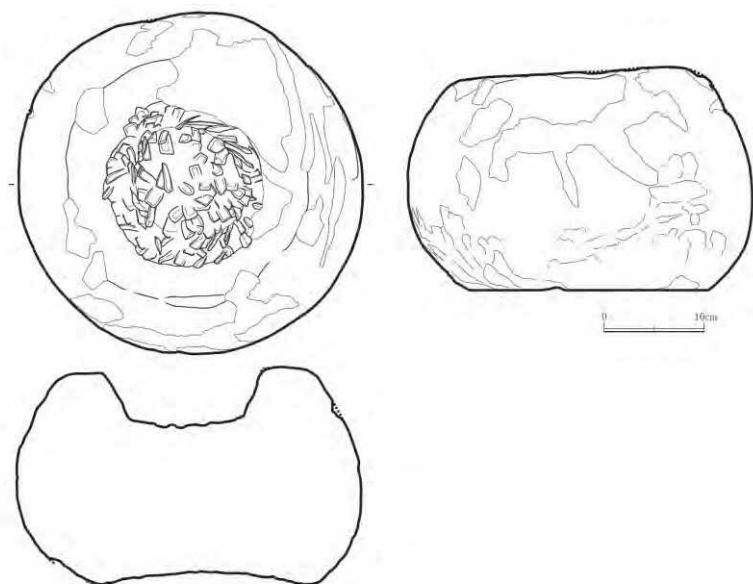


図 2-29 安養寺関連遺物 水輪実測図

③登城道調査

陣ノ内城跡の聞き取り調査及び地形図・字図の判読から、台地上に登るための南側及び西側斜面ルートの2ルートを推定し、この内の南側斜面ルートを確定した。

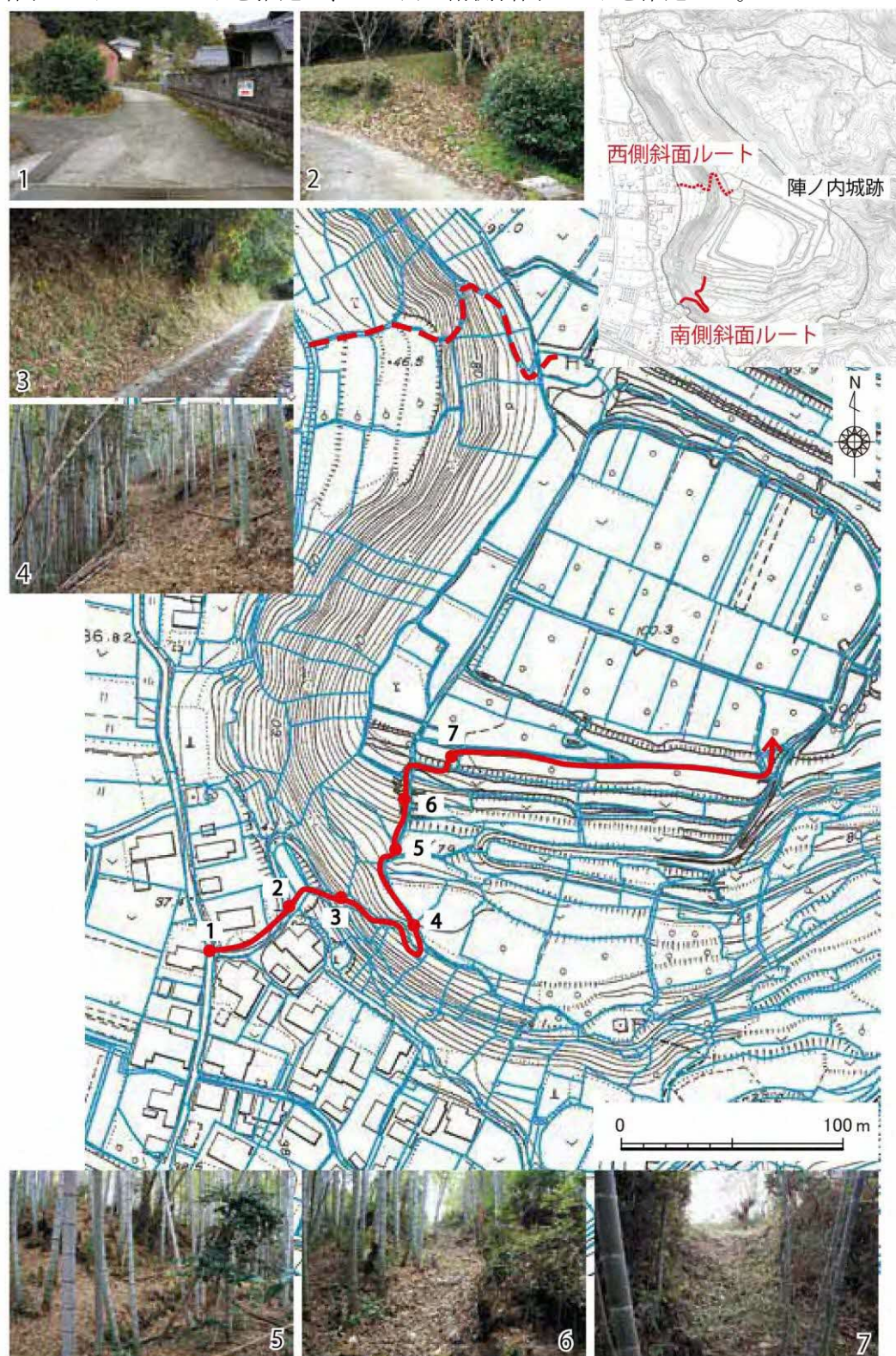


図 2-30 登城道図 (赤：登城道 青：字図)

『陣ノ内城跡－総括報告書－』(甲佐町教育委員会 2020) より引用

④文献史料調査

熊本大学文学部教授 稲葉継陽氏による文献史料調査について、以下のようにまとめた。

- 甲佐には、14 世紀の内乱で甲佐社領を根拠に一貫して南朝方として行動した恵良惟澄の本拠地となった、「甲佐城」と呼ばれる城郭が存在した。
- 16 世紀には、豊内が阿蘇氏の拠点であったことを示す板碑が造立され、上豊内には中世寺院と墓域が存在していたことが、地名や石造物の大量出土といった状況から推測される。また、上豊内は 16 世紀には城下町的性格を示していたと推察され、小西行長に替って当該地域を領有した加藤清正が上豊内に川狩用の御茶屋を建てたこと、さらに寛永 10 年(1633)に幕府上使衆が上豊内に宿泊したことは、16 世紀の上豊内の町場の性格との関係で理解されるべきであろう。
- 寛永 10 年(1633)の上使衆の熊本藩領内巡検の目的の一つは、戦国～織豊期の古城跡の現状を調査することにあった。町としては衰退しはじめ手狭であった豊内に、巡検使が宿泊を要求した事実は、「陣ノ内館跡」の調査と関連する可能性がある。
- 現在、当該遺跡は地域住民によって「阿蘇大宮司の館跡」と理解されており、この認識は近世中期以降に広まったと考えられる。14 世紀から戦国期までの一定の事実が反映されているものの、16 世紀末の小西行長領期にかかる歴史はまったく注目されていない。それは、小西期の一次史料が現存しないこととも関わるが、遺構の規模・態様との関係で、この点の検討に課題を残している。

以上のことから、陣ノ内城跡を「南東及び北西端に虎口を構え、2 箇所屈曲した堀を持つ城」と推定し、近世初期の「織豊系城郭」とであると結論付けた。なお、築城主体については小西行長の可能性を示唆した。また、陣ノ内城跡西側崖下に流路が存在した可能性や陣ノ内城跡の南側と西側に登城道が推定されていることを踏まえて、陣ノ内城跡の縄張りには中原地域を含む丘陵全体と想定した。

⑤総括

陣ノ内城跡は遺跡の中心に総面積約 1.9ha を測る方形の平坦部を持ち、その四方が屈曲部を持つ直線的な堀及びそれに沿う土塁に囲まれ、平坦部南東端に虎口を持つ城跡であったことが明らかになった。また、平坦部南東端に普請された虎口は登城道調査によって推定した南登城道からの虎口と考えられ、当該地には地名調査で判明した「きどまる（木戸丸）」の地名が残っていることから発掘調査の結果と合致している。さらに、現存する堀の北西端で確認される「鉤形」の折部についても、その形状や陣ノ内城跡の西側登城道と推定される箇所と接続しており、陣ノ内城跡の北西側の虎口として推定される。

3) 甲佐町教育委員会『陣ノ内城跡』甲佐町文化財調査報告 -総括報告書- (令和2年)

総括報告書では、26年度報告書の内容を整理したうえで、陣ノ内城と他の小西氏の城郭を新たに比較検討し、26年度報告書作成以降に実施した文献や絵図調査の成果をふまえ、陣ノ内城がこの地に築かれた意義について以下の項目で考察した。

- ①陣ノ内城跡と豊臣大名
- ②小西の城郭について
- ③小西の城郭の様相（宇土城・八代城・矢部城・隈庄城・赤井城・豊福城）
- ④文献や絵図に認められる陣ノ内城
- ⑤小西の支城体制と陣ノ内城の位置づけ
- ⑥陣ノ内城跡の土地利用について

一連の調査によって明らかになった本遺跡の歴史的価値について以下の3点にまとめた。

○小西の城郭の遺構を良好に残す

陣ノ内城跡には堀や土塁が現存し、その構造は「南東及び北西端に虎口を構え、2箇所
の屈曲した堀を持つ城」として理解できる。この主郭を直線的かつ屈曲した堀を用いて明
確に区分する城郭の構造は他の小西氏の城郭にも共通して認められるものである。陣ノ内
城跡は主家（小西氏）が関ヶ原合戦で滅亡した後に次代で使用・改修されず、未完の城で
あった可能性もあり、破却の対象にならなかったために、小西氏の城郭の遺構を良好に残
す数少ない城郭として評価できる。

○豊臣系大名が新たな領国を宛がわれた際の統治モデルの一つ

陣ノ内城跡とその南方 200mに所在する松尾城跡との関係は、旧勢力の拠点城郭に隣接
した箇所にこれまでの肥後には見られない、直線的な塁線を縄張りとした城郭を築城する
といった小西氏の新たな領国経営の手法の好例である。この手法は、国衆一揆が鎮圧され
た直後の未だ難治の国であった肥後国を宛がわれた小西行長が、旧来の統治体制から新た
な統治体制への移行を強く意識させるものであった。それは行長が豊臣政権の中枢に連な
る大名であったことを考慮すると、陣ノ内城跡は豊臣系大名が新たな領国を宛がわれた際
の統治モデルの一つを明確に表す有力な事例であると評価できる。

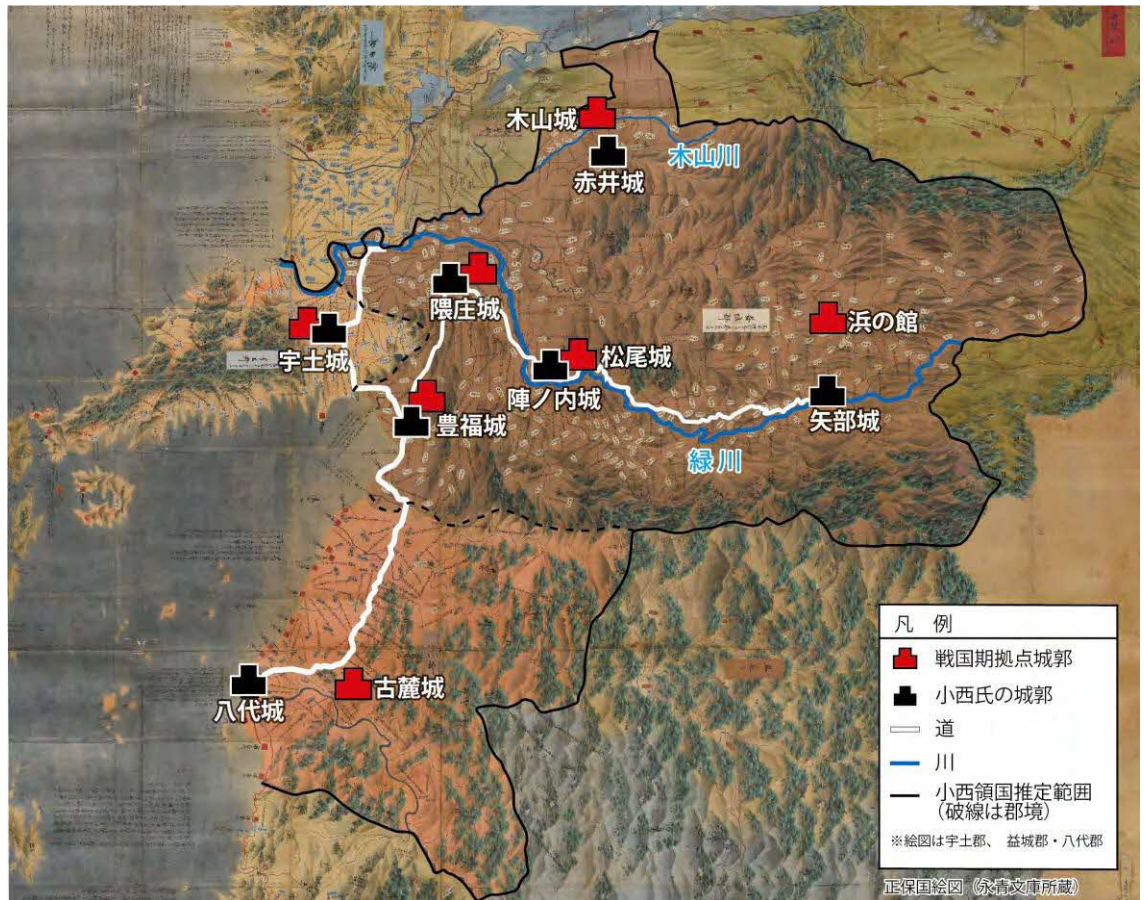


図 2-31 戦国期拠点城郭及び小西氏の城郭

正保国絵図（永青文庫所蔵）を元に編集

○長期間にわたって統治権力やそれに準ずる権力によって利用されてきた

陣ノ内城跡の立地は甲佐岳から伸びる尾根線の先端部に広大な平端部を持つ特異な地形をもち、水陸交通の要衝であった。そのため、小西氏の領国経営において必須であった緑川筋の統治を確立するためにも重要であったことが理解できる。また、発掘調査の結果、中世～近世前半の貿易陶磁器が出土しており、中世の遺物群に着目すると、一般的な集落としての土地利用ではなく、統治権力やそれに準ずる権力による利用が長期間になされたことが評価できる。

4) 聞き取り調査

発掘調査では確認できない地域に残る歴史を復元し、発掘調査成果と併せて検討するための土地のいわれや旧地名等の聞き取り調査を、26 年度報告書以降実施してきた。地元在住者から聞き取った結果から、寺院や町屋、城の入口や施設に関する地名が確認できた。

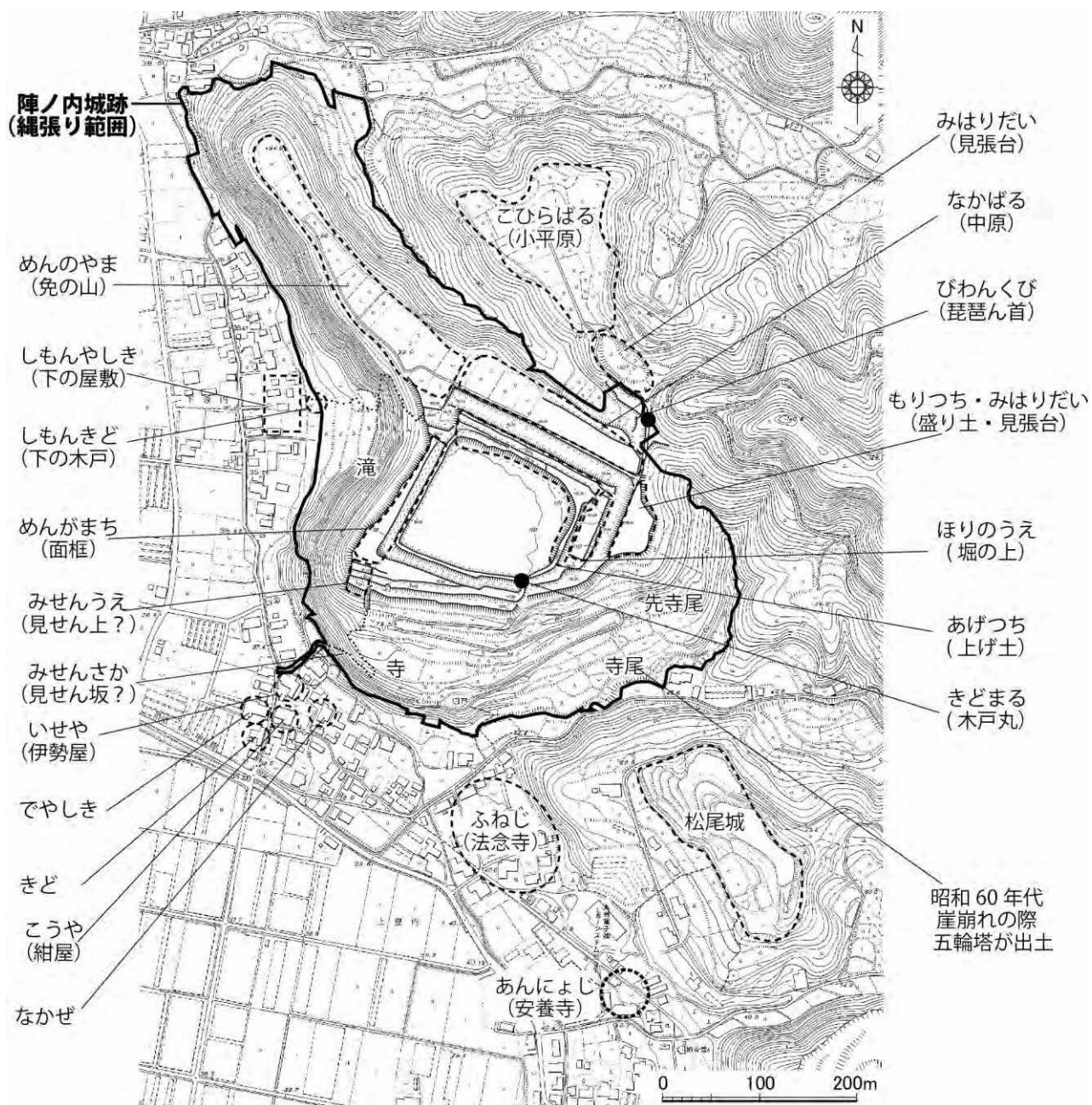


図 2-32 地名の聞き取り調査図

『陣ノ内館跡』甲佐町文化財調査報告第3集（甲佐町教育委員会 2015）より引用・編集

○「安養寺」、「法然寺」

肥後の地誌『国郡一統志』にある「安養寺」は「あんによじ」、「法念寺」は「ふねじ」として上豊内地域の地名に残る。陣ノ内城跡南東側斜面中腹の「寺尾」では、「五輪塔群が出土した」とのことから寺院の存在が推測できる。

○「こうや（紺屋）」、「いせや（伊勢屋）」

南西斜面下には、上記の屋号をもつ家（双方とも現在は農家）がある。それぞれの由来について、「こうや（紺屋）」は明治の頃まで染物屋であり、「いせや（伊勢屋）」は伊勢から薬屋が来てこの付近で商いをする際の定宿となっていたことが由来。陣ノ内城跡の麓が町場的な性格をもつ地域であったことが伺える。

○「しもんきど（下の木戸）」、「しもんやしき（下の屋敷）」

西側崖下には「しもんきど（下の木戸）」・「しもんやしき（下の屋敷）」とあり、緑川を中心に下流側という意味で「下」を用い、入口や屋敷があったことが伺える。

○「みせんさか」

現在残る南から登る城道は「みせんさか」と呼ばれ、現在も農作業時に使われている。

○「あげつち（上げ土）」

現況に残る土塁は「あげつち（上げ土）」と呼ばれ、土塁の盛り土成形を示唆しており、発掘調査成果とも合致した。

○「きどまる（木戸丸）」

平坦部の南東は「きどまる（木戸丸）」と呼ばれ、虎口を示唆しており、発掘調査成果とも合致した。

○「みはりだい（見張り台）」

北東の2箇所を「みはりだい（見張り台）」と呼び、北東の守りを固めたことが伺える。

○「でやしき」、「きど」、「なかぜ」

個人宅の屋号にあたると考えられる。

(3) 調査成果の総括

陣ノ内城跡のこれまでの調査で明らかになっている事項を、以下の図にまとめる。



図 2-33 調査成果の総括図

第3章 史跡の価値

陣ノ内城跡が所在する土地からは、阿蘇氏から小西氏に至る城郭の変遷に加えて、縄文時代から連綿と連なる歴史的重層性を示す遺構や遺物が検出されている。また、陣ノ内城の立地は、近世以降の甲佐という町の形成に大きな影響を与えており、こうした時間的な変遷と空間的な広がりを加味した多面的な価値を総合的にとらえていく必要がある。

そこで、本章においては、令和3年(2021)10月史跡指定時の指定理由をもとに、陣ノ内城跡の価値を整理する。陣ノ内城跡が有する本質的価値に加え、前述の歴史的重層性を基盤とした本質的価値に準ずる価値、さらには、近代以降の史跡及びその周辺エリアにおける土地利用の中で、長きにわたって町民の日常生活に結び付いて形成されてきた文化財等を史跡の保存・活用に資する要素として位置づけた価値を明確化し、これらの価値を構成する諸要素の整理を行う。

3-1. 陣ノ内城跡と緑川の関係性

陣ノ内城跡の本質的価値は、織豊期の城郭としてのものであり、その規模や遺構の残存状況は、我が国における豊臣系大名の地方統治を知るうえで重要である。また、陣ノ内城跡は甲佐の歴史文化の象徴と理解することが可能である。甲佐は中世・近世を通じて益城郡における経済・宗教・政治の中心地であり、そこに小西行長の郡支配の拠点としての陣ノ内城が築城される理由と必然性があったといえる。また、そもそも阿蘇氏が当該地に拠点を形成するに至った経緯としては、第2章で整理したように、緑川を軸とした交通の要衝としての地理的特性が理由として大きく、この特性もまた陣ノ内城跡の重要な本質的価値を語る要素であるといえよう。

一方で、陣ノ内城跡及び甲佐町の歴史的重層性を語るうえでも、緑川の実在は非常に大きな意味を有する。緑川は陣ノ内城跡付近で急に北側に向きを変え、川の流れも緩やかとなる。このことは、城が交通の要衝としての機能を顕在化してきた要因となっている。すなわち緑川の実在は、陣ノ内城跡の立地条件となった地形を規定すると同時に、暴れる水の流れをコントロールし、恵みの水として利用するに至った先人たちの創意工夫が、現在の甲佐の基盤を形成したといえる。

このように緑川の流れとそれにより形成された地形は、豊かなストーリーを甲佐にもたらした。まず、当該史跡指定地において確認されている縄文時代早期の台地上での生活の痕跡をはじめとして連綿と続くこのエリアを拠点としたストーリーは、歴史的重層性の中で陣ノ内城跡を語るうえで、欠かすことのできない視点である。こうした史跡指定地及びその周辺に展開する歴史的重層性を、「本質的価値に準ずる価値」として位置づける。

また、指定地外ではあるものの、甲佐神社や町内に点在する阿蘇家臣団関係の文化財や城跡、加藤統治期の河川整備によって築かれた鵜ノ瀬堰や鮎築等も陣ノ内城跡とあわせて甲佐の歴史を顕著に示すものとして挙げられる。これらは現在の甲佐町における風景の重要な構成要素として継承されていることから、史跡周辺環境において「史跡の活用に資する要素」と位置づける。

このように、陣ノ内城跡の「本質的価値」、「本質的価値に準ずる価値」に整理し、次ページ以降に陣ノ内城跡及び周辺エリアが有する価値を総体的に捉えていくこととする。

時代	甲佐町の出来事	史跡の価値
(5) 緑川の流れと緑川により形成された地形		
縄文	10,000年～4,000年前 生活の痕跡が残る(出土遺物)	縄文～古墳時代の遺構・遺物
弥生	2,000年前 生活の痕跡が残る(出土遺物)	
古墳	1,400～1,500年前 古墳や横穴墓が造営される	
平安	保延3年(1137) 甲佐社の名前が古文書で確認される ○ 承安3年(1173) 甲佐社: 当国第二宮 ○ 永仁元年(1293)頃 竹崎季長が蒙古襲来絵詞を甲佐社に奉納 ○	12c～16c後半
鎌倉	12世紀～ 阿蘇氏時代の様相を窺える遺構・遺物が残る(出土遺物)	(3) 阿蘇氏時代の様相を窺える遺構・遺物
室町	正平16年(1361) 甲佐社: 南郡管領之鎮守 ○ 延元2年(1337) 恵良惟澄「甲佐嶽」を拠点に合戦 ○ 延元3年(1338) 恵良惟澄の本拠「甲佐城」を攻められる	12c前半
戦国	大永年間(1521～28) 碧川(緑川)が大洪水で糸田が被災 ◆ 天文16年(1547)と同22年(1553) 下豊内の逆修碑建立 ○	
安土桃山	天正13年(1585) 「甲佐の園」落城 天正16年(1588) 小西行長、甲佐を領有 慶長5年(1600) 関ヶ原合戦で小西家滅亡	
江戸	生活の痕跡が残る(出土遺物) 慶長13年(1608) 鵜ノ瀬堰、甲佐井手(大井手)完成 ○ 慶長14年(1609) 碧川大水、糸田に御神体夫婦が流れ着く ◆ 慶長19年(1614) 大水大風、仁田子被災 ◆ 寛永10年(1633) 幕府の巡検使が豊内泊を希望、三斎・忠利のやり取りの書状が残る ○ 承応元年(1652)～明暦元年(1655) 幕府の国廻り上使が四度豊内に宿泊 ○ 寛文9年(1669) 在町岩下町成立 ○ 宝永5年(1708) 子の年の大洪水 ◆ 享保17年(1732) 水害 ◆ 元文4年(1739) 水害 ◆ 寛政8年(1796) 辰の年の大洪水 ◆ 文政7年(1824) 甲佐手永惣庄屋木原寿八郎の尽力により上井手(下豊新井手)完成 ○	16c末～17c前半
明治	明治8年(1875) 緑川製糸場 設立 ○ 明治17年(1884) 鵜ノ瀬堰決壊 ◆ 明治23年(1890) 洪水 ◆ 明治45年(1912) 大正元年の大洪水 ◆	(1) 小西氏時代の城郭の様相を顕著に示す遺構・遺物 (2) 豊臣系大名による肥後国支配へと転換する時期の政治的、社会的状況を知るための価値
昭和	古墳時代の横穴墓を改変した防空壕が造られる 昭和19年(1944) 軍需工場工事開始 ○ 昭和25年(1950) 筏流しが九州電力塚瀬ダム(美里町)の建設によって終止符 ○	近世以降の陣ノ内城跡を示す遺構・遺物・史料 太平洋戦争末期の戦争遺構

凡例

■	本質的価値	○	緑川に関連する事項
□	本質的価値に準ずる価値	◆	災害に関連する事項
□	史跡の活用に関する要素		

図 3-1 甲佐町での出来事と史跡の価値の関係を示す年表

3-2. 本質的価値

(1) 小西氏時代の城郭の様相を顕著に示す遺構・遺物

陣ノ内城跡は甲佐岳から伸びる尾根の先端部にある標高 100mの平坦部上に立地しており、麓との比高は 64mである。現在の陣ノ内城跡は、約 1.9ha の平坦部の東側と北側を堀と堀の内側に沿った土塁が方形に区画している。堀は直線を基調として東隅で直角に折れ、北隅では^{かぎがた}鉤型に折れている。その規模は長さ 400mを超え、最大幅は 20m、深さは 5 mの巨大なものである。その内側に沿った土塁の規模は長さ 270mを超え、幅は 15~30m、平坦部からの比高は 5 mである。この土塁は「あげつち」と呼ばれており、発掘調査でも堀を掘った時の土砂を積み上げて造られたことが分かっている。

また、発掘調査では平坦部の南側と西側に埋没する堀や土塁、虎口（出入口）等が見つっている。埋没している堀も直線を基調として西隅で直角に折れて、南側中央でも北側に屈曲している。この堀は現在見られる東側と北側の堀にはつながっていない。堀の規模は長さ 275m、最大幅 8.5m、深さ 2.7mである。堀の内側には土塁が造られていたが、19 世紀以降にこの土塁を崩して南側と西側の堀を埋め立てたことが分かっている。そして、堀と土塁が繋がらない北西と南東は虎口と考えられ、「きどまる」の地名が残る南東隅には幅 2.4mの硬く締まった面（硬化面）が確認されている。

このように、陣ノ内城跡は「堀と堀の内側に沿った土塁が明瞭に残り、その規模は発掘調査で確認されたものを含めると、東西 210m以上、南北 190m以上の北西と南東に虎口をもつ方形の城跡」である。

陣ノ内城跡の規模や構造は、中世の阿蘇氏の城館をはるかに凌ぎ、16 世紀末~17 世紀前半の中国産の輸入陶磁器が出土していることから、陣ノ内城跡の築城時期は、豊臣系大名による肥後国統治以降と考えられる。この場合、築城は佐々成政・小西行長・加藤清正によると考えられるが、豊臣系大名として初めて肥後国を治めた佐々成政は実質半年で失脚したことや、肥後国を治めた加藤清正の城が載る慶長 9 年(1604)~慶長 12 年(1607)頃の『肥後国絵図』には陣ノ内城が載っていないことに加えて、陣ノ内城のように主郭を直線的で屈曲した堀を用いて明確に区分する構造は、他の小西氏の城郭にも共通することから、小西行長による築城と考えられる。

すなわち、陣ノ内城跡は肥後国内の織豊期の城郭の中でも突出した規模を持つ城郭であることに加えて、小西氏が関ヶ原合戦で滅亡した後、加藤・細川氏の時代には使われなかったために、小西行長の城郭を現在まで良好に残す貴重な城郭といえる。

(2) 豊臣系大名による肥後国支配へと転換する時期の政治的、社会的状況を知るための価値

小西行長の城郭の記述は国内の一次史料には存在していない。しかし、イエズス会の関係史料中に宇土城と八代城（麦島城、八代市）、隈庄城（熊本市）、矢部城の4城が確認されている。また、近年の城郭研究の進展によって赤井城（益城町）や豊福城（宇城市）も小西氏の城郭と考えられている。これらの築城は、いずれも戦国時代の領主やその有力家臣の城に近接している。

陣ノ内城跡の南 200mにも阿蘇氏の家臣の城と伝えられる松尾城跡（甲佐町指定文化財）があり、陣ノ内城と松尾城の関係は従来の領主の城に隣接した場所に類を見ない、直線的な塁線を縄張りとした巨大な城郭を築城することで、新たな統治体制への移行を強く意識させるものといえる。それは豊臣系大名が新たな領国に入部した際の統治の在り方の一つを示していると考えられる。

(3) 阿蘇氏時代の様相を窺える遺構・遺物

陣ノ内城跡からは小西氏以前の中世における明確な遺構は確認されていない。しかし、破片ではあるが、12世紀～16世紀の遺物が出土している。陣ノ内城跡が比高差 64mを測る丘陵上に所在するという地理的な特性を考慮した場合、出土遺物が他所からの流入等といった二次的な要因によってこの地に埋もれた可能性は極めて低い。したがって、陣ノ内城跡では中世から長期間にわたって土地が利用され続けていたといえる。中世を通じて貿易陶磁器が出土していることから、一般的な集落としての土地利用ではなく、統治権力やそれに準ずる権力によって利用されていたものと考えられる。これは当該地が水陸交通の要衝であったこともその要因であったと思われる。

中世の土地利用の始まりは、12世紀後半に比定される同安窯系や龍泉窯系等の陶磁器の出土から、12世紀後半からと考えられる。この時期は、陣ノ内城跡から南東約 1.8km に所在する甲佐社（阿蘇社の三末社）が近隣の領主から寄進を受けて社領を拡大していた時期に相当する。その後 14 世紀までの土地利用が確認されるが、中でも 13 世紀末～14 世紀初頭に比定される高麗象嵌青磁の出土や水差しや香炉といった貿易陶磁器の出土は、統治権力やそれに準ずる権力による利用を想起させ、本地における土地利用の一端を示唆している。この時期になると恵良惟澄（阿蘇大宮司惟時の娘婿）が甲佐地域及び益城郡を根拠として活動しており、その本拠とした甲佐城が陣ノ内城跡と推定されている。

15 世紀になると遺物の出土量が減少することから、当該期には利用主体が他所へ移動したことが考えられる。この時期の阿蘇氏は分裂と合体を繰り返しつつ、阿蘇・益城二郡と郡浦庄を統治する戦国期の有力地域領主となっていた。

15 世紀後半～16 世紀前半に入ると、景德鎮窯の染付が出土するなど再び陣ノ内城跡で土地利用が認められる。この時期の甲佐は阿蘇氏家臣（衆衆）が統治しており、陣ノ内城跡もその統治施設の一つとして利用されたものと考えられる。その後、天正 13 年(1585)の島津氏の侵攻によって「甲佐ノ圀」が落城する。

また、陣ノ内城跡南側斜面麓にある町指定文化財「下豊内の逆修碑」は、16 世紀中頃に陣ノ内城周辺が阿蘇氏勢力の一拠点であったことを示す資料であるが、これと併せ陣ノ内城跡は隣接する「松尾城跡」とともに阿蘇氏関連の遺跡として認識する必要があると考えられる。地名にのこされた^{あんによじ}安養寺・^{ふねじ}法然寺などの寺院の存在は、陣ノ内城跡麓集落の城下町的発達を裏付け、陣ノ内城の形成・存続とも関係する。

(4) 継続的に利用された緑川筋の水陸交通の要衝としての価値

陣ノ内城は、緑川の流れが急流から緩やかになる河川交通の出発点に位置し、陸上交通では小西氏の本城の宇土城（宇土市）と支城の矢部城（愛藤寺城 山都町）を結ぶ領国内の中継地に築城されている。小西行長は、宇土城を起点とした領国内の統治をより安定させるためにこの地に陣ノ内城を築いたと考えられる。また、小西氏の城郭の多くが海や河川に近い場所にあることから、水上交通網を重要視していたことが窺える一方で、正保元(1644)～正保3年(1646)の『肥後国絵図』では、各支城が宇土城を起点にした道路で結ばれていたことが分かる。この道路は現在まで続いており、宇土郡や益城郡、八代郡を結ぶ陸上交通の重要なルートであったと考えられる。

陣ノ内城がある「甲佐」は、矢部を本拠に阿蘇郡や益城郡を治めた阿蘇氏にとっても熊本平野への進出口となる重要な場所であった。正平3年(1333)の「恵良惟澄軍忠状」では「甲佐獄」や「甲佐城」、『上井覚兼日記』天正13年(1586)閏8月13日条では「甲佐の囲」が確認できる。陣ノ内城を明確に記した一次史料は未確認であるが、陣ノ内城が立地する甲佐が要所であったことは明らかである。また、発掘調査では阿蘇氏が統治していた時期の中国産の輸入陶磁器が出土するため、陣ノ内城には阿蘇氏の拠点が置かれていたと考えられる。

これらのことから、城跡のある場所は水陸交通の要衝に所在し、有力者によって継続的に利用されたことが明らかになった。

(5) 緑川の流れと緑川により形成された地形

現在の緑川は、九州山地を源流として甲佐町を貫流して有明海に注ぐまでに、緑川ダムを過ぎて北西側に流れの向きを変え、さらに甲佐町で流れを北向きに変え、甲佐町を過ぎると再び西向きに方向を変えている。このことは地質構造の違いによって浸食や堆積を繰り返してきたことが要因であると考えられる。陣ノ内城跡の位置する現在の「免の山」は、甲佐岳から伸びる尾根の先端部にあり、平坦な地形の骨格は約9万年前の阿蘇4火砕流によるものである。「免の山」はその削り残しの部分にあたり、浸食の影響を受けたことで、麓からの比高差が64mという地形が形成された。

結果として、丘陵上の平坦地形とそこから川の湾曲する平野部を広角に眺めることのできる場所が形成された。緑川そのものの存在と、緑川が長い時間をかけて作り出した地形は、陣ノ内城がこの地に立地する大前提となったと言える。

3-3. 本質的価値に準ずる価値

(1) 縄文～古墳時代の遺構・遺物

陣ノ内城跡からは縄文時代早期(約1万2,000年前～約7,000年前)の土器が出土しており、少なくともこの時期から人々が生活していた様子が窺える。また、弥生時代においても中期～後期の土器が出土しており、人々の生活した痕跡が認められる。この時期の甲佐町の遺跡はいわゆる「甲佐谷」を挟んだ兩岸の河岸段丘上で認められる一方、現在の生活の中心である平野部(甲佐谷底)は緑川の氾濫原であったために、生活には適していなかった。つまり、陣ノ内城跡が所在する台地上は、平地の少ない緑川右岸において数少ない生活に適した土地であったと考えられる。

古墳時代後期になると、陣ノ内城跡の所在する「免の山」の西側斜面には横穴墓が造られる。これらの横穴墓は、通常単体で造られることはなく「群」をなしており、「免の山」の西側斜面のものは「下豊内横穴群」として現在は周知の埋蔵文化財包蔵地となっている。

この下豊内横穴群は昭和40年代の土砂災害によって多くを滅失し、太平洋戦争時の防空壕によって壊されたものもあるが、現在も一部は比較的良好に保存されている。また、正式な調査は行われていないが、『上益城郡村誌』(熊本県立図書館蔵)には近世後期に開削された崖面下の上井手(下豊内新井手)の隧道工事の際に横穴墓にあたったという記録が残されている。記録には3箇所の屍床に3体の人骨が安置されており、そばには小壺や鏃、短刀、馬具等があったとされ、当該時期の集落跡は確認されていないが、引き続き陣ノ内城跡周辺には多くの人が住んでいたとみられる。

(2) 近世以降の陣ノ内城跡を示す遺構・遺物・史料

森本一瑞の著述『古城考』(天明8年(1788))に「…三四町の平地堀跡あるは、大宮司惟前の館跡也、…」と記載があるように、少なくとも18世紀までは平坦部の四方は堀と土塁で囲まれていたことが確認できる。そして19世紀以降に陣ノ内城跡は大きく改変される。当該期の肥前系の陶磁器が旧耕作層や堀の埋土から多く出土する。南・西側の堀はこの時期に堀に沿う土塁を崩しながら埋められたものとみられ、現在の地形に近い形状になったものとみられる。

安政4年(1857)には、岩下町の豪商天野屋の渡邊佐左衛門と市左衛門が商売繁盛を願って、陣ノ内城跡の北側堀の西端屈曲部に稲荷大明神を建立している。かつては、商業を営む人が陣ノ内城跡の登城道の一つと推定される西側斜面ルートを参道として定期的に訪れていた。しかし、参道は昭和47年(1972)7月の豪雨による土砂災害で消失している。

(3) 太平洋戦争期の戦争遺構

陣ノ内城跡の西側斜面には多くの防空壕が掘られ、その中には古墳時代の横穴墓を再利用した特殊な形状を持つものもみられる。

3-4. 史跡指定地及びその周辺を構成する要素

今後の保存管理・現状の取扱い基準や活用・整備の方針を策定するために、現在、史跡指定地にある要素については「本質的価値を構成する要素(A)」、「本質的価値に準ずる価値を構成する要素(B)」、「史跡の保存・活用に資する要素(C)」、「その他土地所有者と調整が必要な要素(D)」に分類する。史跡指定地の周辺にある構成要素については、「史跡の活用に資する要素(E)」、「その他の構成要素(F)」とする。

さらに、陣ノ内城がこの地に立地した前提となった価値と位置づけられる緑川については、「本質的価値を支える基盤(G)」とする。

表 3-1 史跡及びその周辺を構成する要素の分類

本質的価値を構成する要素(A)	本質的価値に準ずる価値を構成する要素(B)	史跡の保存・活用に資する要素(C)	その他土地所有者と調整が必要な要素(D)
史跡指定地			
・自然地形 ・堀 A-1 ・土塁 A-2 ・虎口 A-3 ・登城道(南側・西側) A-4 ・小西氏時代の城郭の様相を顕著に示す遺構・遺物 A-1～A-6 ・阿蘇氏時代の様相を窺える遺構・遺物 ・削平された土塁の基部 A-5 ・埋め戻された堀 A-6	・古墳時代の横穴墓:下豊内横穴群 B-1 ・防空壕(上記横穴墓を改変したもの) B-2 ・稻荷大明神 B-3 ・縄文時代早期の遺構・遺物 ・弥生時代中期～後期の遺構・遺物	・のぼり旗 ・標柱 ・順路を示す看板 ・舗装里道(約2m幅) ・車両用道路(約3m幅)	・畑(農地) ・収穫樹・庭木 ・竹林 ・斜面樹林 ・桜並木 ・ビニルハウスの骨組 ・フェンス
遺跡の範囲			
・自然地形		・軍需工場用の坑跡 ・薬師堂 ・のぼり旗 ・標柱 ・順路を示す看板 ・車両用道路(約4m幅)	・畑(農地) ・収穫樹・庭木 ・竹林 ・斜面樹林 ・桜並木
史跡の活用に資する要素(E)			その他の構成要素(F)
史跡周辺環境			
・松尾城跡 ・下豊内の逆修碑 ・甲佐井手(大井手) ・上井手(下豊新井手)	・在町岩下のまちなみ ・緑川製糸場跡 ・やな場・築の樋門・豊内堤防	・豪淳の碑 ・鶴ノ瀬堰 ・甲佐神社・緑川上流通漕碑 ・岩鼻神社(加藤神社)	・田畑(農地) ・集落(住宅等) ・住宅以外の建築 ・道路及び付帯施設
本質的価値を支える基盤(G)			
緑川			

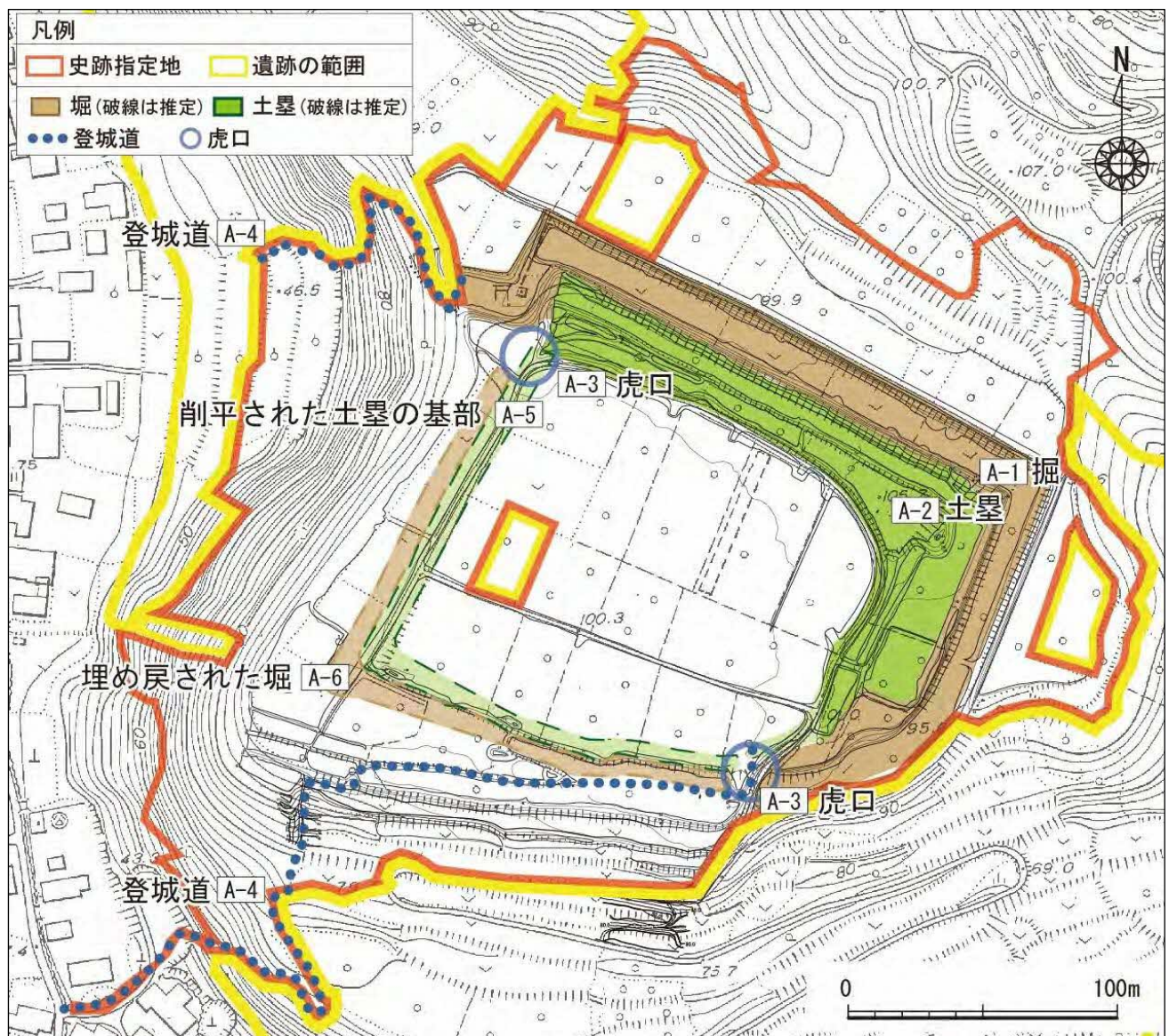


図 3-2 本質的価値を構成する要素(A)の位置図

A-1. 堀 A-2. 土塁

堀は最大幅 20m、深さ 5 m で平坦部を囲むように築かれている。土塁は長さ 270m を超え、幅 15～30m、平坦部からの比高は 5 m である。土塁は「あげつち」と呼ばれ、堀を掘った時の土砂を積み上げて造られたことが発掘調査によって分かっている。



写 3-1 堀・土塁

A-3. 虎口

この付近は聞き取り調査から「きどまる（木戸丸）」と呼ばれていたことがわかっている。土塁が切れた通路に幅 2.4m の窪地部分、中央に硬化面が確認され、虎口（出入口）があったと推定される。



写 3-2 虎口

A-4. 登城道

聞き取り調査と地形図・字図の判読から、南側・西側の 2 ルートがあったと考えられる。写真は南側登城道。



写 3-3 登城道

A-5. 削平された土塁の基部

堀の土層断面及び堀底の出土遺物から、19 世紀以降に土塁を崩しながら堀が人為的に埋め戻されたことが確認できる。



写 3-4 削平された土塁の基部

A-6. 埋め戻された堀

同上



写 3-5 埋め戻された堀

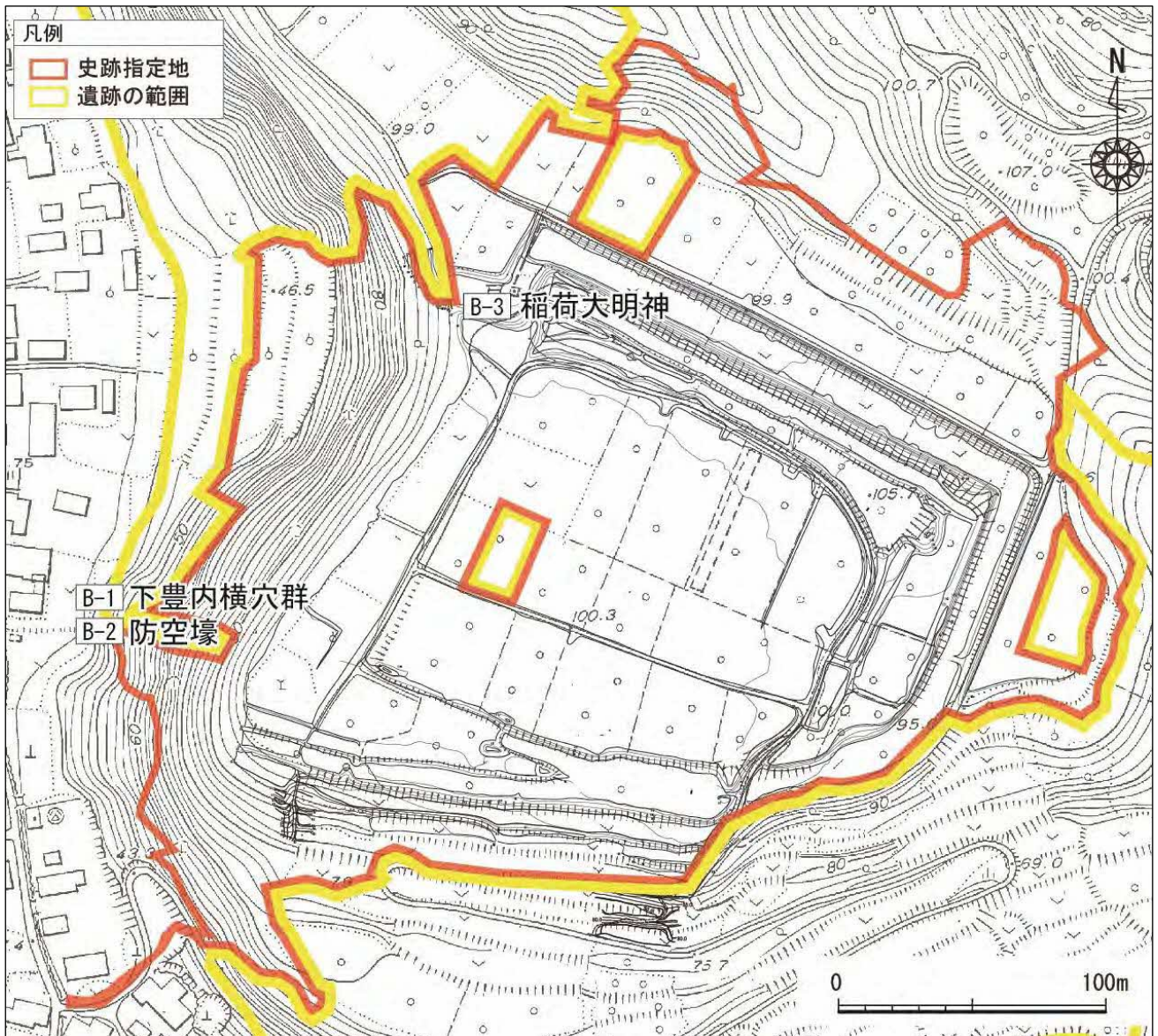


図 3-3 本質的価値に準ずる価値を構成する要素(B)の位置図

B-1. 下豊内横穴群 . B-2 防空壕



写 3-6 下豊内横穴群・防空壕

B-3. 稲荷大明神



写 3-7 稲荷大明神

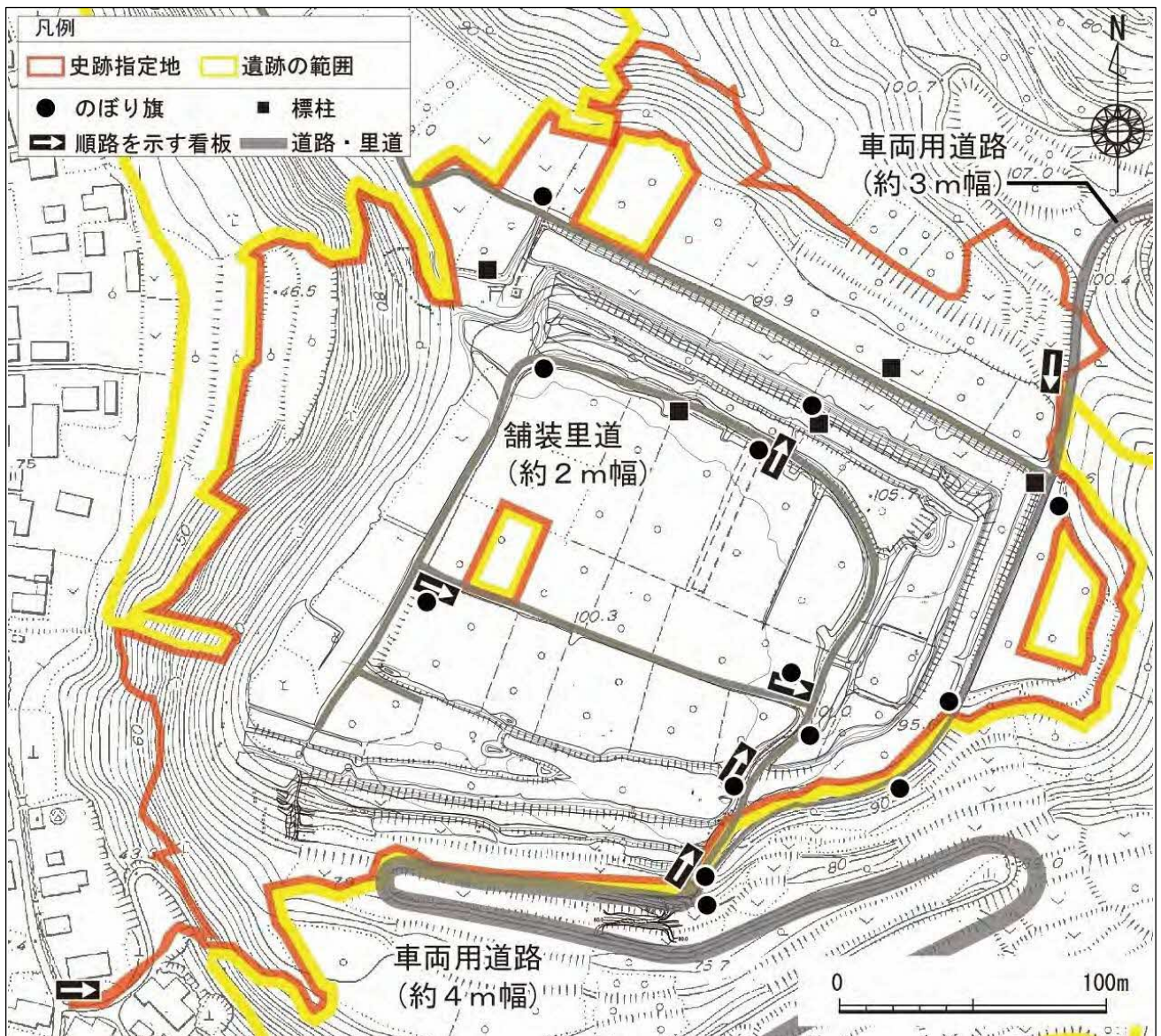


図 3-4 史跡の保存・活用に資する要素(C)の位置図



写 3-8 のぼり旗



写 3-9 標柱



写 3-10 順路を示す看板



図 3-5 史跡周辺に所在する史跡の活用に資する要素 (E)
及び本質的価値を支える基盤 (G)

第4章 現状と課題

4-1. 保存管理

(1) 現状

1) 公有化及び追加指定

陣ノ内城跡の指定面積は、78,422.89 m²で、その内民有地が89.03% (69,820 m²)を占める。指定地内には町有地が4.48% (4,899.26 m²)含まれるが、いずれも里道である。そのため、史跡標識やその範囲を示す境界標は設置していない。

また、史跡指定範囲の一部と指定地の北側及び南側の城の範囲と想定される地域は未指定地である。



写 4-1 眺望景観

2) 調査研究

調査に関しては、平成14年度～平成17年度の測量調査、平成20年度～平成26年度の国庫補助を受けた発掘調査をはじめとした関連資料調査、平成30年度～令和2年度の絵図調査をはじめとした総括調査を行っている。

これらの調査により、城の規模や構造、築城主については明らかになってきた。しかし、石垣の有無や主郭・土塁上の造作物の有無、南側及び西側堀の埋没時期等、城の全容は不明であり、今後も城郭の全容解明に向けて計画的に調査を進めていく必要がある。

なお、発掘調査では平坦部や埋没している堀や土塁の遺構面までの深さは約20 cmであることを確認し、北側及び東側の堀と土塁以外はすべて調査後埋め戻しを行っている。

その他、陣ノ内城跡一帯では、史跡指定地を中心に植生把握や陣ノ内城跡砂礫層の分析（池辺2015）も実施している。

また、陣ノ内城跡について、現在の甲佐町においては旧遺跡名称である「陣ノ内館跡」が定着しており、「城跡」ではなく「阿蘇大宮司の館跡」であるという印象が根強く、最近の調査研究成果が十分に周知されていないといった状況がある。

3) 樹木・草本の管理

陣ノ内城跡は丘陵頂部の畑地を中心とした平坦部(79%)と麓斜面地の山林(21%)に大別される。史跡指定地の主な植生については、図2-19に示したとおりである。

丘陵頂部の畑地を中心とした平坦部では夏季には背丈を超える草が繁茂し、堀や土塁等の遺構が認識しにくい。また、土塁上にはクヌギやケヤキが植樹され、一部は大木化している。

麓付近の斜面地はスギ・ヒノキ林、平坦部付近の斜面には竹林が広がっており、眺望景観が制約されている。



写 4-2 台地の平坦部

なお、史跡指定地の維持管理は麓の集落である下豊内区によるボランティアでの除草作業を年に数回、町の委託による史跡指定地全体の除草作業を年に3回行っている。

4) 鳥獣被害への対策

平坦部の畑地や土塁上のクヌギ林では近年営農が行われなくなった土地の割合が大きくなり、野生動物（イノシシ・シカ等）の増加が顕著である。そのため、増加した野生動物が堀や土塁を駆け登ることで、堀や土塁の斜面が削られ、獣道が形成されている。また、獣道に雨水が流れ込むことで土砂が流出するなど、き損が進んでいる。



写 4-3 堀斜面のき損箇所

甲佐町では「甲佐町有害鳥獣駆除隊」（以下、駆除隊という。）が駆除活動をしているものの、高齢化が進んでいる。

5) 自然災害への対応

陣ノ内城跡の最大の特徴である堀は素掘りで、土塁は堀の掘削により発生した土を盛って造られている。そのため、近年多発する豪雨によって地上に表出している史跡北側と東側の堀では降雨等により土砂が流出し、堀形状が損なわれるなど、築城当時の堀や土塁の保存が憂慮されている。また、史跡の西側斜面は土砂災害特別警戒区域や急傾斜地崩壊危険区域に指定されており、平成 28 年(2016)熊本地震の際には平坦部西側において亀裂が発生し、災害復旧工事を行った。今後も大雨による斜面の崩落や麓への土砂災害が懸念されている。

6) 現状変更に関する取扱い

計画対象範囲には国史跡・町指定文化財・周知の埋蔵文化財包蔵地が含まれており、それぞれ法令に基づき対応している。

あわせて、土地所有者等には、営農や除草作業に際し、遺構等をき損しないよう注意喚起を行っている。

7) 甲佐町民への広報

史跡指定地の人の往来は営農者や史跡来訪者等で、史跡指定地内には簡易な史跡標柱や説明板を設置している。また、史跡指定地外では甲佐町役場周辺に横断幕やのぼり旗を設置し、史跡の周知を行っている。

町民に対しては、広報やシンポジウム等を活用した周知を行っている。



写 4-4 標柱

(2) 課題

1) 公有化及び追加指定

- 史跡指定範囲の 89.03%が民有地であり、今後の活用・整備の具体的な方向性に基づき、段階的に公有化を推進する。
- 史跡指定地に囲われた未指定地は、土地所有者との交渉を継続させ、可能な限り追加指定を行う。
- 史跡指定地の北側及び南側の遺跡の範囲については、調査研究事業の進捗を勘案しながら、将来的な追加指定について検討する。
- 史跡標識やその範囲を示す境界標の設置を検討する。

2) 調査研究

- 堀の構造の把握や石垣の有無、主郭や土塁上の造作物の有無、南側及び西側堀の埋没時期等、城郭の全容解明に向け、継続的な調査研究を行う。
- 史跡指定地を中心とした陣ノ内城跡一帯の植生調査や地質調査等に基づいた遺構の保存管理について検討する。
- 他市町村との連携や、小西氏関連自治体、阿蘇氏関連自治体、教育機関・研究機関との連携を図りながら、調査研究を進める。

3) 樹木・草本の管理

- 遺構の保存のために史跡の環境や遺構をき損する恐れのある樹木について、定期的に観察し対応策について検討する。
- 眺望景観（史跡内から周辺の眺望・史跡外からの陣ノ内城跡の眺望）の保全、来訪者の安全確保及び防災・自然環境について考慮しながら、見学に支障のある樹木・危険木等の対応策について検討する。
- 植林された樹木への適正な管理のあり方について検討する。
- 土砂崩れが想定される急傾斜地等では植生を把握し、関係機関及び関係部署と連携して、樹木の管理（樹種転換、育成）等を検討する。
- 竹林の拡大等、植生の変化への対策を検討する。

4) 鳥獣被害への対策

- 堀や土塁、登城道等のき損につながる鳥獣被害への効果的な対策を検討する。特に、野生動物によりき損した箇所について早急な対応が求められ、景観や遺構等に影響のないよう配慮しつつ、罠の設置等、試験的な実施を検討する。
- 史跡指定地内には柿や栗の木、クヌギ等の実のなる樹木が植えられており、それらがイノシシ等の野生動物の餌となることから、土地所有者や栽培者と連携して、餌となるものを現地に残さないための対策を検討する。
- 史跡指定地内の除草作業で生じた刈草の残置が、昆虫やミミズ等の生物のすみかとなり、イノシシが掘削する原因となることから、刈草を残さないための対策を検討する。
- 庁内関係部署と連携し、生息個体数を少なくするなど、陣ノ内城跡だけではなく甲佐町全体での対策をする。

5) 自然災害への対応

- 今後の異常気象による想定を超える豪雨等によって、堀や土塁等の遺構のき損や陣ノ内城跡が所在する「免の山」斜面部の崩落等が発生する可能性があることから、史跡指定地外も含めた自然災害への対応についての対策を検討する。
- 人為的原因による火災や破壊行為等を防止するため、日常的な巡視・点検・植栽管理・清掃等の措置を行う。

6) 現状変更に関する取扱い

- 本計画で示す現状変更の取扱い基準に基づき、現状変更適切に対応する。
- 道路（登城道・里道）の維持管理に取り組むとともに、劣化・き損が生じている箇所については復旧を検討する。
- 堀や土塁、登城道等の地上に表出している遺構は、営農や除草作業等でき損しないよう、遺構面の深さや遺構保存の方法・留意点を分かりやすく伝えるなど、行政と下豊内区などとの連携をより密接にする。
- 史跡指定地内に集積している礫についても、上記同様に移動しないようにするとともに、その他の地上遺構を含め、保存に留意する。
- 来訪者や維持管理による遺構のき損を防止するため、注意看板を設置する。

7) 甲佐町民への広報

- 保存活用事業を進めていく上で町民の理解を得るために、調査に基づく史跡の価値を伝え、今後保存・活用していくという方向性を共有していく。

4-2. 活用

(1) 現状

1) 史跡の価値についての情報発信

これまで、発掘調査をはじめとした関連資料調査（平成 20 年度～平成 26 年度）や史跡指定等、陣ノ内城跡の調査研究に進展が見られた際には、広報や講演会等を通じて史跡の価値について情報発信してきた。中でも、令和 3 年(2021)の史跡指定以降は、史跡指定記念シンポジウムの開催やパンフレット・PR 動画の作成等積極的に史跡の価値や魅力を町内外へ情報発信している。

陣ノ内城跡は加藤氏統治以降使用・改修されなかったために、小西氏の城郭の遺構を良好に残す数少ない城郭として評価されている。一方で、これまでの調査で建物の痕跡は見つかっておらず、未完成の城である可能性があり、活用においてその価値を伝えることは容易ではない。

また、令和元年(2019)までは遺跡の名称が「陣ノ内館跡」であったことから、いまだに「陣ノ内城跡」の知名度は町内外で低い。

2) 史跡見学への対応

史跡へは徒歩での見学を前提として、主要な動線沿いには簡易なサインを整備している。一方で、車でのアクセスに関しては駐車スペースが不十分であることに加え、平坦部内の里道は幅員が狭く、普通車の脱輪が多発している。

そのほか、史跡指定地内では野生動物やハチの巣が確認されており、来訪者に被害を及ぼす危険性がある。

また、南側登城道は倒木に覆われるなどして通行不能であり、西側登城道は昭和 47 年の集中豪雨によるがけ崩れによりその痕跡は確認できない。

史跡の価値を伝えるガイダンス機能としては、町生涯学習センターで不定期の展示等を行っているほか、史跡入口付近にパンフレットを設置している。



写 4-5 里道

3) 学校教育・社会教育への対応

教育現場での活用としては、町内小学校・説明要望団体への現地説明や、町生涯学習センターギャラリーモールにおける写真パネル等の展示活動、陣ノ内城跡に関連する講演等を実施している。



写 4-6 学校向け現地説明の様子

4) 町民の日常的な利用

営農や周辺住民の散策等の利用が見られる。

5) 避難場所としての活用

甲佐町は一級河川の緑川が町中央を貫流しており、人家は緑川周辺の平野部に集中している。そのため、近年多発する豪雨によって緑川が越水した場合、甲佐町役場周辺の洪水浸水想定（想定最大規模）は最大 10m 程度と想定されており、災害発生の際には陣ノ内城跡が所在する通称「免の山」の一時的な役場機能の移転や避難場所等としての活用の可能性が検討されている。

6) 来訪コンテンツの作成

観光での活用としては、役場内での史跡しおりの配布や、町広報誌・町公式ウェブサイトといった既存媒体に加えて、町の SNS や新聞等を活用して情報公開の充実を図っている。

7) 周辺文化財等の地域資源と連携したまちづくり

近年、史跡活用の先行事例として、複数の市町村と連携して文化財の活用の取り組みを進める例や、文化財を組み合わせる新たな価値を見出すことでより理解しやすくする例が増加している。陣ノ内城跡においても、甲佐町に所在する他の文化財や緑川流域、町外の小西氏の城郭等、広域的に連携する要素は多い。

(2) 課題

1) 史跡の価値についての情報発信

- 調査成果を反映したパンフレット等の作成や I C T（情報通信技術）の活用によって、甲佐町の文化財や歴史文化の情報発信をより一層進める。
- 史跡のもつ価値を多くの人に伝えるため、地域の生活と関連づけたストーリー展開等、展示・案内の方策を検討する必要がある。

2) 史跡見学への対応

- 史跡指定地内の説明板や屋外展示等は、多言語対応も含めた整備を検討する。
- 既存の史跡北東側アクセス道の改善、史跡周辺の駐車場整備及び史跡までの案内板の整備を検討する。
- 史跡指定地全体で活用するエリアや車両来訪可能区域を設定するなどのゾーニングを検討する。
- 効果的な遺構の表示や説明板等の整備について検討する。
- 来訪者の安全確保の面で、鳥獣・害虫対策を検討する。
- 害虫被害への対策については、庁内関係部署と連携し、生息個体数を少なくするなどの対策を、陣ノ内城跡だけではなく甲佐町全体で行う。
- 史跡指定地やその周辺（甲佐町生涯学習センターや観光交流施設など）においても、史跡陣ノ内城跡に関するガイダンス機能の確保・充実について検討する。

3) 学校教育・社会教育への対応

- 陣ノ内城跡をはじめとした町内の文化財を町民が学び・体感し、文化財や地域への親しみと誇りを醸成していけるよう、教育面において文化財や歴史文化を活かした取り組みのより一層の充実を図る。
- 学校教育では、陣ノ内城跡と町内文化財をあわせての地域学習の推進や、学校と連携し教材を作成するなど、教育機関との連携を密接にする。
- 社会教育においては、年代や居住地に限らず広く陣ノ内城跡や甲佐町の歴史を学ぶことができる機会を創出する。

4) 町民の日常的な利用

- ウォーキングのルートの設定や整備等により、町民が立ち入りやすい状況にする。

5) 避難場所としての活用

- 洪水等の災害発生時に、一次的な甲佐町役場機能の移転や周辺住民の避難場所として活用するための方策についても検討する。

6) 来訪コンテンツの作成

- 陣ノ内城跡を訪れるきっかけとなる情報コンテンツを作る。
- 陣ノ内城跡の価値や魅力を周知・啓発するイベントについて検討する。

7) 周辺文化財等の地域資源と連携したまちづくり

- 陣ノ内城跡と、関連する文化財等の地域資源をつなぐ周遊ルートの設定等により、陣ノ内城があったまちとしての価値も伝える。
- 陣ノ内城跡を含めた歴史文化を、観光・交流の地域資源として活かし、まちづくり・地域の活性化を促進する。
- 関連文化財群や歴史文化保存活用区域の考え方を踏まえ、他市町村と連携したネットワークづくりや周辺環境との一体的な整備・活用を検討する。

4-3. 整備

(1) 現状

1) 保存のための整備

①遺構の保存

近年多発する豪雨によって、表出する堀斜面では一部崩落が発生している。また、営農が行われなくなった土地の割合が増えたことにより、増加した野生動物の往来による堀斜面の土砂流出箇所や、イノシシ等による掘削箇所が指定地北側と東側に多数見られる。

史跡の維持管理や運営に関する整備は実施していない。



写 4-7 舗装された里道

②地形の保存

これまでに有識者による陣ノ内城跡砂礫層の分析を実施し、堀斜面に見られる砂礫層は阿蘇4火砕流であることが指摘されている（池辺 2015）。

平成 28 年熊本地震では史跡指定地西側斜面に亀裂が発生し、復旧工事が行われた。当該地は急傾斜地崩壊危険箇所であるため、平成 30 年度に熊本県県央広域土木部災害復興第二課によって「下豊内災害関連緊急急傾斜地崩壊対策工事」が実施され、同年度末に復旧を完了した。また、史跡指定地北東端のびわんくび(古地名)に所在する農道は近年の大雨で東側斜面が土砂流出し、令和 5 年度に「びわんくび(農道)復旧工事」を実施した。このように、陣ノ内城跡のある「免の山」の土質は脆弱であるが、排水施設等は整備されていない状況である。



写 4-8 復旧工事箇所

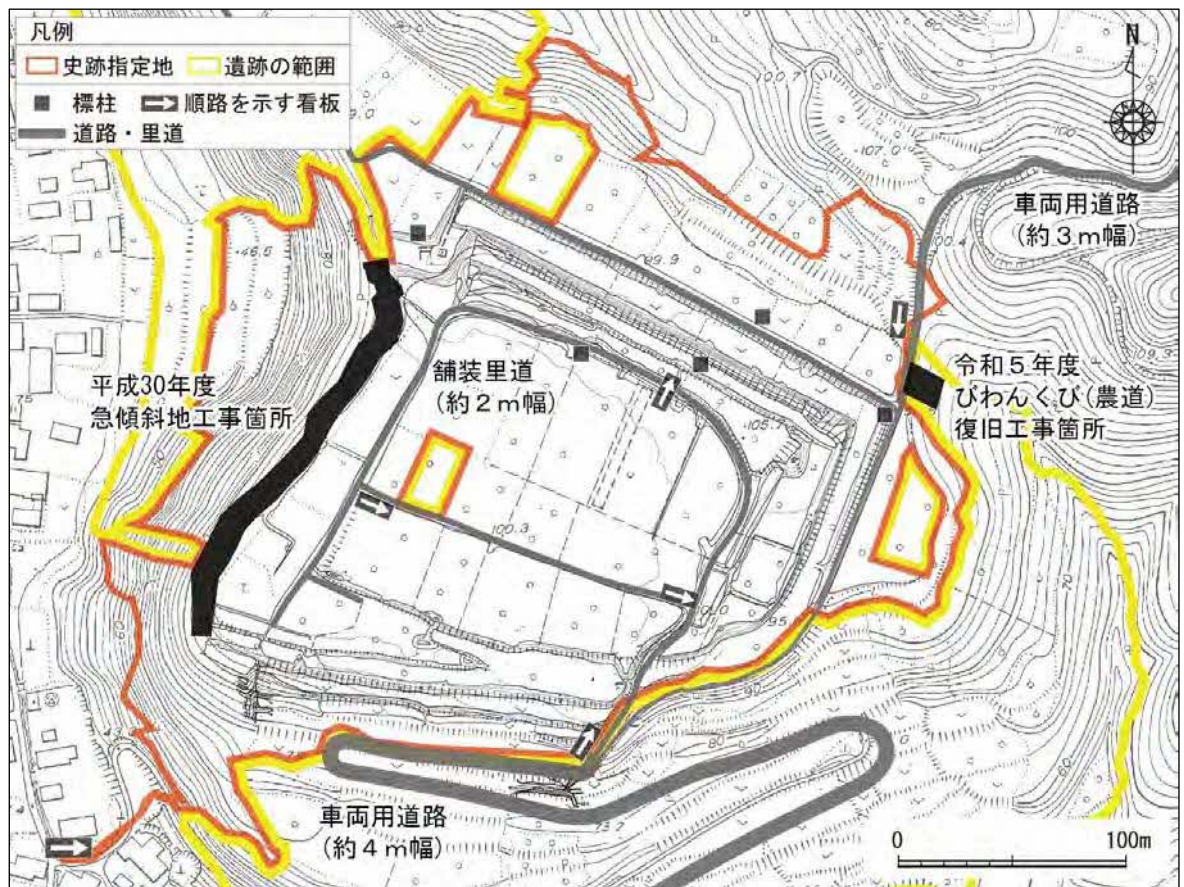


図 4-1 整備・復旧工事の状況

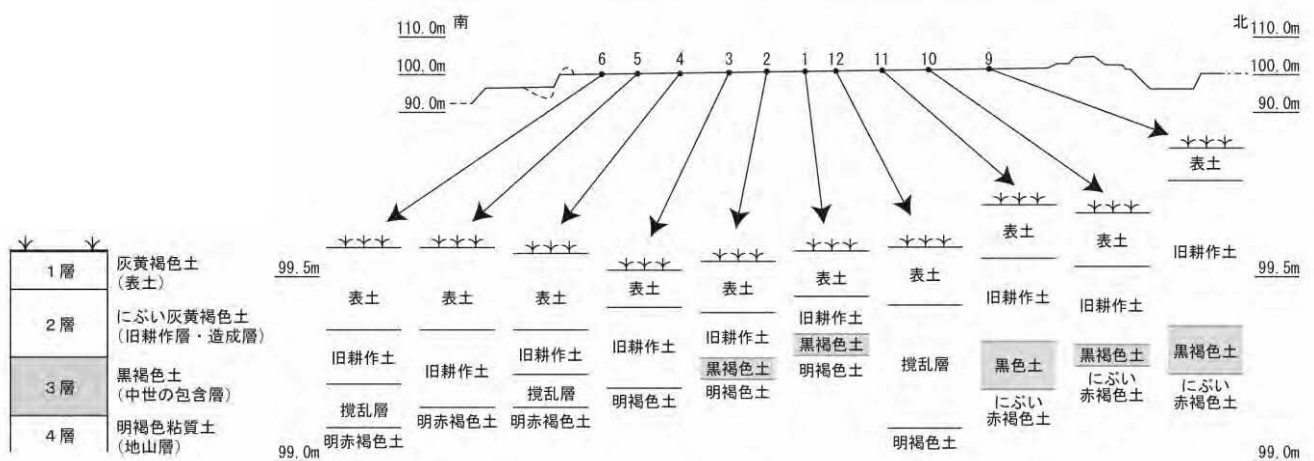


図 4-2 各トレンチ（試掘坑）の土層断面模式図

『陣ノ内館跡』甲佐町文化財調査報告第3集（甲佐町教育委員会 2015）より引用

2) 活用のための整備

①公開活用全般

陣ノ内城跡の史跡指定地は89%が民有地であり、休養施設やトイレ等の便益施設、ガイダンス施設、電気や水道等のインフラは一切整備されていない。

平成20年度から実施した発掘調査では、図4-2(110ページ)に示すように1層から4層までを確認した。この中で、中世の包含層である3層は、平坦部中央から北側にはその堆積が認められるが、南側では削平されていた。3層上では埋没した堀や土塁、虎口を確認した。なお、表土から3層までの深度は少なくとも約20cmを測ることを確認した。

②動線・サイン

平成24年(2012)～平成27年(2015)にかけて、平坦部にあった里道が土地所有者によって営農のための管理用道路として舗装された。この里道は現在、来訪者の見学路としても活用されているが、幅員が狭く普通車の脱輪が多発している。

麓集落から史跡までは案内板を設置しているものの、数が少ないことに加えて、北側のアクセス道路は幅員が狭く、史跡周辺を含めて駐車スペースが確保されていないため、車両での来訪には課題がある。そのため、徒歩での見学を勧めている。

南側登城道は調査によって明らかとなったが、現在は倒木に覆われるなど通行不能である。

③遺構の展示・解説

現在は主要動線沿いに手作りのサインや標柱による簡易な案内・解説(日本語のみ)を設置している。

④各種施設の整備

史跡指定地やその周辺において、ガイダンス施設や便益施設は未整備である。

また、史跡内では管理用道路を主要導線として利用し、手作りのサインや標柱を設置しているが、遺構の保存や来訪者の安全対策は未整備である。

そのほか、近年多発する豪雨によって、災害が発生した際には陣ノ内城跡が所在する「免の山」への一時的な役場機能の移転や避難場所としての活用も検討されている。

⑤景観維持のための植生管理

史跡指定地内や遺跡の範囲の樹木による遺構への影響や眺望・景観の阻害への懸念があり、本計画の策定に際して目視及び航空写真による植生把握を実施している。

(2) 課題

1) 保存のための整備

①遺構の保存

- 豪雨等の直後において被害の有無、災害の状況を把握し、復旧に対応する仕組みを構築する。
- 地表面に残る堀や土塁等の城郭遺構や登城道等は、史跡の本質的価値を伝える遺構であり、自然災害・野生動物・樹木の地下茎等によってき損した箇所を把握し、復旧・整備について検討する。
- 地表面に残る堀や土塁等の城郭遺構や登城道等は史跡の本質的価値を伝える遺構であり、その大きなき損要因である野生動物の史跡指定地内への侵入阻止について検討する。
- 史跡の維持管理や運営のため、用具・備品の倉庫の整備、又はそれらの保管場所の確保、管理用道路、管理用広場等を検討する。

②地形の保存

- 史跡指定地一帯の地質や雨水排水についての現状を把握する。
- 近年の気候変動や「免の山」における災害状況、その危険性を踏まえ、「免の山」の地形の保全と防災対策に、関係機関及び関係部署と連携して取り組む。

2) 活用のための整備

①公開活用全般

- 史跡指定地内は89%が民有地であるため、公有化を計画的に進める。
- 史跡指定地内には水道や電気等のインフラが整備されていないため、それらの整備について検討する。
- 高齢者・障がい者・外国人観光客・その他配慮を必要とする人の利用を考慮した整備をする。

②動線・サイン

- 遺構の保存と来訪者の安全の確保に留意しながら、歩行者動線の設定や整備について検討する。
- 既存の史跡北東側アクセス道の改善及び史跡周辺の駐車場整備を検討する。
- 登城道を歩道として活用するための整備を検討する。
- 標柱や説明板、誘導標識等のサインは、史跡指定地周辺を含めた周遊ルートも含めてデザインや表示の統一性に留意しながら整備する。
- 老朽化しているサイン等は更新を検討する。

③遺構の展示・解説

- 史跡に対する理解を深めるため、石列遺構や埋没堀等の地下遺構については、復元整備や遺構表示等を検討する。
- 外国人観光客や障がい者等に配慮したガイダンス機能の導入を検討する。

④各種施設の整備

- 史跡指定地やその周辺において、ガイダンス施設や便益施設の整備・充実を図る。
- 歩行者動線のうち、遺構の保存に影響しない区間については、史跡の景観や利用状況を考慮しながら、坂道への階段や手すり等の設置を検討する。
- 車でのアクセスの明確化や見やすい誘導標識の整備に取り組む。
- 遺構の保存や来訪者の安全の確保のため、柵の整備・更新を検討する。
- 洪水等の災害発生時に、一次的な役場機能の移転や甲佐町役場周辺住民の一時的な避難場所としての整備に取り組む。

⑤景観維持のための植生管理

- 史跡指定地内の植生調査を実施し、樹木管理の方法を確立する。
- 史跡指定地内から麓の平野を見下ろす際に、樹木により眺望が阻害されているため、樹木整理をする。
- 史跡指定地内に外来種であるセイタカアワダチソウやクズが繁茂しており、それらを除去して史跡指定地内の景観を維持する。

4-4. 運営・体制

(1) 現状

1) 庁内体制

これまで陣ノ内城跡の保存・活用は関係団体との情報共有や連携を図りながら、甲佐町が取り組んできた。また、令和4年(2022)2月には甲佐町が管理団体に指定され、今後も引き続き陣ノ内城跡の保存・活用及びそれに伴う整備を甲佐町が担い、実務は教育委員会社会教育課が担当する。しかし、それを推進するための職員配置や庁内関係各課との連携は十分ではない。

2) 土地所有者との連携・協力

土地所有者には、史跡指定時や史跡指定記念シンポジウム冊子の配布等で情報発信し、連携に努めている。

3) 地域住民・関係団体等との協働の取り組み

史跡指定地内は一部営農されているものの、放棄地が増加傾向にあり、今後は管理の担い手が不足していくことが考えられる。

史跡の除草作業は、年に数回下豊内区及び町の委託によって実施されている。

また、史跡説明の希望者には、町職員や甲佐町文化財保護委員が案内・解説を行っている。



写 4-9 解説の様子

4) 国・県、その他関係機関との連携

調査研究等に基づく保存管理の取り組みや活用方法について、国や県へ協議・報告し、助言・指導を受けている。

5) 事業体制

平成20年度～令和元年度までは専門家からなる陣ノ内館跡調査専門委員会を設置し、令和4年度～令和5年度までは甲佐町民の代表を含む有識者・専門家等からなる史跡陣ノ内城跡保存活用計画策定委員会を設置している。

6) 調査研究体制

陣ノ内城跡の全容解明に向けた町社会教育課の調査研究体制は十分でない。また、関連する城郭の所在する自治体や大学等との連携も十分でない。

7) 事業者及び関係団体との連携

陣ノ内城跡の保存・活用にあたっては、事業者やNPO等の団体と連携していない。

(2) 課題

1) 庁内体制

- 史跡の保存管理や活用とそれに伴う整備においては、文化財担当部局の適正な職員配置と
いった組織体制強化を図る。
- 企画・学校教育・農政・建設・防災等の担当課も含め、庁内の連携体制を強化する。

2) 土地所有者との連携・協力

- 土地所有者等の協力や参加、協働の取り組みを進める。

3) 地域住民・関係団体等との協働の取り組み

- 幅広い協力・支援・参加により推進力を高めるため、町内外の人々・地域団体等とのネット
トワークづくりにつとめ、将来像を共有する。
- 町民等への情報の提供・発信の体制づくりを進める。

4) 国・県、その他関係機関との連携

- 国・県をはじめとして関連する城郭の所在する自治体等との連携を図る。

5) 事業体制

- 現在の「史跡陣ノ内城跡保存活用計画策定委員会」を「史跡陣ノ内城跡保存活用計画推進
委員会」に改編し、今後も継続的に史跡の保存管理や公開活用等に係る検討を行う。

6) 調査研究体制

- 陣ノ内城跡の全容解明を見据え、継続的に調査・研究を推進するために文化財担当部局の
強化や他自治体、大学等との連携を図る。
- 整備に向けて防災対策や植生、地質等の環境調査を行う。

7) 事業者及び関係団体との連携

- 陣ノ内城跡の保存・活用にあたっては、企業やNPO等の団体との連携による事業推進や、
民間資金調達も視野に入れた取り組みが必要となる。

第5章 大綱・基本方針

5-1. 大綱

陣ノ内城跡は、阿蘇氏から小西氏に至る城郭の変遷を示す史跡であるとともに、その立地環境は、近世以降の甲佐というまちの形成に大きな影響を与えてきた。近代以降は主に農地としての土地利用が展開されたが、近年は離農が進み野生動物による堀と土塁のき損や農業被害が目立つようになった。さらに、豪雨や地震等の災害により台地斜面の崩落も発生している。その結果、陣ノ内城跡は、限られた町民以外はめったに訪れることのない場所となっていた。

しかし、平成20年度以降の発掘調査を通じて明らかとなった、この地において連綿と連なる時間的な変遷と空間的な広がりによって多面的に語ることのできる価値は、甲佐町にとっての重要な歴史的資産であると同時に、教育・観光・地域づくりといった様々な分野においても活用の可能性を秘めたものである。

陣ノ内城跡の保存・活用にあたっては、本質的価値の確実な保存・継承を基盤としながらも、町民にとって、大切な場所として認知してもらえるように、陣ノ内城跡の本質的価値を分かりやすく伝えていく。陣ノ内城跡を訪れ保存に関わっていくことで、関係人口を増やし陣ノ内城跡の本質的価値の共有の連鎖をつくり出し、まちを巡るという行動を促し、郷土への誇りを醸成していく。

一方で、陣ノ内城跡の所在する甲佐町全体を俯瞰したときに、緑川という一つの流れが甲佐の歴史をつくってきたという物語にたどり着く。いわば、陣ノ内城という城の物語も緑川を軸とした「甲佐物語」の一部であり、陣ノ内城跡をきっかけとした甲佐全体への広がり、他の様々な文化財から陣ノ内城跡へとたどり着くという、双方向の有機的なネットワークがある。そのため、陣ノ内城跡だけでなく町内の地域資源等とつなげて巡る「フィールドミュージアム」が空間内に実装されていく将来像を実現することで、地域の持続可能性を高めていくことを目指していかなければならない。

すなわち、陣ノ内城跡から始まる物語、陣ノ内城跡へ至る物語、すべての物語が甲佐というまちに積み重ねられてきたかけがえのない価値であるという魅力を次世代にも伝え、陣ノ内城跡と私たちの新たな関係を創り出していくことを以下のように表現し、今後の保存活用事業を進めていく。

私たちの城「陣ノ内城跡」
緑川が語る「甲佐物語」

登って守り伝えよう 巡ればもっと好きになる

5-2. 基本方針

前項の基本理念に基づき、陣ノ内城跡の保存活用に向けた基本方針を以下のように設定した。

基本方針1：史跡の価値の確実な保存（保存管理）

保存管理・活用やそれに伴う整備の基盤となる史跡指定地の公有化と追加指定については、段階的・長期的に確実に進めていく。

史跡の本質的価値を構成する要素の中でも表出している堀と土塁の保存を最優先としつつ、地下遺構も含めて、様々な損要因から守り保存する。このため、日常的な維持管理に加え、現状変更についての取扱いの方針と基準を定める。

また、調査研究を継続し、城郭の全容解明にむけて取り組みながら、その成果を町民等へ広く周知していく。加えて、保存管理に必要な環境調査も行う。

史跡指定地及び周辺環境とあわせた景観の保全・形成については、庁内で連携し検討を進める。

基本方針2：史跡の価値を伝えるための一体的な活用（活用）

陣ノ内城跡を、史跡の価値を分かりやすく伝えることに加え周辺の文化財等と関連付けた一連の歴史を「甲佐物語」として伝えていくための拠点として位置づける。町民をはじめ多くの人が来訪し、親しめる場所にするため、教育・健康増進の視点に加え、観光・まちづくりと関連づけていく。特に実施可能な活用方策はI期（本計画策定後～令和10年度）から重点的に取り組み、周知・広報にもつなげていく。さらに、陣ノ内城跡と、「フィールドミュージアム」の空間内に実装される周辺の環境を結び付けながら利用者の拡大を目指す。

基本方針3：史跡の保存・活用のための整備の推進（整備）

陣ノ内城跡の本質的価値を確実に保存するため、現在き損が見られる箇所については早期の措置を講じるとともに、今後考えられる災害に備えて地形の保全と防災対策のための整備を行う。

来訪者の見学時の安全・利便性を確保しながら、陣ノ内城跡の価値を現地ならではの展示で伝える環境を段階的に整備していく。このため、整備基本計画の策定及び策定に必要な調査も実施する。また、広場や避難場所としての活用を見据えながら、周辺の関連文化財・地域資源等と連携しフィールドミュージアムとしての周遊を促進するための一体的な整備を検討する。

基本方針4：史跡の保存・活用のための新たな協働体制の構築（運営体制）

管理団体である甲佐町の庁内体制を強化し、土地所有者や町民等、様々な関係者と連携して陣ノ内城跡の保存・活用に取り組むための、持続可能な協働体制を構築する。

このため、さらなる調査研究や資金調達を行うための新たな連携体制の構築を検討する。

第6章 保存管理

陣ノ内城跡の保存管理を進めるにあたって、以下の基本的な方向性に基づき、地区ごとの保存管理方法や追加指定等の考え方を示す。

6－1．基本的な方向性

陣ノ内城跡の確実な保存管理を担保するための価値の明確化と構成要素の体系的な整理を行い、特定された諸要素の状況を踏まえ、適切な保存管理の運用を図っていく。

陣ノ内城跡の大部分は民有地であり、史跡指定地の公有化には段階的に取り組むが長期に及ぶことが想定される。そこで、適切な保存管理の運用の意義を土地所有者と共有しつつ、遺構の状況や保存管理に伴う整備の方針を踏まえながら取り組む。

また、城郭の全容解明に向けた調査・研究の継続的な実施に加えて、陣ノ内城跡一帯の植生調査や地質調査の実施や、雨水排水の現状把握と分析、樹木・草本の管理、鳥獣被害への対策、自然災害への対応等を検討し、遺構の保存管理に向けた取り組みを行う。

さらに、現在も史跡指定地の一部で行われている営農行為を含めた現状変更に対しては、本計画において取扱い方針及び基準を設けることで、遺構に影響を与える可能性のある行為を未然に防ぎ、確実に保存していくことを目指す。特に、堀や土塁等、登城道、史跡指定地内に集積している礫等の表出している遺構の保存に留意する。今回の計画対象範囲の中で現時点で史跡指定されていない箇所については、後述する地区区分に従う。

なお、遺跡の範囲として位置づけられるエリアについては、これまでの指定に至る経緯を踏まえ、将来的な追加指定を視野に入れた保存管理を行っていく。

6－2．地区区分

(1) 地区区分の考え方

陣ノ内城跡の保存管理にあたっては、まず「史跡指定地」を対象として、遺構・遺物の適切な保存管理を行うための方策を定める必要がある。この地区を第1種地区と区分する。

関連して、「遺跡の範囲」のうち史跡指定地に囲われた未指定地を第2種A地区、それ以外の未指定地を第2種B地区と区分し、それぞれ保存管理の方針を示す。

一方で、陣ノ内城跡の周辺においても、陣ノ内城跡の価値理解へとつながる様々な活用に資する要素が所在していることから、こうした歴史的風致を守っていくための取り組みについても検討していく。

(2) 対象範囲の地区区分及び保存管理方針

史跡陣ノ内城跡保存活用計画の対象範囲を次のような地区に区分し、保存管理方針を示す。

1) 第1種地区（史跡指定地）

史跡陣ノ内城跡としてすでに国の指定を受けた範囲であることから、本質的価値を構成する要素である遺構・遺物の確実な保存に万全を尽くすことを原則とする。特に、堀や土塁、登城道、史跡指定地内に集積している礫等の表出している遺構がき損しないように留意する。

また、営農行為については、遺構に影響を与えない範囲で認める。

2) 第2種A地区（遺跡の範囲）

甲佐町指定文化財陣ノ内城跡の範囲であり、国史跡への追加指定を目指す、指定に至るまでの期間については第1種地区（史跡指定地）に準ずる基準の適用について所有者の合意形成を図り、遺跡の確実な保存を進めていく。

なお、本地区は周知の埋蔵文化財包蔵地である。

3) 第2種B地区（遺跡の範囲）

これまでの調査により想定される陣ノ内城跡の縄張り範囲であり、第1種地区（史跡指定地）へ南側から進入する道路が敷設されている。将来的な追加指定を目指しながら、指定に至るまでの期間については、第1種地区（史跡指定地）に準ずる基準の適用について土地所有者の合意形成を図り、遺跡の確実な保存を進めていく。

なお、本地区は周知の埋蔵文化財包蔵地である。

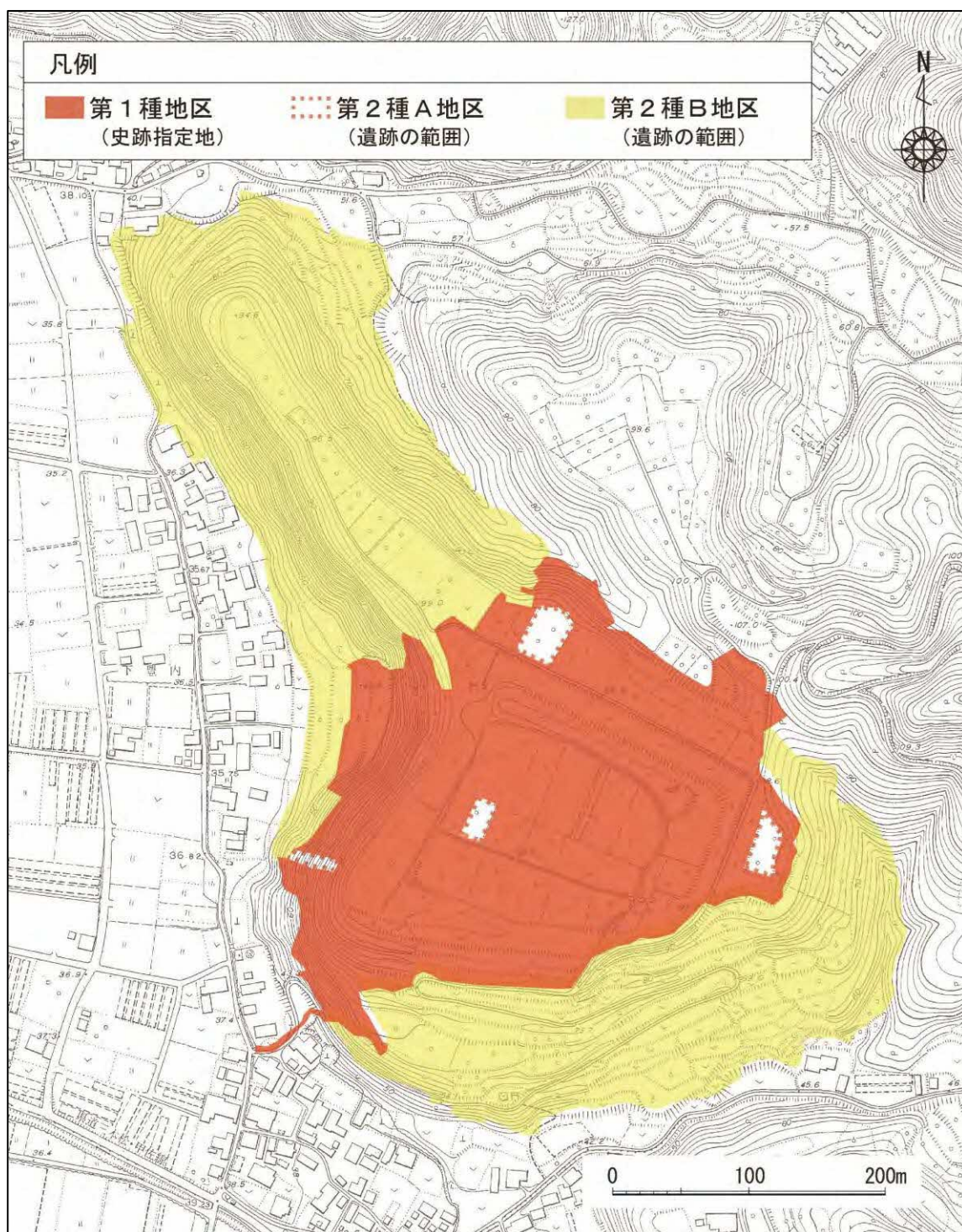


図 6-1 対象地の地区区分

6-3. 具体的な方法

前項で定めた保存管理の対象範囲と地区区分ごとの方針を受けて、具体的な方法について示す。

(1) 公有化の推進・追加指定の検討

1) 第1種地区（史跡指定地）

陣ノ内城跡の確実な保存管理を図るとともに、活用を視野に入れ、他事業とのバランスと、中長期的な財政状況等も考慮しながら、計画的、段階的に公有化を推進する。公有化後は、史跡指定地とその周辺を土地所有者や来訪者等が確認できるように、史跡標識やその範囲を示す境界標の設置を検討する。

2) 第2種A地区（遺跡の範囲）

史跡指定の同意取得を目指し、追加指定後の公有化を推進する。

3) 第2種B地区（遺跡の範囲）

調査と保存整備事業の進捗を勘案し所有者の理解を得ながら、将来的な追加指定について検討する。

(2) 調査研究の推進

1) 第1種地区（史跡指定地）

これまでの調査成果や資料・データを整理するとともに、堀の構造の把握や石垣の有無、主郭や土塁上の造作物の有無、南側及び西側堀の埋没時期等、城郭の全容解明に向け、継続的な調査研究を進めていく。特に、発掘調査を実施する際には、考古学や土木工学等の有識者の指導・助言にもとづく調査体制を整える。また、大学等高等教育機関・研究機関との連携を図り、発掘調査や文献調査、関連する研究論文やその他資料等の調査・研究を進めていく。あわせて近隣の美里町や山都町をはじめとした他市町村や、小西氏関連自治体、阿蘇氏関連自治体、大学等高等教育機関・研究機関との連携を図り、史跡の全容解明に向けて取り組む。

これらに加え、陣ノ内城跡一帯の植生調査・地質調査の実施や、雨水排水の現状把握と分析等、整備に必要な調査等も検討する。

第1種地区（史跡指定地）においては、整備基本計画の策定や整備にあわせ、調査研究を計画的に実施する。

2) 第2種A地区（遺跡の範囲）

第1種地区（史跡指定地）の方針に準ずる。ただし、追加指定までの期間においては土地所有者に協力を求める必要がある。

3) 第2種B地区（遺跡の範囲）

追加指定の検討が進み、確認調査等の必要が生じた場合には、土地所有者との調整を行い実施する。

なお、第2種A・B両地区（遺跡の範囲）は周知の埋蔵文化財包蔵地にも該当しており、文化財保護法（第92～94条）に基づき保護及び調査を行う。

上記の成果については、史跡の保存・活用に活かしていく。

(3) 日常的な維持管理の方法

第1種地区（史跡指定地）の日常的な維持管理については、巡視・点検・清掃等の措置が該当する。

き損箇所等が確認された場合は、その内容や状況に応じて早期の対応や長期的な復旧策を講じていく。これらの日常的な維持管理や復旧対応は、管理団体である甲佐町が中心になって行うが、現状の下豊内区や業者への委託による維持管理活動を継続しながら、将来的な管理運営体制の強化のための方針を検討する。

また、第2種地区（遺跡の範囲）については、西側急傾斜地の下に民家があるため災害の危険性等を考慮し、必要に応じて法面保護の対策を行うとともに樹木の適正な管理等を行っていく。

1) 樹木・草本の管理

これまでに把握した植生状況から、以下のように管理を行う。

①堀・土塁・台地上の平坦部

【管理の考え方】

現状では農作業や、来訪者の立ち入りが想定される範囲である。遺構の保護と安全確保のための管理を行う。

【管理方法】

- ・ 史跡の価値を構成する要素に悪影響を及ぼす恐れのある樹木は、伐採や強剪定を行う。
- ・ 史跡の価値を構成する要素である堀と土塁に草・実生の低木等が繁茂しないよう、遺構の破損に留意しながら定期的な刈込みを実施する。
- ・ 台地上の平坦部に草・実生の低木が繁茂しないよう、必要に応じて剪定・刈込みをする。
- ・ 来訪者に影響を及ぼす危険のある樹木については、枝おろし・伐採・強剪定を行う。
- ・ 倒木が確認された場合には、史跡指定地の遺構の保護や災害回避の観点から史跡外へ搬出することを原則とする。
- ・ 竹林の拡大防止と眺望の確保のために間伐や伐採を行う。

②斜面地・登城道

【管理の考え方】

現状では上記①堀・土塁・台地上の平坦部と比較して人の滞在は少ないが、道路や登城道が通る範囲である。史跡指定地周辺の住宅地等への影響をふまえたうえで、緑地保全と景観保全の観点で長期的な管理を行う。

【管理方法】

- ・ 南側登城道を覆う倒木は史跡指定地の外へ搬出する。
- ・ 土砂崩れ等を引き起こす危険のある樹林は、計画的に伐採を行い、将来的には広葉樹への林相転換も検討する。
- ・ 竹林の拡大防止と眺望の確保のために間伐や伐採を行う。

2) 鳥獣被害への対策

農林業や鳥獣駆除等を担当する農政課や駆除隊との連携を図りながら、今後の対策を早急に実施していく。

史跡指定地は鳥獣保護区外であり、有害鳥獣駆除の場合は通年の駆除が可能である。有害鳥獣駆除は農政課への駆除依頼に基づいて、駆除隊が実施している。そこで、社会教育課が農政課に有害鳥獣駆除を依頼して、鳥獣被害対策を実施する。駆除の際にわな猟具を設置する場合は現状変更の手続きを行う。

並行して、野生動物の餌となる実（柿、栗、ドングリ等）や、除草作業で生じた刈草が現地に残置されないように、土地所有者や栽培者と連携して対策を講じる。

一方で、野生動物の侵入を防止していくための柵の設置等、景観保護や維持管理費軽減を考慮に入れながら、陣ノ内城跡への侵入防止や、周辺の生息域を含めた駆除等の対策を講じていく。

(4) 自然災害への対応

史跡が見舞われる災害には、風水害・地震等の自然現象によるものと、放火等による火災、破壊行為等の人為的原因によるものが予想される。陣ノ内城跡の史跡指定地だけでなく、遺跡の範囲においても本質的価値に準ずる価値を有しており、樹木の倒木、土砂災害（特別）警戒区域を含む斜面地の崩落が懸念されている。

大雨や台風等、あらかじめ災害が予想される場合には、事前に災害対策を行い、これらが収まった段階において巡視・点検を行い、状況を確認する。また、予防措置・応急措置のために必要な土嚢・防水シート・木杭・立ち入り防止柵等の資材及びそれらの保管場所についても確保をしておく。

大規模な災害が発生した場合は、人身の安全を第一としつつ、被害状況の把握を行い関係機関と速やかに情報共有を図るとともに、史跡の保存及び二次被害防止のための応急的な措置を講じることが必要となる。措置を行った部分については、経過観察を継続し安全等を確認しつつ、本格的な復旧について検討を進める。

大雨や台風等、頻発する事態に対しても同様に、被害が発生した際には、関係機関と速やかに情報共有を図るとともに、応急措置を講じる。

このような災害発生に先立って、災害発生時の対応を円滑に実施できる十分な体制を整えておく必要がある。甲佐町地域防災計画にも定められているとおり、文化財担当部局内の緊急時の対応体制を整えておくとともに、普段から庁内・関係機関との間の情報収集・伝達体制を確立し、防災・事故防止に対する意識啓発を行うほか、災害・事故等が発生した場合の対応及び史跡における復旧の考え方・方法等について意識の共有や十分な合意形成に努める。

また、土砂災害の予防措置については、国・県の事業を活用した対応を検討するほか、長期的には緑地保全の検討を行う。

(5) 現状変更の区分と対象

1) 現状変更等の許可申請の区分

文化財保護法第125条第1項では、「史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。」と規定されている。「現状を変更する行為」とは、物理的な変更を伴う一切の行為、「保存に影響を及ぼす行為」とは、物理的に変更を行わないが将来にわたり支障をきたす行為をいう。

なお、同第1項には「ただし書き」があり、「現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響が軽微である場合は、この限りでない。」とある。

さらに、文化財保護法第184条第1項の規定により、重大な現状変更等の行為以外の事務処理等について、陣ノ内城跡の場合は熊本県教育委員会がその事務を担うことになる。なお、その範囲は、文化財保護法施行令第5条第4項第1号に規定されている。

こうした現状変更等の許可の権限者等を整理すると下表のようになる。

表 6-1 現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関する許可等

現状変更等		
○現状変更等 (ただし、文化財保護法 184 条・文化財保護法施行令第 5 条第 4 項第 1 号に掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等を除く)	○文化財保護法施行令第 5 条第 4 項第 1 号に掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等(小規模建物、工作物、電柱・電線・水管、建築物等の除却、木竹の伐採等に関して規定) ※表 6-2 現状変更等の許可を必要とする行為(126 ページ)を参照	○維持の措置 (現状変更等の許可申請等に関する規則第 4 条第 1 項) ○非常災害のために必要な応急措置 ○保存に影響を及ぼす行為で影響が軽微なもの ※表 6-3 現状変更等の許可を必要としない行為(127 ページ)を参照
陣ノ内城跡における許可申請の区分		
文化庁長官による許可 文化財保護法第 125 条第 1 項	熊本県教育委員会による許可 文化財保護法第 184 条 同法施行令第 5 条第 4 項第 1 号	甲佐町教育委員会に相談し、法令に適合すれば許可不要 文化財保護法 125 条第 1 項ただし書き →文部科学省令 ※甲佐町教育委員会で判断できない場合は、県・国と協議

2) 現状変更等の行為の対象

文化財保護法第 125 条第 1 項に基づく、陣ノ内城跡の現状変更等の対象行為は次のようになる。

①現状変更に関する行為

現状変更に関する行為とは、陣ノ内城跡の遺構、景観等に対して何らかの物理的な影響を及ぼす次の行為があげられる。

- ア. 造成（土地の掘削・盛土・切土）等の地形の改変
- イ. 道路の新設・改築及び修繕または除却
- ウ. 建築物の新築・増築・改築・移転または除却
- エ. 工作物の新設・増設・改修・移転または除却
- オ. 史跡整備に伴う施設の新設・増設・改修・移転または除却
- カ. 地下埋設物の新設・改修・修繕または除却
- キ. 木竹の植栽・移植・伐採・伐根
- ク. 発掘調査

その他、現時点では想定しないが、今後上記以外で物理的な影響を及ぼす行為が現実化した場合

なお、現状変更等の許可を必要としない行為は、③に示す。

表 6-2 現状変更等の許可を必要とする行為

権限を有するもの (申請先)	根拠法令と行為の内容 (抜粋、要約)	当該史跡での例
文化庁長官	■文化財保護法第 125 条第 1 項 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については、維持の措置又は<u>非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は</u>、この限りでない。 2. 前項ただし書きに規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。 →表 6-3 現状変更等の許可を必要としない行為 (127 ページ)「特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則第 4 条」参照	・切土・盛土等を伴う地形の改変 ・道路の新設・改築・修繕・除却 ・史跡整備における建築物の設置や遺構の表示等 ・木竹の移植・伐根 ・発掘調査 等
熊本県教育委員会 ※都道府県又は市の教育委員会が処理する事務 (文化財保護法施行令第 5 条)	■文化財保護法施行令第 5 条第 4 項 ○小規模建築物 (階数が 2 以下で、かつ地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であって、建築面積 (増築又は改築後の建物面積) が 120 m²以下) で 2 年以内の期間を限って設置されるものの新築、増築又は改築 ○工作物 (建築物除く) の設置若しくは改修 (改修にあつては、設置の日から 50 年を経過していない工作物) 又は道路の舗装若しくは修繕 (それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないもの) ○史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修 ○電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修 ○建築物等の除却 (建築又は設置の日から 50 年を経過していない建築物等) ○木竹の伐採 ○史跡名勝天然記念物の保存のため必要な材料の採取 (以下天然記念物関連のため省略)	・史跡の標柱、境界標、わな猟具等の設置・改修※ ・電気・水道等の埋設施設の設置・改修※ ・木竹の伐採 (伐根等の土地の改変を伴わない場合) 等 ※必要な最低限度のやむを得ない規模を超えない場合

②保存に影響を及ぼす行為

陣ノ内城跡における保存に影響を及ぼす行為とは、史跡指定地内外において保存に支障をきたす行為をいう。

③現状変更等の許可を要しない行為

文化財保護法第 125 条第 1 項ただし書きにおいて、「現状変更については、維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合」「保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合」は現状変更等の許可が不要な行為とされている。

「維持の措置」の範囲については、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則第 4 条に規定されている（表 6-3 を参照）。

また、陣ノ内城跡で行われている営農行為の継続については、遺構に影響を及ぼさない範囲での日常の作業は原則として認める。しかし、改植や天地返し等、遺構に影響を与える行為を行う場合はその限りでない。

表 6-3 現状変更等の許可を必要としない行為

区分	根拠法令と行為の内容（抜粋、要約）	当該史跡での例
維持の措置	■特別史跡名勝天然記念物又は史跡天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則 第 4 条 文化財保護法第 125 条第 1 項ただし書きの規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。 1 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の後の原状）に復するとき。 2 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。 3 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。	・き損箇所の拡大防止のための土のう設置等
非常災害のために必要な応急措置	■文化財保護法第 125 条第 1 項 表 6-2（126 ページ）のとおり ※災害復旧工事は対象外	・発災直後の土砂撤去や亀裂・崩落防止等緊急対策 ・倒木・危険木の伐採・除去等
保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合	■文化財保護法第 125 条第 1 項 表 6-2（126 ページ）のとおり	・簡易な説明板の設置（掘削なし） ・定期的な樹木の剪定 ・除草・清掃 ・資材の仮置き（重量物を除く）等

(6) 現状変更等の取扱い方針と取扱い基準

1) 取扱い方針

史跡指定地における現状変更等の許可を必要とする行為について、取扱い基準の前提となる取扱い方針を定め、甲佐町教育委員会が処理する事務、文化庁長官及び熊本県教育委員会への許可申請に適切に対応する。

また、史跡指定地に関わる現状変更等の行為を行う場合は、行政を含め関係する行為を行う者が甲佐町教育委員会と事前に協議を行うことを基本とする。なお、「現状変更等の許可を必要としない行為」と思われる行為についても、許可が必要かどうかを含め甲佐町教育委員会にあらかじめ相談することとする。これらに関して甲佐町教育委員会では判断が難しい場合等には、適宜、国・県に相談し、指導・助言を得ながら、適切に対応する。

さらに、許可された行為については、その申請者に対して、関係する法令等（屋外広告物条例、その他関係する法令及び条例等）の遵守、及び史跡の保護と景観への配慮について周知の徹底を図る。

以上の点を踏まえ、陣ノ内城跡における現状変更等の取扱い方針を設定する。また、前項で示した地区区分ごとの方針に沿った取扱い基準を定め、その運用を図っていく。

なお、今後、追加設定された場合も、この取扱い方針を適用するとともに、取扱い基準については、適宜見直しを図るものとする。

2) 現状変更に関する取扱い方針及び取扱い基準

現状変更とは、遺構、景観等に対して何らかの物理的な影響を及ぼす行為であり、今後想定される現状変更に対しては、前項で示した地区区分ごとの方針に沿った取扱い基準を定め、その運用を図っていく。

また、史跡指定地内に今後設置する各種施設・工作物（史跡の誘導標識・説明板・囲さく等）については、安全かつ快適な環境の維持のために、定期的な点検及び必要に応じた清掃、補修を実施する。

現状変更に当たる行為として該当する事項を以下に示す。

①第1種地区（史跡指定地）の現状変更に関する取扱い基準

史跡指定地で予想される各種の現状変更等に対する具体的な取扱い基準を表 6-4（129ページ）に示す。第1種地区（史跡指定地）においては、文化財保護法第125条第1項にあるように、「その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。」と定められている。

なお、陣ノ内城跡ではこれまでに述べたように、営農行為が継続していることから、現状の営農行為の継続については、遺構に影響を及ぼさない範囲で原則として認めるが、改植や天地返し等遺構に影響を与える行為を行う場合はその限りでない。以下のア～ケの項目については、営農のための行為を除く現状変更についての取扱い基準を定める。

表 6-4 第 1 種地区（史跡指定地）の現状変更に関する取扱い基準

現状変更等	取扱い基準	特記事項
ア. 造成（土地の掘削・盛土・切土）等の地形の改変	・原則として認めない。1） 2）3）4）	1）遺構復元や後世の地形改変の復旧といった文化財保護のための地形変更や、植生管理のための盛土は認める場合がある。 2）日常的な草地管理を目的とした平坦部の造成については、盛土のみ認める場合がある。 3）急傾斜地崩壊危険箇所及び土砂災害（特別）警戒区域における崩落を未然に防ぐための対策工事及び非常災害のための措置については工法の協議を行って認める場合がある。 4）営農に伴う改植や天地返し等、大規模な土地の改変については、遺構に影響のない範囲で認める場合がある。
イ. 道路の新設・改築及び修繕または除却	・新設・増設・改修・修繕は原則として認めない。5） ・除却は認める。6）	5）史跡の活用資する来訪者の散策路や管理用車両の通行に供する道路の新設等については、工法等を十分に検討したうえで認める場合がある。 6）除却の際に遺構に影響を与えないように配慮する。
ウ. 建築物の新築・増築・改築・移転または除却	・新築・増築・改築・移転は原則として認めない。7） ・除却は認める。8）	7）史跡の保存管理・活用に資する簡易な建築物で、基礎工事を伴わない、かつ遺構や景観保護に影響を及ぼさない範囲で認める場合がある。 8）除却の際に遺構に影響を与えないように配慮する。
エ. 工作物の新設・増設・改修・移転または除却	・新設・増設・改修・移転は原則として認めない。9） ・除却は認める。10）	9）安全管理上必要な工作物や史跡の保存管理・活用に資する工作物については、史跡としての価値及び景観の保全に関する計画や方法等を十分に検討したうえで、遺構に影響のない範囲で認める場合がある。 10）除却の際に遺構に影響を与えないように配慮する。
オ. 史跡整備に伴う施設の新設・増設・改修・移転または除却	・保存のための整備及び活用のための整備は、各種調査の成果に基づく範囲で認める。11）	11）史跡整備や史跡の保存管理・活用に資する施設については、史跡としての価値及び景観の保全に関する計画や方法等を十分に検討したうえで、遺構に影響のない範囲で認める。
カ. 地下埋設物の新設・改修・修繕または除却	・新設・増設・改修・修繕は原則として認めない。12）	12）安全管理上必要な地下埋設物や史跡の保存管理・活用に必要な地下埋設物は、遺構に影響のない範囲で認める場合がある。
キ. 木竹の植栽・移植・伐採・伐根	・木竹の植栽については原則として認めない。 ・移植・伐根については原則として認めない。13） ・伐採は認める。	13）史跡整備及び斜面地の地形保全、非常災害のための措置を目的とするものについては、史跡としての価値及び景観の保全に影響を及ぼさない範囲で認める場合がある。その際、根等が遺構に影響を与えないように配慮する。
ク. 発掘調査	・発掘調査は認める。14）	14）遺構の保存や状況把握に関わる発掘調査は、その目的を明確にしたうえで、適切な範囲で行う場合に認める。
ケ. その他史跡に影響を及ぼす行為	・原則として認めない。	

※営農のための行為については、土地の改変を行わない栽培に限り原則として認める。ただし、今後、史跡指定地内において営農をはじめる場合には、甲佐町教育委員会社会教育課に相談し、その都度協議する。

②第2種A地区（遺跡の範囲）の現状変更に関する取扱い基準

第2種A地区（遺跡の範囲）において開発行為を行う場合は、甲佐町文化財保護条例第12条及び文化財保護法第93条第1項及び第94条第1項、農業振興地域の整備に関する法律等の個別法令に基づく規制について、土地所有者の協力のもと甲佐町と事前の協議を行い、第1種地区（史跡指定地）に準じた対応を図っていく。

③第2種B地区（遺跡の範囲）の現状変更に関する取扱い基準

文化財保護法第93条第1項及び第94条第1項、農業振興地域の整備に関する法律等の個別法令に基づく規制によって対応を図っていく。

（7）史跡指定地及び周辺環境における景観保全・形成

史跡指定地及び周辺環境においては、一体的な歴史的風致を維持していくための景観保全・形成を図っていくことを目指し、今後庁内で情報共有をしながら検討を進める。

（8）甲佐町民への広報

- パンフレットの作成と更新を継続し、町の広報紙、町公式ウェブサイト、SNS等のメディアを活用しながら、情報発信をより一層進めていく。
- 小中学生や町民向けの講座や説明会等を実施し保存活用計画についても周知を図るなど、普及啓発を行う。
- 各種調査研究によって明らかになった最新の成果を伝えていく。



写 6-1 陣ノ内城跡の特集

『広報こうさ』令和3年7月号より引用

第7章 活用

陣ノ内城跡の活用を進めるにあたっての方向性とその具体的な方法を示す。

7-1. 基本的な方向性

陣ノ内城跡やその価値について、まずはⅠ期（本計画策定後～令和10年度）から町内外での認知度を高めてその価値を伝えていくための情報発信等、実施可能な活用方策に取り組んでいく。現地での来訪者受け入れに際しては、今後の公有化等の状況を考慮し、段階的な活用を進めながら、来訪者の安全・利便性の向上のための誘導標識や現地での理解促進のための説明板の内容充実を図っていく。

また、陣ノ内城跡の周辺に所在する地域資源も含めた一連の歴史を「甲佐物語」として伝えていくための情報発信や活用を推進していく。そしてこの陣ノ内城跡を中心としたエリアを、町民をはじめ多くの人に親しまれる場所にするため、町内外での広域的な連携体制を構築しながら、教育・観光振興・まちづくりの面で利用者の拡大、郷土愛や地域への愛着の醸成を目指していく。

7-2. 活用の戦略

今後、活用を進めていく際の戦略として、陣ノ内城跡に関わる人々の意識や行動変容のプロセスを、以下の図に示す。



図 7-1 陣ノ内城跡に関わる人々の意識・行動変容イメージ

STEP1 陣ノ内城跡を「知る」

甲佐の人々がかつてこの場所が城であったことを知ると同時に、町外に向けても陣ノ内城跡と甲佐の歴史に紐づく魅力を発信していく。

STEP2 陣ノ内城跡を「まもる・活かす」

甲佐内外の人々が訪れやすくなるための環境づくりやきっかけづくりをすることで、現地での体感を通じたさらなる価値の理解や新たな活用展開へとつなげていく。

STEP3 陣ノ内城跡を「誇りにおもふ」

甲佐の人々にとって、私たちの城という意識＝「地域への誇り」を喚起し、取り組みの長期的な継続や、新たな体制の構築につなげていく。このつながりが、新たな人々の「知る」へとつながっていくことが期待できる。

STEP4 甲佐を「^{めぐ}経巡る」

町内外の多くの人々が、陣ノ内城跡とその周辺の地域資源をフィールドミュージアムとして捉えて巡ることで、陣ノ内城跡の価値や町のもつ歴史を学び、甲佐町をさらに親しみをもつことを目指していく。

7-3. 具体的な方法

7-1で定めた方針及び7-2で示した戦略をもとに、具体的な方法について示す。

(1) 史跡の価値についての情報発信

- 調査成果から明らかになった事実に基づいて、パンフレットの作成と更新を継続し、町公式ウェブサイト、SNS等での情報発信をより一層進める。
- 情報発信に関しては多くの人に伝えるために、広報担当課との連携や、報道機関への積極的な発信を行う。

(2) 史跡見学への対応

- 史跡の来訪者の多様なニーズを受け入れていくため、外国人観光客に向けての対応等を含めたユニバーサルデザインの考え方に基づいたサインの整備を検討していく。
- 史跡の見学においては、利便性が必須となることから、史跡指定地内のゾーニング設定や、麓の下豊内区や駐車場周辺でのガイダンス機能の整備、史跡に至るアクセス道の改善と駐車場や誘導標識の整備等を推進していく。
- 来訪者の安全確保ために鳥獣対策や害虫対策を推進していく。
- 台地上の平坦部は公有化の進捗にあわせて多目的な歴史広場とすることを視野に入れる。
- 現地において史跡の価値を分かりやすく伝え理解を促進させるため、展示・案内の方策を検討し、説明板や屋外展示等のガイダンス機能を充実させる。
- 多様な来訪者に向けて陣ノ内城跡の価値を分かりやすく伝えるために、デジタルコンテンツを導入した史跡の案内についても検討を進める。
- 地域住民が語り部となって来訪者を案内する機会の創出に努める。このことで、人々に史跡の価値を伝え、将来にわたって受け継がれていくことを目指す。
- 史跡指定地の周辺においても、陣ノ内城跡について案内する機能を充実させていく。

(3) 学校教育・社会教育の充実

- 学校教育においては、町内の全小中学校が出前授業や遠足、社会科見学等で陣ノ内城跡を体験的に学習する機会を確保し、地域学習を推進していく。
- 学校と連携して児童・生徒対応のパンフレット・副読本・デジタル教材の作成を行うなど、教育機関との連携を密接にしていく。
- 甲佐高等学校や大学等の教育機関と連携し、調査だけでなく保存活用への参画を促していく。
- 社会教育においては、年代や居住地に限らずひろく陣ノ内城跡や甲佐町の歴史を学ぶことができる機会を創出するために、陣ノ内城跡と周辺文化財の連携も含めた企画展示・出前講座・講演会の開催等を行う。



写 7-1 高校での地域学習の様子
(令和5年6月28日実施)

(4) 町民の日常的な利用の促進

○ウォーキングコースとしての利用や屋外の遊び場としての利用等、健康・ふれあいを目的として訪れることのできる場所とするために、ルートの設定や歩道上での距離表示や説明板の設置等での利用促進を図っていく。



写 7-2 ウォーキングコースのイメージ

(5) 避難場所としての活用方策の検討

○緑川の洪水が発生した場合の一時的な避難場所としても活用できるよう、日常的な史跡の便益機能・案内機能と兼ねるかたちでの災害対応ベンチや備蓄倉庫の設置、災害時の駐車場等の利用方策を検討する。
○文化財の保護と避難場所としての利用を共存させるためのルール・体制づくりについて検討を進める。



写 7-3 災害時にかまどに活用できるベンチ

(6) 来訪コンテンツの充実

○陣ノ内城跡について広く情報発信をすることに加え、現地だけで体験できることや学べるコンテンツを提供するコンテンツを創造する。
○現地への来訪を促すため、陣ノ内城跡に訪れることで入手できる御城印等の物品等の制作についても検討する。
○史跡に訪れるきっかけとなることや、管理に参加して身近に感じてもらうことを目的とした、イベントの企画を行う。
○陣ノ内城跡の維持管理に余暇活動として、ボランティアで関われる機会の創出について検討する。
○陣ノ内城跡や歴史に興味を持っていない人でも訪れるきっかけとなる、コンテンツや四季を通じたイベント等を企画・検討し、来訪を促していく。(例：天体観測、町内開催花火大会の指定席としての利用等)



写 7-4 緑川河川敷での花火大会

(7) 周辺文化財等の地域資源と連携したまちづくりへの発展

- 陣ノ内城跡とその周辺の文化財等を含めた地域資源を一体として活用していくため、周遊ルートの設定（例：在町岩下・甲佐神社・鶴ノ瀬堰・松尾城跡・やな場）や、説明板等のサイン計画の作成等を進める。
- 美里町・山都町をはじめとした近隣市町村との連携や、小西氏・阿蘇氏関連自治体との城郭としてのネットワークづくりにより、広域連携を推進していく。



写 7-5 在町岩下での蚤の市

7-4. I期から取り組む活用方策

7-3 に示した活用の取り組みの中で整備等の進捗にかかわらず進められる活用方策については、I期（本計画策定後～令和10年度）から重点的に取り組み、陣ノ内城跡の周知・広報にもつなげていく。

例として以下の方策をあげる。

- ・史跡指定日等にあわせて開放イベントを実施しガイドつきでの案内をする。
- ・視察や散策の際のガイドとして地元住民等と連携し、ガイドを通じての周知を進める。
- ・陣ノ内城跡の保存管理・活用やそれに伴う整備に関連する町民参加型のイベントを実施する。
- ・陣ノ内城跡までのアクセス道に花を植えるなどの園芸活動をする。
- ・花見スポットとして周知する。
- ・外国人向けの解説パンフレットを作成する。
- ・甲佐高校をはじめとした教育機関での活用の可能性について周知する。
- ・町内・周辺市町村を含め、福祉施設等の催しとしても来訪可能であることを周知する。
- ・イベント時にドローン・カメラ等での撮影のできる高所として積極的に開放する。



写 7-6 町内でのクイズウォークイベント



写 7-7 春の陣ノ内城跡

第8章 整備

陣ノ内城跡の整備を進めるにあたっての方向性とその具体的な方法を、「保存のための整備」と「活用のための整備」に分けて示す。

8-1. 基本的な方向性

陣ノ内城跡における本格的な整備は、史跡指定地の89%が民有地であるために実施されておらず、具体的なイメージを描くことは困難である。そのため、公有化を推進しつつ陣ノ内城跡の本質的価値を確実に守り伝える「保存のための整備」に取り組む。その上で陣ノ内城跡の特色を、町内外の多様な世代の人々が体験したり学んだりできるよう、「活用のための整備」に取り組む。

整備に際しては、整備基本計画を策定し、計画に基づいて段階的に取り組む。ただし、「保存のための整備」のうち、現時点でき損している箇所や、史跡指定地の崩壊等への対策については、「Ⅰ期から行う整備」と位置づける。

(1) - Ⅰ期から行う整備

「保存のための整備」を行うにあたり、特にき損が著しくその保存が憂慮され、表出する堀や土塁及び雨による土砂流出が発生しやすい箇所に関しては、Ⅰ期からⅡ期のはじめにかけて整備基本計画策定前においても、原因として考えられている鳥獣被害や雨水排水の対策について検討し、さらなるき損防止に努める。

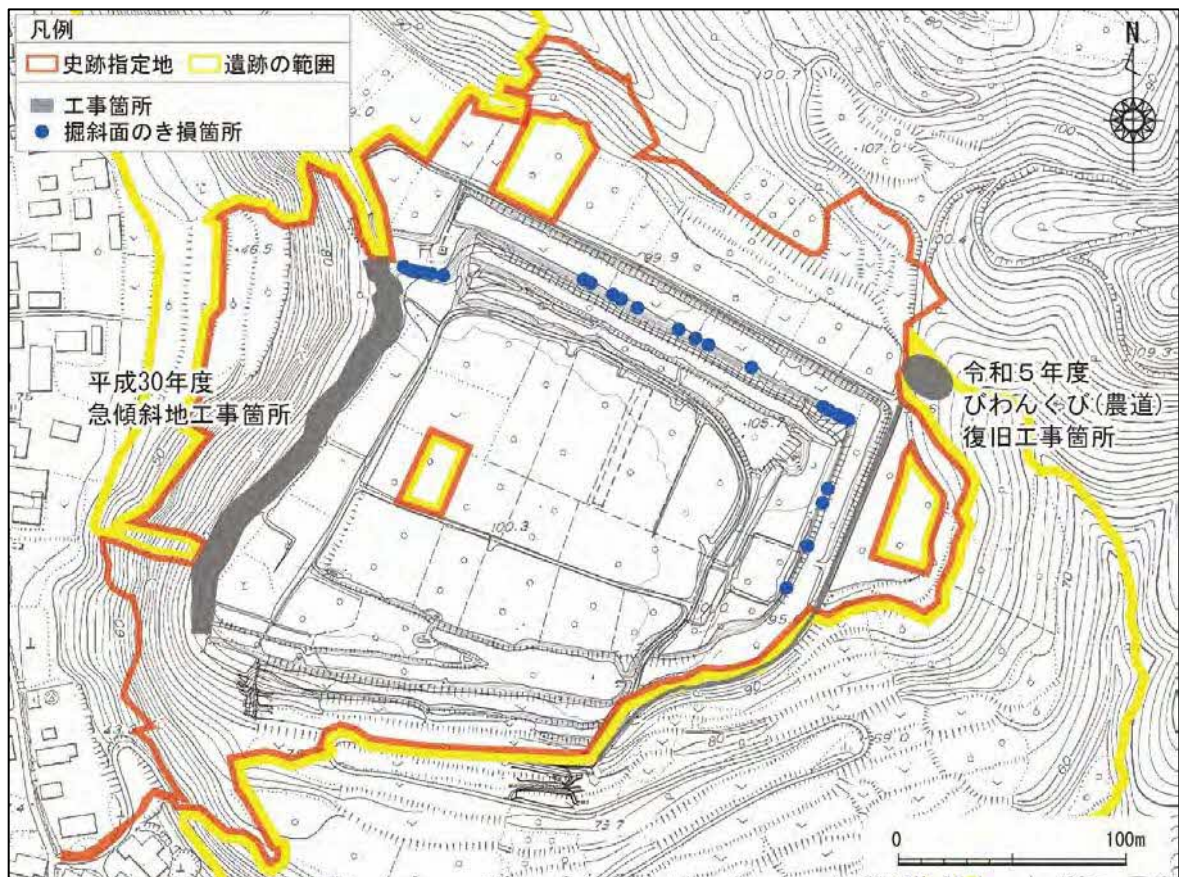


図 8-1 き損状況図

(1) - 2 保存のための整備

陣ノ内城跡の本質的な価値である遺構が損なわれないように、盛土や張芝等を主とした整備を行う。

現在表出する堀や土塁等でき損が見られる箇所については、Ⅰ期から行う整備とあわせて、き損範囲が拡大しないように保護措置を行い、特にき損が著しい箇所については復元する。

さらに、今後考えられる災害に備えて史跡の保護と防災対策のための整備を行う。なお、陣ノ内城跡は広大な面積を有することから、遺構と斜面地形を保存するための環境整備や、維持管理のための整備も検討していく。

これらのき損防止や修復の対策、保護措置や防災対策等、保存のための整備に必要な調査を実施する。

(2) 活用のための整備

陣ノ内城跡の本質的価値を分かりやすく伝え、来訪者が訪れやすくなるような多目的な歴史広場として整備する。来訪者の安全・利便性を確保するため、サインの充実や駐車場を含めた史跡へのアクセスの改善を図る。

陣ノ内城跡は、現在インフラ整備が一切設置されていないため、遺構の保存を前提に電気・水道設備の整備を行うとともに、便益施設の整備を行う。また史跡に対する理解を深めるために、ガイダンス施設の整備についても検討する。

なお、これらの整備を行うにあたっては雨水排水の確認等、必要な調査を実施する。

さらに、陣ノ内城跡を中心としたフィールドミュージアムとしての周遊を促進するために関連文化財等の地域資源とあわせた一体的な整備を検討するほか、陣ノ内城跡の地形的な特徴を活かした眺望地点としての活用や、災害発生時の一時的な避難場所としての利用を見据えた整備を検討する。

8-2. 具体的な方法

8-1 で定めた方針をもとに、具体的な方法について示す。

(1) - 1 I 期から行う整備

1) イノシシ等野生動物の鳥獣被害対策

○イノシシをはじめとした野生動物による遺構等のき損防止を図るため、速やかに駆除を実施する。

○長期的な防除の観点から、侵入防止用の柵を設置するなどして、イノシシ等の侵入を防いでいく。

2) 遺構や地形の保存のための雨水排水の現状把握・分析

○遺構及び地形の保存に向けて、指定地内の測量を実施し、現況の雨水排水状況の把握・分析を行う。



写 8-1 西側堀の獣道

(1) - 2 保存のための整備

1) 遺構の保存

○除草をはじめとした日常的な維持管理に努めながら、史跡の現状保存に努めるとともに、豪雨・野生動物・樹木の地下茎等による堀と土塁のき損が激しい箇所については、き損の拡大を防ぐための措置を講じる。

○張芝により、表出する堀や土塁を保存する。また、地下遺構は表土より 20 cm 程度下にあるため、基本的には保存が図られているが、イノシシ等による掘り起こしによって影響が生じる可能性がある。そのため柵の設置等、獣害対策を目的とした整備を行う。

○堀のき損防止や修復の対策、保護措置や防災対策等の措置を講じる。

○南側登城道を覆う倒木を除去し、遺構の保護措置を講じる。

○樹木が堀や土塁のき損に影響している場合、又はその恐れがある場合には、伐採を検討する。



写 8-2 土塁上の樹木及びき損の様子

2) 遺構を保存するための環境整備

- 鳥獣等によるき損やその他地面の掘り返しを防ぐため、ソフト・ハードの両面からの鳥獣被害防止対策を、史跡指定地とその周辺を対象として検討する。
- 来訪者による遺構のき損が生じないように、新設する園路は盛土をした上で整備する。
- 史跡指定地内の竹林は計画的に伐採を行うなど浸食抑制のための措置をとる。
- 登城道周辺は、樹木の伐採と搬出、長期的な樹林地の樹種転換について検討する。
- 史跡指定地内に集積している礫については移動しないなど、保存に留意する。
- 雨水排水について、豪雨等の災害対策や遺構保存・環境保全の観点を持ちながら対策を検討する。
- 遺構の維持管理のため、管理用道路の整備や、用具・備品の確保と保管場所の整備を検討する。
- 個々の遺構の保存に必要な説明板等を整備・更新する。
- 史跡指定地内における環境美化や防火対策の啓発、注意喚起の表示、防火設備の整備を検討する。

3) 地形の保存

- 陣ノ内城の縄張りが広がる「免の山」の地形の保全と防災対策について、関係機関及び関係部署と連携し取り組む。
- 史跡指定地内の降水が斜面に越流することで崩落が進行することから、流水系調査等を実施し、雨水排水についての対策を検討する。
- 土砂災害の予防措置について国・県の補助事業を活用しての対応を検討する。
- 長期的な緑地保全について検討を行う。



写 8-3 「免の山」西側の集落

(2) 活用のための整備

1) 公開活用全般

- 史跡指定地内は 89%が民有地であることから、整備や公開活用にあたっては公有化の状況を勘案しながらゾーニングするなど計画的に進めるとともに、公有化・整備後の維持管理コストを継続的に確保できるよう計画する。
- 高齢者・障がい者・外国人・その他配慮を必要とする人の利用を考慮しながら、ユニバーサルデザインを取り入れた整備を行う。
- ICT（情報通信技術）を活用した情報提供を検討する。

2) 動線・サイン

- 既存の簡易サイン設置（図 4-1 110 ページ）や登城道の復元を含めた来訪者の動線を検討し、効果的にサインを配置する。
- 既存の史跡北東側アクセス道の改善及び史跡指定地外南側の駐車場の整備を検討する。
- 史跡のエントランス・導入ゾーンの整備を検討する。
- 史跡北側と南側からの車両での来訪者や下豊内区からの徒歩での来訪者に対する誘導標識の整備等で、史跡へのアクセスの円滑化を図る。
- 史跡指定地内は、遺構の保存に留意しながら、安全性に配慮した歩行者動線を設定する。
- 歩行者動線を設定する際には、災害発生時の避難経路を考慮する。
- 避難場所として利用される際の動線も考慮する。
- 登城道等の整備として登城道の再現・整備を検討し、史跡のき損が生じないように、盛土の上、園路として整備する。
- 標柱・説明板・誘導標識等は、史跡指定地周辺を含めた周遊ルート（例：甲佐神社-豪淳の碑-松尾城跡-陣ノ内城跡-鵜ノ瀬堰-やな場-岩下町）も含めデザインや表示の統一性に留意する。
- 段階的に整備していくためのサイン計画を作成して整備を進めるとともに、老朽化しているものは更新を検討する。



写 8-4 サインの整備事例

3) 遺構の展示・解説

- 史跡指定地内において、表出する堀や土塁等、現地ならではのスケール感を伝えることのできる環境整備を進める。
- 地下に埋められた堀や土塁等の現地で確認できないものについては、必要に応じて来訪者の史跡に対する理解を深めるための遺構展示・遺構表示・復元展示等の表現方法を検討する。
- 外国人観光客に配慮した、遺構の展示や解説の方法を検討する。
- 今後の発掘調査等によって明らかとなった事項については、調査成果にあわせて展示・解説の内容を更新していく。
- 解説に必要となる説明板の整備と維持管理・更新、パンフレットボックスの整備と充実を図る。

4) 各種施設の整備

- 史跡指定地やその周辺の地下遺構に支障がない箇所に、休養施設やトイレ等の整備・充実を図る。
- ガイダンス・展示機能を有する施設の設置について、検討する。
- 歩行者動線のうち、遺構の保存に影響しない区間については、史跡の景観や利用状況を考慮しながら、坂道への手すりの設置を検討する。
- 高齢者・障がい者・外国人・その他配慮を必要とする人の利用を考慮し、アクセスの明確化に取り組む。
- 来訪者の安全の確保や遺構の保存のため、柵の整備・更新を検討する。
- 土地所有者や来訪者等が確認できるようにするための史跡境界標の設置を検討する。
- 史跡指定地外の南側に駐車場の整備を検討する。
- 必要に応じて水道や電気等インフラの整備を検討する。



写 8-5 広場と休養施設の整備事例

5) 景観維持のための植生管理

- 史跡指定地内の樹木について樹木整理の具体的な方法を検討し、伐採する木の基準や優先順等を定める。
- 西側斜面や南側斜面において、森林の保全・管理、防災対策と調整しながら、麓の平野を眺望できる場を確保し、樹木整理について取り決める。
- 史跡指定地内に繁茂している外来種については、拡大を防止するための長期的な措置を講じ、景観維持に努める。



写 8-6 現在の平野への眺望

第9章 運営・体制

陣ノ内城跡の保存活用全般を進めるにあたっての運営や体制について、その方向性と具体的な考え方を示す。

9-1. 基本的な方向性

史跡の管理団体である甲佐町が中心となり、その実務は甲佐町教育委員会社会教育課が担当する。陣ノ内城跡を適切に保存管理・活用やそれに伴う整備を円滑に進めていけるよう、文化財担当部局の適正な職員配置といった組織体制の強化や庁内関係各課との連携の強化に努める。さらに、学識経験者等と連携しながら、陣ノ内城跡に関心のある団体・人々のネットワークを広げていくことで体制強化に努め、得られた調査研究の成果を保存・活用・整備に活かしていく。

本計画を着実に遂行し地域が一体となって取り組むために、現在の「史跡陣ノ内城跡保存活用計画策定委員会」を「史跡陣ノ内城跡保存活用計画推進委員会」に改編し、今後も継続的に史跡の維持管理や公開活用等に係る調整や合意形成等を行う。この組織は、行政・専門家・甲佐町民の代表から成り、事務局に指導・助言を行うものとする。

本計画策定後の初期段階では、計画の経過報告や今後の方向性についての議論を関係者間で行う。史跡の整備に向けた計画策定についても、「史跡陣ノ内城跡保存活用計画推進委員会」で具体的な検討を進めていく。

将来的には、より多くの人々が陣ノ内城跡に関わっていくことや、文化財保存活用地域計画の策定等も視野に入れ、協議会形式での運営も検討する。

なお、さらなる調査研究や活用に向けた資金調達という視点から民間活力の積極的な導入・協働についても検討を行う。

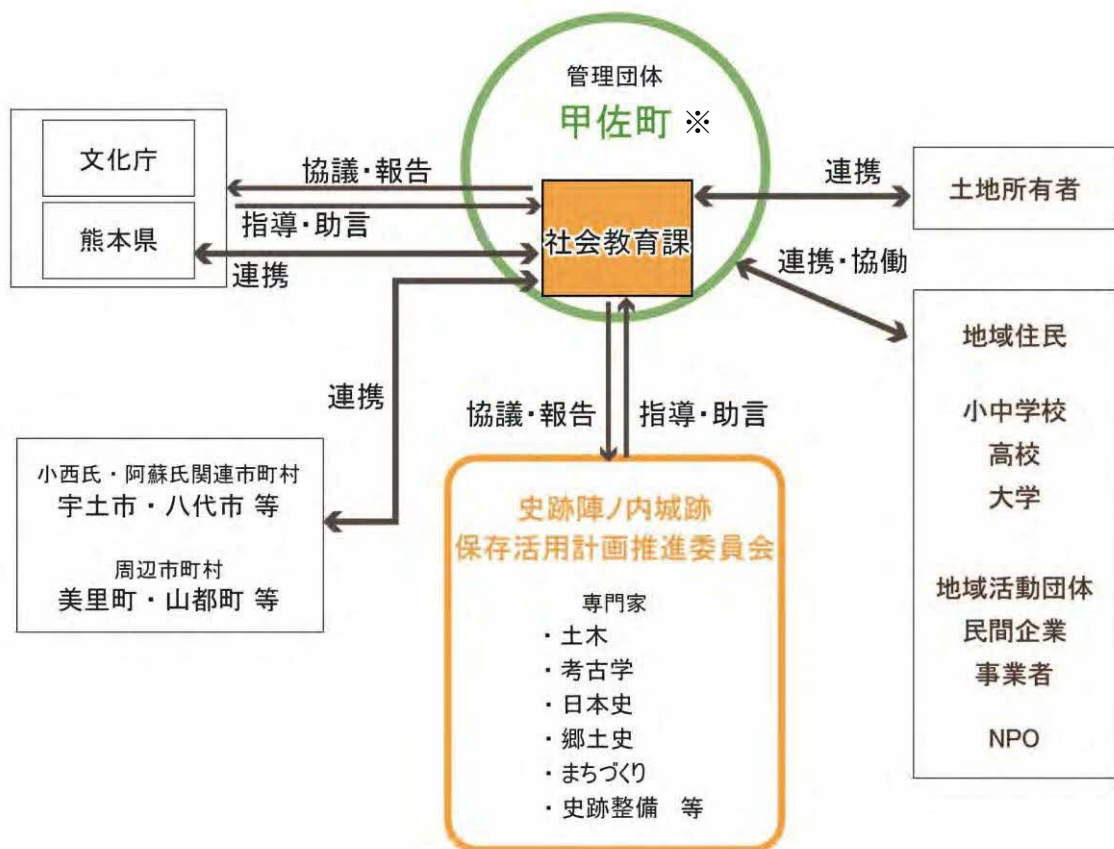


図 9-1 運営体制のイメージ

※甲佐町役場庁内連携イメージは図 9-2 を参照

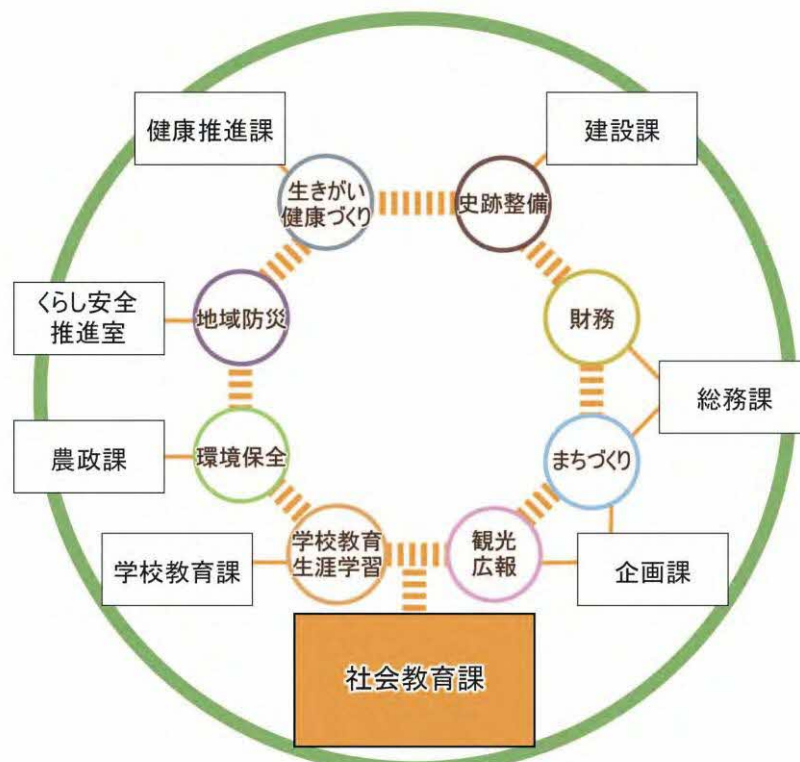


図 9-2 庁内連携体制のイメージ

9-2. 具体的な方法

9-1 で定めた方針をもとに、具体的な方法について示す。

(1) 庁内体制の強化

- 陣ノ内城跡の管理を担う甲佐町として、甲佐町教育委員会社会教育課が中心となり保存管理・活用し、それに伴う整備に関わるマネジメントを推進するために、専門職と事務職の適正な職員配置といった組織体制の強化に努める。
- 甲佐町教育委員会内では、文化財の保護及び学校教育・生涯学習等を推進するために連携を強化していく。
- 庁内全体で史跡を活かしたまちづくりを推進するため、企画課・学校教育課等の関係各課と連携して事業を進めていく。連携体制の強化に努めるために、横断的な協議・コミュニケーションの場を設置するなどして、積極的な事業推進を目指していく。
- 情報の提供・発信及び啓発に関しては、広報を担当する企画課との連携を強化し、報道機関等への積極的な発信等を町として行っていく。このことで、甲佐町全体として陣ノ内城跡の周知に努めていく。

(2) 土地所有者との連携・協力

- 土地所有者等との情報共有や陣ノ内城跡の管理を継続し、今後の公有化や追加指定をはじめ、保存・活用・整備への理解や協力を得られる関係づくりを継続していく。

(3) 地域住民・関係団体等との協働の取り組み

- 現在よりも幅広い協力・支援・参加が推進力になることから、町民や地域活動団体、町内の学校等とのネットワークづくりのための、情報の提供・発信に努める。
- 史跡の維持管理作業等をイベントやプロジェクトに組み込むことで、町内外の様々な世代の人々が交流しながら参加・協働できる取り組みを促進していく。

(4) 国・県、その他関係機関との連携

- 国・県をはじめとして、調査研究等に基づく保存管理の取り組みや、活用方法について協議・報告を継続し、助言・指導を受けながら、連携を強化していく。
- 特に熊本県とは、災害により土砂災害（特別）警戒区域の斜面崩壊等が発生した際の連携体制を構築する。
- 緑川の洪水発生時に避難場所として解放するための、庁内や地域住民との連携体制を構築する。
- 関連する城郭の所在する自治体との連携を図ることで、さらなる活用に取り組む。

(5) 事業の体制強化

○甲佐町民の代表を含む有識者・専門家等からなる「史跡陣ノ内城跡保存活用計画推進委員会」において、甲佐町が本計画の経過について報告し、委員会での指導・助言をもとに当該史跡の保存管理や活用・整備の検証及び課題等の改善策の検討を行うことで、史跡マネジメント体制の強化へとつなげていく。

(6) 調査研究体制の強化

- 陣ノ内城跡の全容解明を見据え、継続的に調査・研究を推進するため、文化財担当部局の組織体制の強化を検討する。
- 近隣市町村や小西氏・阿蘇氏の関連自治体、大学等の研究機関との連携を図り、陣ノ内城跡の考古学的調査をさらに進めていく。
- 大学等の研究機関を図り、整備に向けて防災対策・植生・動物・地質・土壌等の調査を行うための体制を構築する。

(7) 事業者及び関係団体との連携

- 陣ノ内城跡の保存・活用にあたっては、民間企業や法人・NPO等の団体との連携も視野に入れ、委託等を含めた協働での事業を検討していく。
- クラウドファンディング等の民間資金調達方法も視野に入れた手法・制度を確立していく。

9-3. 緊急時の対応

史跡指定地内で、災害や事故等が発生した場合や、異常を発見した場合等の緊急時の通報体制を確立し、関係者と迅速かつ適正な行動を定める。

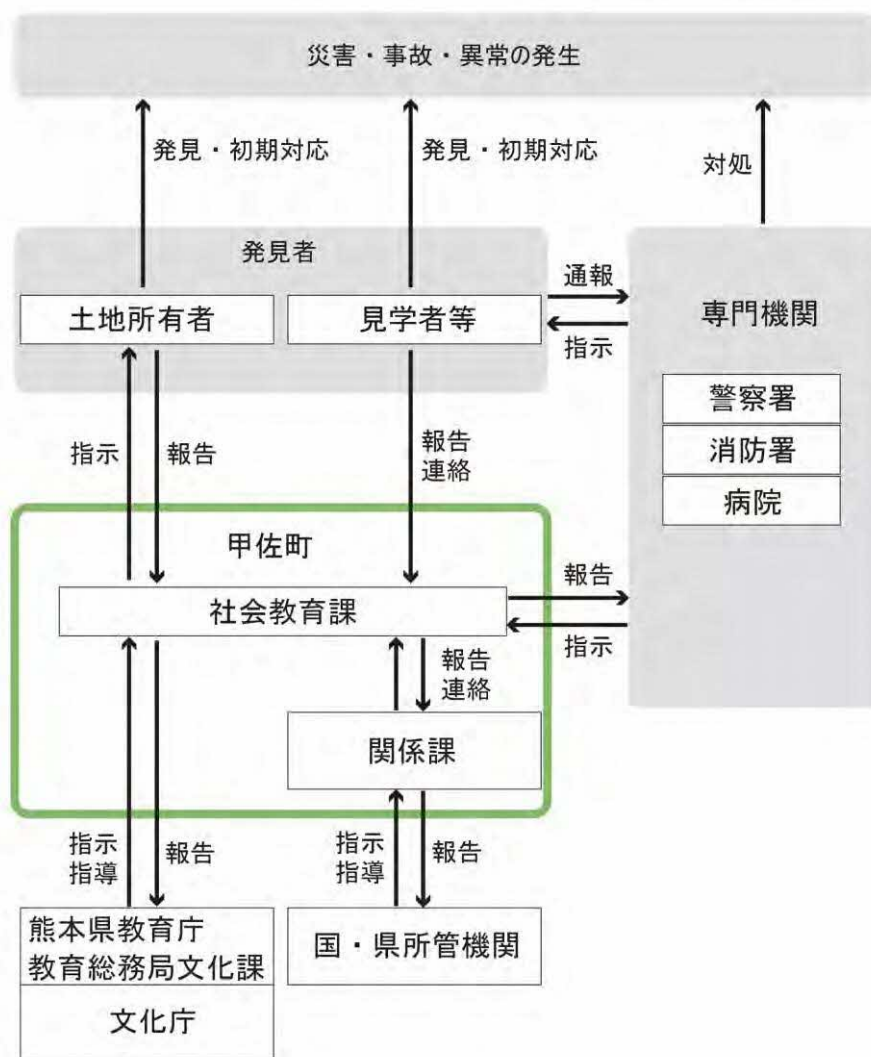


図 9-3 緊急時の対応フロー

第10章 施策の実施計画の策定・実施

10-1. 実施項目

ここでは、第6章から第9章で示した方向性、具体的な方法等に基づき、実際の事業展開を見据えた施策の実施計画を一覧にまとめる。

10-2. 実施期間、実施計画

本計画は、令和6年(2024)4月1日より施行し、計画期間は令和16年(2034)3月31日までの10年間である。

なお、第1章で提示したとおり、本計画の計画期間の中でも令和6年度から令和10年度までの5年をⅠ期、令和11年度から令和15年度の5年をⅡ期、令和16年度以降をⅢ期に位置づける。

Ⅰ期においては、陣ノ内城跡の計画的・段階的な公有化を進めながら、今後の整備に向けた取り組みや体制構築を着実に進めていく。また、維持管理等のこれまでの取り組みを継続・拡充する。さらに、整備基本計画の策定を目指す。必要に応じて整備基本計画策定に必要な植生や地質等の環境調査を実施する。なお、本格的な整備は未実施であることから、Ⅰ期から行う整備や実施可能な活用・環境整備に努める。

Ⅱ期においては、Ⅰ期での保存・整備・活用、運営・体制強化の取り組みとその成果を検証し、積み残した取り組みや新たな取り組み、持続的に行うことへの対応を図る。特に整備については、Ⅰ期で策定した整備基本計画に従って、Ⅱ期以降において可能な整備に取り組む。その際、必要に応じて史跡整備のための調査を実施する。なお、整備が完了するまでは引き続き、実施可能な環境整備・活用をしながら、情報発信等に努める。

Ⅲ期においては、10年後に本計画の改定を行う際に、Ⅰ期・Ⅱ期における保存・整備・活用・運営体制の取り組みとその成果を検証し、整備の状況等を踏まえて、積み残した取り組みや新たな取り組みへの対応や、持続的に行うことへの対応を図る。

なお、事業実施の財源については、国庫補助等の様々な補助金制度の利用も含めて検討する。

こうした期間に基づいて施策の実現に向けた検討を行うものとし、主な施策の実施計画の概要を表10-1に、計画期間での施策一覧を表10-2(149ページ)にまとめる。

表10-1 実施計画の概要

I 期(R6～R10 年度)	II 期(R11～R15 年度)	III 期(R16 年度～)
史跡指定地の公有化		
調査研究		
活用(保存管理関連のイベント・周知等)	活用(整備後)	
I 期から行う整備		
整備基本計画の策定	基本設計・実施設計・整備	実施

凡例

重点実施

実施

暫定的な取り組み・準備期間

表 10-2 施策一覧

計画改定

施 策		計画期間										Ⅲ期 R16 以降	実施主体				
		Ⅰ 期					Ⅱ 期						行政	地域	その他		
		R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15						
保存 管理	公有化の推進・追加指定の検討		■	■	■	■								社	ほか		
	調査研究の推進		■	■	■	■								社			
	樹木・草本の管理		■	■	■	■								社企	●		
	鳥獣被害への対策		■	■	■	■								農社	●		
	自然災害への対応		■	■	■	■								建社			
	史跡指定地における現状変更の確認・許可		■	■	■	■								社			
	史跡指定地及び周辺環境における景観保全・形成の検討		■	■	■	■								建	●		
	甲佐町民への広報		■	■	■	■								全			
活用	史跡の価値についての情報発信		■	■	■	■								社企			
	史跡見学への対応		■	■	■	■								社			
	学校教育・社会教育の充実		■	■	■	■								学社			
	町民の日常的な利用の促進		■	■	■	■								企健 社			
	避難場所としての活用方策の検討		■	■	■	■								く			
	来訪コンテンツの充実		■	■	■	■								企		●	
	周辺文化財等の地域資源と連携したまちづくりへの発展		■	■	■	■								社企		●	
	Ⅰ 期から取り組む活用方策の実施		■	■	■	■							社企	●	●		
フィールドミュージアムの推進		■	■	■	■								全		●		
整備	Ⅰ 期から行う整備の実施		■	■	■	■								社農 建			
	整備基本計画の検討・策定		■	■	■	■								社企			
	遺構の保存		■	■	■	■								社			
	遺構を保存するための環境整備		■	■	■	■								社			
	地形の保存		■	■	■	■								社建			
	公開活用全般の検討		■	■	■	■								社			
	動線・サインの整備		■	■	■	■								社	●		
	遺構の展示・解説機能の整備		■	■	■	■								社			
	各種施設の整備		■	■	■	■								社			
	景観維持のための植生管理		■	■	■	■								社企農	●		
運営・ 体制	庁内体制の強化		■	■	■	■								全			
	土地所有者との連携・協力		■	■	■	■								社	●		
	地域住民・関係団体等との協働の取り組み		■	■	■	■								全	●	●	
	国・県、その他関係機関との連携		■	■	■	■								社			
	事業の体制強化		■	■	■	■								社	●		
	調査研究体制の強化		■	■	■	■								社			
	事業者及び関係団体との連携		■	■	■	■								社	●	●	

凡例

社：社会教育課 学：学校教育課 農：農政課 建：建設課 企：企画課 く：くらし安全推進室 健：健康推進課 全：全課

■ 重点実施

— 実施

..... 暫定的な取り組み・準備期間

第 11 章 経過観察

11-1. 方向性

経過観察は、史跡の状態を定期的に把握し、過去の保存管理の効果の評価や、管理方法の改善検討、今後の整備基本計画の策定に役立てるものである。さらに、今後の活用や整備、管理運営等については、その進捗状況を把握しながら次の段階に向けてフィードバックしていくために、経過観察を継続的に実施することが効果的である。

具体的な施策や評価項目については、引き続き検討を行うが、前項の表中にある施策を経過観察の対象項目とし、その評価項目及び頻度の例を示す。

なお、経過観察は、例示した評価項目に基づき実施するが、第5章において掲げた大綱を常に念頭に置き、その実現に向けた大きな方向性に齟齬がないか、またその理念に沿った事業実施が進められているかという視点に留意し行う。

11-2. 方法

経過観察については、表 11-1（151 ページ以降）を活用しながら本計画の内容を確認し、必要に応じて改善や検討を実施する。なお、管理団体である甲佐町が主体的に実施し、史跡陣ノ内城跡保存活用計画推進委員会において、町が収集・分析したデータを共有し、検証及び課題等の改善策の検討を行う。また、収集・分析したデータは計画の見直し時における基礎資料とする。

表 11-1 経過観察チェックシート

項目	項目(計画書に対応)	実施例	評価項目	頻度	取組状況			
					未取組	計画中	取組済	備考(現状、目的、成果等を記入)
保存管理	公有化の推進・追加指定の検討	公有化及び追加指定に向けた取り組みを行っているか	進捗状況	年1回確認	1	2	3	
		史跡指定の標識・境界標は適正に設置しているか	実施状況	実施年度	1	2	3	
	調査研究の推進	城郭の全容解明や植生・地質・雨水排水等を把握するための調査研究を進めているか	実施状況	年1回確認	1	2	3	
		関連する市町村や関係機関等との連携を図っているか	実施状況	年1回確認	1	2	3	
	樹木・草本の管理	平坦部について、史跡の保護と来訪者の安全確保のための管理は行われているか	実施状況	年1回確認	1	2	3	
		斜面地・登城道の緑地保全と景観保全の視点で管理方針を検討しているか	実施状況	年1回確認	1	2	3	
	鳥獣被害への対策	鳥獣による遺構のき損を防ぐために、駆除等の対策を行っているか	実施状況	年1回確認	1	2	3	
	自然災害への対応	災害が発生した場合の対応や予防措置は十分なされているか	実施状況又は対応件数	年1回確認	1	2	3	
	史跡指定地とその周辺における現状変更の確認・許可	史跡指定地とその周辺の現状変更についての周知及び対応をしているか	実施状況	年1回確認	1	2	3	
	史跡指定地及び周辺環境における景観保全・形成の検討	史跡指定地とその周辺の景観保全・形成のために、庁内での連携を図られているか	実施状況	年1回確認	1	2	3	
	甲佐町民への広報	町民に向けて文化財保護意識を醸成するための情報を発信しているか	実施状況	年1回確認	1	2	3	
活用	史跡の価値についての情報発信	史跡の価値についてパンフレットや町公式ウェブサイト等で広く情報を発信しているか	実施状況	年1回確認	1	2	3	
	史跡見学への対応	史跡見学のための利便性・安全性が確保されているか	実施状況	年1回確認	1	2	3	
	学校教育・社会教育の充実	史跡見学や企画展示、講演会等、教育につながる取り組みを行っているか	対応件数	年1回確認	1	2	3	
	町民の日常的な利用の促進	屋外での活動の場としての利用を促進しているか	実施状況	年1回確認	1	2	3	
	避難場所としての活用方策の検討	避難場所としての活用方策について検討しているか	実施状況	年1回確認	1	2	3	
	来訪コンテンツの充実	新たな来訪につながる機会が創出されているか	実施状況	年1回確認	1	2	3	
	周辺文化財等の地域資源と連携したまちづくりへの発展	町内外の地域資源と一体となった活用を図っているか	実施状況	年1回確認	1	2	3	
	I 期から取り組む活用方策の実施	活用方策を実施し、周知・広報につながっているか	実施状況	年1回確認	1	2	3	
	フィールドミュージアムの推進	町内の地域資源を結ぶフィールドミュージアムとしての活用が検討されているか	実施状況	年1回確認	1	2	3	

項目	項目(計画書に対応)	実施例	評価項目	頻度	取組状況			
					未取組	計画中	取組済	備考(現状、目的、成果等を記入)
整備	I 期から行う整備の実施	鳥獣被害対策や雨水排水等の現状把握と分析をしているか	実施状況	年1回確認	1	2	3	
	整備基本計画の検討・策定	整備基本計画策定に向け検討をしているか	策定実績	計画改定時	1	2	3	
		整備基本計画に基づいた整備を実施しているか	策定実績	計画改定時	1	2	3	
		整備において目指すべき将来像の姿を実施できているか	策定実績	計画改定時	1	2	3	
		整備基本計画の見直しをしているか	策定実績	計画改定時	1	2	3	
	遺構の保存	遺構の保存に必要な措置を講じているか	実施状況	年1回確認	1	2	3	
		整備後の経過を管理しているか	実施状況	年1回確認	1	2	3	
	遺構を保存するための環境整備	遺構の保存に必要な環境整備に取り組んでいるか	整備実績	実施年度又は計画改定時	1	2	3	
	地形の保存	地形の保存と防災対策に関して、関係機関・関係部署と連携して検討を行っているか	実施状況	年1回確認	1	2	3	
	公開活用全般の検討	ユニバーサルデザインの考え方やICTを取り入れた整備を行っているか	整備実績	実施年度又は計画改定時	1	2	3	
	動線・サインの整備	円滑かつ安全な動線を検討し整備しているか	整備実績	実施年度又は計画改定時	1	2	3	
		遺構の保存を考慮した動線を検討しているか	整備実績	実施年度又は計画改定時	1	2	3	
		史跡指定地周辺を含め、説明板・誘導標識等の整備を行っているか	整備実績	実施年度又は計画改定時	1	2	3	
	遺構の展示・解説機能の整備	現地ならではの展示のための整備方法を検討しているか	整備実績	実施年度又は計画改定時	1	2	3	
		既に整備した展示・解説の内容の更新・充実を検討しているか	整備実績	実施年度又は計画改定時	1	2	3	
	各種施設の整備	史跡指定地に必要な施設は整備されているか	整備実績	実施年度又は計画改定時	1	2	3	
	景観維持のための植生管理	樹木管理についての方針を検討し、必要な措置を講じているか	進捗状況	実施年度又は計画改定時	1	2	3	

項目	項目(計画書に対応)	実施例	評価項目	頻度	取組状況			
					未取組	計画中	取組済	備考(現状、目的、成果等を記入)
運営・体制	庁内体制の強化	文化財担当部局の事業遂行体制は十分であるか	進捗状況	年1回確認	1	2	3	
		関係各課との連携は十分であるか	進捗状況	年1回確認	1	2	3	
		予算確保のための取り組みを行っているか	進捗状況	年1回確認	1	2	3	
	土地所有者との連携・協力	土地所有者と情報を共有し、必要な措置を行っているか	進捗状況	年1回確認	1	2	3	
	地域住民・関係団体との協働の取り組み	町民をはじめとして様々な人と協働の取り組みを行っているか	進捗状況	年1回確認	1	2	3	
	国・県、その他関係機関との連携	関係機関との情報共有を行っているか	進捗状況	年1回確認	1	2	3	
	事業の体制強化	史跡のマネジメント体制の強化に向けた取り組みを行っているか	進捗状況	年1回確認	1	2	3	
	調査研究体制の強化	教育機関・研究機関や他市町村と連携した調査研究を行っているか	進捗状況	年1回確認	1	2	3	
	事業者及び関係団体との連携	事業者及び関係団体と、連携・協働の取り組みを行っているか	進捗状況	年1回確認	1	2	3	

資料編

1. 文化財保護法（抜粋）	1
2. 文化財保護法施行令（抜粋）	7
3. 官報告示（抜粋）	10

1. 文化財保護法（抜粋）

（昭和二十五年法律第二百十四号）

施行日：令和四年六月十七日

第一章 総則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

（文化財の定義）

第二条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）
- 二 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）
- 三 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）
- 四 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）
- 五 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの（以下「文化的景観」という。）
- 六 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの（以下「伝統的建造物群」という。）
- 2 この法律の規定（第二十七条から第二十九条まで、第三十七条、第五十五条第一項第四号、第一百五十三条第一項第一号、第六十五条、第七十一条及び附則第三条の規定を除く。）中「重要文化財」には、国宝を含むものとする。
- 3 この法律の規定（第九条、第十条、第十二条、第二十二條、第三十一条第一項第四号、第一百五十三条第一項第十号及び第十一号、第六十五条並びに第七十一条の規定を除く。）中「史跡名勝天然記念物」には、特別史跡名勝天然記念物を含むものとする。

（政府及び地方公共団体の任務）

第三条 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

（国民、所有者等の心構）

- 第四条** 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。
- 2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用にも努めなければならない。
 - 3 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当つて関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

（略）

第六章 埋蔵文化財

（調査のための発掘に関する届出、指示及び命令）

第九十二条 土地に埋蔵されている文化財（以下「埋蔵文化財」という。）について、その調査のため土地を発掘しようとする者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、発掘に着手しようとする日の三十日前までに文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

- 2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る発掘に関し必要な事項及び報告書の提出を指示し、又はその発掘の禁止、停止若しくは中止を命ずることができる。

（土木工事等のための発掘に関する届出及び指示）

第九十三条 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝塚、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。）を発掘しようとする場合には、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「三十日前」とあるのは、「六十日前」と読み替えるものとする。

- 2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項で準用する前条第一項の届出に係る発掘に関し、当該発掘前における埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施その他の必要な事項を指示することができる。

(国の機関等が行う発掘に関する特例)

第九十四条 国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令の定めるもの（以下この条及び第九十七条において「国の機関等」と総称する。）が、前条第一項に規定する目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合においては、同条の規定を適用しないものとし、当該国の機関等は、当該発掘に係る事業計画の策定に当たつて、予め、文化庁長官にその旨を通知しなければならない。

2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、当該事業計画の策定及びその実施について協議を求めるべき旨の通知をすることができる。

3 前項の通知を受けた国の機関等は、当該事業計画の策定及びその実施について、文化庁長官に協議しなければならない。

4 文化庁長官は、前二項の場合を除き、第一項の通知があつた場合において、当該通知に係る事業計画の実施に関し、埋蔵文化財の保護上必要な勧告をすることができる。

5 前各項の場合において、当該国の機関等が各省各庁の長（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第四条第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）であるときは、これらの規定に規定する通知、協議又は勧告は、文部科学大臣を通じて行うものとする。

(埋蔵文化財包蔵地の周知)

第九十五条 国及び地方公共団体は、周知の埋蔵文化財包蔵地について、資料の整備その他その周知の徹底を図るために必要な措置の実施に努めなければならない。

2 国は、地方公共団体が行う前項の措置に関し、指導、助言その他の必要と認められる援助をすることができる。

(略)

第七章 史跡名勝天然記念物

(指定)

第九十九条 文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物（以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物（以下「特別史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

3 前二項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。

4 前項の規定により通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、文部科学大臣は、同項の規定による通知に代えて、その通知すべき事項を当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所在地の市町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から二週間を経過した時に同項の規定による通知が相手方に到達したものとみなす。

5 第一項又は第二項の規定による指定は、第三項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、第三項の規定による通知が到達した時又は前項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる。

6 文部科学大臣は、第一項の規定により名勝又は天然記念物の指定をしようとする場合において、その指定に係る記念物が自然環境の保護の見地から価値の高いものであるときは、環境大臣と協議しなければならない。

(仮指定)

第一百条 前条第一項の規定による指定前において緊急の必要があると認めるときは、都道府県教育委員会（当該記念物が指定都市の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市教育委員会。第百三十三条を除き、以下この章において同じ。）は、史跡名勝天然記念物の仮指定を行うことができる。

2 前項の規定により仮指定を行つたときは、都道府県教育委員会は、直ちにその旨を文部科学大臣に報告しなければならない。

3 第一項の規定による仮指定には、前条第三項から第五項までの規定を準用する。

(所有権等の尊重及び他の公益との調整)

第一百一条 文部科学大臣又は都道府県教育委員会は、第九十九条第一項若しくは第二項の規定による指定又は前条第一項の規定による仮指定を行うに当たつては、特に、関係者の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重するとともに、国土の開発その他の公益との調整に留意しなければならない。

2 文部科学大臣又は文化庁長官は、名勝又は天然記念物に係る自然環境の保護及び整備に関し必要があると認めるときは、環境大臣に対し、意見を述べることができる。この場合において、文化庁長官が意見を述べるときは、文部科学大臣を通じて行うものとする。

3 環境大臣は、自然環境の保護の見地から価値の高い名勝又は天然記念物の保存及び活用に関し必要があると認めるときは、文部科学大臣に対し、又は文部科学大臣を通じ文化庁長官に対して意見を述べるすることができる。

(解除)

第百十二条 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物がその価値を失った場合その他特殊の事由のあるときは、文部科学大臣又は都道府県教育委員会は、その指定又は仮指定を解除することができる。

2 第百十条第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物につき第百九条第一項の規定による指定があつたとき、又は仮指定があつた日から二年以内に同項の規定による指定がなかつたときは、仮指定は、その効力を失う。

3 第百十条第一項の規定による仮指定が適当でないとき、文部科学大臣は、これを解除することができる。

4 第一項又は前項の規定による指定又は仮指定の解除には、第百九条第三項から第五項までの規定を準用する。

(管理団体による管理及び復旧)

第百十三条 史跡名勝天然記念物につき、所有者がないか若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第百十九条第二項の規定により選任された管理の責めに任ずべき者による管理が著しく困難若しくは不適當であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のために必要な管理及び復旧（当該史跡名勝天然記念物の保存のために必要な施設、設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。）を行わせることができる。

2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。

3 第一項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人に通知してする。

4 第一項の規定による指定には、第百九条第四項及び第五項の規定を準用する。

第百十四条 前条第一項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、文化庁長官は、管理団体の指定を解除することができる。

2 前項の規定による解除には、前条第三項並びに第百九条第四項及び第五項の規定を準用する。

第百十五条 第百十三条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人（以下この章（第百三十三条の二第一項を除く。）及び第百八十七条第一項第三号において「管理団体」という。）は、文部科学省令の定める基準により、史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置しなければならない。

2 史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

3 管理団体が復旧を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その復旧の方法及び時期について当該史跡名勝天然記念物の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基づく占有者の意見を聞かなければならない。

4 史跡名勝天然記念物の所有者又は占有者は、正当な理由がなく、管理団体が行う管理若しくは復旧又はその管理若しくは復旧のために必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

第百十六条 管理団体が行う管理及び復旧に要する費用は、この法律に特別の定めのある場合を除いて、管理団体の負担とする。

2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理又は復旧により所有者の受ける利益の限度において、管理又は復旧に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。

3 管理団体は、その管理する史跡名勝天然記念物につき観覧料を徴収することができる。

第百十七条 管理団体が行う管理又は復旧によつて損失を受けた者に対しては、当該管理団体は、その通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 前項の補償の額は、管理団体（管理団体が地方公共団体であるときは、当該地方公共団体の教育委員会）が決定する。

3 前項の規定による補償額については、第四十一条第三項の規定を準用する。

4 前項で準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、管理団体を被告とする。

第百十八条 管理団体が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項及び第三十三条の規定を、管理団体が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第五十六条第三項の規定を準用する。

(所有者による管理及び復旧)

第百十九条 管理団体がある場合を除いて、史跡名勝天然記念物の所有者は、当該史跡名勝天然記念物の管理及び復旧に当たるものとする。

2 前項の規定により史跡名勝天然記念物の管理に当たる所有者は、当該史跡名勝天然記念物の適切な管理のために必要があるときは、第百九十二条の二第一項に規定する文化財保存活用支援団体その他の適当な者を専ら自己に代わり当該史跡名勝天然記念物の管理の責めに任ずべき者（以下この章及び第百八十七条第一項第三号において「管理責任者」という。）に選任することができる。この場合には、第三十一条第三項の規定を準用する。

第百二十条 所有者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条、第三十三条並びに第百十五条第一項及び第二項（同条第二項については、管理責任者がある場合を除く。）の規定を、所有者が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第五十六条第一項の規定を、管理責任者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条第三項、第三十三条、第四十七条第四項及び第百十五条第二項の規定を準用する。

(管理に関する命令又は勧告)

第二百一十一条 管理が適当でないため史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、文化庁長官は、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

2 前項の場合には、第三十六条第二項及び第三項の規定を準用する。

(復旧に関する命令又は勧告)

第二百二十二条 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な命令又は勧告をすることができる。

2 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物以外の史跡名勝天然記念物が、き損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な勧告をすることができる。

3 前二項の場合には、第三十七条第三項及び第四項の規定を準用する。

(文化庁長官による特別史跡名勝天然記念物の復旧等の施行)

第二百二十三条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、特別史跡名勝天然記念物につき自ら復旧を行い、又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をすることができる。

一 管理団体、所有者又は管理責任者が前二条の規定による命令に従わないとき。

二 特別史跡名勝天然記念物がき損し、若しくは衰亡している場合又は滅失し、き損し、衰亡し、若しくは盗み取られるおそれのある場合において、管理団体、所有者又は管理責任者に復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をさせることが適当でないと認められるとき。

2 前項の場合には、第三十八条第二項及び第三十九条から第四十一条までの規定を準用する。

(補助等に係る史跡名勝天然記念物譲渡の場合の納付金)

第二百二十四条 国が復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置につき第百十八条及び第百二十条で準用する第三十五条第一項の規定により補助金を交付し、又は第二百一十一条第二項で準用する第三十六条第二項、第二百二十二条第三項で準用する第三十七条第三項若しくは前条第二項で準用する第四十条第一項の規定により費用を負担した史跡名勝天然記念物については、第四十二条の規定を準用する。

(現状変更等の制限及び原状回復の命令)

第二百二十五条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3 第一項の規定による許可を与える場合には、第四十三条第三項の規定を、第一項の規定による許可を受けた者には、同条第四項の規定を準用する。

4 第一項の規定による処分には、第百十一条第一項の規定を準用する。

5 第一項の許可を受けることができなかったことにより、又は第三項で準用する第四十三条第三項の許可の条件を付せられたことによって損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

6 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

7 第一項の規定による許可を受けず、又は第三項で準用する第四十三条第三項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。

(関係行政庁による通知)

第二百二十六条 前条第一項の規定により許可を受けなければならないこととされている行為であつてその行為をするについて、他の法令の規定により許可、認可その他の処分で政令に定めるものを受けなければならないこととされている場合において、当該他の法令において当該処分の権限を有する行政庁又はその委任を受けた者は、当該処分をするときは、政令の定めるところにより、文化庁長官（第百八十四条第一項又は第百八十四条の二第一項の規定により前条第一項の規定による許可を都道府県又は市町村の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会）に対し、その旨を通知するものとする。

(復旧の届出等)

第二百二十七条 史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の三十日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、第二百五条第一項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 史跡名勝天然記念物の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る史跡名勝天然記念物の復旧に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

(環境保全)

第二百二十八条 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ずることができる。

2 前項の規定による処分によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3 第一項の規定による制限又は禁止に違反した者には、第二百五条第七項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(管理団体による買取りの補助)

第二百二十九条 管理団体である地方公共団体その他の法人が、史跡名勝天然記念物の指定に係る土地又は建造物その他の土地の定着物で、その管理に係る史跡名勝天然記念物の保存のため特に買い取る必要があると認められるものを買い取る場合には、国は、その買取りに要する経費の一部を補助することができる。

2 前項の場合には、第三十五条第二項及び第三項並びに第四十二条の規定を準用する。

(史跡名勝天然記念物保存活用計画の認定)

第二百二十九条の二 史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、文部科学省令で定めるところにより、史跡名勝天然記念物の保存及び活用に関する計画（以下「史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。）を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

2 史跡名勝天然記念物保存活用計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 当該史跡名勝天然記念物の名称及び所在地
- 二 当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容
- 三 計画期間
- 四 その他文部科学省令で定める事項

3 前項第二号に掲げる事項には、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関する事項を記載することができる。

4 文化庁長官は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その史跡名勝天然記念物保存活用計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

- 一 当該史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施が当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用に寄与するものであると認められること。
- 二 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
- 三 第八十三条の二第一項に規定する文化財保存活用大綱又は第八十三条の五第一項に規定する認定文化財保存活用地域計画が定められているときは、これらに照らし適切なものであること。
- 四 当該史跡名勝天然記念物保存活用計画に前項に規定する事項が記載されている場合には、その内容が史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為を適切に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。
- 5 文化庁長官は、前項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定を申請した者に通知しなければならない。

(認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更)

第二百二十九条の三 前条第四項の認定を受けた史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、当該認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更（文部科学省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、文化庁長官の認定を受けなければならない。

2 前条第四項及び第五項の規定は、前項の認定について準用する。

(現状変更等の許可の特例)

第二百二十九条の四 第二百二十九条の二第三項に規定する事項が記載された史跡名勝天然記念物保存活用計画が同条第四項の認定（前条第一項の変更の認定を含む。以下この章及び第二百五十三条第二項第二十五号において同じ。）を受けた場合において、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第二百五条第一項の許可を受けなければならないときは、同項の規定にかかわらず、当該現状変更又は保存に影響を及ぼす行為が終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文化庁長官に届け出ることをもって足りる。

(認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施状況に関する報告の徴収)

第二百二十九条の五 文化庁長官は、第二百二十九条の二第四項の認定を受けた史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者に対し、当該認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画（変更があつたときは、その変更後のもの。次条第一項及び第二百二十九条の七において「認定史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。）の実施の状況について報告を求めることができる。

(認定の取消し)

第二百二十九条の六 文化庁長官は、認定史跡名勝天然記念物保存活用計画が第二百二十九条の二第四項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2 文化庁長官は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を当該認定を受けていた者に通知しなければならない。

(管理団体等への指導又は助言)

第二百二十九条の七 都道府県及び市町村の教育委員会は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をすることができる。

2 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をするように努めなければならない。

(保存のための調査)

第二百三十条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、史跡名勝天然記念物の現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき報告を求めることができる。

第二百三十一条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合において、前条の報告によつてもなお史跡名勝天然記念物に関する状況を確認することができず、かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当たる者を定め、その所在する土地又はその隣接地に立ち入つてその現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき実地調査及び土地の発掘、障害物の除却その他調査のため必要な措置をさせることができる。ただし、当該土地の所有者、占有者その他の関係者に対し、著しい損害を及ぼすおそれのある措置は、させてはならない。

一 史跡名勝天然記念物に関する現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可の申請があつたとき。

二 史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡しているとき。

三 史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれのあるとき。

四 特別の事情によりあらためて特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物としての価値を調査する必要があるとき。

2 前項の規定による調査又は措置によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3 第一項の規定により立ち入り、調査する場合には、第五十五条第二項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(略)

2. 文化財保護法施行令（抜粋）

（昭和五十年政令第二百六十七号）

施行日：令和五年四月一日

（都道府県又は市の教育委員会が処理する事務）

第五条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（当該都道府県が特定地方公共団体である場合にあっては、当該都道府県の知事。以下同じ。）が行うこととする。ただし、我が国にとって歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自ら第五号に掲げる事務（法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十四条第一項又は第九十七条第一項の規定による通知の受理を除く。）を行うことを妨げない。

- 一 法第三十五条第三項（法第八十三条、第一百八条、第二百十条及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。）の規定による指揮監督（管理に係るものに限る。）並びに法第三十六条第三項（法第八十三条、第二百十一条第二項（法第七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。）、第四十六条の二第二項及び第二百九条第二項において準用する法第三十五条第三項の規定による指揮監督
- 二 法第四十三条第四項（法第二百五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）の停止命令（文化庁長官が許可した現状変更等に係るものに限る。）
- 三 法第五十一条第五項（法第五十一条の二（法第八十五条において準用する場合を含む。）及び第八十五条において準用する場合を含む。）の規定による公開の停止命令（公開に係る重要文化財又は重要有形民俗文化財が当該都道府県の区域内に存するものである場合に限る。）及び法第八十四条第二項において準用する法第五十一条第五項の規定による公開の停止命令
- 四 法第五十三条第四項の規定による公開の停止命令（文化庁長官が許可した公開に係るものに限る。）
- 五 法第九十二条第一項の規定による届出の受理、同条第二項の規定による指示及び命令、法第九十四条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議、同条第四項の規定による勧告、法第九十七条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議並びに同条第四項の規定による勧告
- 2 法第九十三条第一項において準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理、法第九十三条第二項の規定による指示、法第九十六条第一項の規定による届出の受理、同条第二項又は第七項の規定による命令、同条第三項の規定による意見の聴取、同条第五項又は第七項の規定による期間の延長及び同条第八項の規定による指示についての文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内における土地の発掘又は遺跡の発見に係るものにあっては、当該指定都市の教育委員会（当該指定都市が特定地方公共団体である場合にあっては、当該指定都市の長））が行うこととする。ただし、我が国にとって歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自らこれらの事務（法第九十三条第一項において準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十六条第一項の規定による届出の受理を除く。）を行うことを妨げない。
- 3 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号及び第三号に掲げるものにあっては第一号イ及びロに掲げる現状変更等が指定都市又は地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」という。）の区域内において行われる場合、第二号に掲げるものにあっては指定都市等の区域内において公開が行われ、かつ、当該公開に係る重要文化財が当該指定都市等の区域内に存するもののみである場合においては、当該指定都市等の教育委員会（当該指定都市等が特定地方公共団体である場合にあっては、当該指定都市等の長。第七条において同じ。））が行うこととする。
 - 一 次に掲げる現状変更等に係る法第四十三条第一項、第三項及び第四項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令
 - イ 建造物である重要文化財と一体のものとして当該重要文化財に指定された土地その他の物件（建造物を除く。）の現状変更等
 - ロ 金属、石又は土で作られた重要文化財の型取り
- 二 法第五十三条第一項、第三項及び第四項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令（公開に係る重要文化財が当該都道府県又は指定都市等の区域内に存するもののみである場合に限る。）
- 三 法第五十四条（法第七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第五十五条の規定による調査（第一号イ及びロに掲げる現状変更等に係る法第四十三条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。）
- 4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号イからリまで及びルに掲げる現状変更等が市の区域（法第十五条第一項に規定する管理団体（以下この条及び次条第二項第一号イにおいて単に「管理団体」という。）が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画（以下この条並びに次条第二項第一号イ及びハにおいて「管理計画」という。）を当該都道府県の教育委員会が定めている区域を除く。以下この項において「市の特定区域」という。）内において行われる場合、第一号ヌに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が市の特定区域内に存する場合並びに同号ヲに規定する指定区域が市の特定区域内に存する場合にあっては、当該市の教育委員会（当該市が特定地方公共団体である場合にあっては、当該市の長。以下この条において同じ。））が行うこととする。

- 一 次に掲げる現状変更等（イからチまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。）に係る法第二百五条第一項並びに同条第三項において準用する法第四十三条第三項及び第四項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令
- イ 小規模建築物（階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が百二十平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。）で二年以内の期間を限って設置されるものの新築、増築又は改築
- ロ 小規模建築物の新築、増築又は改築（増築又は改築にあつては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域におけるもの
- ハ 工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置若しくは改修（改修にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）
- ニ 法第一百五条第一項（法第二百十条及び第一百七十二条第五項において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修
- ホ 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修
- ヘ 建築物等の除却（建築又は設置の日から五十年を経過していない建築物等に係るものに限る。）
- ト 木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）
- チ 史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取
- リ 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育、当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取
- ヌ 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け
- ル 天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの（現に繁殖のために使用されているものを除く。）の除却
- ヲ イからルまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域（当該史跡名勝天然記念物の管理計画を都道府県教育委員会（当該管理計画が市の区域（管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。）又は町村の区域（次条第七項に規定する特定認定市町村である町村であつて同条第二項に規定する事務を行うこととされたものにあつては、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。）を対象とする場合に限る。）又は市の教育委員会（当該管理計画が市の特定区域を対象とする場合に限る。）が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。）における現状変更等
- 二 法第三十条（法第一百七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第三十一条の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行（前号イからヲまでに掲げる現状変更等に係る法第二百五条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。）
- 5 前項の管理計画に記載すべき事項は、文部科学省令で定める。
- 6 都道府県教育委員会は、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物について、市の区域を対象とする管理計画を定めようとするときは、あらかじめ、当該市の教育委員会に協議し、その同意を得なければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。
- 7 第四項の規定により同項各号に掲げる事務のうち市の区域に係るものを行おうとする都道府県教育委員会は、文部科学省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。
- 8 文化庁長官は、第四項第一号ヲの規定による指定区域の指定をしたときは、その旨を官報で告示しなければならない。
- 9 第一項本文、第二項本文、第三項及び第四項の場合においては、法の規定中これらの規定により都道府県又は市の教育委員会が行う事務に係る文化庁長官に関する規定は、都道府県又は市の教育委員会に関する規定として都道府県又は市の教育委員会に適用があるものとする。

（認定市町村の教育委員会が処理することができる事務）

- 第六条** 法第八十四条の二第一項の規定により認定市町村（法第八十三条の三第五項の認定を受けた市町村をいい、指定都市等であるものを除く。以下この条及び第八条において同じ。）の教育委員会（当該認定市町村が特定地方公共団体である場合にあつては、当該認定市町村の長。以下この条において同じ。）が行うこととすることができる事務は、次に掲げる事務の全部又は一部とする。
- 一 前条第三項第一号及び第三号に掲げる事務（同項第一号イ及びロに掲げる現状変更等が当該認定市町村の区域内において行われる場合に限る。）
 - 二 法第五十三条第一項、第三項及び第四項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令（当該認定市町村の区域内において公開が行われ、かつ、当該公開に係る重要文化財が当該認定市町村の区域内に存するもののみである場合に限る。）

- 2 法第百八十四条の二第一項の規定により認定市町村である町村の教育委員会（当該町村が特定地方公共団体である場合にあっては、当該町村の長。以下この項において同じ。）が行うこととすることができる事務は、前項に規定するもののほか、次に掲げる事務の全部又は一部とする。
- 一 次に掲げる現状変更等に係る法第百二十五条第一項並びに同条第三項において準用する法第四十三条第三項及び第四項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令
- イ 前条第四項第一号イからリまで及びルに掲げる現状変更等（認定市町村である町村の区域（管理団体が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理計画を当該都道府県の教育委員会が定めている区域を除く。以下この号において「認定町村の特定区域」という。）内において行われる場合に限り、同項第一号イからチまでに掲げる現状変更等にあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。）
- ロ 前条第四項第一号ヌに掲げる現状変更等（当該現状変更等を行う動物園又は水族館が認定町村の特定区域内に存する場合に限る。）
- ハ イ及びロに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域（当該史跡名勝天然記念物の管理計画を認定市町村である町村の教育委員会（当該管理計画が認定町村の特定区域を対象とする場合に限り。）が定めている区域のうち当該町村の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。以下このハ及び第九項において同じ。）における現状変更等（当該指定区域が認定町村の特定区域内に存する場合に限る。）
- 二 法第百三十条（法第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第百三十一条の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行（前号イからハまでに掲げる現状変更等に係る法第百二十五条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。）
- 3 文化庁長官は、法第百八十四条の二第一項の規定により前二項に規定する事務を認定市町村の教育委員会が行うこととする場合には、当該認定市町村の教育委員会が行うこととする事務の内容及び当該事務を行うこととする期間を明らかにして、当該認定市町村の教育委員会がその事務を行うこととすることについて、あらかじめ、当該認定市町村の属する都道府県の教育委員会（前条第三項又は第四項の規定によりその事務の全部又は一部を行つているものに限る。）に協議するとともに、当該認定市町村の教育委員会の同意を求めなければならない。
- 4 認定市町村の教育委員会は、前項の規定により文化庁長官から同意を求められたときは、その内容について同意をするかどうかを決定し、その旨を文化庁長官に通知するものとする。
- 5 文化庁長官は、法第百八十四条の二第一項の規定により第一項又は第二項に規定する事務を認定市町村の教育委員会が行うこととした場合においては、直ちに、その旨並びに当該認定市町村の教育委員会が行うこととする事務の内容及び当該事務を行うこととする期間を官報で告示しなければならない。
- 6 前三項の規定は、前項の規定に基づき告示された事務の内容若しくは当該事務を行うこととした期間を変更し、又は当該事務を認定市町村の教育委員会が行わないこととする場合について準用する。
- 7 第五項に規定する場合においては、法の規定中同項（前項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定に基づき告示された事務に係る文化庁長官に関する規定は、特定認定市町村（法第百八十四条の二第一項の規定により当該事務を行うこととされた認定市町村をいう。以下この項及び次項において同じ。）の教育委員会に関する規定として特定認定市町村の教育委員会に適用があるものとする。
- 8 第五項の規定に基づき告示された期間における当該特定認定市町村の属する都道府県の教育委員会についての前条第三項、第四項、第六項及び第七項の規定の適用については、同条第三項及び第四項中「属する事務」とあるのは「属する事務（次条第五項の規定に基づき告示された事務を除く。）」と、同条第六項及び第七項中「市の」とあるのは「市又は次条第七項に規定する特定認定市町村である町村の」とする。
- 9 前条第八項の規定は、第二項第一号ハの規定による指定区域の指定について準用する。

（略）

3. 官報告示 (抜粋)

官報

(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告 示〕

- 史跡に指定する件(文部科学一六四)
- 名勝に指定する件(同六一五)
- 天然記念物に指定する件(同六一六)
- 史跡に地域を追加して指定し、名称を改める件(同六一七)
- 史跡に地域を追加して指定し、一部を解除する件(同六一八)
- 史跡に地域を追加して指定する件(同六一九)
- 名勝に地域を追加して指定し、名称を改める件(同一七〇)
- 天然記念物に地域を追加して指定する件(同一一七)
- 記念物を登録記念物に登録する件(同一一二)
- 文化的景観を重要文化的景観に選定する件(同一一三)
- 重要文化的景観に地域を追加し、名称を改める件(同一一四)

〔公 告〕

諸事項

裁判所
破産、免責、再生関係

[illegible]

○文化財保護法（昭和十五年法律第百十四号）第百十二条第一項及び第百七十二条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡を管理すべき地方公共団体として、同表下欄に掲げる地方公共団体を指定したので、同法第百十三条第三項の規定及び第百七十二条第二項において準用する第二十二條第二項の規定に基づき告示する。 令和四年二月三日 文化庁長官 都倉 俊一		上 下
名 称 佐田谷・先田峠城址跡 弓削内城跡 期乃内城跡	指 定 告 示 令和三年文部科学省告示第百六十四号 令和三年文部科学省告示第百六十四号 令和三年文部科学省告示第百六十四号	地方公共団体名 御所市（奈良県） 庄原市（広島県） 上高町（愛媛県） 甲佐町（熊本県）
名 称 綾戸神社古墳 佐田谷・先田峠城址跡 弓削内城跡 期乃内城跡	指 定 告 示 令和三年文部科学省告示第百六十四号 令和三年文部科学省告示第百六十四号 令和三年文部科学省告示第百六十四号	地方公共団体名 御所市（奈良県） 庄原市（広島県） 上高町（愛媛県） 甲佐町（熊本県）
上 下	指 定 告 示 令和三年文部科学省告示第百六十四号 令和三年文部科学省告示第百六十四号 令和三年文部科学省告示第百六十四号	地方公共団体名 御所市（奈良県） 庄原市（広島県） 上高町（愛媛県） 甲佐町（熊本県）
名 称 架木鉄山跡 天王山遺跡	指 定 告 示 令和三年文部科学省告示第百六十四号 令和三年文部科学省告示第百六十四号	地方公共団体名 住田町（岩手県） 白河市（福島県）
上 下	指 定 告 示 令和三年文部科学省告示第百六十四号 令和三年文部科学省告示第百六十四号	地方公共団体名 住田町（岩手県） 白河市（福島県）

主要参考文献

- 阿蘇品保夫 2005 「付論一 陣ノ内館跡・大雄寺跡・惟時位牌との関係について」『陣ノ内館跡』甲佐町文化財調査報告甲佐町教育委員会
- 池辺伸一郎 2015 「陣ノ内館跡の位置と環境」『陣ノ内館跡』甲佐町文化財調査報告第3集甲佐町教育委員会
- 稲葉継陽 2007 「戦国期の城と地域社会」『新宇土市史 通史編第二卷中世・近世』宇土市史編纂委員会
- 稲葉継陽 2013 「第四編 中世 第三章 戦国時代の甲佐」『新甲佐町史』甲佐町史編纂委員会
- 稲葉継陽 2015 「第4章 付論 第1節 文献資料からみた陣ノ内館」『陣ノ内館跡』甲佐町文化財調査報告第3集甲佐町教育委員会
- 稲葉継陽 2022 「記念講演 地域史のなかの陣ノ内城」『記録集「陣ノ内城跡」国史跡記念シンポジウム 甲佐の財の魅力を探る』甲佐町教育委員会
- 岡寺良 2012 「織豊系城郭の支城」『季刊考古学』第120号雄山閣
- 小野正敏 1991 「城館出土の陶磁器が表現するもの」『中世の城と考古学』新人物往来社
- 上高原聡 2010 「加藤領肥後一国統治期の支城体制について～一国二城体制の考察～」『熊本史学』第92号熊本史学会
- 菅英志 1979 『日本城郭大系第18巻 福岡・熊本・鹿児島』株式会社創史社
- 木島孝之 2001 『城郭の縄張り構造と大名権力』九州大学出版会
- 北嶋雪山 1971 『国郡一統志』青潮社
- 熊原康博・岡田真介・楳原京子・金田平太郎・後藤秀昭・堤 浩之 2017 『1:25,000 活断層図「熊本(改訂版)」』国土地理院
- 後藤是山編 1971 『肥後國誌・下巻』青潮社
- 近藤真佐夫 2012 「神指城跡」『季刊考古学』第120号雄山閣
- 島津義昭 2013 「第三編 原始・古代 第二章律令国家の形成」『新甲佐町史』甲佐町史編纂委員会
- 下高大輔 2012 「なぜ織豊系城郭の支城、そして考えるのかー城郭遺構論の現状と課題ー」『織豊城郭』第12号織豊期城郭研究会
- 下中邦彦編 1985 『熊本の地名』日本歴史地名大系第四四巻株式会社平凡社
- 鶴嶋俊彦 2002 「哀衆考」『ひとよし歴史研究』第5号人吉市教育委員会・人吉市文化財保護委員会
- 鶴嶋俊彦 2003 「小西行長領国の城郭」第226回肥後考古学会発表資料
- 鶴嶋俊彦 2015 「第4章付論 第2節 陣ノ内館跡の構造・年代・築城者」『陣ノ内館跡』甲佐町文化財調査報告第3集甲佐町教育委員会
- 千田嘉博 2000 『織豊系城郭の形成』東京大学出版会
- 島津亮二 2010 『小西行長ー「抹殺」されたキリシタン大名の実像ー』八木書店
- 中井均 1994 「織豊系城郭の特質についてー石垣・瓦・礎石建物ー」『織豊城郭』創刊号織豊期城郭研究会
- 花岡興史 2013a 「第五編 近世 第一章 近世的体制の誕生」『新甲佐町史』甲佐町史編纂委員会
- 花岡興史 2013b 「第九編 緑川 第三章 緑川の治水と洪水」『新甲佐町史』甲佐町史編纂委員会
- 古城貞吉編 1967 「古城考」『肥後文献叢書』第一巻隆文館
- 古城貞吉編 1967 「新撰事蹟通考」『肥後文献叢書』第三巻隆文館
- 森幸一郎 2010 「織豊期の城郭政策ー小西行長領国を対象としてー」『先史学・考古学論究V 下巻 甲元眞之先生退任記念』龍田考古会
- 吉村豊雄 2007 「近世編 第一章 小西氏の政治」『新宇土市史 通史編第二卷中世・近世』

宇土市史編纂委員会 2007『新宇土市史 通史編第二卷中世・近世』

玉東町教育委員会 2016『史跡西南戦争遺跡保存活用計画書 玉東町編』

甲佐町史編纂委員会 2013『新甲佐町史』

益城町史編纂委員会 1990『益城町史』通史編

安芸高田市教育委員会 2021『史跡毛利氏城跡(郡山城跡)保存活用計画』

宇土市教育委員会 1981『宇土城跡(城山)』宇土市埋蔵文化財調査報告書第4集

宇土市教育委員会 2010『再検証 小西行長 第一集 謎の武将がよみがえる』

宇土市教育委員会 2016『再検証 小西行長 第二集 謎の武将がよみがえる』

宇土市教育委員会 2018『再検証 小西行長 第三集 謎の武将がよみがえる』

菊鹿町教育委員会 2001『熊本県の主要城跡』菊鹿町文化財調査報告第8集

熊本県教育委員会 1977『浜の館』熊本県文化財調査報告第21集

熊本県教育委員会 1978『熊本県の中世城跡』熊本県文化財調査報告第30集

熊本県教育委員会 1998『二本木前遺跡』熊本県文化財調査報告第167集

熊本県教育委員会 2000『祇園遺跡』熊本県文化財調査報告第188集

熊本県教育委員会 2003『熊本県の主要城跡－追加資料』

甲佐町教育委員会 2005『陣ノ内館跡』甲佐町文化財調査報告

甲佐町教育委員会 2015『陣ノ内館跡』甲佐町文化財調査報告第3集

甲佐町教育委員会 2020『陣ノ内城跡－総括報告書－』甲佐町文化財調査報告第5集

那珂川市教育委員会 2022『国史跡 安徳台遺跡保存活用計画』

南関町教育委員会 2013『南関城跡(鷹ノ原城跡)Ⅴ』南関町文化財調査報告第13集

益城町教育委員会 2019『益城町文化財調査年報1』

益城町教育委員会 2020『天然記念物布田川断層帯保存活用計画書』

水俣市教育委員会 2015『水俣城跡－確認調査報告書－』水俣市文化財調査報告書第5集

八代市教育委員会 2006『麦島城跡－都市計画道路建設に伴う発掘調査－』八代市文化財調査報告書第30集

八代市教育委員会 2013『八代城郭群－古麓城跡、麦島城跡、八代城跡、松浜軒、平山瓦窯跡－』八代市文化財調査報告書第45集

山都町教育委員会 2012『矢部城(愛藤寺城)測量調査報告書』山都町文化財調査報告書第3集

史跡陣ノ内城跡保存活用計画

令和6年(2024)3月31日

編集・発行 甲佐町教育委員会

〒861-4696

熊本県上益城郡甲佐町豊内719-4

TEL 096-234-2447

FAX 096-234-2957